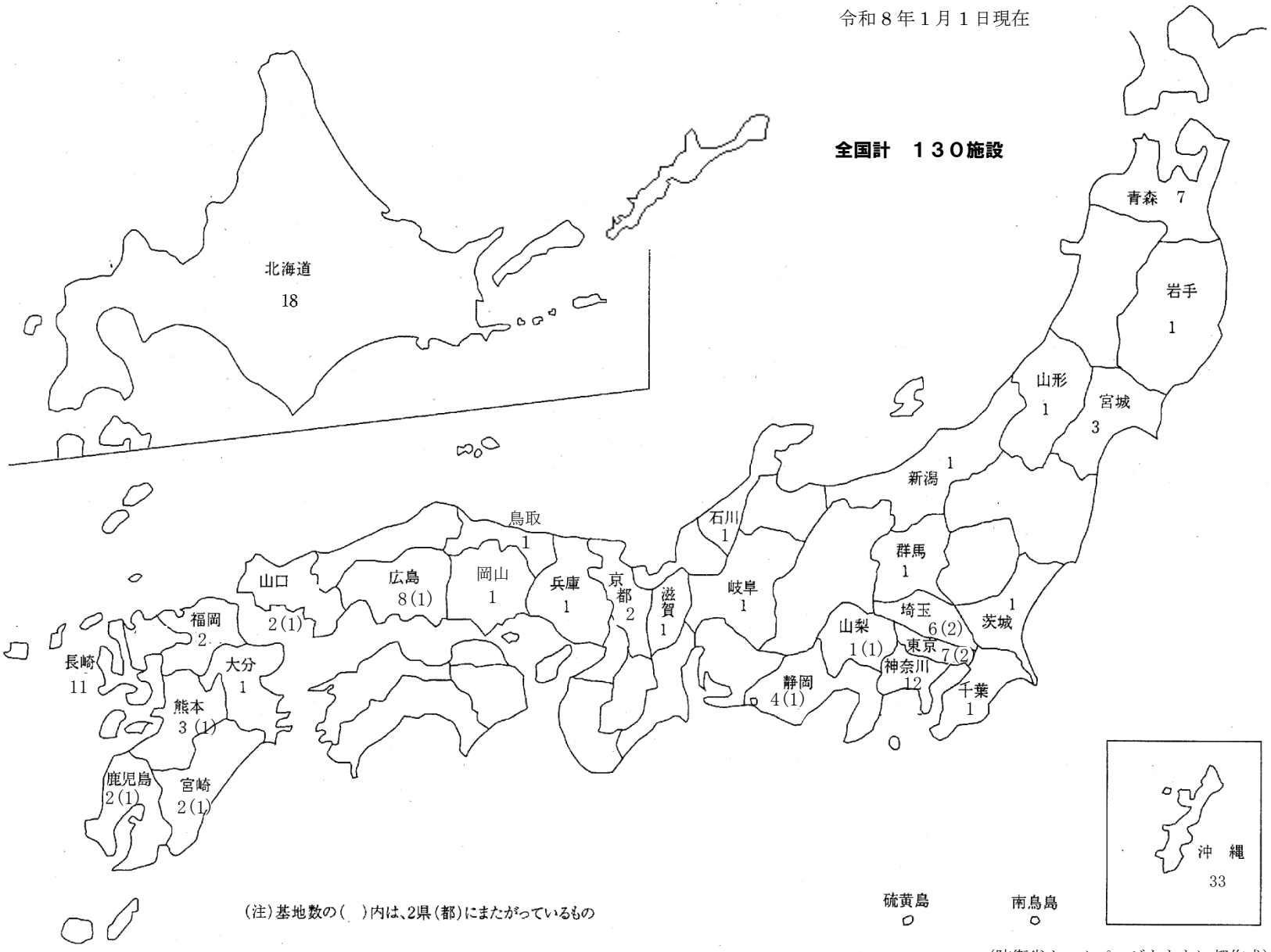
【資料編】

Ⅰ　在日米軍施設

資料1

在日米軍施設・区域分布図

令和８年１月１日現在



（注）基地数の（　）内は、2県（都）にまたがっているもの

（防衛省ホームページをもとに都作成）

資料2

在日米軍施設･区域（専用施設）都道府県別面積一覧

都道府県	面　積	全体面積に占める割合
沖縄県	184,542 千㎡	70.27 %
青森県	23,744	9.04
神奈川県	14,728	5.61
東京都	13,177	5.02
山口県	8,672	3.30
長崎県	4,557	1.74
北海道	4,274	1.63
広島県	3,536	1.35
千葉県	2,095	0.80
埼玉県	2,036	0.78
静岡県	1,205	0.46
京都府	36	0.01
福岡県	23	0.01
合　計	262,624	100.00

（防衛省ホームページより）

（注） 1） 令和８年１月１日現在 （日米地位協定 2-1-aに該当する区域の面積）
2） 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

資料3

都道府県別基地数、面積（専用及び共同使用の合計）一覧

都道府県	基地数	基地の面積 1） A	構成比 2）	都道府県面積 3） B	A／B×100 4）
北海道	18	344,573 千㎡	35.2%	83,422.27 ㎢	0.41 %
青　森	7	32,072	3.3%	9,645.11	0.33
岩　手	1	23,264	2.4%	15,275.05	0.15
宮　城	3	45,688	4.7%	7,282.34	0.63
山　形	1	1,308	0.1%	9,323.15	0.01
茨　城	1	1,089	0.1%	6,098.32	0.02
群　馬	1	5,796	0.6%	6,362.28	0.09
埼　玉	6(2)	2,060	0.2%	3,797.75	0.05
千　葉	1	2,095	0.2%	5,156.48	0.04
東　京	7(2)	15,995	1.6%	2,199.94	0.73
神奈川	12	17,382	1.8%	2,416.55	0.72
新　潟	1	14,080	1.4%	12,583.80	0.11
石　川	1	1,606	0.2%	4,190.94	0.04
山　梨	1(1)	45,968	4.7%	4,465.27	1.03
岐　阜	1	1,626	0.2%	10,621.29	0.02
静　岡	4(1)	89,169	9.1%	7,777.00	1.15
滋　賀	1	24,083	2.5%	4,017.38	0.60
京　都	2	91	0.0%	4,612.09	0.00
兵　庫	1	20	0.0%	8,400.82	0.00
鳥　取	1	1,020	0.1%	3,507.05	0.03
岡　山	1	18,844	1.9%	7,114.44	0.26
広　島	8(1)	5,222	0.5%	8,478.16	0.06
山　口	2(1)	8,672	0.9%	6,112.90	0.14
福　岡	2	1,421	0.1%	4,987.24	0.03
長　崎	11	4,607	0.5%	4,131.22	0.11
熊　本	3(1)	16,281	1.7%	7,409.13	0.22
大　分	1	56,317	5.7%	6,340.63	0.89
宮　崎	2(1)	9,168	0.9%	7,734.16	0.12
鹿児島	2(1)	3,899	0.4%	9,186.05	0.04
沖　縄	33	186,679	19.0%	2,282.11	8.18
全国計	130	980,095	100.0	―――	―――

（防衛省ホームページをもとに都作成）

（注） 基地数の（ ）書は、基地の一部が所在することを示す。
1） 令和８年１月１日現在 （日米地位協定 2-1-a、2-4-bに該当する区域の面積）
計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。
2） 小数第二位四捨五入
計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。
3） 国土交通省国土地理院ホームページより（令和８年１月１日現在）
4） 小数第三位四捨五入

資料4

在日米軍施設・区域別一覧

令和8年1月1日現在

施設・区域名	用途	所在地		土地面積（千㎡）
キャンプ千歳	通信	北海道	千歳市	4,274
(東千歳駐屯地)	演習場	北海道	千歳市	81
(北海道・千歳演習場)	演習場	北海道	恵庭市、千歳市、札幌市、北広島市	92,288
(千歳飛行場)	飛行場	北海道	千歳市、苫小牧市、幌泉郡えりも町	2,584
(別海矢臼別大演習場)	演習場	北海道	野付郡別海町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町	168,178
(釧路駐屯地)	兵舎	北海道	釧路郡釧路町	26
(鹿追駐屯地)	演習場	北海道	河東郡鹿追町	59
(上富良野中演習場)	演習場	北海道	空知郡上富良野町、空知郡中富良野町、富良野市	34,688
(札幌駐屯地)	演習場	北海道	札幌市	8
(鹿追然別中演習場)	演習場	北海道	河東郡鹿追町	32,832
(帯広駐屯地)	演習場	北海道	帯広市	757
(旭川近文台演習場)	演習場	北海道	旭川市	1,416
(丘珠駐屯地)	その他	北海道	札幌市	2
(名寄演習場)	演習場	北海道	名寄市	1,734
(滝川演習場)	演習場	北海道	滝川市、樺戸郡新十津川町	1,367
(美幌訓練場)	演習場	北海道	網走郡美幌町	2,269
(倶知安高嶺演習場)	演習場	北海道	虻田郡倶知安町	928
(遠軽演習場)	演習場	北海道	紋別郡遠軽町	1,082
三沢飛行場	飛行場	青森県	三沢市、八戸市、上北郡東北町、むつ市	15,968
八戸貯油施設	倉庫	青森県	八戸市、三沢市、上北郡おいらせ町	173
三沢対地射爆撃場	演習場	青森県	三沢市、上北郡六ヶ所村	7,656
(仙台駐屯地)	演習場	宮城県	仙台市	51
(八戸駐屯地)	兵舎	青森県	八戸市	53
(岩手岩手山中演習場)	演習場	岩手県	滝沢市、八幡平市	23,264
(大和王城寺原大演習場)	演習場	宮城県	加美郡色麻町、黒川郡大和町、黒川郡大衡村	45,377
(霞の目飛行場)	飛行場	宮城県	仙台市、岩沼市	260
(青森小谷演習場)	演習場	青森県	青森市	3,183
(弘前演習場)	演習場	青森県	中津軽郡西目屋村、弘前市	4,904
(神町大高根演習場)	演習場	山形県	村山市、東根市	1,308
車力通信所	通信	青森県	つがる市	135
赤坂プレス・センター	事務所	東京都	港区	27
横田飛行場	飛行場	東京都	福生市、西多摩郡瑞穂町、武蔵村山市、羽村市、立川市、昭島市	7,139
		埼玉県	狭山市	
多摩サービス補助施設	その他	東京都	稲城市、多摩市	1,948
木更津飛行場	飛行場	千葉県	木更津市	2,095
キャンプ朝霞	通信	埼玉県	和光市	118
所沢通信施設	通信	埼玉県	所沢市	966

施設・区域名	用途	所在地	土地面積（千㎡）
（入間飛行場）	演習場	埼玉県　入間市、狭山市	4
大和田通信所	通信	埼玉県　新座市	1,199
		東京都　清瀬市	
硫黄島通信所	通信	東京都　小笠原村	6,630
ニューサンノー米軍センター	その他	東京都　港区	7
（高田関山演習場）	演習場	新潟県　妙高市、上越市	14,080
（百里飛行場）	飛行場	茨城県　小美玉市	1,089
（相馬原演習場）	演習場	群馬県　高崎市、北群馬郡榛東村	5,796
（朝霞駐屯地）	演習場	埼玉県　朝霞市、和光市、新座市	17
羽田郵便管理事務所	事務所	東京都　大田区	建物のみ
根岸住宅地区	住宅	神奈川県　横浜市	429
横浜ノース・ドック	港湾	神奈川県　横浜市	523
キャンプ座間	事務所	神奈川県　相模原市、座間市	2,292
厚木海軍飛行場	飛行場	神奈川県　綾瀬市、大和市	5,056
相模総合補給廠	工場	神奈川県　相模原市	1,967
池子住宅地区及び海軍補助施設	住宅	神奈川県　逗子市、横浜市	2,882
吾妻倉庫地区	倉庫	神奈川県　横須賀市	802
横須賀海軍施設	港湾	神奈川県　横須賀市	2,363
相模原住宅地区	住宅	神奈川県　相模原市	593
（長坂小銃射撃場）	演習場	神奈川県　横須賀市	97
浦郷倉庫地区	倉庫	神奈川県　横須賀市	194
富士営舎地区	兵舎	静岡県　御殿場市	1,177
鶴見貯油施設	倉庫	神奈川県　横浜市	184
沼津海浜訓練場	演習場	静岡県　沼津市	28
（富士演習場）			133,925
（内数）北富士演習場	演習場	山梨県　富士吉田市、南都留郡山中湖村	45,968
（内数）東富士演習場	演習場	静岡県　御殿場市、駿東郡小山町、裾野市	87,956
（滝ヶ原駐屯地）	演習場	静岡県　御殿場市	8
（岐阜飛行場）	その他	岐阜県　各務原市	1,626
（小松飛行場）	飛行場	石川県　小松市、輪島市	1,606
（今津饗庭野中演習場）	演習場	滋賀県　高島市	24,083
（伊丹駐屯地）	演習場	兵庫県　川西市、伊丹市	20
経ヶ岬通信所	通信	京都府　京丹後市	36
（福知山射撃場）	演習場	京都府　福知山市	55
秋月弾薬庫	倉庫	広島県　江田島市	559
川上弾薬庫	倉庫	広島県　東広島市	2,604
広弾薬庫	倉庫	広島県　呉市	359

施設・区域名	用途	所在地	土地面積(千㎡)
岩国飛行場	飛行場	山口県 岩国市	8,648
		広島県 大竹市	
祖生通信所	通信	山口県 岩国市	24
呉第六突堤	港湾	広島県 呉市	12
(第一術科学校訓練施設)	演習場	広島県 江田島市	建物のみ
(原村演習場)	演習場	広島県 東広島市	1,687
(日本原中演習場)	演習場	岡山県 勝田郡奈義町、津山市	18,844
(美保飛行場)	飛行場	鳥取県 境港市、米子市	1,020
灰ヶ峰通信施設	通信	広島県 呉市	1
板付飛行場	飛行場	福岡県 福岡市	515
佐世保海軍施設	港湾	長崎県 佐世保市	496
佐世保ドライ・ドック地区	港湾	長崎県 佐世保市	83
赤崎貯油所	倉庫	長崎県 佐世保市	754
佐世保弾薬補給所	倉庫	長崎県 佐世保市	582
庵崎貯油所	倉庫	長崎県 佐世保市	227
横瀬貯油所	倉庫	長崎県 西海市	679
針尾島弾薬集積所	倉庫	長崎県 佐世保市	1,297
立神港区	港湾	長崎県 佐世保市	135
(新田原飛行場)	飛行場	宮崎県 児湯郡新富町	1,833
(崎辺小銃射撃場)	演習場	長崎県 佐世保市	建物のみ
針尾住宅地区	住宅	長崎県 佐世保市	354
(日出生台・十文字原演習場)	演習場	大分県 玖珠郡玖珠町、玖珠郡九重町、由布市、別府市、速見郡日出町、杵築市、大分市	56,317
(築城飛行場)	飛行場	福岡県 行橋市、築上郡築上町、春日市	906
(大村飛行場)	その他	長崎県 大村市	建物のみ
(大矢野原・霧島演習場)			26,965
(内数)大矢野原演習場	演習場	熊本県 上益城郡山都町	16,221
(内数)霧島演習場	演習場	宮崎県 えびの市	7,335
		鹿児島県 姶良郡湧水町	3,409
(北熊本駐屯地)	演習場	熊本県 熊本市	21
(健軍駐屯地)	演習場	熊本県 熊本市	39
(鹿屋飛行場)	飛行場	鹿児島県 鹿屋市	490
本土計 97施設・区域			793,417

施設・区域名	用途	所在地	土地面積(千㎡)
北部訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡国頭村、国頭郡東村	36,590
奥間レスト・センター	その他	沖縄県 国頭郡国頭村	546
伊江島補助飛行場	演習場	沖縄県 国頭郡伊江村	8,015
八重岳通信所	通信	沖縄県 名護市、国頭郡本部町	37
キャンプ・シュワブ	演習場	沖縄県 名護市、国頭郡宜野座村	20,626
辺野古弾薬庫	倉庫	沖縄県 名護市	1,214
キャンプ・ハンセン	演習場	沖縄県 国頭郡金武町、国頭郡宜野座村、国頭郡恩納村、名護市	48,745
金武レッド・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡金武町	14
金武ブルー・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県 国頭郡金武町	381
嘉手納弾薬庫地区	倉庫	沖縄県 中頭郡読谷村、沖縄市、中頭郡嘉手納町、国頭郡恩納村、うるま市	26,276
天願桟橋	港湾	沖縄県 うるま市	31
キャンプ・コートニー	兵舎	沖縄県 うるま市	1,339
キャンプ・マクトリアス	兵舎	沖縄県 うるま市	379
キャンプ・シールズ	兵舎	沖縄県 沖縄市	700
トリイ通信施設	通信	沖縄県 中頭郡読谷村	1,895
嘉手納飛行場	飛行場	沖縄県 中頭郡嘉手納町、沖縄市、中頭郡北谷町、那覇市、糸満市	19,856
キャンプ桑江	兵舎	沖縄県 中頭郡北谷町	676
キャンプ瑞慶覧	兵舎	沖縄県 中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、宜野湾市、沖縄市、うるま市	5,342
泡瀬通信施設	通信	沖縄県 沖縄市	552
ホワイト・ビーチ地区	港湾	沖縄県 うるま市	1,568
普天間飛行場	飛行場	沖縄県 宜野湾市	4,758
牧港補給地区	倉庫	沖縄県 浦添市	2,675
那覇港湾施設	港湾	沖縄県 那覇市	559
陸軍貯油施設	倉庫	沖縄県 うるま市、中頭郡北谷町、中頭郡嘉手納町、沖縄市、宜野湾市	1,278
鳥島射爆撃場	演習場	沖縄県 島尻郡久米島町	41
出砂島射爆撃場	演習場	沖縄県 島尻郡渡名喜村	245
久米島射爆撃場	演習場	沖縄県 島尻郡久米島町	2
津堅島訓練場	演習場	沖縄県 うるま市	16
黄尾嶼射爆撃場	演習場	沖縄県 石垣市	874
赤尾嶼射爆撃場	演習場	沖縄県 石垣市	41
沖大東島射爆撃場	演習場	沖縄県 島尻郡北大東村	1,147
(浮原島訓練場)	演習場	沖縄県 うるま市	254
(那覇飛行場)	その他	沖縄県 那覇市	7
沖縄計 33施設・区域			186,680
全国計 130施設・区域			980,098

(計数は防衛省ホームページによる)

注:1 ( )書きの施設・区域名については、日米地位協定第2条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設及び区域を示す。それ以外は、日米地位協定第2条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設及び区域を示す。
なお、日米地位協定第2条第1項(a)及び第2条第4項(b)に基づき米軍が使用している施設及び区域が1施設・区域内に混在する場合は( )書きをしない。
2 計数は、四捨五入によっているので符合しない場合がある。

資料5

在日米軍基地数推移

（令和8年1月1日現在）

年度（3月末現在）	都内基地数A	全国基地数B	割合％(A/B×100)	備　　考
昭和27年	208	2,824	7.4	平和条約発効(27.4.28)
昭和28年	144	1,282	11.2	
昭和29年	126	728	17.3	
昭和30年	110	658	16.7	
昭和31年	86	565	15.2	
昭和32年	65	457	14.2	
昭和33年	47	368	12.8	
昭和34年	42	272	15.4	
昭和35年	30	241	12.4	地位協定発効(35.6.23)
昭和36年	26	187	13.9	
昭和37年	23	164	14.0	
昭和38年	23	163	14.1	
昭和39年	23	159	14.5	東京オリンピック(39.10)
昭和40年	21	148	14.2	
昭和41年	20	142	14.1	
昭和42年	20	140	14.3	
昭和43年	19	139	13.7	小笠原返還(43.6.25)
昭和44年	21	141	14.9	
昭和45年	18	124	14.5	安保自動延長(45.6.23)
昭和46年	18	115	15.7	
昭和47年	16	103	15.5	沖縄返還(47.5.15)
昭和48年	14	165	8.5	関東計画決定(48.1.23)
昭和49年	10	151	6.6	
昭和50年	10	136	7.4	
昭和51年	10	130	7.7	
昭和52年	10	125	8.0	
昭和53年	10	119	8.4	
昭和54年	10	117	8.5	関東計画完了(54.1)
昭和55年	10	113	8.8	
昭和56年	9	110	8.2	
昭和57年	9	118	7.6	
昭和58年	9	118	7.6	
昭和59年	9	119	7.6	
昭和60年	9	127	7.1	
昭和61年	9	130	6.9	
昭和62年	9	131	6.9	
昭和63年	9	136	6.6	
平成元年	9	138	6.5	
平成2年	9	141	6.4	
平成3年	9	143	6.3	
平成4年	9	143	6.3	
平成5年	8	138	5.8	
平成6年	8	138	5.8	
平成7年	8	135	5.9	
平成8年	8	134	6.0	
平成9年	8	132	6.1	
平成10年	8	132	6.1	
平成11年	8	134	6.0	
平成12年	8	134	6.0	
平成13年	8	132	6.1	
平成14年	8	134	6.0	
平成15年	8	135	5.9	
平成16年	8	135	5.9	
平成17年	8	134	6.0	
平成18年	8	135	5.9	
平成19年	8	134	6.0	
平成20年	8	134	6.0	
平成21年	8	134	6.0	
平成22年	8	133	6.0	
平成23年	8	133	6.0	
平成24年	8	133	6.0	
平成25年	8	133	6.0	
平成26年	8	132	6.1	
平成27年	8	130	6.2	
平成28年	8	128	6.3	
平成29年	7	128	5.5	
平成30年	7	128	5.5	
令和元年	7	131	5.3	
令和2年	8	131	6.1	
令和3年	7	130	5.4	東京オリンピック(3.7)
令和4年	7	130	5.4	
令和5年	7	130	5.4	
令和6年	7	130	5.4	
令和7年	7	130	5.4	

資料６

返還基地一覧（昭和４５年以降）

	施設名 返還年月日 所在地 土地面積	接収（提供）から返還までの経緯	跡地の利用状況
1	**キャンプ王子** 昭和 46 年 10 月 15 日 北区、板橋区 122,404 ㎡	旧東京第一陸軍造兵廠（しょう）十条工廠（しょう）を、昭和 20 年 9 月米軍が接収し、戦車の整備等に使用。後に地図部隊等が使用。昭和 43 年 3 月に、陸軍病院を開設。ベトナム傷病兵を輸送するヘリコプター騒音等から地元住民等の反対運動が高まった。 東京都は、昭和 44 年 12 月に跡地利用方針を決定し、国の関係機関に対して返還の早期実現と跡地利用の促進について要請。米軍は、同月に病院業務を停止し、昭和 46 年 10 月に返還された。	公園（区立）、養護学校、療育医療センター、障害者総合スポーツセンター、都道、区道
2	**羽村学校地区** 昭和 46 年 10 月 15 日 羽村市 91,513 ㎡	昭和 25 年 9 月米軍が高射砲陣地として私有地を接収し、その後、国が買収して国有地とした。昭和 36 年以降、横田基地所属の軍人・軍属の子弟の教育施設として使用してきたが、昭和 43 年 12 月の日米安全保障協議委員会において、同施設を他へ移設次第返還することが合意された。 東京都知事と羽村町長は、昭和 45 年 6 月、当基地の返還促進と跡地利用について国に要請し、昭和 46 年 10 月に全面返還となった。	公園（市立）、小学校、養護学校、室内温水プール
3	**武蔵野住宅地区** 昭和 48 年 1 月 25 日 武蔵野市 133,079 ㎡	旧中島飛行機製作所跡地等を国が取得し、昭和 28 年から 32 年にかけて米軍に提供。宿舎、学校、消防署等として使用。武蔵野市議会の基地返還運動等を経て、グラントハイツ住宅地区とともに、横田基地に代替施設を建設することを条件に返還するとの日米合同委員会合意により、昭和 48 年 1 月に返還された。	公園（都立・市立）、養護学校付属施設、市庁舎、市道
4	**キャンプ朝霞** 昭和 48 年 6 月 20 日 練馬区（埼玉県朝霞市、和光市、新座市） 351,634 ㎡（東京都分） 3,177,244 ㎡（全区域）	東京都と埼玉県にまたがる総面積約 318ha の施設で、南地区、北地区、根津地区の 3 地区からなっており、東京都の行政区域は、すべて南地区に含まれていた。南地区は、昭和 18 年に開設された旧陸軍予科士官学校を昭和 20 年 9 月に米軍が接収し、ゴルフ場、学校、住宅等として使用してきたもので、その後「関東計画」の一環として、昭和 48 年 6 月に、大部分が返還された。（東京都分は全部返還）	小学校、養護学校、中学校、高等学校、福祉施設、区道、公園（都立、区立）、司法研修所

	施設名 返還年月日 所在地 土地面積	接収（提供）から返還までの経緯	跡地の利用状況
5	**大和空軍施設** 昭和 48 年 6 月 30 日 立川市、東大和市 343,537 ㎡	昭和27年10月の閣議決定により米軍に提供することとなったが、国と土地所有者の西武鉄道㈱との間の用地買収が不調となり、収用認定協議も不調のため、東京都収用委員会の裁決を経て、米軍に提供された。幹部宿舎、ハイスクール、運動場等として使用されたが、返還を求める気運が高まり、都と地元市が要請を行った。その後「関東計画」の一環として、昭和 48 年 6 月に全面返還となった。	高校、住宅、商業施設、水道施設、市道、公園（都立）、警視庁教育訓練施設（一部）、電車基地、重症心身障害児施設、看護専門学校
6	**東京通信所** 昭和 48 年 8 月 1 日 千代田区 建物の一部（377 ㎡）	昭和 21 年米軍が接収し、空軍第 1956 通信群が通信中継施設として使用。その後、周辺の高層ビル建設により、通信が困難となったため、赤坂プレスセンター及び府中空軍施設内へ移設され、昭和 48 年 8 月に全面返還。	建物所有者（日本電信電話公社（現、日本電信電話㈱））へ返還
7	**グラントハイツ住宅地区** 昭和 48 年 9 月 30 日 板橋区、練馬区 1,831,963 ㎡	昭和 18 年、旧成増飛行場として設置された。昭和 22 年 3 月米軍が接収。軍人・軍属の住宅等として使用。昭和 46 年 8 月、日米合同委員会において当施設を武蔵野住宅地区とともに全面返還することに合意し、昭和 47 年 7 月から翌年 48 年 9 月にかけて 3 回にわたり返還された。	小学校 10 校、中学校４校、高校２校、公園（都立・区立）、清掃工場、水道施設、住宅、都道、区道
8	**関東村住宅地区及び調布飛行場** 昭和 48 年 3 月 31 日（飛行場） 昭和 49 年 12 月 10 日（住宅） 三鷹市、府中市、調布市 2,036,625 ㎡（実測値）	昭和 16 年に公共用飛行場として開設され、その後陸軍が使用。20 年 9 月に米軍が接収し、調布水耕農園及び補助飛行場として使用。 飛行場地区は、昭和 29 年に日本側との共同使用となり、昭和 38 年以降は、実質的には運輸省（現、国土交通省）の管理の下に民間機の離着陸等に使用されてきた。 水耕農園には、東京オリンピック開催に伴い、代々木にあった米軍宿舎が移設され、それ以降、関東村住宅地区及び補助飛行場と呼称された。 調布飛行場は、昭和 47 年 3 月に大部分（66.7ha）が返還された。飛行場地区は、昭和 48 年 3 月に全面返還となり、関東村住宅地区についても、関東計画の一環として、昭和 49 年 12 月に全面返還となった。	市道、養護学校、社会福祉施設（一部）、飛行場、東京外国語大学、警視庁警察学校、警察大学校、公園（一部）、総合スポーツ施設（一部）、市民のスポーツ広場（暫定使用中）、病院、航空宇宙研究所分室
9	**府中空軍施設** 昭和 50 年 6 月 30 日 府中市 592,158 ㎡	旧陸軍燃料廠として設置され、昭和 20 年 9 月に米軍が接収。在日米軍司令部及び第５空軍司令部等の事務所及び宿舎等として使用。関東計画により、昭和 50 年 6 月 30 日、通信施設を除いた大部分が返還。	中学校、公園（都立、市立）、市道、文化ホール、斎場、航空自衛隊府中基地、社会教育施設

	施設名 返還年月日 所在地 土地面積	接収（提供）から返還までの経緯	跡地の利用状況
10	**立川飛行場** 昭和 52 年 11 月 30 日 立川市、昭島市、国分寺市、国立市 5,732,568 ㎡	大正 11 年に旧陸軍飛行場として開設されたものを、昭和 20 年 9 月米軍が接収。極東における重要な空軍輸送基地として使用。その後、施設の主要機能が横田基地に移されたこともあって、昭和 44 年 10 月に飛行業務は中止された。これに伴い、防衛庁（現、防衛省）は飛行場部分の使用を要望し、昭和 47 年 3 月から翌 48 年 5 月にかけて陸上自衛隊が移駐した。関東計画の一環として、昭和 52 年 11 月に全面返還。	国営公園（一部）、広域防災基地、都道、市道、変電所、ガス供給施設、運動場、モノレール車両基地、自治大学校、国立国語研究所、地方検察庁支部、地方裁判所支部、拘置所、市役所
11	**羽田郵便取扱所** 昭和 55 年 4 月 10 日 大田区 1,094 ㎡	昭和 20 年 9 月米軍が羽田飛行場を接収し、その構内に設置。昭和 34 年の羽田飛行場返還後も、米軍専用郵便取扱所として引続き提供。 新東京国際空港の開設に伴い、昭和 53 年 3 月以降、閉鎖状態となり、昭和 55 年 4 月に全面返還。	運輸省（現、国土交通省）へ所管替え
12	**山王ホテル士官宿舎** 昭和 58 年 10 月 15 日 千代田区、港区 12,989 ㎡	昭和 21 年 9 月米軍が民間の山王ホテルを接収。その後、27 年 4 月の平和条約発効に伴い、国が山王ホテルと賃貸借契約を締結して米軍に提供。高級将校等の宿舎及び会議室などに使用。昭和 44 年ホテル所有者が明け渡し訴訟を提起し、地裁は認める判決を言い渡した。これに対し国は控訴したが、その後和解が成立。昭和 58 年 10 月に全面返還。	所有者に返還
13	**南鳥島通信所** 平成 5 年 10 月 1 日 小笠原村 854,019 ㎡	昭和 43 年 6 月小笠原諸島の日本復帰後に、引き続き提供。在日米軍沿岸警備隊極東支部が、硫黄島ロラン局（付近を航行する船舶及び航空機が位置を確認するために電波を発信する通信所）の従局として、同島に駐屯している海上自衛隊の揚陸場、滑走路を共同使用。平成 5 年 10 月に全面返還され、海上保安庁が管理。	海上保安庁へ所管替え
14	**由木通信所** 平成 28 年 7 月 1 日 八王子市 3,891 ㎡	昭和 29 年 2 月通信施設として米軍に提供され、空軍第 37 航空中隊が関東一円の米軍施設を結ぶ極超短波通信中継施設として使用していたが、昭和 45 年 10 月使用を中止。 その後、昭和 53 年 10 月使用を再開した。平成 28 年 7 月 1 日に全面返還。	財務省管理
15	**府中通信施設** 令和 3 年 9 月 30 日 府中市 16,618 ㎡	旧陸軍燃料廠（しょう）として設置され、昭和 20 年 9 月に米軍が接収。在日米軍司令部及び第 5 空軍司令部等の事務所及び宿舎等として使用。関東計画により、昭和 50 年 6 月 30 日、通信施設を除いた大部分が返還されていた。 その後、令和 3 年 9 月 30 日に通信施設について全面返還。	財務省管理

資料７

返還基地跡地中央審･地方審答申一覧

令和8年1月1日現在

	施　設　名	都の跡地利用方針	国有財産中央審議会の処理の大綱	地方審答申 回数／年月日	処　分　概　要（国有地） （地方審答申面積、単位：㎡）	取得 状況	備　　考
1	キャンプ王子	47.2.24 心身障害児(者)施設、都市公園、都市計画道路	――	89/S47. 5.29	都立公園(64,000)　養護学校(9,760)　療育園(17,220) 心身障害者職業訓練及び授産所(10,304)　特殊教育センター(1,000) 心身障害者総合ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ(11,756)　都道(6,000)　区道(3,000)	済	都立公園はS51.4.1　事務事業移管により区立公園 都道は事業主体を北区に変更
2	羽村学校地区	48.4.10 養護学校	――	96/S48.10.23	養護学校(26,000)　小学校(16,500)　町立公園(34,800) 町道(6,539)　公務員宿舎(7,000)	済	公務員宿舎は町スポーツ施設に利用目的変更
3	武蔵野住宅地区	50.2.28 武蔵野中央公園を都市計画決定	――	110/S50.11.26 122/S53. 3. 3 138/S56.12.22 158/S61.12.11	**都(24,109)　*国立久里浜養護学校付属武蔵野養護学校(7,888) 市道(538)　(武蔵野市(23,990)) 市庁舎(14,488) 市立公園(6,326)　*市スポーツ公園施設(3,188) (都立公園(100,651))	済	*は所管換(→文部省) **のほか、76,542をS51.3.29(財)日本文化住宅協会から買収
4	キャンプ朝霞	48.2.6 運動公園、緑地、小中学校、高校、養護学校、福祉施設、交通施設	54.11.19 答申 公園、緑地、文教施設、福祉施設、国の施設(自衛隊)、道路、保留地	124/S53.10.27 129/S54.11.29 133/S55.12.12 138/S56.12.22 161/S62.10.22 176/H 4. 3. 9 206/H12.10.26	養護学校(15,000)　小学校(16,000)　*留保地の残(50,000) 高校(20,000)　都道(8,300)　中学校(15,000) 精神薄弱者更正施設(19,000) 重度身体障害者授産施設(8,701)　*陸上自衛隊駐屯地(61,924) 都立公園(103,000)　区道(5,640) *司法研修所(33,000) 区立公園(43,797)	済	*は中央審答申(当初は83,000) *は所管換(→東京防衛施設局) *は所管換(→最高裁判所)
5	大和空軍施設	48.2.6 公園、住宅、教育文化施設等	56.6.1 答申 公園、高校、警視庁教育訓練施設、住宅、駅前広場、電車基地、水道ポンプ所、留保地	139/S57. 2.18 142/S57.12.16 149/S59. 9.28 154/S60.11.14 166/H 1. 3. 3 172/H 2.11.15 194/H 9. 2.18	高校(25,000)　都道(含駅広)(4,688)　市道(45,127) 水道施設(44,999) 都住宅(12,344)　公社住宅(10,935)　公団住宅(8,000) 都立公園(37,964)　電車等基地(41,873) 重度身体障害児施設(35,000) 都住宅(8,490)　公社住宅(8,905)　公団住宅(8,247) 警察官待機宿舎(20,743)	済	(参考)下記の答申なしの処分がある (契約年月日)　(用途)　(面積) S63.2.10　訓練施設　40,000㎡ 所管換(→警視庁)
6	東京通信所	――	――	――	付議省略	―	建物所有者(電電公社)へ返還
7	グランドハイツ住宅地区	44.12.8 公園、道路、学校、住宅地区(清掃工事、近隣公園等を含む。)	――	131/S55. 4.24 (計1,820,000) 137/S56.10.30 141/S57.10. 8 153/S60.10. 9 156/S61. 5.30	都立公園(600,000)[1]　都道(172,000)　ごみ処理施設(24,000)[4] 高校(40,000)[2]　都住宅(156,000)[3]　水道施設(2,000) 区道(47,000)[5]　小学校(108,000)[6]　中学校(77,000)[7] 公社住宅(99,000)[8]　公団住宅(475,000)[9] 官公庁施設等　(14,000)　留保地　(6,000) 変電所(525) 都道代替地(825) 警察署(2,600)　消防署(2,100)　地下鉄施設(470)　官公庁施設等分合計14,486 区民総合センター(4,000) 特別養護老人ホーム(3,966)	済	個別の処分時に下記の答申がある [1]:141/S57.10.8(127,500)，[1]:153/S60.10.9(133,320) [2]:133/S55.12.12(19,990) [3]:133/S55.12.12(15,445)，[3]:137/S56.10.30(30,975) [3]:141/S57.10.8(50,713)，[3]:151/S60.2.14(49,421) [4]:133/S55.12.12(3,739)，[5]:133/S55.12.12(19,273) [6]:137/S56.10.30(20,177)，[6]:141/S57.10.8(22,980) [6]:148/S59.5.31(8,114) [7]:141/S57.10.8(15,000)，[7]:148/S59.5.31(22,512) [8]:148/S59.5.31(7,633) [9]:133/S55.12.12(23,956)，[9]:137/S56.10.30(12,448)
8	関東村住宅地区及び調布飛行場	48.2.6 公園、緑地、文教施設等(周辺の公園、緑地等との関連をもたらす。)	平成6.6.21 答申 警察大学校・警視庁警察学校、東京外国語大学、総合病院、航空宇宙研究所、調整池、配水池、留保地等	120/S52.10.19 187/H 7. 2.28 194/H 9. 2.18 197/H10. 2.19 208/H13.12.15	市道(9,200) *留保地(60,000) *警察大学校・警視庁警察学校(160,000) *東京外国語大学(130,000) 配水池・市民スポーツ広場(9,999) 病院(23,000)	一部済	中央審答申では、国有地(14.0ha)と都有地(12.6ha)を利用計画に沿って交換することとされた。 *は所管換(→警視庁) *は所管換 (→東京外国語大学) (参考)下記の答申なしの処分がある (契約年月日)　(用途)　(面積) H7.5.25　スポーツ施設　6,854㎡ H8.3.19　調布飛行場　3,384㎡

※地方審答申面積には概数が含まれるため、資料6に記載のある土地面積（実測値）と異なる場合がある。

	施　設　名	都の跡地利用方針	国有財産中央審議会の処理の大綱	地方審答申 回数／年月日	処　分　概　要（国有地） （地方審答申面積、単位：㎡）	取得 状況	備　　考
9	府中空軍施設	48.2.6 公園、緑地、木造公営住宅の建替用地等	56.11.24 答申 公園、社会教育施設、斎場、小学校、中学校、自衛隊、留保地	135/S56. 4.10 142/S57.12.16 145/S58.10.27 160/S62. 5.29 169/H 1.12.21 184/H 6. 6. 7	中学校(20,000)　　＊留保地の計(155,000) 小学校(17,051)　市道(18,620)　＊航空自衛隊府中基地(180,009) 市立公園(10,000) 都立公園(164,000) 市社会教育施設(10,000) 斎場(12,000)	済	＊は中央審答申(当初は130,000) 小学校は市文化ホールに利用目的変更(159/S62.2.27) ＊は所管換(→東京防衛施設局)
10	立川飛行場	48.2.6 業務施設、森林公園等	54.11.19 答申 大規模公園、広域防災基地、業務地、道路、留保地	120/S52.10.19 129/S54.11.29 131/S55. 4.24 139/S57 .2.18 149/S59. 9.28 155/S61. 2.25 158/S61.12.11 165/S63.12. 6 167/H 1. 6. 2 169/H 1.12.21 H 6.10.13 202/H11. 6. 9 211/H13. 3. 4 232/H22 4. 7 243/H25. 9. 4 260/H30. 6.12	市道(27,800)　　＊留保地の残(1,045,000) ＊国営公園(1,758,000) ＊陸上自衛隊東部方面航空隊飛行基地(845,000) 変電所(20,000)　ガス供給施設(10,000) 都道(132,000) 都道(60,000)　市運動場(6,775) 都住宅(8,135)　＊市道(140) 市運動場(5,662)　中学校(815) 市道(25,496)　総務局救援施設(6,930) 消防庁航空基地・庁舎(32,000)　消防庁庁舎(12,939) 警視庁航空基地・庁舎(18,600) *海上保安庁庁舎等(35,205)　*備蓄倉庫(22,420) 都道(41,200)　市道(6,600)　市区画整理事業(7,760) 住都公団再開発事業(33,250)　モノレール車両基地(55,000) 警視庁総合庁舎(24,000)　警察署(5,300)　警察官待機宿舎(16,700) 跡地地区の国有地を区画整理事業用地に編入することを解(335,000) ＊自治大学校(50,000) 立川市役所(11,000) 学校給食施設（8,800） 法務省に対し国際法務総合センター（仮称）敷地及び宿舎敷地(126,000）として所管換 ごみ処理施設敷地（24,354）	一部済	＊は中央審答申(当初は1,100,000) ＊は所管換(各々→関東地建、→東京防衛施設局) ＊は昭島市 *は所管換 (各々→海上保安庁、→食糧庁) モノレール車両基地は留保地分である ＊は所管換(→自治省) (参考)下記の答申なしの処分がある (契約年月日)　(用途)　(面積) S50.7.25　体育館　11,468㎡ S56.3.30　体育館駐車場　1,889㎡ S58.3.24　中学校　20,586㎡ S61.3.20　＊総合訓練場等　74,990㎡ S62.3.11　＊災害対策本部　14,403㎡ S63.11.29　市道　6,378㎡ H3.3.15　民間特別養護センター　2,133㎡ H3.3.30　市総合福祉センター　2,761㎡ H17.1.5　庁舎　23,980㎡ H17.1.7　庁舎　62,450㎡ H17.6.8　＊庁舎　15,023㎡ ＊は所管換(各々→総理府、国土庁、最高裁判所)
11	羽田郵便取扱所	――	――	－	羽田飛行場(1,094)	－	運輸省行政財産の一部を提供していた、答申なし
12	山王ホテル士官宿舎	――	――	－	――	－	所有者に返還
13	南鳥島通信所	――	――	－	――	－	
14	由木通信所	――	――	－	――	－	
15	府中通信施設	――	――	－	――	－	

※地方審答申面積には概数が含まれるため、資料6に記載のある土地面積（実測値）と異なる場合がある。

※立川飛行場については、立川市と昭島市の地方審答申のみを掲載している。

【資料編】

II　基地関係の法令等

資料８

基地関係の主な法令一覧

1　基地提供関係
- 日本国との平和条約（昭 27．4．28）－6 条（米軍駐留）
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭 35．6．23）－6 条（施設及び区域の提供）＜資料 9 に全文掲載＞
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定「略称：地位協定」（昭 35．6．23）－2 条（提供する施設・区域）＜資料 11 に全文掲載＞

2　基地周辺対策関係
- 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭 49．6．27）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（平 27．9．28）＜資料 14 に全文掲載＞

- 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭 28．8．25）

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限に関する法律（昭 27．7．22）

3　基地交付金関係
- 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭 32．5．16）
  （米軍に提供している国有財産について、固定資産税との均衡を考慮して財産措置を講じるもの）
- 施設等所在市町村調整交付金交付要綱（昭 45．11．6 自治省告示第 224 号）
  （米軍の資産（ドル資産）について、助成交付金との均衡上交付されるもの）

〔参考〕国有資産等所在市町村交付金法（昭 31．4．24）

4　再編交付金関係
- 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平 19.5.30）＜資料 27＞

5　跡地処分関係
- 国有財産法（昭 26．6．30）
  - 21 条（貸付期間）
  - 22 条（無償貸付）
  - 28 条（譲　　与）
- 国有地の有効利用について（昭 47．5．10 通達）
- 返還財産の処分条件について（昭 54．12．24 通達）＜資料 19＞
- 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（平 15．7．2 通達）＜資料 22＞

・国有財産特別措置法（昭 27．6．30）
- 2 条（無償貸付）
- 3 条（減額譲渡・貸付）
- 10 条（管理委託）

〔参考〕義務教育諸学校施設費国庫負担金（昭 33．4．25）による児童生徒急増地域の指定（昭 54．8．1 文部省告示第 136 号）

・国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭 32．5．20）
　――――5 条（特別国有財産整備計画）
・特定国有財産整備特別会計法（昭 32．5．20）
　――――1 条（特定国有財産整備計画に関する特別会計）

6　基地従業員関係
- 地位協定（前掲）――12 条（労務提供、労働条件）
- 基本労務契約（昭 32．10．1）
  （勤務条件等を定めた日米両国政府間の契約）
- 諸機関労務協約（昭 36．12．1）
  （歳出外資金による諸機関（食堂、クラブ、劇場等）従業員の勤務条件等を定めた日米両国政府間の協約）
- 特別調達資金設置令（昭 26．6．11）
  （米軍が支払う基地従業員の経費を日本政府が一時立替える回転資金制度）

・　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭 33．5．17）

資料９

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和３５年６月２３日　条約第６号）

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的な安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって、次のとおり協定する。

第１条〔関係国際紛争の平和的解決等〕
締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。
締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。
第２条〔国際協力及び経済的協力〕
締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。
第３条〔防衛力の増強〕
締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。
第４条〔協議〕
締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。
第５条〔防衛〕
各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。
前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第 51 条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。
第６条〔合衆国軍隊に対する施設及び区域の提供〕
日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。
前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952 年２月 28 日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第３条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。
第７条〔国際連合憲章に基づく権利義務との関係〕
この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。
第８条〔批准〕
この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日〔昭和 35 年６月 23 日〕に効力を生ずる。
第９条〔旧条約の失効〕
1951 年９月８日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。
第 10 条〔有効期間〕
この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。
もっとも、この条約が 10 年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後１年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。
1960 年１月 19 日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書２通を作成した。
（両国全権委員氏名省略）

資料 10

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条の実施に関する交換公文

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第 6 条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動(前記の条約第 5 条の規定に基づいて行なわれるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1960 年 1 月 19 日にワシントンで

岸　信介

アメリカ合衆国国務長官
クリスチャン．A．ハーター閣下

合衆国国務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第 6 条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行われる戦闘作戦行動(前記の条約第 5 条の規定に基づいて行われるものを除く。)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1960 年 1 月 19 日

アメリカ合衆国国務長官
クリスチャン．A．ハーター

日本国総理大臣　岸信介閣下

資料11

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

昭和 35 年 1 月 19 日ワシントンで署名
昭和 35 年 6 月 19 日国会承認
昭和 35 年 6 月 21 日承認の内閣決定
昭和 35 年 6 月 23 日承認を通知する公文交換
昭和 35 年 6 月 23 日公布（条約第7号）
昭和 35 年 6 月 23 日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第一条
この協定において、
(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。
(1) 配偶者及び二十一才未満の子
(2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条
1(a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個個の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす。

AGREEMENT UNDER ARTICLE VI OF THE TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA, REGARDING FACILITIES AND AREAS AND THE STATUS OF UNITED STATES ARMED FORCES IN JAPAN

Signed at Washington, January 19, 1960
Approved by the diet, June 19, 1960
Approval decided by the cabinet, June 21, 1960
Notes of approval exchanged at Tokyo, June 23, 1960
Promulgated, June 23, 1960
Entered into force, June 23, 1960

Japan and the United States of America, pursuant to Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America signed at Washington on January 19, 1960, have entered into this Agreement in terms as set forth below:

ARTICLE I
In this Agreement the expression-
(a) "members of the United States armed forces" means the personnel on active duty belonging to the land, sea or air armed services of the United States of America when in the territory of Japan.
(b) "civilian component" means the civilian persons of United States nationality who are in the employ of, serving with, or accompanying the United States armed forces in Japan, but excludes persons who are ordinarily resident in Japan or who are mentioned in paragraph 1 of Article XIV. For the purposes of this Agreement only, dual nationals, Japanese and United States, who are brought to Japan by the United States shall be considered as United States nationals.
(c) "dependents" means
1 Spouse, and children under 21;
2 Parents, and children over 21, if dependent for over half their support upon a member of the United States armed forces or civilian component.

ARTICLE II
1.(a) The United States is granted, under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security, the use of facilities and areas in Japan. Agreements as to specific facilities and areas shall be concluded by the two Governments through the Joint Committee provided for in Article XXV of this Agreement. "Facilities and areas" include existing furnishings, equipment and fixtures necessary to the operation of such facilities and areas.
(b) The facilities and areas of which the United States has the use at the time of expiration of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America, shall be considered as facilities and areas agreed upon between the two Governments in accordance with sub-paragraph (a) above.

2　日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3　合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4(a)　合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b)　合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第三条

1　合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

2　合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3　合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。

第四条

1　合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。

2　日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残さ

2 . At the request of either Government, the Governments of Japan and the United States shall review such arrangements and may agree that such facilities and areas shall be returned to Japan or that additional facilities and areas may be provided.

3 . The facilities and areas used by the United States armed forces shall be returned to Japan whenever they are no longer needed for purposes of this Agreement, and the United States agrees to keep the needs for facilities and areas under continual observation with a view toward such return.

4.(a) When facilities and areas are temporarily not being used by the United States armed forces, the Government of Japan may make, or permit Japanese nationals to make, interim use of such facilities and areas provided that it is agreed between the two Governments through the Joint Committee that such use would not be harmful to the purposes for which the facilities and areas are normally used by the United States armed forces.

(b) With respect to facilities and areas which are to be used by United States armed forces for limited periods of time, the Joint Committee shall specify in the agreements covering such facilities and areas the extent to which the provisions of this Agreement shall apply.

ARTICLE III

1 . Within the facilities and areas, the United States may take all the measures necessary for their establishment, operation, safeguarding and control. In order to provide access for the United States armed forces to the facilities and areas for their support, safeguarding and control, the Government of Japan shall, at the request of the United States armed forces and upon consultation between the two Governments through the Joint Committee, take necessary measures within the scope of applicable laws and regulations over land, territorial waters and airspace adjacent to, or in the vicinities of the facilities and areas. The United States may also take necessary measures for such purposes upon consultation between the two Governments through the Joint Committee.

2 . The United States agrees not to take the measures referred to in paragraph 1 in such a manner as to interfere unnecessarily with navigation, aviation, communication, or land travel to or from or within the territories of Japan. All questions relating to frequencies, power and like matters used by apparatus employed by the United States designed to emit electric radiation shall be settled by arrangement between the appropriate authorities of the two Governments. The Government of Japan shall, within the scope of applicable laws and regulations, take all reasonable measures to avoid or eliminate interference with telecommunications electronics required by the United States armed forces.

3. Operations in the facilities and areas in use by the United States armed forces shall be carried on with due regard for the public safety.

ARTICLE IV

1. The United States is not obliged, when it returns facilities and areas to Japan on the expiration of this Agreement or at an earlier date, to restore the facilities and areas to the condition in which they were at the time they became available to the United States armed forces, or to compensate Japan in lieu of such restoration.

2. Japan is not obliged to make any compensation to the United States

れる建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
3　前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第五条
1　合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならず、その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

2　1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。

3　1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第六条
1　すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。

2　合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならず、かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条
合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第八条
日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

for any improvements made in the facilities and areas or for the buildings or structures left thereon on the expiration of this Agreement or the earlier return of the facilities and areas.
3. The foregoing provisions shall not apply to any construction which the Government of the United States may undertake under special arrangements with the Government of Japan.

ARTICLE V
1 . United States and foreign vessels and aircraft operated by, for, or under the control of the United States for official purposes shall be accorded access to any port or airport of Japan free from toll or landing charges. When cargo or passengers not accorded the exemptions of this Agreement are carried on such vessels and aircraft, notification shall be given to the appropriate Japanese authorities, and their entry into and departure from Japan shall be according to the laws and regulations of Japan.
2 . The vessels and aircraft mentioned in paragraph 1, United States Government-owned vehicles including armor, and members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be accorded access to and movement between facilities and areas in use by the United States armed forces and between such facilities and areas and the ports or airports of Japan. Such access to and movement between facilities and areas by United States military vehicles shall be free from toll and other charges.
3 . When the vessels mentioned in paragraph 1 enter Japanese ports, appropriate notification shall, under normal conditions, be made to the proper Japanese authorities. Such vessels shall have freedom from compulsory pilotage, but if a pilot is taken pilotage shall be paid for at appropriate rates.

ARTICLE VI
1 . All civil and military air traffic control and communications systems shall be developed in close coordination and shall be integrated to the extent necessary for fulfillment of collective security interests. Procedures, and any subsequent changes thereto, necessary to effect this coordination and integration will be established by arrangement between the appropriate authorities of the two Governments.
2. Lights and other aids to navigation of vessels and aircraft placed or established in the facilities and areas in use by United States armed forces and in territorial waters adjacent thereto or in the vicinity thereof shall conform to the system in use in Japan. The Japanese and United States authorities which have established such navigation aids shall notify each other of their positions and characteristics and shall give advance notification before making any changes in them or establishing additional navigation aids.

ARTICLE VII
The United States armed forces shall have the use of all public utilities and services belonging to, or controlled or regulated by the Government of Japan, and shall enjoy priorities in such use, under conditions no less favorable than those that may be applicable from time to time to the ministries and agencies of the Government of Japan.

(a)　地上及び海上からの気象観測(気象観測船からの観測を含む。)
(b)　気象資料(気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。)

(c)　航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
(d)　地震観測の資料(地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。)

第九条
1　この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
2　合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3　合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。
(a)　氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書
(b)　その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国の当局に提示しなければならない。

4　軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間のその身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。

5　1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

6　日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送出を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

ARTICLE VIII
The Government of Japan undertakes to furnish the United States armed forces with the following meteorological services in accordance with arrangements between the appropriate authorities of the two Governments:
(a) Meteorological observations from land and ocean areas including observations from weather ships.
(b) Climatological information including periodic summaries and the historical data of the Meteorological Agency.
(c) Telecommunications service to disseminate meteorological information required for the safe and regular operation of aircraft.
(d) Seismographic data including forecasts of the estimated size of tidal waves resulting from earthquakes and areas that might be affected thereby.

ARTICLE IX
1. The United States may bring into Japan persons who are members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, subject to the provisions of this Article.
2. Members of the United States armed forces shall be exempt from Japanese passport and visa laws and regulations. Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be exempt from Japanese laws and regulations on the registration and control of aliens, but shall not be considered as acquiring any right to permanent residence or domicile in the territories of Japan.
3. Upon entry into or departure from Japan members of the United States armed forces shall be in possession of the following documents:
(a) personal identity card showing name, date of birth, rank and number, service, and photograph; and
(b) individual or collective travel order certifying to the status of individual or group as a member or members of the United States armed forces and to the travel ordered.
For purposes of their identification while in Japan, members of the United States armed forces shall be in possession of the foregoing personal identity card which must be presented on request to the appropriate Japanese authorities.
4. Members of the civilian component, their dependents, and the dependents of members of the United States armed forces shall be in possession of appropriate documentation issued by the United States authorities so that their status may be verified by Japanese authorities upon their entry into or departure from Japan, or while in Japan.
5. If the status of any person brought into Japan under paragraph 1 of this Article is altered so that he would no longer be entitled to such admission, the United States authorities shall notify the Japanese authorities and shall, if such person be required by the Japanese authorities to leave Japan, assure that transportation from Japan will be provided within a reasonable time at no cost to the Government of Japan.
6. If the Government of Japan has requested the removal from its territory of a member of the United States armed forces or civilian component or has made an expulsion order against an ex-member of the United States armed forces or the civilian component or against a dependent of a member or ex-member, the authorities of the United States shall be responsible for receiving the person concerned within its

第十条

1　日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。

2　合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十一条

1　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。

2　合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書）を必要とする。

3　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

（a）　合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品

（b）　合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品

（c）　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

own territory or otherwise disposing of him outside Japan. This paragraph shall apply only to persons who are not nationals of Japan and have entered Japan as members of the United States armed forces or civilian component or for the purpose of becoming such members, and to the dependents of such persons.

ARTICLE X

1 . Japan shall accept as valid, without a driving test or fee, the driving permit or license or military driving permit issued by the United States to a member of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents.

2 . Official vehicles of the United States armed forces and the civilian component shall carry distinctive numbered plates or individual markings which will readily identify them.

3 . Privately owned vehicles of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall carry Japanese number plates to be acquired under the same conditions as those applicable to Japanese nationals.

ARTICLE XI

1 . Save as provided in this Agreement, members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be subject to the laws and regulations administered by the customs authorities of Japan.

2. All materials, supplies and equipment imported by the United States armed forces, the authorized procurement agencies of the United States armed forces, or by the organizations provided for in Article XV, for the official use of the United States armed forces or for the use of the members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, and materials, supplies and equipment which are to be used exclusively by the United States armed forces or are ultimately to be incorporated into articles or facilities used by such forces, shall be permitted entry into Japan; such entry shall be free from customs duties and other such charges. Appropriate certification shall be made that such materials, supplies and equipment are being imported by the United States armed forces, the authorized procurement agencies of the United States armed forces, or by the organizations provided for in Article XV, or, in the case of materials, supplies and equipment to be used exclusively by the United States armed forces or ultimately to be incorporated into articles or facilities used by such forces, that delivery thereof is to be taken by the United States armed forces for the purposes specified above.

3. Property consigned to and for the personal use of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, shall be subject to customs duties and other such charges, except that no duties or charges shall be paid with respect to:

(a) Furniture and household goods for their private use imported by the members of the United States armed forces or civilian component when they first arrive to serve in Japan or by their dependents when they first arrive for reunion with members of such forces or civilian component, and personal effects for private use brought by the said persons upon entrance.

(b) Vehicles and parts imported by members of the United States armed forces or civilian component for the private use of themselves or their

4　2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。

5　税関検査は、次のものの場合には行なわないものとする。
（a）　命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
（b）　公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線上にある公用郵便物
（c）　合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

6　関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
7　2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
8　合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。

9　(a)　日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

（b）　合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
（c）　合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。

（d）　合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第十二条
1　合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。

2　現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品、及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
3　合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附

dependents.
(c) Reasonable quantities of clothing and household goods of a type which would ordinarily be purchased in the United States for everyday use for the private use of members of the United States armed forces, civilian component, and their dependents, which are mailed into Japan through United States military post offices.
4 . The exemptions granted in paragraphs 2 and 3 shall apply only to cases of importation of goods and shall not be interpreted as refunding customs duties and domestic excises collected by the customs authorities at the time of entry in cases of purchases of goods on which such duties and excises have already been collected.
5 . Customs examination shall not be made in the following cases:
(a) Units of the United States armed forces under orders entering or leaving Japan;
(b) Official documents under official seal and official mail in United States military postal channels;
(c) Military cargo shipped on a United States Government bill of lading.
6. Except as such disposal may be authorized by the Japanese and United States authorities in accordance with mutually agreed conditions, goods imported into Japan free of duty shall not be disposed of in Japan to persons not entitled to import such goods free of duty.
7 . Goods imported into Japan free from customs duties and other such charges pursuant to paragraphs 2 and 3, may be re-exported free from customs duties and other such charges.
8. The United States armed forces, in cooperation with Japanese authorities, shall take such steps as are necessary to prevent abuse of privileges granted to the United States armed forces, members of such forces, the civilian component, and their dependents in accordance with this Article.
9.(a) In order to prevent offenses against laws and regulations administered by the customs authorities of the Government of Japan, the Japanese authorities and the United States armed forces shall assist each other in the conduct of inquiries and the collection of evidence.
(b) The United States armed forces shall render all assistance within their power to ensure that articles liable to seizure by, or on behalf of, the customs authorities of the Government of Japan are handed to those authorities.
(c) The United States armed forces shall render all assistance within their power to ensure the payment of duties, taxes, and penalties payable by members of such forces or of the civilian component, or their dependents.
(d) Vehicles and articles belonging to the United States armed forces seized by the customs authorities of the Government of Japan in connection with an offense against its customs or fiscal laws or regulations shall be handed over to the appropriate authorities of the force concerned.

ARTICLE XII
1 . The United States may contract for any supplies or construction work to be furnished or undertaken in Japan for purposes of, or authorized by, this Agreement, without restriction as to choice of supplier or person who does the construction work. Such supplies or construction work may, upon agreement between the appropriate authorities of the two Governments, also be procured through the Government of Japan.

して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

(a) 物品税
(b) 通行税
(c) 揮発油税
(d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第十五条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなつた場合には、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後七日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から三十日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有

2 . Materials, supplies, equipment and services which are required from local sources for the maintenance of the United States armed forces and the procurement of which may have an adverse effect on the economy of Japan shall be procured in coordination with, and, when desirable, through or with the assistance of, the competent authorities of Japan.

3. Materials, supplies, equipment and services procured for official purposes in Japan by the United States armed forces, or by authorized procurement agencies of the United States armed forces upon appropriate certification shall be exempt from the following Japanese taxes:

(a) Commodity tax
(b) Travelling tax
(c) Gasoline tax
(d) Electricity and gas tax.

Materials, supplies, equipment and services procured for ultimate use by the United States armed forces shall be exempt from commodity and gasoline taxes upon appropriate certification by the United States armed forces. With respect to any present or future Japanese taxes not specifically referred to in this Article which might be found to constitute a significant and readily identifiable part of the gross purchase price of materials, supplies, equipment and services procured by the United States armed forces, or for ultimate use by such forces, the two Governments will agree upon a procedure for granting such exemption or relief therefrom as is consistent with the purposes of this Article.

4. Local labor requirements of United States armed forces and of the organizations provided for in Article XV shall be satisfied with the assistance of the Japanese authorities.

5. The obligations for the withholding and payment of income tax, local inhabitant tax and social security contributions, and, except as may otherwise be mutually agreed, the conditions of employment and work, such as those relating to wages and supplementary payments, the conditions for the protection of workers, and the rights of workers concerning labor relations shall be those laid down by the legislation of Japan.

6. Should the United States armed forces or as appropriate an organization provided for in Article XV dismiss a worker and a decision of a court or a Labor Relations Commission of Japan to the effect that the contract of employment has not terminated become final, the following procedures shall apply:

(a) The United States armed forces or the said organization shall be informed by the Government of Japan of the decision of the court or Commission;

(b) Should the United States armed forces or the said organization not desire to return the worker to duty, they shall so notify the Government of Japan within seven days after being informed by the latter of the decision of the court or Commission, and may temporarily withhold the worker from duty;

(c) Upon such notification, the Government of Japan and the United States armed forces or the said organization shall consult together without delay with a view to finding a practical solution of the case;

(d) Should such a solution not be reached within a period of thirty days from the date of commencement of the consultations under (c) above, the worker will not be entitled to return to duty. In such case, the Government of the United States shall pay to the Government of Japan an amount equal to the cost of employment of the worker for a period of

することはない。

9　3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

1　合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

1　通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。

2　1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

（a）　合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わつたとき。

（b）　それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

time to be agreed between the two Governments.

7 . Members of the civilian component shall not be subject to Japanese laws or regulations with respect to terms and conditions of employment.

8 . Neither members of the United States armed forces, civilian component, nor their dependents, shall by reason of this Article enjoy any exemption from taxes or similar charges relating to personal purchases of goods and services in Japan chargeable under Japanese legislation.

9 . Except as such disposal may be authorized by the Japanese and United States authorities in accordance with mutually agreed conditions, goods purchased in Japan exempt from the taxes referred to in paragraph 3, shall not be disposed of in Japan to persons not entitled to purchase such goods exempt from such tax.

ARTICLE XIII

1. The United States armed forces shall not be subject to taxes or similar charges on property held, used or transferred by such forces in Japan.

2. Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall not be liable to pay any Japanese taxes to the Government of Japan or to any other taxing agency in Japan on income received as a result of their service with or employment by the United States armed forces, or by the organizations provided for in Article XV. The provisions of this Article do not exempt such persons from payment of Japanese taxes on income derived from Japanese sources, nor do they exempt United States citizens who for United States income tax purposes claim Japanese residence from payment of Japanese taxes on income. Periods during which such persons are in Japan solely by reason of being members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents shall not be considered as periods of residence or domicile in Japan for the purpose of Japanese taxation.

3 . Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents shall be exempt from taxation in Japan on the holding, use, transfer interse, or transfer by death of movable property, tangible or intangible, the presence of which in Japan is due solely to the temporary presence of these persons in Japan, provided that such exemption shall not apply to property held for the purpose of investment or the conduct of business in Japan or to any intangible property registered in Japan. There is no obligation under this Article to grant exemption from taxes payable in respect of the use of roads by private vehicles.

ARTICLE XIV

1. Persons, including corporations organized under the laws of the United States, and their employees who are ordinarily resident in the United States and whose presence in Japan is solely for the purpose of executing contracts with the United States for the benefit of the United States armed forces, and who are designated by the Government of the United States in accordance with the provisions of paragraph 2 below, shall, except as provided in this Article, be subject to the laws and regulations of Japan.

2 . The designation referred to in paragraph 1 above shall be made upon consultation with the Government of Japan and shall be restricted to cases where open competitive bidding is not practicable due to security considerations, to the technical qualifications of the contractors involved,

(c)　それらの者が日本国で違法とされる活動を行なつているとき。

3　前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

(a)　第五条2に定める出入及び移動の権利

(b)　第九条の規定による日本国への入国

(c)　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d)　合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e)　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの

(f)　合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g)　第二十一条に定める郵便施設の利用

(h)　雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

4　前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

5　前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産(家屋を除く。)については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6　前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7　1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8　日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国に

or to the unavailability of materials or services required by United States standards, or to limitations of United States law.

The designation shall be withdrawn by the Government of the United States:

(a) upon completion of contracts with the United States for the United States armed forces;

(b) upon proof that such persons are engaged in business activities in Japan other than those pertaining to the United States armed forces; or

(c) when such persons are engaged in practices illegal in Japan.

3. Upon certification by appropriate United States authorities as to their identity, such persons and their employees shall be accorded the following benefits of this Agreement:

(a) Rights of accession and movement, as provided for in Article V, paragraph 2;

(b) Entry into Japan in accordance with the provisions of Article IX;

(c) The exemption from customs duties, and other such charges provided for in Article XI, paragraph 3, for members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents;

(d) If authorized by the Government of the United States, the right to use the services of the organizations provided for in Article XV;

(e) Those provided for in Article XIX, paragraph 2, for members of the armed forces of the United States, the civilian component, and their dependents;

(f) If authorized by the Government of the United States, the right to use military payment certificates, as provided for in Article XX;

(g) The use of postal facilities provided for in Article XXI;

(h) Exemption from the laws and regulations of Japan with respect to terms and conditions of employment.

4 . Such persons and their employees shall be so described in their passports and their arrival, departure and their residence while in Japan shall from time to time be notified by the United States armed forces to the Japanese authorities.

5. Upon certification by an authorized officer of the United States armed forces, depreciable assets except houses, held, used, or transferred, by such persons and their employees exclusively for the execution of contracts referred to in paragraph 1 shall not be subject to taxes or similar charges of Japan.

6. Upon certification by an authorized officer of the United States armed forces, such persons and their employees shall be exempt from taxation in Japan on the holding, use, transfer by death, or transfer to persons or agencies entitled to tax exemption under this Agreement, of movable property, tangible or intangible, the presence of which in Japan is due solely to the temporary presence of these persons in Japan, provided that such exemption shall not apply to property held for the purpose of investment or the conduct of other business in Japan or to any intangible property registered in Japan. There is no obligation under this Article to grant exemption from taxes payable in respect of the use of roads by private vehicles.

7. The persons and their employees referred to in paragraph 1 shall not be liable to pay income or corporation taxes to the Government of Japan or to any other taxing agency in Japan on any income derived under a contract made in the United States with the Government of the United States in connection with the construction, maintenance or operation of

おいて犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条

1(a)　合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

(b)　合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

2　これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。

3　これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。

4　この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条

1　この条の規定に従うことを条件として、

(a)　合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b)　日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。

2　(a)　合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの(合衆国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

any of the facilities or areas covered by this Agreement. The provisions of this paragraph do not exempt such persons from payment of income or corporation taxes on income derived from Japanese sources, nor do they exempt such persons and their employees who, for United States income tax purposes, claim Japanese residence, from payment of Japanese taxes on income. Periods during which such persons are in Japan solely in connection with the execution of a contract with the Government of the United States shall not be considered periods of residence or domicile in Japan for the purposes of such taxation.

8. Japanese authorities shall have the primary right to exercise jurisdiction over the persons and their employees referred to in paragraph 1 of this Article in relation to offenses committed in Japan and punishable by the law of Japan. In those cases in which the Japanese authorities decide not to exercise such jurisdiction they shall notify the military authorities of the United States as soon as possible. Upon such notification the military authorities of the United States shall have the right to exercise such jurisdiction over the persons referred to as is conferred on them by the law of the United States.

ARTICLE XV

1.(a) Navy exchanges, post exchanges, messes, social clubs, theaters, newspapers and other non-appropriated fund organizations authorized and regulated by the United States military authorities may be established in the facilities and areas in use by the United States armed forces for the use of members of such forces, the civilian component, and their dependents. Except as otherwise provided in this Agreement, such organizations shall not be subject to Japanese regulations, license, fees, taxes or similar controls.

(b) When a newspaper authorized and regulated by the United States military authorities is sold to the general public, it shall be subject to Japanese regulations, license, fees, taxes or similar controls so far as such circulation is concerned.

2 . No Japanese tax shall be imposed on sales of merchandise and services by such organizations, except as provided in paragraph 1 (b), but purchases within Japan of merchandise and supplies by such organizations shall be subject to Japanese taxes.

3. Except as such disposal may be authorized by the Japanese and United States authorities in accordance with mutually agreed conditions, goods which are sold by such organizations shall not be disposed of in Japan to persons not authorized to make purchases from such organizations.

4 . The organizations referred to in this Article shall provide such information to the Japanese authorities as is required by Japanese tax legislation.

ARTICLE XVI

It is the duty of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents to respect the law of Japan and to abstain from any activity inconsistent with the spirit of this Agreement, and, in particular, from any political activity in Japan.

ARTICLE XVII

1. Subject to the provisions of this Article,

(a) the military authorities of the United States shall have the right to

(b)　日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの(日本国の安全に関する罪を含む。)について、専属的裁判権を行使する権利を有する。

(c)　2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。

(i)　当該国に対する反逆

(ii)　妨害行為(サボタージュ)、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3　裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a)　合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i)　もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii)　公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b)　その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c)　第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4　前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5(a)　日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b)　日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c)　日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

6(a)　日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出(犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。)について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b)　日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権

exercise within Japan all criminal and disciplinary jurisdiction conferred on them by the law of the United States over all persons subject to the military law of the United States;

(b) the authorities of Japan shall have jurisdiction over the members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents with respect to offenses committed within the territory of Japan and punishable by the law of Japan.

2.(a) The military authorities of the United States shall have the right to exercise exclusive jurisdiction over persons subject to the military law of the United States with respect to offenses, including offenses relating to its security, punishable by the law of the United States, but not by the law of Japan.

(b) The authorities of Japan shall have the right to exercise exclusive jurisdiction over members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents with respect to offenses, including offenses relating to the security of Japan, punishable by its law but not by the law of the United States.

(c) For the purposes of this paragraph and of paragraph 3 of this Article a security offense against a State shall include

(i) treason against the State;

(ii) sabotage, espionage or violation of any law relating to official secrets of that State, or secrets relating to the national defense of that State.

3. In cases where the right to exercise jurisdiction is concurrent the following rules shall apply:

(a) The military authorities of the United States shall have the primary right to exercise jurisdiction over members of the United States armed forces or the civilian component in relation to

(i) offenses solely against the property or security of the United States, or offenses solely against the person or property of another member of the United States armed forces or the civilian component or of a dependent;

(ii) offenses arising out of any act or omission done in the performance of official duty.

(b) In the case of any other offense the authorities of Japan shall have the primary right to exercise jurisdiction.

(c) If the State having the primary right decides not to exercise jurisdiction, it shall notify the authorities of the other State as soon as practicable. The authorities of the State having the primary right shall give sympathetic consideration to a request from the authorities of the other State for a waiver of its right in cases where that other State considers such waiver to be of particular importance.

4 . The foregoing provisions of this Article shall not imply any right for the military authorities of the United States to exercise jurisdiction over persons who are nationals of or ordinarily resident in Japan, unless they are members of the United States armed forces.

5.(a) The authorities of Japan and the military authorities of the United States shall assist each other in the arrest of members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents in the territory of Japan and in handing them over to the authority which is to exercise jurisdiction in accordance with the above provisions.

(b) The authorities of Japan shall notify promptly the military authorities of the United States of the arrest of any member of the United States armed forces, the civilian component, or a dependent.

利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7(a)　死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b)　日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8　被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9　合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a)　遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b)　公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c)　自己に不利な証人と対決する権利

(d)　証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利

(e)　自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f)　必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利

(g)　合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10(a)　合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

(b)　前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11　相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与えることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。

12　この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。

(c) The custody of an accused member of the United States armed forces or the civilian component over whom Japan is to exercise jurisdiction shall, if he is in the hands of the United States, remain with the United States until he charged by Japan.

6.(a) The authorities of Japan and the military authorities of the United States shall assist each other in the carrying out of all necessary investigations into offenses, and in the collection and production of evidence, including the seizure and, in proper cases, the handing over of objects connected with an offense. The handing over of such objects may, however, be made subject to their return within the time specified by the authority delivering them.

(b) The authorities of Japan and the military authorities of the United States shall notify each other of the disposition of all cases in which there are concurrent rights to exercise jurisdiction.

7 .(a) A death sentence shall not be carried out in Japan by the military authorities of the United States if the legislation of Japan does not provide for such punishment in a similar case.

(b) The authorities of Japan shall give sympathetic consideration to a request from the military authorities of the United States for assistance in carrying out a sentence of imprisonment pronounced by the military authorities of the United States under the provisions of this Article within the territory of Japan.

8 . Where an accused has been tried in accordance with the provisions of this Article either by the authorities of Japan or the military authorities of the United States and has been acquitted, or has been convicted and is serving, or has served, his sentence or has been pardoned, he may not be tried again for the same offense within the territory of Japan by the authorities of the other State. However, nothing in this paragraph shall prevent the military authorities of the United States from trying a member of its armed forces for any violation of rules of discipline arising from an act or omission which constituted an offense for which he was tried by the authorities of Japan.

9. Whenever a member of the United States armed forces, the civilian component or a dependent is prosecuted under the jurisdiction of Japan he shall be entitled:

(a) to a prompt and speedy trial;

(b) to be informed, in advance of trial, of the specific charge or charges made against him;

(c) to be confronted with the witnesses against him;

(d) to have compulsory process for obtaining witnesses in his favor, if they are within the jurisdiction of Japan;

(e) to have legal representation of his own choice for his defense or to have free or assisted legal representation under the conditions prevailing for the time being in Japan;

(f) if he considers it necessary, to have the services of a competent interpreter; and

(g) to communicate with a representative of the Government of the United States and to have such a representative present at his trial.

10.(a) Regularly constituted military units or formations of the United States armed forces shall have the right to police any facilities or areas which they use under Article II of this Agreement. The military police of such forces may take all appropriate measures to ensure the maintenance of order and security within such facilities and areas.

(b) Outside these facilities and areas, such military police shall be

employed only subject to arrangements with the authorities of Japan and in liaison with those authorities, and in so far as such employment is necessary to maintain discipline and order among the members of the United States armed forces.

11. In the event of hostilities to which the provisions of Article V of the Treaty of Mutual Cooperation and Security apply, either the Government of Japan or the Government of the United States shall have the right, by giving sixty days' notice to the other, to suspend the application of any of the provisions of this Article. If this right is exercised, the Governments of Japan and the United States shall immediately consult with a view to agreeing on suitable provisions to replace the provisions suspended.

12 . The provisions of this Article shall not apply to any offenses committed before the entry into force of this Agreement. Such cases shall be governed by the provisions of Article XVII of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America, as it existed at the relevant time.

ARTICLE XVIII

1. Each Party waives all its claims against the other Party for damage to any property owned by it and used by its land, sea or air defense services, if such damage-

(a) was caused by a member or an employee of the defense services of the other Party in the performance of his official duties; or

(b) arose from the use of any vehicle, vessel or aircraft owned by the other Party and used by its defense services, provided either that the vehicle, vessel or aircraft causing the damage was being used for official purposes, or that the damage was caused to property being so used.

Claims for maritime salvage by one Party against the other Party shall be waived, provided that the vessel or cargo salved was owned by a Party and being used by its defense services for official purposes.

2.(a) In the case of damage caused or arising as stated in paragraph 1 to other property owned by either Party and located in Japan, the issue of the liability of the other Party shall be determined and the amount of damage shall be assessed, unless the two Governments agree otherwise, by a sole arbitrator selected in accordance with subparagraph (b) of this paragraph. The arbitrator shall also decide any counter-claims arising out of the same incident.

(b) The arbitrator referred to in subparagraph (a) above shall be selected by agreement between the two Governments from amongst the nationals of Japan who hold or have held high judicial office.

(c) Any decision taken by the arbitrator shall be binding and conclusive upon the Parties.

(d) The amount of any compensation awarded by the arbitrator shall be distributed in accordance with the provisions of paragraph 5 (e) (i), (ii) and (iii) of this Article.

(e) The compensation of the arbitrator shall be fixed by agreement between the two Governments and shall, together with the necessary expenses incidental to the performance of his duties, be defrayed in equal proportions by them.

(f) Nevertheless, each Party waives its claim in any such case up to the

第十八条

1　各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

（a）　損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合

（b）　損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限る。

2(a)　いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

（b）　(a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

（c）　仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。

（d）　仲裁人が裁定した賠償の額は、5(e)(i)、(ii)及び(iii)の規定に従つて分担される。

（e）　仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

（f）　もつとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3　1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。

4　各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

5　公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従つて処理する。

(a)　請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

(b)　日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。

(c)　前記の支払(合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。)又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

(d)　日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e)(i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。

(e)　(a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

(i)　合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国が、その七十五パーセントを合衆国が分担する。

(ii)　日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。

(iii)　比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払つた額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。

(f)　合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本の国籍のみを有する被用者を除く。)は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

(g)　この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6　日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者(日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。)に対する請求権は、次の方法で処理する。

(a)　日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情(損害を受けた者の行動を含む。)を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b)　その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c)　慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請

amount of 1,400 United States dollars or 504,000 yen. In the case of considerable variation in the rate of exchange between these currencies the two Governments shall agree on the appropriate adjustments of these amounts.

3 . For the purposes of paragraphs 1 and 2 of this Article the expression "owned by a Party" in the case of a vessel includes a vessel on bare boat charter to that Party or requisitioned by it on bare boat terms or seized by it in prize (except to the extent that the risk of loss or liability is borne by some person other than such Party).

4. Each Party waives all its claims against the other Party for injury or death suffered by any member of its defense services while such member was engaged in the performance of his official duties.

5. Claims(other than contractual claims and those to which paragraphs 6 or 7 of this Article apply) arising out of acts or omissions of members or employees of the United States armed forces done in the performance of official duty, or out of any other act, omission or occurrence for which the United States armed forces are legally responsible, and causing damage in Japan to third parties, other than the Government of Japan, shall be dealt with by Japan in accordance with the following provisions:

(a) Claims shall be filed, considered and settled or adjudicated in accordance with the laws and regulations of Japan with respect to claims arising from the activities of its Self-Defense Forces.

(b) Japan may settle any such claims, and payment of the amount agreed upon or determined by adjudication shall be made by Japan in yen.

(c) Such payment, whether made pursuant to a settlement or to adjudication of the case by a competent tribunal of Japan, or the final adjudication by such a tribunal denying payment, shall be binding and conclusive upon the Parties.

(d) Every claim paid by Japan shall be communicated to the appropriate United States authorities together with full particulars and a proposed distribution in conformity with subparagraphs (e) (i) and (ii) below. In default of a reply within two months, the proposed distribution shall be regarded as accepted.

(e) The cost incurred in satisfying claims pursuant to the preceding subparagraphs and paragraph 2 of this Article shall be distributed between the Parties as follows:

(i) Where the United States alone is responsible, the amount awarded or adjudged shall be distributed in the proportion of 25 percent chargeable to Japan and 75 percent chargeable to the United States.

(ii) Where Japan and the United States are responsible for the damage, the amount awarded or adjudged shall be distributed equally between them. Where the damage was caused by the defense services of Japan or the United States and it is not possible to attribute it specifically to one or both of those defense services, the amount awarded or adjudged shall be distributed equally between Japan and the United States.

(iii)Every half-year, a statement of the sums paid by Japan in the course of the half-yearly period in respect of every case regarding which the proposed distribution on a percentage basis has been accepted, shall be sent to the appropriate United States authorities, together with a request for reimbursement. Such reimbursement shall be made, in yen, within the shortest possible time.

(f) Members or employees of the United States armed forces, excluding

求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。

(d)　この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7　合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。

8　合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。

9　(a)　合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

(b)　合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産(合衆国軍隊が使用している動産を除く。)があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。

(c)　日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10　合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11　この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。

12　2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。

13　この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十八条の規定によつて処理する。

第十九条

1　合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

2　1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

those employees who have only Japanese nationality, shall not be subject to any proceedings for the enforcement of any judgment given against them in Japan in a matter arising from the performance of their official duties.

(g) Except in so far as subparagraph (e) of this paragraph applies to claims covered by paragraph 2 of this Article, the provisions of this paragraph shall not apply to any claim arising out of or in connection with the navigation or operation of a ship or the loading, carriage, or discharge of a cargo, other than claims for death or personal injury to which paragraph 4 of this Article does not apply.

6. Claims against members or employees of the United States armed forces (except employees who are nationals of or ordinarily resident in Japan) arising out of tortious acts or omissions in Japan not done in the performance of official duty shall be dealt with in the following manner:

(a) The authorities of Japan shall consider the claim and assess compensation to the claimant in a fair and just manner, taking into account all the circumstances of the case, including the conduct of the injured person, and shall prepare a report on the matter.

(b) The report shall be delivered to the appropriate United States authorities, who shall then decide without delay whether they will offer an ex gratia payment, and if so, of what amount.

(c) If an offer of ex gratia payment is made, and accepted by the claimant in full satisfaction of his claim, the United States authorities shall make the payment themselves and inform the authorities of Japan of their decision and of the sum paid.

(d) Nothing in this paragraph shall affect the jurisdiction of the courts of Japan to entertain an action against a member or an employee of the United States armed forces unless and until there has been payment in full satisfaction of the claim.

7. Claims arising out of the unauthorized use of any vehicle of the United States armed forces shall be dealt with in accordance with paragraph 6 of this Article, except in so far as the United States armed forces are legally responsible.

8. If a dispute arises as to whether a tortious act or omission of a member or an employee of the United States armed forces was done in the performance of official duty or as to whether the use of any vehicle of the United States armed forces was unauthorized, the question shall be submitted to an arbitrator appointed in accordance with paragraph 2 (b) of this Article, whose decision on this point shall be final and conclusive.

9.(a) The United States shall not claim immunity from the jurisdiction of the courts of Japan for members or employees of the United States armed forces in respect of the civil jurisdiction of the courts of Japan except to the extent provided in paragraph 5 (f) of this Article.

(b) In case any private movable property, excluding that in use by the United States armed forces, which is subject to compulsory execution under Japanese law, is within the facilities and areas in use by the United States armed forces, the United States authorities shall, upon the request of Japanese courts, possess and turn over such property to the Japanese authorities.

(c) The authorities of Japan and the United States shall cooperate in the procurement of evidence for a fair hearing and disposal of claims under this Article.

10. Disputes arising out of contracts concerning the procurement of

3　合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十条

1(a)　ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。

(b)合衆国の当局が認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。

2　軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引(第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。)を行なうことを許される。

第二十一条

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第二十二条

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第二十三条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日

materials, supplies, equipment, services, and labor by or for the United States armed forces, which are not resolved by the parties to the contract concerned, may be submitted to the Joint Committee for conciliation, provided that the provisions of this paragraph shall not prejudice any right which the parties to the contract may have to file a civil suit.

11. The term "defense services" used in this Article is understood to mean for Japan its Self-Defense Forces and the United States its armed forces.

12. Paragraphs 2 and 5 of this Article shall apply only to claims arising incident to non-combat activities.

13. The provisions of this Article shall not apply to any claims which arose before the entry into force of this Agreement. Such claims shall be dealt with by the provisions of Article XVIII of the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America.

ARTICLE XIX

1. Members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, shall be subject to the foreign exchange controls of the Government of Japan.

2. The preceding paragraph shall not be construed to preclude the transmission into or outside of Japan of United States dollars or dollar instruments representing the official funds of the United States or realized as a result of service or employment in connection with this Agreement by members of the United States armed forces and the civilian component, or realized by such persons and their dependents from sources outside of Japan.

3. The United States authorities shall take suitable measures to preclude the abuse of the privileges stipulated in the preceding paragraph or circumvention of the Japanese foreign exchange controls.

ARTICLE XX

1.(a) United States military payment certificates denominated in dollars may be used by persons authorized by the United States for internal transactions within the facilities and areas in use by the United States armed forces. The Government of the United States will take appropriate action to insure that authorized personnel are prohibited from engaging in transactions involving military payment certificates except as authorized by United States regulations. The Government of Japan will take necessary action to prohibit unauthorized persons from engaging in transactions involving military payment certificates and with the aid of United States authorities will undertake to apprehend and punish any person or persons under its jurisdiction involved in the counterfeiting or uttering of counterfeit military payment certificates.

(b) It is agreed that the United States authorities will apprehend and punish members of the United States armed forces, the civilian component, or their dependents, who tender military payment certificates to unauthorized persons and that no obligation will be due to such unauthorized persons or to the Government of Japan or its agencies from the United States or any of its agencies as a result of any unauthorized use of military payment certificates within Japan.

2. In order to exercise control of military payment certificates the United States may designate certain American financial institutions to maintain and operate, under United States supervision, facilities for the use of

本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四条

1　日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。

2　日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3　この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第二十五条

1　この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2　合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。

3　合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第二十六条

1　この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する公文が交換されるものとする。

2　この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。

3　この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

persons authorized by the United States to use military payment certificates. Institutions authorized to maintain military banking facilities will establish and maintain such facilities physically separated from their Japanese commercial banking business, with personnel whose sole duty is to maintain and operate such facilities. Such facilities shall be permitted to maintain United States currency bank accounts and to perform all financial transaction in connection therewith including receipt and remission of funds to the extent provided by Article XIX, paragraph 2, of this Agreement.

ARTICLE XXI

The United States may establish and operate, within the facilities and areas in use by the United States armed forces, United States military post offices for the use of members of the United States armed forces, the civilian component, and their dependents, for the transmission of mail between United States military post offices in Japan and between such military post offices and other United States post offices.

ARTICLE XXII

The United States may enroll and train eligible United States citizens residing in Japan, who apply for such enrollment, in the reserve organizations of the armed forces of the United States.

ARTICLE XXIII

Japan and the United States will cooperate in taking such steps as may from time to time be necessary to ensure the security of the United States armed forces, the members thereof, the civilian component, their dependents, and their property. The Government of Japan agrees to seek such legislation and to take such other action as may be necessary to ensure the adequate security and protection within its territory of installations, equipment, property, records and official information of the United States, and for the punishment of offenders under the applicable laws of Japan.

ARTICLE XXIV

1. It is agreed that the United States will bear for the duration of this Agreement without cost to Japan all expenditures incident to the maintenance of the United States armed forces in Japan except those to be borne by Japan as provided in paragraph 2.

2. It is agreed that Japan will furnish for the duration of this Agreement without cost to the United States and make compensation where appropriate to the owners and suppliers thereof all facilities and areas and rights of way, including facilities and areas jointly used such as those at airfields and ports, as provided in Articles II and III.

3. It is agreed that arrangements will be effected between the Governments of Japan and the United States for accounting applicable to financial transactions arising out of this Agreement.

ARTICLE XXV

1. A Joint Committee shall be established as the means for consultation between the Government of Japan and the Government of the United States on all matters requiring mutual consultation regarding the implementation of this Agreement. In particular, the Joint Committee shall serve as the means for consultation in determining the facilities and

areas in Japan which are required for the use of the United States in carrying out the purposes of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

2. The Joint Committee shall be composed of a representative of the Government of Japan and a representative of the Government of the United States, each of whom shall have one or more deputies and a staff. The Joint Committee shall determine its own procedures, and arrange for such auxiliary organs and administrative services as may be required. The Joint Committee shall be so organized that it may meet immediately at any time at the request of the representative of either the Government of Japan or the Government of the United States.

3. If the Joint Committee is unable to resolve any matter, it shall refer that matter to the respective Governments for further consideration through appropriate channels.

第二十七条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

ARTICLE XXVI

1 . This Agreement shall be approved by Japan and the United States in accordance with their legal procedures, and notes indicating such approval shall be exchanged.

2. After the procedure set forth in the preceding paragraph has been followed, this Agreement will enter into force on the date of coming into force of the Treaty of Mutual Cooperation and Security, at which time the Administrative Agreement under Article III of the Security Treaty between Japan and the United States of America, signed at Tokyo on February 28, 1952, as amended, shall expire.

3. The Government of each Party to this Agreement undertakes to seek from its legislature necessary budgetary and legislative action with respect to provisions of this Agreement which require such action for their execution.

第二十八条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

ARTICLE XXVII

Either Government may at any time request the revision of any Article of this Agreement, in which case the two Governments shall enter into negotiation through appropriate channels.

ARTICLE XXVIII

This Agreement, and agreed revisions thereof, shall remain in force while the Treaty of Mutual Cooperation and Security remains in force unless earlier terminated by agreement between the two Governments.

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

IN WITNESS WHEREOF of the undersigned Plenipotentiaries have signed this Agreement.

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

DONE at Washington, in duplicate, in the Japanese and English languages, both texts equally authentic, this 19th day of January, 1960.

日本国のために
岸　信介
藤山愛一郎
石井光次郎
足立　正
朝海浩一郎

FOR JAPAN:
Nobusuke Kishi
Aiichiro Fujiyama
Mitsujiro Ishii
Tadashi Adachi
Koichiro Asakai

アメリカ合衆国のために
クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パースンズ

FOR THE UNITED STATES OF AMERICA:

Christian A. Herter
Douglas MacArthur 2nd
J. Graham Parsons

資料12

日米合同委員会組織図

2023年9月現在

( )は設置年月日
(注)以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。

日米合同委員会

日本側代表　外務省北米局長
代表代理
法務省大臣官房長
農林水産省経営局長
防衛省地方協力局次長
外務省北米局参事官
財務省大臣官房審議官

米側代表　在日米軍司令部副司令官
代表代理
在日米大使館公使
在日米軍司令部第五部長
在日米陸軍司令部参謀長
在日米空軍司令部副司令官
在日米海軍司令部参謀長
在日米海兵隊基地司令部参謀長

- **気象分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　気象庁長官
- **基本労務契約・船員契約紛争処理小委員会**　(昭35.6.23)
  代表　法務省大臣官房審議官
- **刑事裁判管轄権分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　法務省刑事局公安課長
- **契約調停委員会**　(昭35.6.23)
  代表　防衛省地方協力局在日米軍協力課渉外調整官
- **財務分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　財務省大臣官房審議官
- **施設分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　防衛省地方協力局在日米軍協力課長
  - **施設調整部会**
    議長　防衛省地方協力局在日米軍協力課長
  - **海上演習場部会**
    議長　水産庁漁政部長
  - **建設部会**
    議長　防衛省地方協力局在日米軍協力課渉外班長
  - **港湾部会**
    議長　国土交通省港湾局長
  - **道路橋梁部会**
    議長　国土交通省道路局長
  - **陸上演習場部会**
    議長　農林水産省経営局長
  - **施設整備・移設部会**
    議長　防衛省地方協力局在日米軍協力課整備調整官
  - **沖縄自動車道建設調整特別作業班**
    議長　防衛省地方協力局在日米軍協力課渉外班長
  - **SACO実施部会**
    議長　防衛省地方協力局再編推進室長
- **周波数分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　総務省総合通信基盤局長
- **出入国分科委員会**
  代表　出入国在留管理庁審議官　(昭35.6.23)
- **調達調整分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　経済産業省貿易経済協力局長
- **通信分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　総務省総合通信基盤局長
- **民間航空分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　国土交通省航空局交通管制部長
- **民事裁判管轄権分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　法務省大臣官房審議官
- **労務分科委員会**　(昭35.6.23)
  代表　防衛省地方協力局労務管理課長
- **航空機騒音対策分科委員会**　(昭38.9.19)
  代表　防衛省地方協力局在日米軍協力課企画官
- **事故分科委員会**　(昭38.1.24)
  代表　防衛省地方協力局参事官(訓練・安全担当)
- **電波障害問題に関する特別分科委員会**　(昭41.9.1)
  代表　防衛省地方協力局在日米軍協力課渉外調整官
- **車両通行分科委員会**　(昭47.10.18)
  代表　国土交通省道路局長
- **環境分科委員会**　(昭51.11.4)
  代表　環境省水・大気環境局環境管理課長
- **環境問題に係る協力に関する特別分科委員会**　(平14.11.27)
  代表　外務省北米局審議官
- **日米合同委員会合意の見直しに関する特別分科委員会**
  代表　外務省北米局日米地位協定室長　(昭53.6.29)
  - **軍属作業部会**
    議長　外務省北米局日米地位協定室長
    議長　防衛省地方協力局在日米軍協力課渉外調整官
- **刑事裁判手続に関する特別専門家委員会**　(平7.9.25)
  代表　外務省北米局参事官
- **訓練分科委員会**　(令4.1.28)
  代表　防衛省防衛政策局日米防衛協力課長
- **事件・事故通報手続に関する特別作業部会**　(平9.3.20)
  代表　外務省北米局日米地位協定室長
- **事故現場における協力に関する特別分科委員会**　(平16.9.14)
  代表　外務省北米局参事官
- **在日米軍再編統括部会**　(平18.6.29)
  代表　外務省北米局日米安全保障条約課長
  防衛省防衛政策局日米防衛協力課長
- **検疫・保健分科委員会**　(令4.1.28)
  代表　外務省北米局日米地位協定室長
  厚労省医薬・生活衛生局検疫所業務課長

資料 13

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第15条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの（以下「労働者」という。）の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、2016年1月22日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（2021年2月24日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第24条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書による改正を含む。）において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第24条についての特別の措置が定められたことを想起し、

困難を増す安全保障環境に即して、抑止力及び対処力を強化し、防衛協力を深化させるとの相互の決意を再確認し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、

合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第24条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第一条　日本国は、2022年から2026年までの日本国の会計年度において、労働者に対する次の給与及び手当の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

(b) 地域手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当（人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第15条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。）、人員整理退職手当、人員整理按分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、広域異動手当、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に対して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条　日本国は、2022年から2026年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道

(b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条　1　日本国は、2022年から2026年までの日本国の会計年度において、次のものに係る費用の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。もっとも、日本国政府が、相互に適当と判断する経費を日本国がこの条の規定に従って負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

(a) アメリカ合衆国政府が、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）に設置される訓練能力に関連する資機材及び関連する役務を調達するための経費。もっとも、当該訓練能力が、条約の目的を達成し、即応性を向上させ、並びに困難を増す安全保障環

境において多様な運用上の所要に対応するために抑止力及び対処力を強化すること（合衆国軍隊と日本国の自衛隊の相互運用性を強化することを含む。）に寄与する場合に限る。

(b) 地位協定第25条1に定める合同委員会（以下「合同委員会」という。）における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国が、合衆国軍隊の訓練のための場所を施設及び区域から他の施設及び区域に又はアメリカ合衆国の施政の下にある領域若しくは同国の領域に変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費

2 この条の規定のための実施手続は、合同委員会によって定める。

第四条 アメリカ合衆国は、前三条に規定する経費の節約に一層努める。

第五条 日本国は、日本国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、その決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条 日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条 この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2027年3月31日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

2022年1月7日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

林芳正

アメリカ合衆国のために

レイモンド・Ｆ・グリーン

資料 14

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

環境の管理の重要性及び当該管理が合衆国軍隊の駐留に関連する公共の安全に対する危険の管理（条約第六条の規定に基づいて合衆国が使用を許される日本国内の施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における汚染の防止を含む。）に貢献することを認め、

両締約国が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと（地位協定第二十五条１に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）及び合同委員会の環境分科委員会その他の関連する分科委員会において長期間にわたり緊密に協力してきたことを含む。）を認識し、

二千年九月十一日に両締約国により発表された「環境原則に関する共同発表」（合衆国軍隊により引き起こされた汚染の影響への対処についての合衆国の政策及び施設及び区域外の発生源により引き起こされた重大な汚染に対し関係法令に従い適切に対応するとの日本国の政策に言及していることを含む。）が成功裡に実施されていることを再確認し、

地位協定第三条３の規定に従い施設及び区域における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って引き続き行われていることを再確認し、

地位協定を補足するこの協定を含む枠組みを設けることにより、環境の管理の分野における両締約国間の協力を強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第　1　条

この協定は、合衆国軍隊に関連する環境の管理のための両締約国間の協力を促進することを目的とする。

第　2　条

両締約国は、施設及び区域又は当該施設及び区域に隣接する地域若しくは当該施設及び区域の近傍における公共の安全（人の健康及び安全を含む。）に影響を及ぼすおそれのある事態に関する入手可能かつ適当な情報を相互に提供するため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

第　3　条

1　合衆国は、自国の政策に従い、施設及び区域内における合衆国軍隊の活動に関する環境適合基準を定める確定した環境管理基準（日本国については、「日本環境管理基準」（以下「ＪＥＧＳ」という。）という。）を発出し、及び維持する。ＪＥＧＳは、漏出への対応及び漏出の予防に関する規定を含む。合衆国は、当該環境適合基準についての政策を定める責任を負う。

2　ＪＥＧＳは、適用可能な合衆国の基準、日本国の基準又は国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する。

3　両締約国は、合衆国がＪＥＧＳの改定を発出する前に、又はＪＥＧＳの改定が円滑に行われるために日本国が要請したときはいつでも、ＪＥＧＳに関連して合衆国が日本国の基準を正しく、かつ、正確に理解していることを確保するため、合同委員会の環境分科委員会において、協力し、及び当該基準について協議する。

第　4　条

両締約国は、特定された日本国の当局が次に掲げる場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう合同委員会が手続を定め、及び維持することに合意する。

(a) 環境に影響を及ぼす事故（すなわち、漏出）が現に発生した場合

(b) 施設及び区域（二千十三年十月三日付けの日米安全保障協議委員会の共同発表において言及されている日本国へ返還される施設及び区域を含む。）の日本国への返還に関連する現地調査（文化財調査を含む。）を行う場合

第　5　条

1　両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、この協定の実施に関するいかなる事項についても合同委員会の枠組みを通じて協議を開始する。

2　両締約国は、この協定の実施に関連して両締約国の間に紛争が生じた場合には、地位協定第二十五条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第　6　条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。

3　２の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年九月二十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

アメリカ合衆国のために

資料 15

環境補足協定に基づく立入りの合同委員会合意（２０１５年９月２８日）

１．参照：

ａ　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

ｂ　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊に関連する環境の管理の分野における協力に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

ｃ　１９９７年3月３１日付け合同委員会宛て覚書「事件・事故の通報手続」

ｄ　１９９６年１２月２日付け合同委員会宛て覚書「合衆国の施設及び区域への立入許可手続」

ｅ　１９７３年１１月２９日付け合同委員会宛て覚書「環境に関する協力について」

２．目的：

両国政府が環境の管理のために成功裡に取り組んできたこと，合衆国軍隊が使用している施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）における作業が公共の安全に妥当な考慮を払って行われなければならない旨の参照１ａの第三条に基づく合衆国の義務並びに日本国への施設及び区域の返還に関する参照１ａの第二条の規定を認識し，本覚書は，特定された日本国の当局が参照１ｂの第四条に規定する二の場合における施設及び区域への適切な立入りを行うことができるよう手続を定める。

３．環境に影響を及ぼす事故（すなわち，漏出）が現に発生した場合における立入手続：

参照１ｃに基づいて，環境に影響を及ぼす事故（すなわち，漏出）についての通報が行われたとき，

ａ　日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，地方防衛局又は防衛事務所を通じて，現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し，漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置について，日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局が現地視察を行うことを認めるよう申請することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は，地域社会との友好関係を維持し，及び環境の管理のための協力を強化することを希望して，申請に対して全ての妥当な考慮を払う。

在日米軍司令官又はその指名する者は，回答を行うに当たり，申請を認めることが軍の運用を妨げるか，部隊防護を危うくするか，又は施設及び区域の運営を妨げるか否かについて考慮し，実行可能な限り速やかに回答する。申請が認められる場合には，当該視察は，漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。

ｂ　３ａに規定する現地視察のための申請に関連して，日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，地方防衛局又は防衛事務所を通じて，合衆国軍隊が行うサンプルの採取と併せて，サンプルを採取することを申請することもできる。当該申請には，媒体（水，土壌又は大気）及び場所等，サンプル採取のためにいかなる種類の活動を求めているかに関する詳細な情報を含めるものとする。在日米軍司令官又はその指名する者は，サンプルの採取に関する個々の申請を認める。申請が認められる場合には，当該サンプルの採取は，漏出への対処に当たる合衆国軍隊の措置又はその他の運用を妨げない方法によってのみ行うことができる。

ｃ　これらの視察の実施及びサンプルの採取のための方法及び手続並びにサンプル調査の際に用いられる基準及びその結果の共有については，環境分科委員会を含む合同委員会の枠組みを通じて両国政府の関係当局が取り扱う。

４．施設及び区域に影響を及ぼし得る環境上の事態における対応：

施設及び区域内の社会の福祉に影響を及ぼし得る態様で，施設及び区域外から生ずる有害物，有害廃棄物又は有害物質の放出が発生したと信ずる合理的理由がある場合には，

ａ　在日米軍司令官は，日本国政府に対して調査を行うよう申請することができる。日本国政府は，合同委員会の枠組みを通じて，調査の方法について協議し，調査が完了した後に速やかにその結果を共有する。

ｂ　日本国政府は，日本国の法令に従うことを条件として，当該環境上の事態に対処するために適切な措置を講じる。

５．施設及び区域の日本国への返還に関連する現地調査のための立入手続：

ａ　日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，地方防衛局又は防衛事務所を通じて，現地米軍司令官を介して在日米軍司令官又はその指名する者に対し，施設及び区域への返還前の立入りの申請を行うことができる。日本国政府，都道府県又は市町村の関係当局は，次の全ての条件が満たされる場合には，通常，当該立入りを行うものとする。

ｉ．施設及び区域の返還日が合同委員会において設定されていること。

ii．当該立入りが，合衆国軍隊の運用を妨げることなく，部隊防護を危うくすることなく，かつ施設及び区域の運営を妨げないこと。

iii．返還前の立入りが，都道府県又は市町村による施設及び区域の返還後における土地の利用についての計画の策定を容易にするため，環境面又は文化面での調査（掘削を伴う文化財調査を含む。）を実施することを目的としていること。

ｂ　当該調査は，合同委員会において設定された返還日の１５０労働日前を超えない範囲で実施することができる。在日米軍司令官又はその指名する者は，提案された調査計画を検討した後，その正確な日数を決定する。

ｃ　両国政府間で決定される場合には，５ａｉに基づき日付が設定されるよりも前又は５ｂにおいて設定される日よりも前に立入りを行うことができる（例えば，沖縄統合計画又はその定期的な見直しにおいて予定される立入り）。

ｄ　当該調査に関する現地実施取決めは，在日米軍の代表者と関係する地方防衛局との間で作成する。

６．本覚書が扱う事項については，参照１ｃ，１ｄ及び１ｅは適用されない（ただし，参照１ｃの通報規定については，パラ３において適用される場合にはその限りでない）。本覚書の規定の実施に関するいかなる事項も，参照１ｂの第５条に規定する手続に従って解決する。

資料 16

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づく日本国における合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

二千十六年七月五日に両締約国政府により「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」が発表され、また、同発表が、同盟の協力の精神並びに同盟を更に強化するとともに地域及び世界の複雑な安全保障環境において抑止力を高めるとの日本国及び合衆国の相互の決意を確認していることに留意し、

条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たっての地位協定第一条(b)に規定する軍属（以下「軍属」という。）の構成員が担う不可欠な役割並びに地位協定上の地位を有する合衆国の要員のための訓練及び教育の過程の重要性を認め、

地位協定を補足するこの協定を含む軍属に係る扱いについての枠組みを設けることにより、両締約国政府の間の協力を強化することを希望し、

地位協定第二十五条１に規定する合同委員会（以下「合同委員会」という。）の有する地位協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国政府の間の協議機関としての継続的な有効性を確認し、

軍属に係る扱いについての協力を推進することが条約の目的の達成及び同盟の強化に一層寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第　1　条

この協定は、軍属に係る扱いについての両締約国政府の間の協力を促進することを目的とする。

第　2　条

両締約国政府は、合同委員会の枠組みにおいて作業部会を設置する。両締約国政府は、作業部会を通じてこの協定の実施に関する協議を開始する権利を保持する。

第　3　条

両締約国政府は、条約に基づく合衆国の義務を履行するに当たり不可欠な役割を果たしている軍属の範囲を明確にするため、合同委員会の枠組みを通じて引き続き十分に協力する。

1　合衆国政府は、両締約国政府が合同委員会に対して作成するよう指示を与える種別に従って、軍属の構成員を認定する。

2　両締約国政府は、また、コントラクターの被用者の職に関し、軍属の構成員としての認定を受けるための適格性を評価する際に合衆国政府が使用する基準について合同委員会に対して作成するよう指示を与える。当該基準は、軍属の構成員としての認定を受ける資格を有する者が任務の遂行上必要とされる技能又は知識を有するように作成される。

第　4　条

両締約国政府は、また、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確保する仕組み及び手続を強化するため、合同委員会の枠組みを通じて協力する。

第　5　条

1　両締約国政府は、日本国政府に対し軍属の構成員として認定されたコントラクターの被用者について速やかに通報が行われるよう合同委員会の枠組みを通じて手続を定める。両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請があったときは、当該通報に関し作業部会で協議する。

2　合衆国政府は、第 3 条に定める指示による基準の作成を受けて、軍属の構成員として認定されているコントラクターの被用者が実際にそのような地位を得る資格を有していることを確保するため、当該コントラクターの被用者についての制度化された定期的な見直しのための手続を定め、及び維持する。

3　両締約国政府は、軍属に関する定期的な報告のため、第 2 条に規定する作業部会を通じて手続を定める。合衆国政府は、当該報告を日本国政府に対して提供する。

第　6　条

両締約国政府は、この協定の実施に関連して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、地位協定第二十五条に定める問題を解決するための手続に従い当該紛争を解決する。

第　7　条

1　この協定は、署名の日に効力を生ずる。

2　この協定は、地位協定が有効である限り効力を有する。

3　2 の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国政府に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年一月十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　岸田文雄
アメリカ合衆国政府のために
　キャロライン・ケネディ

資料 17

合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力の合同委員会合意（２０１７年１月１６日）

１．参照

ａ　１９６０年１月１９日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）

ｂ　２０１７年１月１６日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）

２．合同委員会は、協定に従い、合同委員会により選定される分科会の下に作業部会を設置する。３．に係る者の地位に関する問題が生じた場合又は協定の実施に関する事項が生じた場合、そのような問題又は事項は協議及び解決のため作業部会に付託され、必要があるときは、解決のため合同委員会に送付される。

３．合衆国政府及び日本国政府は、軍属（関連する職能のコントラクターの被用者を含む。）の範囲を明確化した。合衆国政府は、地位協定第一条（ｂ）に規定する資格を満たすことを条件として、次の種別の者に対し軍属の構成員としての地位を付与する。

ａ　予算上の資金により雇用される在日米軍の文民の被用者。

ｂ　在日米軍の監督下にある歳出外資金により雇用される文民の被用者。

ｃ　合衆国軍隊が運航する船舶及び航空機の文民の被用者（地位協定第十七条の適用に当たってのみ、一定の期間合衆国軍隊の使用に供される船舶であって契約により運航されるもの、定期用船契約により運航されるもの及び一般業務委託契約により運航されるものの乗組員を含む。）。

ｄ　在日米軍に随伴し、及びこれを直接支援するサービス機関（合衆国サービス機関及び米国赤十字等を含む。）の人員であって合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している人員。

ｅ　合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在している合衆国軍隊に雇用されていない合衆国政府の被用者。

ｆ　次の要件を満たすコントラクターの被用者。

1）　合衆国政府の正式な招請により、また、合衆国軍隊に関連する公の目的のためにのみ日本に滞在しているコントラクターの被用者。

2）　合衆国軍隊の任務にとって不可欠であり、かつ、任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有しているコントラクターの被用者。当該コントラクターの被用者は、次のいずれかの要件を満たす。

a）高等教育又は専門的な訓練及び経験を通じて技能又は知識を取得していること。

b）任務の遂行のため、合衆国により承認された情報取扱資格を保持していること。

c）任務の遂行のため、合衆国の連邦省庁、合衆国の諸州、合衆国の準州又はコロンビア特別区によって発行された免許又は資格証明書を保持していること。

d）専門的な任務を遂行するため、合衆国軍隊により緊急事態において必要であると認定され、日本での滞在が９１日未満であること。

e）合同委員会により特に認められること。

g　地位協定第二十条２の規定に従い維持される軍用銀行施設を運用する被用者。

h　合同委員会によって特に認められる者

4．協定第四条の規定を考慮し、両国政府は、次のとおり協力及び調整を強化する。

a　日本国政府及び合衆国政府は、通常日本国に居住する者が軍属の構成員から除かれることを確認する。

b　合衆国政府は、居住に係る日本国の関係法令に合致する適切な指針を発出する。

c　両国政府は、適切な仕組み及び手続を強化する。いずれか一方の政府が二重に資格を有している者を特定したときは、両国政府は、この問題に対処するために適切な措置をとる。

d　この項の仕組み及び手続を更に強化するため、地方の入国管理局及び地方の軍当局は、双方の間の情報共有、協力及び連絡を促進する。

5．合衆国政府は、次の手続を適用する。当該手続は、合衆国の法令上の求めにより、本覚書が有効となる日の後に作成される契約に対して適用される。

a　合衆国政府は、３．f.の基準に基づき、コントラクターの被用者が軍属の構成員としての資格を有するかについて判断するため、見直しを行う。コントラクターの被用者が当該基準を満たしていないと判断される場合、合衆国政府は、軍属の構成員としての当該コントラクターの被用者の地位を終了する手続を直ちに開始する。合衆国政府が軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を終了する手続を開始するに当たり、当該コントラクターの被用者は、１年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。

b　合衆国政府は、合衆国の法令上の制限により、軍属の構成員としてのコントラクターの被用者の地位を直ちに終了することができない場合、実行可能な限り早期に当該地位を終了するために必要な措置をとる。この場合においては、当該コントラクターの被用者は、１年を限度として、軍属の構成員としての地位から日本国における他の適法な滞在資格への移行を完了するか又は日本国から出国する。

c　合衆国政府は、軍属の構成員としての当該地位が終了したときは、日本国政府にその旨を通知する意向を有する。

d　a にいう見直しの進捗状況は、半年ごとに日本国政府との間で共有され、その最終的な結果は、協定の発効後２年以内に日本国政府に報告される。

6．協定第五条１に規定する通報の手続は、合同委員会の枠組みを通じて決定される。通報には、コントラクターの被用者の氏名、コントラクターの被用者を雇用している会社及びコントラクターの被用者が３.f 2)のいずれの基準を満たしているかに係る評価等の情報を含む。

7．合衆国政府は、協定第五条２に規定する定期的な見直しの結果として、軍属の構成員として認定された全てのコントラクターの被用者が実際に当該認定を受ける資格を有しているかを毎年確認する。合衆国政府は、合同委員会によって選定される他の種別の軍属の人員についても同様の見直しを行う意向を有する。合衆国政府は、コントラクターの被用者又は当該他の種別に含まれる人員が軍属の構成員としての地位を得る資格を有していないと決定される場合、当該者に関する適切な情報を提供する。

8．協定第五条３に規定する報告は、軍属の構成員の総数並びに３.f にいうコントラクターの被用者の総数及び合同委員会が決定する他の情報を含む。

【資料編】

Ⅲ　在日米軍基地の再編、返還

資料 18

第 14 回日米安全保障協議委員会合意事項（関東計画）

外務省情報文化局発表（抄）

1　安全保障協議委員会の第 14 回会合は、昭和 48 年 1 月 23 日に外務省で開かれた。
日本側からは大平外務大臣と増原防衛庁長官、米側からはインガソル駐日大使とガイラー太平洋軍総司令官が出席し、また、補佐のため両国の関係者が列席した。

2～4　略

5　委員会は、また、在日米軍による施設・区域の使用に関する事項を討議した。日本側は、全国的な急速な都市化にみられるような最近の社会、経済及び環境の変化を指摘するとともに沖縄における施設・区域について、安保条約の目的に合致し相互に受諾可能な調整を図る旨の昭和 47 年１月のサン・クレメンテにおける佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の合意に言及し、これらの見地から、日本本土及び沖縄の双方において、施設・区域の統合を一層実施すべきであることを強調した。
米側は、日本における施設・区域の数を削減し残余を統合する努力を払う際には、人口稠密地域において深刻化している土地問題及び安保条約の目的上必要でなくなった施設・区域の返還についての日本政府の要望を考慮に入れていることを説明しニクソン・ドクトリン及び地位協定に沿って、日本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与する施設・区域を日本において維持することが米側の意図であることを再確認するとともに、施設・区域及び人員の削減の多くは日本国内における統合によるものであって、安保条約下における米側の義務を遂行する能力はこれによって影響を受けるものではないことを指摘した。

6　(抄)委員会は、過去数カ月間継続した両国政府間の協議を通じてとりまとめられた関東平野地域における施設・区域の整理・統合計画を検討し、このような整理・統合が日米両国の利益と政策に合致するものであることを認め、同計画を了承した。
この計画に従って、米国は、関東平野地域における空軍施設を削減し、その大部分を横田飛行場に統合するとともに、次の施設・区域を日本側に返還することとなった。
①府中空軍施設の大部分
②キャンプ朝霞(南地区)の大部分
③立川飛行場(大和空軍施設を含む)
④関東村住宅地区
⑤ジョンソン飛行場住宅地区の大部分
⑥水戸空対地射爆撃場
右の計画は、日米合同委員会における手続きを経て向う 3 年間に実施されるが、これは昭和 51 年 3 月までに相当数の米軍人・軍属及び日本人従業員の削減を伴うこととなる。
双方は、日本人従業員の再就職を援助するためのあらゆる努力を含め、施設・区域の統合によって影響を受けるすべての人々の困難を軽減するために、最善を尽くすとの意図を確認した。
また、米側は、日本側に対し、大部分の場合、解雇の事前通告を 90 日前に日本政府に対して行うことを確約した。

7　略

8　委員会は、将来の極東における国際情勢及びこれに関する在日米軍施設・区域のあり方について更に検討、討議することの重要性を認識し、このような討議を新たに設置された安保運用協議会を含む両国政府間の種々の経路を通じて行うことに合意した。

資料 19

返還財産の処分条件について（大蔵省通達）

昭和 54．12．24 付蔵理第 4824 号
大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

在日米軍から返還された財務省所管普通財産(旧軍港市転換法(昭和 25 年法律第 220 号)第 4 条又は第 5 条(特別の措置)の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。)を地方公共団体等に対して処分(貸付けを含む。以下同じ。)をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和 51 年 6 月 21 日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和 54 年 11 月 1 日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和 53 年 5 月 24 日付蔵理第 2104 号「返還財産の処理について」は、廃止する。

記

1　対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に使用されているものを含む。）で、昭和 32 年 1 月 1 日以降に返還されたものに適用する。

2　処分条件

返還財産を、別表第 1 又は別表第 2 のＡ欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表のＢ欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表のＣ欄に定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第１に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第 1 第 10 項（4 割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項Ｃ欄の規定にかかわらず、時価からその 4 割 5 分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

(1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新増設建築物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。

(2) 返還財産を別表第 1 第 10 項Ａ欄の（1）から（3）まで、(7) 及び (9) から (12) までに掲げる施設のうち別表第 3 に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

3　優遇措置の適用面積

上記 1 に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模(昭和 48 年 12 月 26 日付蔵理第 5722 号「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」記第 1 の 2(1)に定める適正規模をいう。以下同じ。)の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

4　本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

別表第１

処分相手方が地方公共団体の場合

欄／項	A （施　　設）	B （優遇措置を定める法令の規定）	C （処分条件）
1	⑴　火　　葬　　場 ⑵　墓　　地 ⑶　ごみ処理施設 ⑷　屎尿処理施設 ⑸　と　　畜　　場	国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 22 条第 1 項第 1 号及び第 28 条第 4 号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 36 条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 90 条第 2 項	
4	⑴　た　め　池 ⑵　用排水路 ⑶　信　号　機 ⑷　道路標識 ⑸　国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第 15 条（小規模な施設）に規定する施設	国有財産法第 22 条第 1 項第 1 号	無償貸付け
5	⑴　水道施設 ⑵　防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号。以下「措置法」という。）第 2 条第 1 項	
6	⑴　緑　　地 ⑵　公　　園	国有財産法第 22 条第 1 項第 1 号	処分する面積の 3 分の 2 について無償貸付け、残りの 3 分の 1 について時価売払い
7	⑴　国有財産特別措置法施行令（昭和 27 年政令 264 号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 項に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設） ⑵　政令第 2 条第 2 項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設） ⑶　政令第 2 条第 3 項に規定する障害者支援施設 ⑷　政令第 2 条第 4 項に規定する老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）	措置法第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
8	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 5 号	
9	更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 49 条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 6 号	
10	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）のうち小学校、中学校、中等教育学	措置法第 2 条第 2 項第 7 号	

	校（前期課程に限る。）、特別支援学校の施設で、政令第 2 条第 7 項各号に規定する地域にあるもの		
11	⑴　措置法第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する医療施設及び保健所の施設 ⑵　同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第 7 項Ａ欄に掲げる施設以外のもの ⑶　同号ハに規定する学校施設のうち本表第 10 項Ａ欄に掲げる施設以外のもの ⑷　同号ニに規定する公民館の施設 ⑸　同号ホに規定する公立図書館の施設 ⑹　同号ヘに規定する公立博物館の施設 ⑺　同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設 ⑻　同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第 9 項Ａ欄に掲げる施設以外のもの ⑼　同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設 ⑽　同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設 ⑾　同号ルの規定に基づき政令第 3 条第 1 項に規定する公害の状況を把握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。） ⑿　措置法第 3 条第 1 項第 1 号ヲの規定に基づき政令第 3 条第 2 項に規定する体育館、水泳プール及び運動場 ⒀　同号ワの規定に基づき政令第 3 条第 3 項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管するための施設	第 3 条第 1 項第 1 号イからワまで	時価からその 4 割を減額した対価による売払い

別表第 2

処分相手方が地方公共団体以外の場合

欄 項	A （施　　設）	B （優遇措置を定める法令の規定）	C （処分条件）
1	⑴　社会福祉法人が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設 ⑵　社会福祉法人が措置法第２条第２項第３号ハに掲げる用に供する施設（同号イ又はロに掲げる用に併せて供するときに限る。） ⑶　社会福祉法人が措置法第２条第２項第４号ロに掲げる用に供する施設 ⑷　社会福祉法人が措置法第２条第２項第４号ハに掲げる用に供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項Ａ欄に掲げる施設以外のもの（同法第 58 条第 1 項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	措置法第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設（児童福祉法第 56 条の２第１項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	措置法第２条第２項第５号	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第 49 条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第２条第２項第６号	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
5	更生保護法人が更生保護事業法第 2 条第 1 項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項Ａ欄に掲げる施設以外のもの（同法第 58 条の規定により補助を行うことができる場合に限る）	措置法第 3 条第 1 項第 4 号及び第 2 項	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
6	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の施設（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 59 条の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
7	学校法人が設置する学校施設のうち前項Ａ欄に掲げる施設以外のもの（私立学校法第 59 条の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその２割５分を減額した対価による売払い

8	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉事業法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）第 39 条第 1 項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその 4 割を減額した対価による売払い
9	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項Ａ欄に掲げる施設以外のもの（日本赤十字社法第 39 条第 1 項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその 2 割 5 分を減額した対価による売払い
10	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設置する道路	道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 51 条第 8 項	処分する面積の 2 分の 1 について無償貸付け、残りの 2 分の 1 について時価売払い

別表第 3

4 割 5 分減額売払い対象施設一覧表

本通達別表第 1 第 11 項Ａ欄の号	施　　設　　名
(1)	医療施設及び保健所の施設
(2)	社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 3 号に掲げる軽費老人ホーム
	同項第 6 号に掲げる婦人保健施設
	同項第 7 号に掲げる授産施設
	同法同条第 3 項第 2 号に掲げる児童厚生施設
	同項同号に掲げる児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の用に供する施設
	同項第 3 号に掲げる母子・父子福祉施設
	同項第 4 号に掲げる老人福祉センター
	同項第 5 号に掲げる補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
	同項第 11 号に掲げる隣保事業の用に供する施設
(3)	幼稚園の施設
(7)	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校の施設
(9)	農業者研修教育施設その他これに準ずる施設
(10)	住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
(11)	廃棄物の処理施設で「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 46 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項に規定する公害防止対策事業に係るもの
(12)	体育館、水泳プール及び運動場

資料 20

大口返還財産の利用計画の一部変更について

大口返還財産の利用計画大綱については、みだりに変更すべきものではないが、事情やむ得ない場合はこれを認めることとし、大口返還財産の利用計画の一部変更処理基準を作成のうえ、60 年 10 月 28 日に開催された第 38 回国有財産中央審議会に報告し、了承を得た。

大口返還財産の利用計画一部変更処理基準

1　基 本 方 針

大口返還財産の利用計画の一部変更については、利用計画の全体的な整合性を維持しつつ、変更が真にやむを得ない場合に限り処理することとする。

2　基　　準

変更を認める範囲

用途の変更が別紙のそれぞれの「用途区分」の範囲内であること。

変更の必要性及び妥当性

イ　用途の変更が答申後の社会情勢の変化に照らし真にやむを得ないと認められるものであること。

ロ　変更する用途の緊急性が高く、かつ、早期に実施可能なものであること。

ハ　周辺の土地利用計画との整合性がとれていること。

ニ　用途の変更について関係機関全ての同意が得られていること。

3　具体的処理

具体的な利用計画の変更は、この基準に従い財務局において行うものとする。

4　報　　告

利用計画の一部変更を行った場合には、国有財産中央審議会に報告するものとする。

（別紙）

用　途　区　分　表

用途区分	具体的用途
都市開発	都市開発、業務市街地
公園、緑道	公園、緑道
公共公益施設 （文教施設を含む）	公民館、保健所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等
住宅	公営住宅、公団住宅
研究・研修施設	研修所等
自衛隊	訓練場、駐屯地
道路等	道路、鉄道
その他	流通港湾施設、広域防災基地等

（注）　学校から他の施設への変更の要望については、次の点に留意して、その必要性を十分に審査するものとする。

a　学校については、児童・生徒の急増により緊急な処理が望まれたことから、他の施設に優先して跡地の利用が認められた経緯があること。

b　学校は他の公共公益施設に比べその規模が大きいので、その用途変更は、利用計画全体に影響を及ぼす恐れもあること。

資料 21

平成１５年６月２４日

財 務 大 臣
塩 川 正 十 郎 殿

財政制度等審議会会長
貝 塚 啓 明

「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」

財政制度等審議会は、昭和４８年４月２６日付国有財産中央審議会に対する大蔵大臣の諮問「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」を引き継ぎ、国有財産分科会において不動産部会を設置して、専門的観点に立って審議を行ってきた。ここにその成案を得たので答申する。

第１　はじめに

１．大口返還財産についてのこれまでの答申

昭和48年1月、日米合同委員会において合意をみた米軍の基地集約化計画に基づき、米軍に提供されていた大規模な国有地のうち昭和48年から昭和57年にかけて11跡地（別紙参照）が返還された。

これらの大口返還財産の取扱いについては、昭和48年4月26日、大蔵大臣から国有財産中央審議会に対し、「主要な米軍提供財産の返還後の利用について」が諮問され、これまでに以下の答申がとりまとめられている。

⑴ 「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（昭和51年6月21日答申、以下「三分割答申」という。）

「三分割答申」においては、大口返還財産の有効利用を早期に実現するために、利用区分に関する統一的な処理基準及び留保地の考え方が示された。

① 利用区分に関する統一的な処理基準

「大都市及びその周辺に所在する大規模な返還財産（10万平方メートル程度以上の土地）については、特別のものを除き、おおむねその面積を３等分して、それぞれ次のように処理するものとする。

⑴ 地元地方公共団体等が利用する（Ａ地区）
⑵ 国、政府関係機関等が利用する（Ｂ地区）
⑶ 当分の間処分を留保する（Ｃ地区）」

② Ｃ地区（留保地）の考え方

「この処理基準における留保地は、現時点では予測できない需要に備えるためのものである。特に最近のように、社会的、経済的変動の激しい時期においては、大規模な返還財産の全域にわたって具体的な利用計画を短期間に決めてしまうことは適当でなく、その一部について利用計画の策定を留保しておくことが、長期的にみて土地全体としてのより有効な活用に資すると考えられる。」

⑵ 各跡地ごとの「処理の大綱について」答申

昭和52年6月から平成6年6月にかけて、各跡地ごとに逐次、大口返還財産の土地利用の基本計画に相当する処理の大綱が決定された。

各跡地ごとの処理の大綱において、北富士演習場返還国有地を除く１０跡地について留保地が設定された。

（注1）横浜海浜住宅地区跡地については、国有地と民有地が混在している状況にあり、横浜市による土地区画整理事業を施行する必要があったことから、「三分割答申」以前の昭和49年3月14日、国有地の集約化を図ることなどを盛り込んだ大綱が決定されている。

なお、本跡地の利用計画の決定及び留保地の設定は、「三分割答申」の基本方針に基づき、平成元年12月、国有財産関東地方審議会においてとりまとめられた答申に盛り込まれている。

（注2）北富士演習場返還国有地については、昭和48年3月、北富士演習場の存続と地元民生の安定とを両立させるため、本地を地元地方公共団体に払い下げて林業整備事業を営ませる方針が閣議了解されたことから、留保地を設定しなかった。

⑶ 「大口返還財産の留保地の取扱いについて」（昭和62年6月12日答申、以下「留保地答申」という。）

「三分割答申」の審議過程において、留保地については、各跡地の処理の大綱決定後5年間ないし10年間を目途に留保するという考え方が一応の前提とされていた。昭和57年までに関東村住宅地区を除く全ての跡地について処理の大綱が決定されたが、その後5年が経過して、留保地の取扱いについての新たな方針を定める必要が生じたため、「留保地答申」がとりまとめられた。

「留保地答申」では、次のような留保地の取扱いについての基本的考え方が示された。

留保地については、「①大都市圏に残された数少ないまとまった国有地であり、今後再びこのような土地が得られることは期待できないため、長期的観点からその有効活用を考える必要があること、②当審議会が答申した処理計画に従い、留保地以外の地区において各種施設等の整備が行われ、また今後も整備が進められる見込

みであり、それによって都市環境の改善及び防災性の向上が図られると考えられること、から引き続きできる限りこれを留保しておくことが望ましい」とされる一方、「留保地の利用要望がある場合は個別に検討し、必要性及び緊急性があると認められるものについては、留保地を利用することもやむを得ない」、「留保地は公用・公共用の用途に充てる」場合に例外的に利用が認められることとされた。（以下「原則留保、例外公用・公共用利用」という。）

２．留保地の状況

⑴ 平成6年6月、関東村住宅地区跡地の処理の大綱が決定され、すべての跡地について処理計画が定められた。それまでに設定された留保地の面積は全体で653ヘクタールであるが、その後米軍より13ヘクタールが追加返還された結果、最終的に666ヘクタールが留保地に区分されている。

これらの留保地は、平成元年3月までは全て未利用であったが、その後地方公共団体等の要望に基づき個別に検討された上で利用が進められた。

この結果、平成15年3月末までに、留保地全体の40％、269ヘクタール（このうち国・政府関係機関86ヘクタール、地方公共団体等183ヘクタール）が公用・公共用に利用されたが、なお留保地全体の60％、397ヘクタールについては引き続き未利用となっている。

地方公共団体等への売却を開始した平成元年当時と比較すると、近年、地方公共団体等による留保地の購入の動きは極めて低水準にあり、過去5年間における件数は2件にすぎない。

⑵ 「留保地答申」から16年が経過したが、この間に留保地を巡る事情は大きく変化した。

① 「留保地答申」当時はいわゆるバブルの拡大期で、東京都心部をはじめとして地価高騰が生じていた。その後のバブル崩壊に伴い、地価は長期間にわたり大幅に下落し続けている。

② 留保地周辺の市街化が急速に進展したため、広大な雑木林や荒れ地の状態として取り残された多くの留保地が住宅地や商業地に隣接することになり、結果的に都市形成を阻害している。

③ 多くの関係地方公共団体では、「留保地答申」後も暫くの間は財政事情にも余裕があり、地域開発の動きも活発であったが、その後の財政事情の悪化に伴い、利用構想を立てても、用地取得や施設整備の財源の目途が立たないため、現在では地域開発の動きが停滞している。

３．留保地の取扱いに関する問題意識

留保地の取扱いについては、これまで「留保地答申」に示された「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方に則ってきたところである。しかしながら、前述のとおり留保地を巡る事情は大きく変化してきており、今後、その活用について現実的な展望がないまま未利用の状態が継続すれば、国民経済的な観点から非効率であるとともに、望ましい都市形成を阻害すると考えられる。

最近の新しい動きとしては、

① 昨年4月制定された都市再生特別措置法において、急速な情報化､国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、都市の魅力と国際競争力を高め、都市再生を実現することが国家的な重要課題とされている。

② 昨年12月制定された構造改革特別区域法では、構造改革特別区域の計画作成の際、地方公共団体が規制の特例措置を提案することができることとされているが、関係地方公共団体の一部から、留保地について、民間利用の容認と暫定的利用の拡大の提案がなされている。

また、近年、国の厳しい財政事情の下で、国有財産当局においては、売却手法の多様化、売却件数の大幅増加に取り組むなど未利用国有地の売却促進を図っているが、このような状況を踏まえ、留保地について原則留保の基本的考え方を維持することが国有財産行政上整合的かどうかの検討が必要となっている。

以上を踏まえれば、「留保地答申」など留保地の取扱いに関するこれまでの国有財産中央審議会の関係諸答申について、今日的な観点から抜本的な見直しを行うことが不可欠である。

財政制度等審議会国有財産分科会は、このような認識の下、同分科会に設置した不動産部会において、留保地の今後の取扱いについて検討を行うこととした。

第２　現地視察結果

当審議会国有財産分科会不動産部会では、平成15年4月、東京都立川市及び昭島市に所在する立川飛行場跡地と埼玉県朝霞市等に所在するキャンプ朝霞跡地の留保地について現地視察を実施した。

１．立川飛行場跡地

立川飛行場跡地（総面積は460ヘクタール)は、昭和51年から52年にかけて返還された財産であり、昭和54年11月19日、国有財産中央審議会の答申において処理の大綱が決定された。

具体的には、大規模公園及び広域防災基地を二本の柱としながら、立川市、昭島市の市街地の健全な形成のために必要なオフィスビル等の業務地区を周囲に配置することとされ、地元地方公共団体等利用の地区が219ヘクタール、国・政府関係機関等利用の地区が130ヘクタール、留保地が111ヘクタールに区分され、それぞれの地区の処理が進められた。

現在未利用となっている留保地面積は、94ヘクタール（立川地区44ヘクタール、昭島地区50ヘクタール）となっている。

なお、現在の国営昭和記念公園は、地元地方公共団体等利用の区分に立地している。

⑴ 立川地区の留保地

立川地区の約半分の留保地（24ヘクタール）については、都市基盤整備公団施行の土地区画整理事業が進行中であり、国の行政機関の移転整備や関係地方公共団体の庁舎整備が行われている。土地区画整理事業の対象となっていない残りの留保地（20ヘクタール）については、具体的な土地利用計画がない状況である。

土地区画整理事業区域を中心に都市基盤整備が計画的に図られ、周辺を含めて市街化が進展しているなかで、立川市としては、土地利用構想において、業務地区として位置付けられた3ヘクタールのエリアに民間企業等を誘致し、秩序ある都市形成を図りたいとしている。

また、立川市は、民間企業等を誘致する際に留保地の秩序ある街区整備を図るため、

① 国が地域の土地利用計画を踏まえた条件付きの入札を実施して売却すること

② 土地取得を条件とする民間企業の誘致が困難であることを勘案して、国自らが事業用定期借地の設定を行うことを要望している。

⑵ 昭島地区の留保地

昭島地区の留保地の現状は、金網フェンスで囲われて全体に鬱蒼とした雑木林の状態にあり、米軍に提供していた当時の工作物も現存している。平成10年に東京都が土地利用構想を策定しているものの、その後の社会経済情勢の変化や財政事情の悪化などから、構想は具体化に至っていない。

昭島市は、当面は、民間活力による整備を検討するための具体的な土地需要や開発動向等の調査を行った上で、将来整備構想・土地利用計画案を策定する作業を進めている。

他方、東京都及び昭島市は、土地利用構想の具体化に向けて、改めて事業内容や整備手法（都市計画道路等の先行的な整備による段階的なまちづくりを含め）を検討していく意向である。

２．キャンプ朝霞跡地

キャンプ朝霞跡地（総面積は302ヘクタール）は、昭和46年から61年にかけて返還された財産であり、北地区、南地区及び根津地区の３地区に分かれ、昭和54年11月19日、国有財産中央審議会の答申において処理の大綱が決定された。

具体的には、公園の整備等により良好な生活環境の確保及び都市の防災性の向上を図りながら、この地域に不足している学校その他必要な都市施設の整備を行い、あわせて国の必要とする施設の用地を確保することとされ、地元地方公共団体等利用の地区が132ヘクタール、国・政府関係機関等利用の地区が94ヘクタール、留保地が66ヘクタールに区分され、それぞれの地区の処理が進められた。

現在未利用となっている留保地面積は、昭和61年に追加返還された北地区10ヘクタールを加え、23ヘクタールとなっている。このうち16ヘクタールが北地区に所在しており、現状は、金網フェンスで囲われた雑木林の状態にあり、米軍に提供していた当時の建物も一部現存している。

北地区の留保地について、朝霞市は、「留保地答申」の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方に則り、平成13年8月、8つのゾーニングを行うなどの市独自の土地利用構想を決定している。

このうち、例えば文教・学術機関誘致ゾーンとして8ヘクタールのエリアを設定しているが、現在の厳しい財政事情から朝霞市自らは当面購入できないとしており、構想の実現の目途は立っていない。

第３　留保地の今後の取扱い

留保地の今後の取扱いについては、当審議会国有財産分科会不動産部会において、これまでの留保地の取扱いについての前述のような問題意識の下、現地視察による現況把握の結果を踏まえつつ論点整理を行うとともに、関係地方公共団体に対し意見照会を行い、検討を行った。

当審議会は、同不動産部会がとりまとめた報告書を審議会の答申としてとりまとめたものである。

なお、本答申書においては、留保地の今後の取扱いに関する論点ごとに、同部会における各委員の主要な意見及び関係地方公共団体に対する意見照会の結果を記載しているが、これらは、あくまでも当審議会の結論に至る議論の経緯を明らかにすることを目的としたものである。

1．基本方針

「留保地答申」においては、留保地の取扱いについて、「原則留保、例外公用・公共用利用」を基本的考え方とし、一定の基準の下にその利用を認めている。

この基本的考え方について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

○ 関係地方公共団体が、これまで「留保地答申」の基本的考え方に沿って留保地の活用を検討してきたことを考慮すると、留保地利用の方針を転換すれば戸惑いが生じ、また、無理な計画が策定されるおそれもある。

したがって、原則留保の考え方は維持しつつ、例外としての利用の枠の拡大を図る必要がある。
その際、公用・公共用の概念を拡大し、街に賑わいを創造することや土地利用計画に沿って民間が利用するということも公共性があるという発想に立って、民間利用も含めた幅広い土地活用を可能とすべきである。

○ 少子化・高齢化の進行や現在の諸情勢を考えると、土地を大切に留保しておくという意義は、既に失われていると考える。十数年間にわたり荒蕪の状態でいわば放置されているのは、地域にとってマイナスであり、原則留保の基本的考え方を維持する意味はない。
○「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方が関係地方公共団体の自由な発想による利用計画の策定を妨げているのではないか。この際、関係地方公共団体が機動的かつ自由に利用計画を策定できるような方向性を打ち出すことが重要である。
○ 国有地に限らず土地については、いわゆるバブル期を境として「保有から利用へ」と基本的な考え方が転換されており、留保地についても、民間の発想を活用しながら利用計画を策定できるよう、原則利用の方針を打ち出すべきである。

《関係地方公共団体に対する照会結果》
○ 将来関係地方公共団体が利用するまで留保すべきである。「原則留保、例外公用・公共用利用」という基本的考え方で議会や住民の了解を取り付けて利用計画を策定してきた経緯があり、それに沿った開発が望ましい。
○ 留保地をすべて公用・公共用で使い切ることは不可能であるので、制限を解除することはやむを得ない。経済情勢の低迷が長期化しているなかで、民間活力の導入が期待されるところであり、原則留保から原則利用に方針を転換し、土地利用の促進を図ることが重要である。

「留保地答申」の基本的考え方を巡っては、関係地方公共団体間で、それぞれの留保地の規模や立地条件、これまでの検討経緯、将来の利用見込みの相異などから、その考え方に対立が見受けられるが、委員の意見は、都市再生や経済活性化、地域の活性化等の観点から、関係地方公共団体と連携しながら、民間利用も含めた留保地の利用を促進すべきであることについて、一致をみている。
留保地の今後の取扱いの基本方針としては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の考え方を転換し、原則利用の考え方に基づき留保地の活用を促進するという新しい発想の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進することが適当である。（以下「原則利用、計画的有効活用」という。）
留保地とされていた返還財産は、国の行政目的に直接供されていない財産（普通財産）であることから、本来売却することが前提とされるものである。この「原則利用、計画的有効活用」という新たな基本方針に立てば、その取扱いについても速やかな売却を行うということに立ち戻ることになる。ついては、留保地の計画的な有効活用を図るため、留保地の利用計画の策定、関係地方公共団体に対する支援措置などの留保地の活用に向けた具体策について、以下検討する。

また、民間利用の容認等の構造改革特別区域の提案については、新たな基本方針により留保地全体の有効活用を促進することとしたことから、特定の地域に限定する必要はなく、留保地にかかる共通の取扱いとすることが適当である。

２．留保地の活用に向けた具体策

「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づいて留保地の活用を促進するためには、道路・下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどのように整備するかを定める基本計画（利用計画）が公的主体において策定される必要がある。
同時に、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域が画定される必要がある。
また、留保地の管理処分の主体である国は、策定された利用計画を円滑に実現するため、あるいは利用計画が具体化するまでの間の有効な土地利用を図るため、関係地方公共団体に対する支援措置、民間に対する売却方法、留保地の管理方法などについて具体的に定める必要がある。

⑴ 利用計画の策定
利用計画の策定に関する策定主体、策定期間などについての検討結果は、以下のとおりである。

イ　利用計画の策定主体
利用計画の策定の在り方について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》
○ 地方への権限委譲や民間活力の活用という今日的な流れを踏まえると、最終的には関係地方公共団体に判断を委ね、そのもとで民間活用を進めるべきである。その際、関係地方公共団体が実現可能性のある利用計画を策定することを期待する。
○ 大規模な留保地の処理に関して、市場原理に委ねて民間プロジェクトを進める場合に、秩序ある都市

形成に資するため、関係地方公共団体が民間主導の利用計画を策定する際に、管理処分の主体である国も協力していく必要がある。

《関係地方公共団体に対する照会結果》
○ 利用計画の目的は住民福祉の向上であり、地元の関係地方公共団体が主体的に利用計画を策定するべきである。
○ 過去の経緯や地域事情に精通していることなどに鑑み、地方の自由な発想を尊重する観点からも、基本的に地元の関係地方公共団体に利用計画の策定を委ねるべきである。

利用計画は地域のニーズを踏まえて策定されるべきであり、民間の発想、活力を活用しつつ留保地の活用を進める場合においても、その留保地の活用の在り方が、まちづくり、都市形成と密接に関係することから、関係地方公共団体が、留保地の管理処分の主体である国と緊密に連携しつつ、主導的に実現可能な利用計画を策定していくことが適当である。

ロ　利用計画の策定期間

留保地の活用を促進するため、利用計画の策定について一定の期間を設ける必要があるかどうかに関し、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》
○ 拙速で硬直的な利用計画とならないよう、策定期間に時間的な余裕をもたせるなどフレキシビリティをもった対応をすることが必要である。
○ 市町村合併の動きがある中で短期間に利用計画を策定することは困難であり、策定に猶予期間を設けることが必要である。
○ 留保地の活用を促進するためには、早期に利用計画が策定されることが望ましく、都市計画や公共事業の見直し期間あるいは地方公共団体の首長の任期などを勘案して、利用計画の策定に必要な合理的な期間を設定することが考えられる。

《関係地方公共団体に対する照会結果》
○ 国の方針が変更されるのであれば、利用計画を見直し、住民の理解を求めるために十分な時間が必要であり、期限を設けるべきではない。
○ 関係地方公共団体が、必要に応じて都市計画法による地区計画やまちづくり条例等を定めることにより、将来の土地利用計画を担保する手段を講じられるだけの時間的な猶予が確保されるべきである。

「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に基づき、留保地の活用を促進するためには、関係地方公共団体において、できるだけ早期に利用計画が策定されることが望ましく、利用計画の策定期間については、規模や立地条件に見合った合理的な期間を設定することが適当である。その際の合理的な期間としては、都市計画や公共事業の見直し期間などを勘案すると、5年程度が妥当と考えられる。

ハ　利用計画の策定に関する留意点

利用計画の策定について、留意すべき点として、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》
○ 利用計画の実効性を高めるため、いわゆるＰＦＩ方式の開発事業手法など民間の発想やノウハウを積極的に取り入れていくことが重要である。
○ 公園の代替地として利用することなども含め、地域にとって真に役立ち、かつ実効性のある利用計画を検討すべきである。
○ 民間が活用すれば、国にとっては時価での売却収入等が確保でき、地方公共団体にとっては不動産課税の税収が見込めるが、このようなことも考慮に入れて利用計画を策定すべきである。

《関係地方公共団体に対する照会結果》
○ 利用計画については、策定後の事情の変化に応じて適宜見直しができるような、フレキシビリティをもたせることが必要である。
○ 関係地方公共団体への調査費助成やアドバイザー派遣など、国において、利用計画策定のための支援策が講じられるべきである。
○ 民間が利用する場合には、周辺地域の実情及び都市計画との整合性が図られることが重要である。

利用計画の策定については、その実効性を高めるため、民間の発想やノウハウを活用した開発事業手法を積極的に取り入れることに留意して取り組む必要がある。
また、関係地方公共団体において策定された利用計画については、策定後の情勢の変化等に応じて、機動的にその見直しを行うことができるよう仕組むことが適当である。

⑵ 関係地方公共団体に対する支援措置

イ 売却条件

返還財産の売却条件（処分条件）については、「三分割答申」において、「その返還に当たり相当の移転経費を要しているものが大部分である。また、これらの移転経費は、米軍基地の全体的整理縮小に伴って必要とされるものであるから、返還財産全体に対応させて考えるべき」であり、「返還財産の処分に際しては、原則として有償処分とし、法令上優遇措置の認められる用途に充てる場合は、その優遇措置の適用限度について、すべての返還財産を通じ、統一を図ることとすべきである」とされた。この答申を踏まえ、昭和54年12月、全返還財産共通の売却条件が決定された。

その後昭和58年3月、国の財政事情の悪化から、返還財産以外の国有地について、売却価格の時価に対する割合（時価率）が引き上げられた。

（注）例えば、公園に充てる場合には、対象面積の「2分の1時価売払い、2分の1無償貸付け」(時価率50%)の売却条件が「3分の2時価売払い、3分の1無償貸付け」(時価率66%）に変更された。

留保地の売却条件については、「留保地答申」において、「現行の返還財産の処分条件設定時から諸事情が変化していること、及び、返還財産が所在する地方公共団体とそれ以外の地方公共団体とのバランス等を考慮して、その処分条件のあり方を検討する必要がある」とされたことを踏まえ、平成元年1月、留保地の時価率を一般の返還財産よりも高くする見直しが行われた。

留保地の売却条件についての経緯は以上のとおりであるが、今後の売却条件について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

○ 関係地方公共団体は留保地の活用の意向を持っているものの、いずれも財政事情が厳しいため、売却条件を緩和しないと現実的に対応できないと考えられる。
○ 留保地の利用を促進することに政策的な意義を見出すのであれば、売却条件を含めて支援措置を講ずる必要がある。
○ 留保地の利用を促進するということで留保の概念を取り払うのであれば、一般の返還財産の売却条件に戻すことが合理的である。
○ 留保地について特別な支援措置が講ぜられるのであれば、土地の付加価値を高めていくような利用を導く観点からも、売却に当たり環境アセスメントや景観などの条件を付加することが考えられる。

《関係地方公共団体に対する照会結果》

○ 厳しい財政事情のもとで公用・公共用の利用を容易にするため、一般の返還財産の売却条件と同一とすること、あるいは譲与や無償貸付を含め大幅な条件緩和を図ることを要望する。
○ 旧軍港市転換法との均衡に配慮し、関係地方公共団体が公共用の用途に充てる場合には、無償譲渡とすることを要望する。
○ 売却条件等の支援措置を講ずることに伴い、関係地方公共団体に対し環境アセスメントなどの義務付けを条件とすることは新たな規制と同じであり、慎重な考慮が必要である。

留保地の売却条件については、「原則利用、計画的有効活用」への方針転換に伴って、留保地と一般の返還財産との区別がなくなること、関係地方公共団体による利用計画の具体化を円滑なものとする必要があることから、一般の返還財産の売却条件にそろえることが適当である。

なお、旧軍港市転換法に基づく普通財産である国有財産の譲与（無償譲渡）は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合において、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対して認められたものである。一方、返還財産は、米軍基地の整理縮小に移転経費を国が負担していることから、「三分割答申」において原則有償処分とされたものであり、旧軍港市転換法とは事情が異なるため、留保地を無償譲渡とすることは適当ではない。

ロ その他の措置

① 関係地方公共団体による暫定的利用

現在、留保地の管理の一類型として、緑地、広場等の公共的なオープンスペース、あるいは臨時的な駐車場や資材置き場等に使用する場合であれば、国は関係地方公共団体等の要望に応じ、管理委託や無償あるいは有償貸付けの手法で暫定的利用を認めている。

新しい留保地の取扱いについての基本方針の下では、有効かつ計画的な活用を図るため、売却を行うことが原則であるが、関係地方公共団体の一部から、財政事情が厳しく留保地の購入が困難であるため、構造改革特別区域の規制の特例措置として、留保地の取得に代え有償貸付けを受けたい、あるいは中長期の管理委託を受けたいとの要望が出されている。

暫定的利用についての各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》
○ 留保地を閉鎖的に留保しておくよりは積極的な利用を図るべきであり、公園に近い機能を持つものなどへの暫定的利用があってもよい。
○ 全体として利用促進という新しい発想に立つのであれば、特定の地域に限定して認めるのではなく、留保地にかかる共通の取扱いとすべきである。

《関係地方公共団体に対する照会結果》
○ 利用計画が実現するまでの間、あるいは国が売却するまでの間、地方公共団体による暫定的利用が認められることを要望する。

関係地方公共団体による暫定的利用については、暫定的なものとはいえ留保地を活用する意味はあることから、積極的に対応することが適当であるが、そのために、本格的な利用計画の策定がおろそかになったり、暫定的利用が恒常化することがあってはならない。
このため、「原則利用、計画的有効活用」という基本方針の下、関係地方公共団体が実現可能な利用計画を策定した場合には、速やかに売却するという原則の例外として、その利用計画が実現するまでの間、暫定的利用を認めることが適当である。
次に、利用計画が未策定の段階においても、速やかな売却促進の観点から、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、最長で利用計画の策定期間まで暫定的利用を認めることが適当である。また、利用計画が策定された段階で、その利用計画と整合が図られていれば、更に暫定的利用を認めても差し支えないと考える。

② 都市基盤整備用地の先行的な処分
都市基盤整備に関して、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、次のとおりであった。

《各委員の意見》
○ 大規模な留保地については、地方公共団体への支援策として都市基盤整備公団を活用することも考えられる。
《関係地方公共団体に対する照会結果》
○ 比較的規模の大きい留保地について、利用の可能性の拡大や利用促進を図るため、道路、下水道等の都市基盤整備用地の先行処理を要望する。

道路、下水道等の都市基盤整備用地の先行的な処分については、利用計画の策定や都市計画等の裏付けがある場合には、その利用計画の具体化を円滑なものとするため、これを認めていくことが適当である。

⑶ 民間に対する処分等

イ 民間に対する処分方法
留保地の民間に対する処分方法について、各委員の意見及び関係地方公共団体に対する照会結果は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》
○ 地方公共団体に留保地を活用する意思がないのであれば、国が地方公共団体に代わって事業コンペの入札を実施し、地域にとって望ましい利用主体を選ぶという方法が考えられる。
○ 民間が開発するとしても、地方公共団体の行政システム（都市計画審議会、公聴会、許認可等）に従うことが要請されるため、乱開発等の事態に至ることはないと考えられる。

《関係地方公共団体に対する照会結果》
○ 国と関係地方公共団体との事前の協議や地区計画の都市計画決定などにより、周辺地域の整備や土地利用計画との整合性が確保される必要がある。
○ 建設する施設に条件を付す入札とするなど、周辺のまちづくりとの整合性が図られるような処分方法を国が採用することを要望する。
○ 都市基盤が未整備の留保地を民間に処分する場合には、事前に国と関係地方公共団体による協議機関を設置して利用計画の具体化に取り組み、都市基盤整備や公共施設整備に係る地元負担が軽減されるように国等に要望する。

民間に対する処分方法については、関係地方公共団体のまちづくり構想（街区条件、用途、景観等）や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要がある場合には、国と関係地方公共団体との間で協議を行い、土地利用の条件を設定した入札や提案方式による入札などの売却方法を採用することが適当である。
なお、関係地方公共団体においては、民間による留保地の計画的な有効活用が図られるよう、市街化調整区域の市街化区域への編入や地区計画の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定に機動的に取り組む必要がある。

ロ　事業用定期借地の設定

関係地方公共団体の一部から、構造改革特別区域の規制の特例措置として、地域整備構想を進めるために民間のニーズが高い事業用定期借地を国が設定するという提案がなされている。これについて、各委員の意見は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

○ 規模、立地条件によっては、土地利用の呼び水としての効果が期待できることから、地方公共団体の要望に応え、事業用定期借地を民間利用の一形態として導入し、その成果を見極めることが考えられる。
○ 経済情勢や周辺の開発動向を見ながら運用できること、また、用途について見直すこともできることから、フレキシビリティのある良い制度であり、導入に賛成である。
○ 大規模な留保地の複合開発を図る方法として一般定期借地の設定も考えられるが、それは開発を実施する事業者において設定の要否を決定する問題である。国の場合には、次の利用計画が固まるまでの暫定的な活用策として事業用定期借地の導入が想定される。
○ 暫定的利用と同様に、特定の地域に限定して取り扱うのではなく、留保地にかかる共通の取扱いとすべきである。

事業用定期借地の設定については、速やかに売却するという原則の例外となることから、関係地方公共団体による利用計画の具体化を図るために必要かどうかを総合的に判断して認めることとし、当面、その導入を必要としている特定の関係地方公共団体と調整を図りつつ、契約方式等実施面の検討を行うことが適当である。

⑷　国による暫定的利用の拡大

暫定的利用のなかには、関係地方公共団体からの要望のほか、町内会や民間企業、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）等からの要望を受けて暫時国が有償貸付けや管理委託を行う場合も見受けられるが、極めて限定的である。

留保地が利用されないことによって管理コストや逸失利益が発生していることに鑑み、国が主導的に、競争原理を働かせつつ留保地の有償貸付けを拡大していくことも考えられる。

この国による暫定的利用を拡大することについて、各委員の意見は、おおむね次のとおりであった。

《各委員の意見》

○ 国にも保有コストがかかっている上、得べかりし利益を放棄しているのは問題であるので、積極的に利用を図るべきである。
○ 暫定的利用については、民間が利用することも考えられる（地方公共団体においてアウトレットストアやショッピングセンターを事業用定期借地で利用させている事例がある。）。
住宅展示場など一時使用のための借地権を設定することも考えられる。
○ 留保地の利用を促進するため、国においても暫定的利用に積極的に取り組むことが必要である。

国による暫定的利用については、国はこれまでいわば受動的に利用要望に応えてきたが、今後は留保地の効率的、収益的な管理を図るため、規模、立地条件や関係地方公共団体による利用計画の策定状況等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、前述の事業用定期借地を含めた有償貸付け、あるいは管理委託等を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲内で、これに積極的に取り組むことが適当である。

第４　おわりに

当審議会は、今回、留保地の今後の取扱いについての答申書をとりまとめ、これまでの「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を、「原則利用、計画的有効活用」の基本方針に転換し、新しい発想の下で地域の実情に則した計画的な有効活用の促進を図るとともに、留保地の活用に向けた具体策として、利用計画の策定、関係地方公共団体に対する支援措置、民間に対する処分等及び国による暫定的利用の拡大について提言を行った。

今後、本答申に基づき、国と関係地方公共団体が、それぞれの責任の下で、民間の発想をも活用しながら、留保地の利用計画の策定及びその具体化に真摯に取り組み、都市部に残された最後の広大な留保地を我が国の構造改革に資する都市再生、経済活性化等の起爆剤として、有効に活用することを期待するものである。

（別紙）

大 口 返 還 財 産 の 内 訳

（平成15年３月末現在、単位：ha）

跡　地　名	所　在　地	返還年月日	返還国有地 （返還面積）	うち留保地 （未処理面積）
横浜海浜住宅地区	神奈川県横浜市	昭和57．3．31	３３	7
立川飛行場	東京都立川市 昭島市	昭和51．5．31 昭和52.11.30	４６０	９４
キャンプ朝霞	東京都練馬区 埼玉県朝霞市 和光市、新座市	昭和46.11.10 ～ 昭和61．2．14	３０２	２３
大和空軍施設	東京都東大和市 立川市	昭和48．6．30	３４	－
ジョンソン飛行場 住宅地区	埼玉県狭山市 入間市	昭和33．7．25 ～ 昭和53．9．1	１６８	４３
府中空軍施設	東京都府中市	昭和48．4．12 ～ 昭和61．3．31	５９	１５
キャンプ淵野辺	神奈川県相模原市	昭和49.11.30	６６	１７
水戸対地射爆撃場	茨城県ひたちなか市 東海村	昭和48．3．15	１，１８２	１７６
柏通信所	千葉県柏市	昭和52．9．30 昭和54．8．14	１５２	１６
関東村住宅地区	東京都府中市 調布市、三鷹市	昭和47．3．31 ～ 昭和49.12.10	６２	6
北富士演習場	山梨県富士吉田市 山中湖村	昭和48．5．19	２１４	－
合計（11跡地）			２，７３２	３９７

財政制度等審議会国有財産分科会名簿

[委　員]		緒方 瑞穂	(社)日本不動産鑑定協会総務財務委員会委員長
		角 紀代恵	立教大学法学部教授
		黒川 和美	法政大学経済学部教授
	○	竹内　洋	弁護士
	◎	宮原 賢次	住友商事(株)代表取締役会長
		吉野 直行	慶応義塾大学経済学部教授
[臨時委員]		足立 和基	日本地震再保険(株)取締役社長
		岩田 規久男	学習院大学経済学部教授
		岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		佐藤 和男	(社)不動産協会政策推進委員会委員長
		髙木 勇三	日本公認会計士協会理事・中央青山監査法人理事
		長場 信夫	(社)日本不動産鑑定協会法務鑑定委員会委員長
		西村 幸夫	東京大学大学院工学系研究科教授
		村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
		山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
		山下 剛正	(株)東京証券取引所顧問
		吉野 源太郎	(株)日本経済新聞社論説委員
[専門委員]		木村 佳子	株式・経済評論家
		小林 秀之	上智大学法学部教授
		鈴木 治	(社)日本証券アナリスト協会理事

（注）◎は分科会長、○は分科会長代理

国有財産分科会不動産部会 名簿

委 員		緒 方 瑞 穂	(社)日本不動産鑑定協会総務財務委員会委員長
	◎	黒 川 和 美	法政大学経済学部教授
		竹 内　洋	弁護士
臨時委員		宇 賀 克 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		佐 藤 和 男	(社)不動産協会政策推進委員会委員長
		長 場 信 夫	(社)日本不動産鑑定協会法務鑑定委員会委員長
		西 村 幸 夫	東京大学大学院工学系研究科教授
	○	山 内 弘 隆	一橋大学大学院商学研究科教授
		吉 野 源太郎	(株)日本経済新聞社論説委員

（注）◎は部会長、○は部会長代理

資料 22

大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

財 理 第 2579 号
平成 15 年 7 月 2 日

財務省理財局長から関東財務局長宛

在日米軍から返還された大口返還財産の留保地については、平成 15 年 6 月 24 日の財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

1　基本方針

留保地の今後の取扱いについては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を転換し、原則利用の考え方に基づきその活用を促進するという新しい基本方針の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進するものとする（この基本方針を「原則利用、計画的有効活用」という。）

2　留保地の活用に向けた具体策

⑴　活用計画の策定の要請

イ　留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し、関係地方公共団体に対し、合理的な期間（5 年程度）を設定して利用計画の策定を要請するものとする。

（注）「利用計画」とは、道路・上下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどの区画にどのように整備するかを定める基本計画をいう。

ロ　利用計画の策定を円滑に進めるため、関係地方公共団体が関係行政機関の職員、学識経験者、民間有識者等で構成する連絡協議会を設置した場合において、国の参画を求められたときは、積極的に協力するものとする。

⑵　関係地方公共団体等に対する支援措置

イ　売却条件の緩和

(ｲ) 留保地を売却する場合の売却条件については、昭和 54 年 12 月 24 日付蔵理第 4824 号「返還財産の処分条件について」通達を適用する。

(ﾛ) 留保地を関係地方公共団体に対して時価で売り払う場合には、土地開発公社等を関係地方

公共団体に含めることができる。
(注)この規定は、留保地を公園又は緑地に充てる場合に適用する。

ロ　関係地方公共団体による暫定的利用

関係地方公共団体による暫定的利用については、次のとおり取り扱うものとする。

(ｲ) 関係地方公共団体が利用計画を策定した場合には、昭和 48 年 10 月 23 日付蔵理第 4676 号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達記の 3 に定める管理委託の期間にかかわらず、利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において適当と認める期間を定め、管理を委託することができる。

また、関係地方公共団体から利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において、有償貸付けの要望があったときは、平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1308 号「普通財産貸付事務処理要領」通達記の第 1 節の第 1 の 1 の⑴のイ又はロの規定を適用せず、有償貸付けを認めることができる。

(ﾛ) 関係地方公共団体における利用計画が未策定の段階においても、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、利用計画の策定期間内において具体的な利用計画が策定されるまでの間、管理委託を行い、又は有償貸付けを認めても差し支えないものとする。その後利用計画が策定された段階で、暫定的利用と利用計画との整合が図られると認められるときは、管理委託又は有償貸付けを更新することができる。
(注)留保地に係る利用計画の策定と暫定的利用の関係は、別添参考の図解を参照。

ハ　都市基盤整備用地の先行的な処分等

関係地方公共団体が留保地を道路、上下水道等の都市基盤整備用地に充てる場合には、当該関係地方公共団体の利用計画の策定又は都市計画決定等を条件に先行的な処分を行うことができる。

ニ　その他の配慮事項

(ｲ) 関係地方公共団体が留保地を取得し、定期借地方式やＰＦＩ(Private Finance Initiative)方式等による開発事業手法を活用して公共施設を整備する場合には、昭和 41 年 2 月 22 日付蔵国有第 339 号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の別紙の第 4 の 5 の規定は適用しない。

(ﾛ) 関係地方公共団体が留保地を取得する場合において、用地取得や施設整備の財源上の問題から一括取得が困難なときは、延納の特約や分割取得あるいは一部有償貸付けなどを認め、利用計画の具体化を円滑なものとするよう配慮するものとする。

⑶　民間に対する処分等

イ　一般競争入札の取扱い

一般競争入札による留保地を売却する場合には、平成 3 年 9 月 30 付蔵理第 3603 号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

ロ　事業用借地権の設定

(ｲ) 関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 24 条に基づく事業用借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる。

(ﾛ) 事業用借地権を設定する場合には、民間事業者の業種、事業計画、土地の利用形態その他の事情を総合勘案して、適切な存続期間を設定するものとする。

なお、事業用借地権を設定する場合の契約の取扱いについては、平成 8 年 6 月 28 日付蔵理第 2422 号「物納財産等に係る定期借地契約の取扱いについて」通達を準用して処理することができる。

ハ　都市計画等に関する調整

留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする。

⑷　国による暫定的利用の拡大

イ　関係地方公共団体における留保地の利用計画が未策定の場合、あるいはその策定がなされても関係地方公共団体から暫定的利用の要望が出されない場合には、当該留保地の効率的、収益的な管理を図るため、その規模、立地条件あるいは利用計画の策定状況、更にはその利用計画の具体化の時期等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、有償貸付け又は管理委託を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲で、暫定的利用に積極的に取り組むものとする。

ロ　この暫定的利用に当たっては、広く一般を対象として、効率的な情報提供及び需要の把握に努めるものとする。また、暫定的利用の内容については、臨時的な駐車場や資材置き場等の短期間の有償貸付けに限定せず、住宅展示場などの一時使用目的の借地権の設定など速やかな売

却の支障とならない範囲で、利用内容の多様化も検討するものとする。

ハ　なお、暫定的利用の需要が競合する場合には、公正性、公平性、経済性等に配慮し、競争原理を働かせながら、契約相手方を決定するものとする。

3　留保地以外の未処理の土地の取扱い

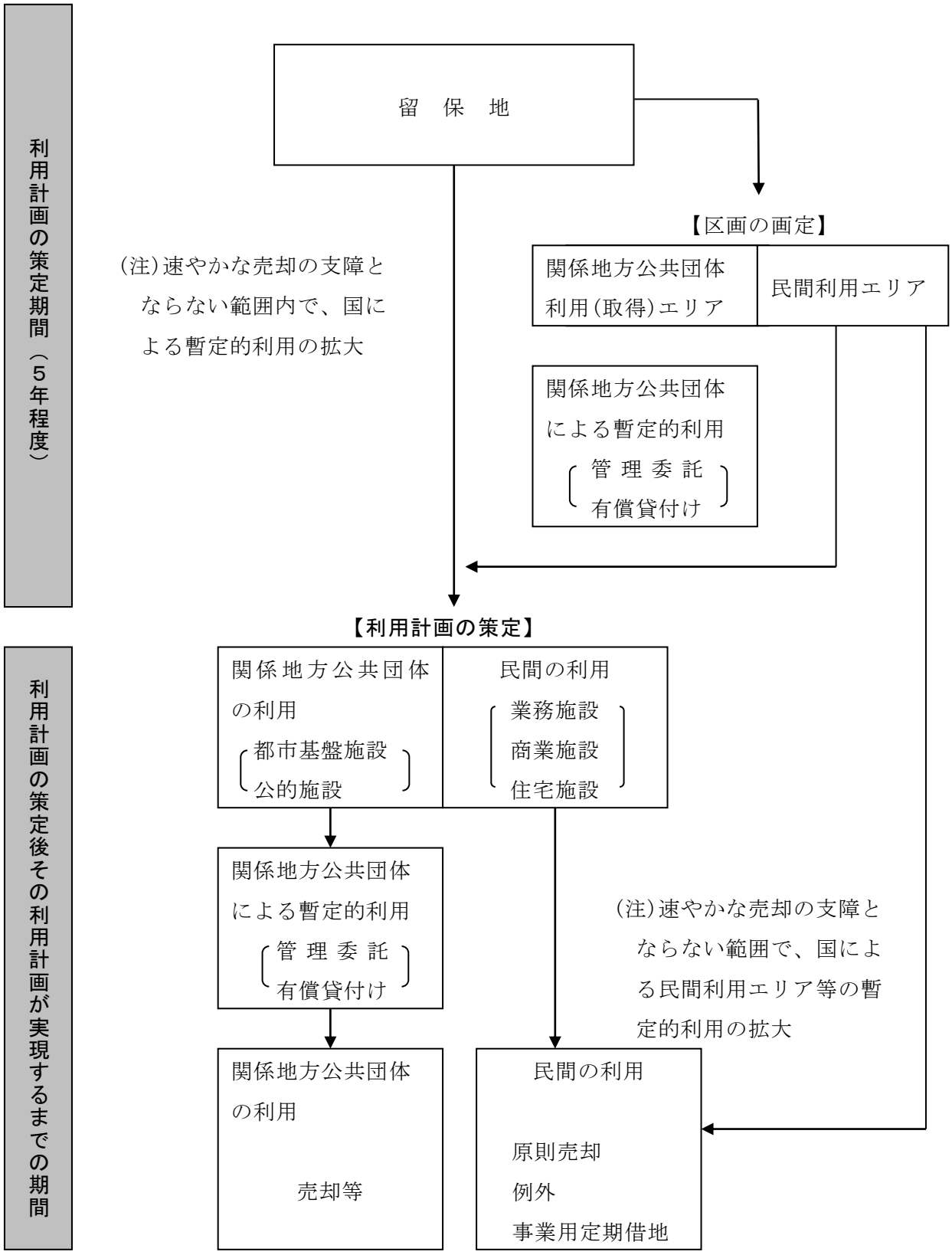
個別の処理の大綱答申等において地元地方公共団体等利用として区分された土地(昭和 51 年 6 月月 21 日国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の利用区分でいうＡ地区)で、現在まで未処理となっているものについても、留保地と同様に取り扱うものとする。

4　本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

（参考）

留保地に係る利用計画の暫定的利用の関係



（支援措置）

①売却条件の緩和等

②都市基盤整備用地の先行的な処分

資料 23

再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

（２００６年５月１日）

ライス国務長官、ラムズフェルド国防長官

麻生外務大臣、額賀防衛庁長官

概観

2005 年 10 月 29 日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を 2006 年 3 月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005 年 10 月 29 日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1．沖縄における再編

（a）普天間飛行場代替施設

・日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V 字型に配置される 2 本の滑走路はそれぞれ 1600 メートルの長さを有し、2 つの 100 メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて 1800 メートルとなる。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

・合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

・普天間飛行場代替施設の建設は、2014 年までの完成が目標とされる。

・普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

・普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

・民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

・普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

・米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

（b）兵力削減とグアムへの移転

・約 8000 名の第 3 海兵機動展開部隊の要員と、その家族約 9000 名は、部隊の一体性を維持するような形で 2014 年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第 3 海兵機動展開部隊の指揮部隊、第 3 海兵師団司令部、第 3 海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第 1 海兵航空団司令部及び第 12 海兵連隊司令部を含む。

・対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

・沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

・第 3 海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額 102.7 億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28 億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9 億ドル（2008 米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008 米会計年度の価格で算定して、財政支出 31.8 億ドルと道路のための約 10 億ドルから成る。

（c）土地の返還及び施設の共同使用

・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第 3 海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。

・双方は、2007 年 3 月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の 6 つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

⊙キャンプ桑江：全面返還。

⊙キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。

⊙普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。

⊙牧港補給地区：全面返還。

⊙那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。

⊙陸軍貯油施設第 1 桑江タンク・ファーム：全面返還。

・返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

・SACO 最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACO による移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

・キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006 年から可能となる。

・航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

（d）再編案間の関係

・全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

・特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第 3 海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。

・沖縄からグアムへの第 3 海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

・キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008 米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012 年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。

・在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。

・この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。

⊙相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約 15 ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約 2 ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

⊙相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約 35 ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。

⊙キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1．1 ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

・航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010 年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。

・横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

・軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

⊙民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを 2006 年度に立ち上げる。

⊙横田空域の一部について、2008 年 9 月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006 年 10 月までに特定される。

⊙横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を 2006 年度に作成する。

⊙日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は 2009 年度に完了する。

・日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から 12 か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

・第 5 空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C 及び C-2 航空機から構成され、（1）必要な施設が完成し、（2）訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014 年までに完了する。

・厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 EP-3、OP-3、UP-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

・KC-130 飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130 航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

・海兵隊 CH-53D ヘリは、第 3 海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

・訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

・恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を 2009 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

・将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

・双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。

・新たな米軍の X バンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる 2006 年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

・米国政府は、X バンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

・米軍のパトリオット PAC-3 能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

・双方は、2007 年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006 年度における補足的な計画が作成され得る。

・当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の 3 つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

・日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

・移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

・一般に、共同訓練は、1 回につき 1～5 機の航空機が 1～7 日間参加するものから始め、いずれ、6～12 機の航空機が 8～14 日間参加するものへと発展させる。

・共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び 1 回の訓練の期間に関する制限は維持される。

・日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

資料24

日米安全保障協議委員会（「２＋２」）共同発表

変化する安全保障環境のためのより力強い同盟

＜新たな日米防衛協力のための指針＞

（２０１５年４月２７日）

（概要）

１．概観

２０１５年４月２７日、ニューヨークにおいて、岸田文雄外務大臣、中谷元防衛大臣、ジョン・ケリー国務長官及びアシュトン・カーター国防長官は、日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ）を開催した。変化する安全保障環境に鑑み、閣僚は、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認した。

閣僚は、見直し後の新たな「日米防衛協力のための指針」（以下「指針」という。）の了承及び発出を公表した。この指針は、日米両国の役割及び任務を更新し、２１世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対処するための、よりバランスのとれた、より実効的な同盟を促進するものである。閣僚は、様々な地域の及びグローバルな課題、二国間の安全保障及び防衛協力を多様な分野において強化するためのイニシアティブ、地域協力の強化の推進並びに在日米軍の再編の前進について議論した。

２０１５年の米国国家安全保障戦略において明記されているとおり、米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施している。核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心にある。日本は、この地域における米国の関与を高く評価する。この文脈において、閣僚は、地域の平和、安全及び繁栄の推進における日米同盟の不可欠な役割を再確認した。

日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、切れ目のない安全保障法制の整備のための２０１４年７月１日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新「宇宙基本計画」及び開発協力大綱が含まれる。

閣僚は、新たな指針並びに日米各国の安全保障及び防衛政策によって強化された日米同盟が、アジア太平洋地域の平和及び安全の礎として、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤として役割を果たし続けることを確認した。

閣僚はまた、尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、したがって日米安全保障条約第５条の下でのコミットメントの範囲に含まれること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

２．新たな日米防衛協力のための指針

１９７８年１１月２７日に初めて了承され、１９９７年９月２３日に見直しが行われた指針は、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示してきた。２０１３年１０月３日に東京で開催されたＳＣＣにおいて、閣僚は、変化する安全保障環境に関する見解を共有し、防衛協力小委員会（ＳＤＣ）に対し、紛争を抑止し並びに平和及び安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、１９９７年の指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。

本日、ＳＣＣは、ＳＤＣが勧告した新たな指針を了承した。これにより、２０１３年１０月に閣僚から示された指針の見直しの目的が達成される。１９９７年の指針に代わる新たな指針は、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにする。

新たな指針と切れ目のない安全保障法制を整備するための日本の取組との整合性を確保することの重要性を認識し、閣僚は、当該法制が、新たな指針の下での二国間の取組をより実効的なものとすることを認識した。米国は、日本の「積極的平和主義」の政策及び２０１４年７月の閣議決定を反映する当該法制を整備するために現在行われている取組を歓迎し、支持する。

指針の中核は、引き続き、日本の平和及び安全に対する揺るぎないコミットメントである。新たな指針は、日米両政府が、二国間協力を次の様々な分野にもわたって拡大しつつ、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な同盟としての対応を通じてそのコミットメントを果たすための能力を強化し続けるための方法及び手段を詳述する。

同盟調整メカニズム：新たな指針の下で、日米両国は、

平時から緊急事態までのあらゆる段階における切れ目のない対応を可能とする、平時から利用可能な、政府全体にわたる同盟内の調整のためのメカニズムを設置する。

地域的な及びグローバルな協力： 新たな指針は、同盟が、適切な場合に、日本の国内法令に従った方法により、平和維持活動、海洋安全保障及び後方支援等の国際的な安全保障上の取組に対して一層大きな貢献を行うことを可能とする。閣僚は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力することの重要性を改めて表明した。

新たな戦略的な協力： 変化する世界は現代的な同盟を必要としており、新たな指針は、日米両国が、宇宙及びサイバー空間において、また、領域を横断する形で効果をもたらすことを意図した活動を行うに当たり、協力を行うための基盤を構築する。

人道支援・災害救援： 新たな指針は、日本及び世界各地における大規模災害への対処における二国間協力の実効性を一層向上させるために日米両政府が協働し得る方法を示す。

力強い基盤： 新たな指針はまた、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全及び教育・研究交流を含む、二国間協力のあらゆる側面に貢献する取組及び活動を示す。

閣僚は、新たな指針の下での共同の取組に着手するとの意図を確認した。この文脈において、ＳＣＣは、ＳＤＣに対し、平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画策定メカニズムの改良並びにこれによる共同計画の策定の強化を含め、新たな指針を実施するよう指示した。閣僚はまた、新たな指針が展望する後方支援に係る相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図を表明した。

３．二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、様々な分野における二国間の安全保障及び防衛協力を強化することによって同盟の抑止力及び対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意する。閣僚は、

・ 最も現代的かつ高度な米国の能力を日本に配備することの戦略的重要性を確認した。当該配備は同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与する。この文脈において、閣僚は、米海軍によるＰ－８哨戒機の嘉手納飛行場への配備、米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開、改良された輸送揚陸艦であるグリーン・ベイの配備及び２０１７年に米海兵隊Ｆ－３５Ｂを日本に配備するとの米国の計画を歓迎した。さらに、閣僚は、２０１７年までに横須賀海軍施設にイージス艦を追加配備するとの米国の計画、及び本年後半に空母ジョージ・ワシントンをより高度な空母ロナルド・レーガンに交代させることを歓迎した。

・ 核及び通常戦力についての議論を通じたものを含め、日本に対する米国の防衛上のコミットメントの信頼性を強化する日米拡大抑止協議を通じた取組を継続することを決意した。

・ 弾道ミサイル防衛（ＢＭＤ）能力の向上における協力を維持すること、特に２０１４年１２月のＡＮ／ＴＰＹ－２レーダー（Ｘバンド・レーダー）システムの経ヶ岬への配備及び２０１７年までに予定されている２隻のＢＭＤ駆逐艦の日本への追加配備の重要性を強調した。これらのアセットは、連携の下で運用され、日米両国の防衛に直接的に寄与する。

・ 宇宙安全保障、特に、政府一体となっての取組である宇宙に関する包括的日米対話及び安全保障分野における日米宇宙協議を通じた、抗たん性及び能力向上分野における協力の強化を強調した。閣僚はまた、宇宙航空研究開発機構による宇宙状況監視（ＳＳＡ）情報の米国への提供及び両国の防衛当局間で宇宙に関連した事項を議論するための新たな枠組みの設置による協力の強化を強調した。

・ サイバー空間に係る諸課題に関する協力、特に、政府一体となっての取組である日米サイバー対話及び日米サイバー防衛政策作業部会を通じた、脅威情報の共有及び任務保証並びに重要インフラ防護分野における協力での継続的な進展を求めた。

・ 情報収集、警戒監視及び偵察（ＩＳＲ）協力の強化、特に米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開及び日本による高度なＩＳＲ基盤の調達計画を賞賛した。

・ 日本の新たな防衛装備移転三原則、及びＦ－３５の地域における整備・修理・オーバーホール・アップグレード能力の日本での確立に係る最近の米国の決定に示された、後方支援及び防衛装備協力の拡大を賞賛した。閣僚は、高度な能力に係る共同研究・開発を促進する日米装備・技術定期協議（Ｓ＆ＴＦ）と同盟の役割・任務・能力（ＲＭＣ）に関する対話の連携を通じた防衛装備協力の強化を強調

した。

・ 情報保全に関する日米協議を通じた継続的な進展及び日本の特定秘密保護法の施行により示された、情報保全協力の強化の重要性を確認した。この法律により、日本政府は、平時及び緊急事態における機微な情報の安全な交換を円滑にするために必要な政策、慣行及び手続を整備した。

さらに、閣僚は、在日米軍駐留経費負担が、複雑さを増す安全保障環境において日本の平和及び安全に資するものである前方展開した在日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援を示してきたことを確認した。閣僚は、２０１１年６月のＳＣＣ文書に示す現行の在日米軍駐留経費負担のコミットメントが２０１６年３月に終了することに留意し、適切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取決めに関する協議を開始する意図を表明した。

共同の活動の範囲が拡大していることを認識し、閣僚は、同盟管理プロセスの効率性及び実効性を強化する適切な二国間協議の枠組みを可及的速やかに検討するとの意図を確認した。

４．地域的及び国際的な協力

日米同盟がアジア太平洋地域の平和及び安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、閣僚は、次の分野における最近の進展を強調した。

・ ２０１３年１１月のフィリピンにおける台風への対処における緊密な調整に示された、人道支援・災害救援活動における協力の強化。

・ 沿岸巡視船の提供及びその他の海洋安全保障能力の構築のための取組によるものを含め、特に東南アジアでのパートナーに対する能力構築における継続的かつ緊密な連携。

・ 特に韓国及び豪州並びに東南アジア諸国連合等の主要なパートナーとの三か国及び多国間協力の拡大。閣僚は、北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する韓国との三者間情報共有取決めの最近の署名を強調し、この枠組みを将来に向けた三か国協力の拡大のための基盤として活用していくことを決意した。閣僚はまた、日米豪安全保障・防衛協力会合を通じ、東南アジアにおける能力構築のための活動並びに安全保障及び防衛に係る事項について、豪州とのより緊密な協力を追求するとの意図を確認した。

５．在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。閣僚は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題及び脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。この文脈で、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場へのＫＣ－１３０飛行隊の移駐を歓迎し、訓練場及び施設の整備等の取組を通じた、沖縄県外の場所への移転を含む、航空機訓練移転を継続することに対するコミットメントを確認した。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（ＦＲＦ）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の完了及び長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調した。米国は、ＦＲＦ建設事業の着実かつ継続的な進展を歓迎する。

閣僚はまた、２００６年の「ロードマップ」及び２０１３年４月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、同計画の実施に引き続き取り組むとの日米両政府の決意を改めて表明し、２０１６年春までに同計画が更新されることを期待した。閣僚は、この計画に従ってこれまでに完了した土地の返還のうち最も重要な本年３月３１日のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調した。

閣僚は、日米両政府が、改正されたグアム協定に基づき、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転を着実に実施していることを確認した。

閣僚は、環境保護のための協力を強化することへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この目的のため、閣僚は、環境の管理の分野における協力に関する補足協定についての進展を歓迎し、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認した。

日米防衛協力のための指針

（２０１５年４月２７日）

Ⅰ．防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

・ 切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
・ 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
・ 政府一体となっての同盟としての取組
・ 地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
・ 日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。日米防衛協力のための指針（以下「指針」という。）は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

Ⅱ．基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

A．日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。

B．日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。

C．日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

D．指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

Ⅲ．強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A．同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B．強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C．共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

Ⅳ．日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

・ 状況を評価すること
・ 情報を共有すること、及び
・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A．平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化する。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1．情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ＩＳＲ）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のＩＳＲ活動を行うことを含む。

2．防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサ

イル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

３．海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ＩＳＲ及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

４．アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なときは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

５．訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

６．後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

７．施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

Ｂ．日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にいまだ至ってない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

１．非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

２．海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

３．避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。

当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

４．捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

５．施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

６．後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

７．施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C．日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第Ⅳ章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

１．日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政府一体となっての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

２．日本に対する武力攻撃が発生した場合

ａ．整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となっての取組を進める。米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

ｂ．作戦構想

ｉ．空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。米軍は、自衛隊

の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ⅱ．弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ⅲ．海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

ⅳ．陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ⅴ．領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のＩＳＲ態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のＩＳＲアセットを防護する。米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。日米両政府は、第Ⅵ章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

ｃ．作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

ⅰ．通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ⅱ．捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

ⅲ．後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

ⅳ．施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

ⅴ．ＣＢＲＮ（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのＣＢＲＮ事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、ＣＢＲＮ事

案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D．日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

１．アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

２．捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

３．海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

４．弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実に行うため、情報交換を行う。

５．後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E．日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

Ⅴ．地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A．国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。日米両政府は、適切な場合に、

同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のため、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

１．平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

２．国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

３．海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

４．パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

５．非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

６．情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なときは、ＩＳＲ活動において協力する。

７．訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

８．後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

Ｂ．三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

Ⅵ．宇宙及びサイバー空間に関する協力

Ａ．宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇

宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ＩＳＲ、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となっての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なときは、関係能力の再構築において協力する。

Ｂ．サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

・ 各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること

・ サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと

・ 任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること

・ サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となっての取組に寄与すること

・ 平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実に行うため、共同演習を実施すること自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

Ⅶ．日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

Ａ．防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

・ 装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成品及び役務の相互提供において協力する。

・ 相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。

・ 効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。

・ 防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。

Ｂ．情報協力・情報保全

・ 日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。

・ 日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。

・ 日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探求する。

Ｃ．教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

Ⅷ．見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する情況に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

資料 26

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 （平成十一年法律第六十号）

（目的）

第一条　この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

（重要影響事態への対応の基本原則）

第二条　政府は、重要影響事態に際して、適切かつ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）第二条に規定する船舶検査活動（重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。）その他の重要影響事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。

2　対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。

3　後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。）が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

4　外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関）の同意がある場合に限り実施するものとする。

5　内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6　関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、相互に協力するものとする。

（定義等）

第三条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　合衆国軍隊等　重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

二　後方支援活動　合衆国軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であって、我が国が実施するものをいう。

三　捜索救助活動　重要影響事態において行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索又は救助を行う活動（救助した者の輸送を含む。）であって、我が国が実施するものをいう。

四　関係行政機関　次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ　内閣府並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ　内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関

2　後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供（次項後段に規定するものを除く。）は、別表第一に掲げるものとする。

3　捜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

（基本計画）

第四条　内閣総理大臣は、重要影響事態に際して次に掲げる措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一　前条第二項の後方支援活動

二　前号に掲げるもののほか、関係行政機関が後方支援活動として実施する措置であって特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

三　捜索救助活動

四　船舶検査活動

2　基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　重要影響事態に関する次に掲げる事項

イ　事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ　我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二　前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三　前項第一号又は第二号に掲げる後方支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ　当該後方支援活動に係る基本的事項

ロ　当該後方支援活動の種類及び内容

ハ　当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ニ　当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ　その他当該後方支援活動の実施に関する重要事項

四　捜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ　当該捜索救助活動に係る基本的事項

ロ　当該捜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ　当該捜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動の実施に関する重要事項（当該後方支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

ニ　当該捜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ　その他当該捜索救助活動の実施に関する重要事項

五　船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第一項に規定する事項

六　前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

七　第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

八　対応措置の実施について地方公共団体その他の国以外の者に対して協力を求め又は協力を依頼する場合におけるその協力の種類及び内容並びにその協力に関する重要事項

九　対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3　前条第二項の後方支援活動又は捜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（第二条第四項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4　第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（国会の承認）

第五条　基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2　前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3　政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

（自衛隊による後方支援活動としての物品及び役務の提供の実施）

第六条　防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。

2　防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3　防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4　防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくったと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5　第三条第二項の後方支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方支援活動を実施している場所又はその近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該後方支援活動の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6　第二項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（捜索救助活動の実施等）

第七条　防衛大臣は、基本計画に従い、捜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2　防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある捜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該捜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3　捜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。

4　前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。

5　前条第五項の規定は、我が国の領域外における捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

6　前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続することができる。

7　第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

8　前条の規定は、捜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の後方支援活動について準用する。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条　前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第九条　関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。

2　前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる。

3　政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（国会への報告）

第十条　内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

一　基本計画の決定又は変更があったときは、その内容

二　基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果

（武器の使用）

第十一条　第六条第二項（第七条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号ニ又は第四号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用することができる。

2　前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は

身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3　第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4　第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

5　第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿営地（第五項に規定する宿営地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿営地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6　自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

（政令への委任）

第十二条　この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

附　則　（平成一二年一二月六日法律第一四五号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一八年一二月二二日法律第一一八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一九年六月八日法律第八〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二七年九月三〇日法律第七六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表第一（第三条関係）

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	

別表第二（第三条関係）

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。	

「平和安全法制」の構成※

参考

整備法
（一部改正を束ねたもの）

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

１．自衛隊法
２．国際平和協力法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
３．周辺事態安全確保法 ➔ 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
４．船舶検査活動法 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
５．事態対処法 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
６．米軍行動関連措置法 ➔ 米軍等行動関連措置法に変更 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
７．特定公共施設利用法 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
８．海上輸送規制法 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
９．捕虜取扱い法 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
１０．国家安全保障会議設置法

※左記の他、技術的な改正を行う法律が10本

新規制定（１本）

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

「平和安全法制」主要事項の一覧※

平和安全法制整備法

１．自衛隊法の改正
- 在外邦人等の保護措置
- 米軍等の部隊の武器等の防護
- 平時における米軍に対する物品役務の提供の拡大
- 国外犯処罰規定

２．重要影響事態安全確保法（周辺事態安全確保法の改正）
- 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態における米軍等への支援を実施すること等、改正の趣旨を明確にするための目的規定の見直し
- 日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍以外の外国軍隊等に対する支援活動を追加
- 支援メニューの拡大

３．船舶検査活動法の改正
- 周辺事態安全確保法の見直しに伴う改正
- 国際平和支援法に対応し、国際社会の平和と安全に必要な場合の船舶検査活動の実施

４．国際平和協力法の改正
- 国連 PKO 等において実施できる業務の拡大（いわゆる安全確保、駆け付け警護）、業務に必要な武器使用権限の見直し
- 国連が統括しない人道復興支援やいわゆる安全確保等の活動の実施

５．事態対処法制の改正
- 存立危機事態の名称、定義、手続等の整備
（事態対処法）
- 存立危機事態に対処する自衛隊の任務としての位置付け、行動、権限等（自衛隊法）
- 武力攻撃事態等に対処する米軍に加えて、
武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊
存立危機事態における米軍その他の外国軍隊
に対する支援活動を追加（米軍等行動関連措置法）
- 武力攻撃事態等における米軍以外の外国軍隊の行動を特定公共施設等の利用調整対象に追加
（特定公共施設利用法）
- 存立危機事態における海上輸送規制の実施
（海上輸送規制法）
- 存立危機事態における捕虜取扱い法の適用
（捕虜取扱い法）

６．国家安全保障会議設置法の改正
- 法改正等を踏まえた審議事項の整理

国際平和支援法：国際社会の平和及び安全の確保のために共同して対処する諸外国軍隊に対する支援活動の実施

資料27

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抜粋）

平成19年5月30日（平成19年法律第67号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　駐留軍　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二　駐留軍等の再編　平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。

三　防衛施設　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第三条　駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

２　駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

３　関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章　再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

第四条　防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一　駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二　駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

２　防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

３　防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第五条　防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

２　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（再編交付金）

第六条　国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

資料28

在日米軍の統合軍司令部への
アップグレードの開始について

令和７年３月

防　　衛　　省

在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について

１．概　要

◆ ２０２４年４月、日米は日米首脳会談において「二国間でそれぞれの指揮・統制の枠組みを向上させる」旨コミットメント。これを受け、同年７月の日米「２＋２」において、米国は、在日米軍をインド太平洋軍司令官隷下の統合軍司令部として再構成（アップグレード）する意図を表明。

◆ **令和７年３月、自衛隊の統合作戦司令部（ＪＪＯＣ）の創設とタイミングを合わせ、在日米軍は統合軍司令部へのアップグレードを開始**。

◆ 自衛隊と米軍の運用面での協力をより一層強化するため、在日米軍に、新たに、**ＪＪＯＣと米軍の連携を専門に扱う部署を設置**。

◆ **新設された当該部署の人員**は、**赤坂プレス・センターのサテライト・オフィスを拠点**とし、日常的に防衛省・自衛隊等のカウンターパートと連絡・調整を行う予定。なお、本部署の設置のみをもって、在日米軍が統合軍司令部にアップグレードされたこととなるわけではなく、統合軍司令部が赤坂プレスセンターに設置されるものではない。

◆ 今般開始された在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードについては、今後も米国内での検討を経た上で段階的に進められるものであり、引き続き、日米の作業部会を通じ議論。

２．意　義

◆ インド太平洋地域の安全保障環境上の課題が一層複雑さを増す中、今般の在日米軍のアップグレードの開始は、平時及び緊急事態における相互運用性及び日米間の共同活動に係る協力の深化の促進に向けたものであり、また、新たにＪＪＯＣと米軍の連携を専門に扱う部署が設置されたことは、日米間の一層緊密な連携にもつながる。

在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始について

3．アップグレードに伴う影響

◆ アップグレードに伴う影響について米側からは、

- 今般の在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始は、在日米軍内部に自衛隊と米軍の連携を専門に扱う部署を設置するものであり、**これまでの在日米軍の役割を担い続けることに変わりはない**。
- また、新設される部署に所属する要員の多くは、**既に在日米軍に配置されている要員が再配置される**ものであり、今般の部署の設置によって**在日米軍司令部全体の人員が大幅に増加する見込みはない**。
- **新たな施設の新設や大規模改修の予定はない。また、航空機等の地元に影響が生じるような新たなアセットの配備をする計画は現在なく、近隣への騒音等の影響は発生しない**。

との説明を受けている。

◆ こうしたことから、防衛省としては**基地負担の増加にはつながるものではないと認識**している。いずれにしても、米側の統合軍司令部の細部については、引き続き、米国内での検討を経た上で日米の作業部会で議論されていくところ、**今後とも米側に対し、周辺住民の方々への影響が最小限となるよう粘り強く働きかけるなど、可能な限り基地負担の軽減に努めてまいる**。

資料29

米軍横田飛行場における在日米宇宙軍の新編について

令和６年１１月

防　　衛　　省

外　　務　　省

米軍横田飛行場における在日米宇宙軍の新編について

１．概　要

◆ **令和６年１２月４日（水）**に**米軍横田飛行場**に**在日米宇宙軍が新編**される予定。

◆ **在日米軍司令部との連携強化**や**第５空軍からの支援**、**その他の組織との円滑な調整の実施**といった観点から、米軍横田飛行場に設置。

◆ 在日米宇宙軍は**インド太平洋宇宙軍隷下の部隊**として新編され、新編時点における組織の規模は**１０名程度**を予定。（司令官は大佐級を予定。）

◆ **在日米軍に宇宙領域に関する知見を提供**する窓口となるほか、**米宇宙軍と防衛省・自衛隊をはじめとする関係省庁・機関の宇宙関係部局との調整の円滑化**に資するもの。

２．意　義

◆ 宇宙空間の安定的な利用の確保が重要となる中、国家防衛戦略において**日米共同による宇宙を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力及び相互運用性を高めるための取組を一層深化させる重要性を確認**。こうした観点から、在日米宇宙軍の新編は**日米同盟の抑止力・対処力の強化**に資すると認識。

３．新編に伴う影響

米側からは、

◆ 現時点では、横田飛行場の既存施設を活用して運用することから、**新たなレーダーやアンテナの設置**、**施設の建設は予定していない**。

◆ 現時点では、**新たなアセットの配備はなく、近隣への騒音等の影響は発生しない**。

◆ 配置される隊員については、**横田飛行場内の施設**又は**必要に応じて民間住宅等に居住し、日本に赴任するにあたり、必要な教育を十分に行う**。

との説明を受けている。

【資料編】

Ⅳ　緊急、災害対応

資料 30

在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について
（外務省・防衛施設庁公表文書）

平成 13 年 1 月 11 日
外　　務　　省
防　衛　施　設　庁

1　本日、我が国政府及び米軍政府は、日米合同委員会において、我が国の緊急車両等による在日米軍施設・区域への限定的かつ人道的立入について合意した。本件合意は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等が在日米軍施設・区域へ立入（通行）する手続きを定めたものである。

本件立入は、沖縄県をはじめ関係自治体からの強い要請を受け、日米間で鋭意交渉を行っていたものである。本件合意により、緊急車両等の通行が迅速化され、関係住民の福利向上に資すると思われる。

2　本件合意の主なポイントは次のとおり。

(1)　在日米軍は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の緊急車両等（消防車、救急車、ヘリコプター等のすべての車両、船舶及び航空機）による在日米軍施設・区域への立入（通行）を許可することができる。人道上重要で緊急を要する事態とは、もし立入が許可されなければ人間の生命や身体に差し迫った危険があるかまたは過度の苦痛が生じかねない事態や我が国の災害救援活動を支援するよう在京米国大使館が認定する事態をいう。

(2)　本件立入（通行）の申請は、本件立入を希望する団体（緊急車両等を運用する者）から現地政府当局（各防衛施設局等）に提出され、同当局の審査を経た後、現地米軍当局に提出される。当該立入申請が米国側にとり受け入れられる場合、申請者と現地米軍当局との間で所定の「現地実施協定」が締結される。所定の書式は日米両政府によって合意されている。

(3)　個々の立入（通行）に必要とされる調整及び承認手続きは、現地実施協定で具体的に規定されることとなる。

資料 31

都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて

（外務省・内閣府・防衛施設庁公表文書）

平成 19 年 4 月 27 日
外　　務　　省
内　　閣　　府
防　衛　施　設　庁

1. 4 月 27 日（金曜日）、日米両政府は、日米合同委員会において、都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて合意した。本件合意は、災害時において、都道府県又は他の地方の当局の人員等が、救助、医療サービス、緊急輸送等の活動を実施するため、又は災害に備えた防災訓練等を実施するため、必要な場合に在日米軍施設及び区域を使用できるよう、在日米軍施設及び区域へ立入るための手続を定めたものである。

2. 本件は、一部関係自治体からの要請があったことや、米側も災害時に可能な限り協力したいという希望を有していたことから、日米間で鋭意交渉を行ってきたものである。

3. 本件合意に基づく「現地実施協定」の作成を通じて、当該施設及び区域への立入りが実現することにより、都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応が効果的に実施され、近隣住民の安全と安心に資することが期待される。このように、本件合意は、日米地位協定の運用の改善として大きな意義を有すると考える。

（参考）本件合意の主なポイントは次のとおり。

1. 災害準備及び災害対応のための立入り
・災害準備のための訓練を行うため、又は、自然又は人的要因による災害に対応するための救助、医療サービス、緊急輸送、避難、食料及び水並びに他の生活必需品の確保を含む災害時の活動を行うための在日米軍施設及び区域への立入り。

2. 在日米軍の施設及び区域への立入りを許可される人員
・日本国政府の人員、災害準備及び災害対応活動を行う都道府県又は他の地方の当局の人員、並びに災害準備及び災害対応活動によって直接影響を受ける他の特定の人員等。

3. 現地実施協定
・都道府県又は他の地方の当局が立入りを希望する場合、「現地実施協定」の申請を、現地の各防衛施設局等に提出する。
・当該申請は、日本政府の審査を経た後、現地米軍当局に提出され、当該申請を米国側が受入れる場合、申請者と現地米軍当局との間で「現地実施協定」が作成される。
・「現地実施協定」の書式は日米両政府によって合意されている。

【資料編】

Ⅴ　航空機

1　CV-22 オスプレイの配備

資料 32

日本国における新たな航空機（ＭＶ－２２）に関する合同委員会への覚書(仮訳)

参照：
ａ.日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（日米地位協定）
ｂ．日本国における新たな航空機（ＭＶ－２２）に関する声明

１．この覚書（参照ｂを含む。）は，　ＭＶ－２２の飛行運用の安全性を確認し，日本国への新たな航空機（ＭＶ－２２）の駐留及び運用を取り扱う。
２.参照ｂは,航空機の概要,その安全性についての記録,その乗組員及び整備要員の訓練,米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用,並びに訓練区域及びその他の空域における飛行運用を含む。
３．日本国政府及び合衆国政府は，合同委員会及びその様々な分科会を通じて，飛行の安全性，騒音規制及び低空飛行訓練を含む相互の関心事項に関する緊密な協力を継続する。

２０１２年9月１９日に合同委員会により承認された。

伊原純一　　合同委員会日本国政府代表
アンドリュー・Ｗ・オドンネル・ジュニア
合衆国海兵隊少将 合同委員会合衆国政府代表

日本国における新たな航空機（ＭＶ－２２）（仮訳）
１．概況：
○米海兵隊は,ＭＶ－２２ティルトローター機により航空機部隊の更新を行い，普天間飛行場において，同機１機につき１機のＣＨ－４６ヘリコプターを退役させる。これは,世界的にＣＨ－４６ヘリコプターをＭＶ－２２ティルトローター機に換装するという米海兵隊のプロセスの一部である。これは，部隊レベルの更新であって，日本国における合衆国のプレゼンスの重大な変更ではない。
○また，この更新によって，沖縄における隊員又はその家族の人数に大きな変更が生じるものではない。
２．航空機の概要：
ａ．ＭＶ－２２は，ヘリコプターの垂直離着陸能力と固定翼機の速度及び行動範囲とを組み合わせた高い性能を有する航空機である。ＭＶ－２２は，１９６４年に導入されたＣＨ－４６と比較して，約２倍の飛行速度を有し，約３倍の搭載量の輸送が可能であり,約４倍の戦闘行動半径を有する。こうした高い性能を有するＭＶ－２２の沖縄への配備は，戦略的重要性を有し，日本国の安全並びに地域における国際の平和及び安全の維持に一層寄与するものである。
ｂ．ＭＶ－２２は，その高い性能と多機能性により，日本国及びこの地域における人道的援助,災害救援及び救助活動をより効果的に遂行することもできる。ＭＶ－２２によって,合衆国政府が地元コミュニティ及びこの地域に対して人道的援助及び災害救援活動を提供することができるようになることが期待される。訓練区域での自然火災の消火において,ＣＨ－４６と比べて３倍の水量を輸送する能力を有するＭＶ－２２による水の輸送及び投下といった機能は，同機の重要な機能の例である。さらに，ＭＶ－２２は,過酷な遠征地からの援助や救助活動といった運用が可能であり，また，２万ポンドの貨物を２６０ノット以上の最大巡航速度で輸送することができる。例えば，２０１０年のハイチにおける災害救援活動においては,ＭＶ－２２の速度，航続距離及び垂直離着陸能力によって，複数の部隊及び救援物資を遠隔地に輸送することが可能となった。ＭＶ－２２は，リビアにおいて撃墜されたＦ－１５Ｅから操縦士１名を救出するために地中海遠隔の場所にある揚陸艦から安全に飛び立つことも可能であった。
ｃ．災害救援，人道的援助及び救助活動の分野において成功を収めたこれまでのＭＶ－２２の運用成績や実績に鑑みれば,ＭＶ－２２は日本国及び地域全体において重要な役割を果たす。
３．航空機の安全性についての記録：
過去１０年間の飛行実績から収集したデータは,ＭＶ－２２が,一貫して米海兵隊の平均よりも優れた安全性についての記録を示してきたことを証明している。
ａ．合衆国政府は，ＭＶ－２２の飛行運用の安全性にコミットしている。合衆国政府は，ＭＶ－２２が，同機に適用される海軍航空訓練運用手続標準（ＮＡＴＯＰＳ）飛行マニュアルに従って運用されること，また，それにより飛行運用の安全性が高まること,及び米海兵隊は乗組員を徹底

的に教育及び訓練することを再確認する。合衆国政府においては，事故原因の特定，及び類似の事故の予防に向けた適切な措置をとるための手続が確立されている。これらの手続には，その見直しの必要性の有無を判断するための，運用や訓練の内容の再検証も含まれている。合衆国政府は，モロッコにおけるＭＶ－２２の事故及びフロリダにおけるＣＶ－２２の事故について，これらの手続に従って対応した。また，これらの事故を受け，米海兵隊は，ＭＶ－２２の運用及び訓練に適切な見直しを反映させるため，これらの手続に従って適切な再発防止措置を講じた。

ｂ．合衆国政府は，日本国政府に対し，２０１２年４月１１日にモロッコにおいて発生したＭＶ－２２の事故及び同年６月１３日にフロリダにおいて発生したＣＶ－２２の事故に関する調査報告書を提供した。合衆国政府は，日本国政府に対し，これらの調査が，関連する規則及び命令に従って独立的かつ客観的に行われたことを保証する。日本国政府は，これらの調査報告書を主体的に検証し，ＭＶ－２２の安全性を確認した。その際，日本国政府は，ＭＶ－２２に関する情報への過去に類を見ないアクセスが与えられ，また，多数の試乗飛行やブリーフィングが提供された。さらに，日本国政府及び合衆国政府は，様々なレベルの政策担当者や運用担当者との間で広範な協議を行った。

ｃ．米海兵隊は，更なる事故の発生を防ぐため，ＮＡＴＯＰＳの手順を積極的に文書化し，また，適切であれば，手順を修正したり，見直しを行うといった努力を行ってきており，その結果，ＭＶ－２２は際立った安全性についての記録を有するに至っている。

４．ＭＶ－２２の乗組員及び整備要員の訓練：

ａ．日本国に着任する全てのＭＶ－２２の乗組員は，熟練しており，必要な資格を有する者である。乗組員は，必要な資格を取得するために，関連する訓練基準を満たさなければならず，これには航空機の緊急事態への対応も含まれる。航空機事故を防ぐため，乗組員の訓練には，世界で起こるあらゆる航空機事故の事例から得られた適用し得る教訓も含まれる。ＭＶ－２２の機長は，同乗の乗組員の運用を含む航空機の安全性に常に責任を有することから，機長及び指揮官の任に当たるその他の米海兵隊士官は，乗組員の練度維持，乗組員の能力向上，及び軍の即応態勢の強化を目的として，日本国において乗組員の訓練を継続する。

ｂ．日本国に着任する全てのＭＶ－２２の乗組員は，日本国において同機による飛行を行う前に，まず運用上の所要（「飛行場規則」）及びその他の固有の特性（例えば，地形や気候等）を熟知する。また，ＭＶ－２２による飛行を行うに際してはその度ごとに，同機の乗組員に対し，標準的な運用手順，乗組員間の連携及び計画に定められた運用区域を確認するための徹底したブリーフィングが行われる。

ｃ．全てのＭＶ－２２の整備要員は，適用される職業技能上の特殊な基準に従って徹底して訓練され，また，ＭＶ－２２の効果的かつ安全な運用を確保するため，最新の整備に関する情報や整備方法をとり入れる。

５．米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路及び運用：

ａ．合衆国政府は，適用される騒音規制措置に関する合同委員会合意を引き続き遵守する意図を有する。

ｂ．合衆国政府は，周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう，米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定する。この目的のために，ＭＶ－２２を飛行運用する際の進入及び出発経路は，できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定される。ＭＶ－２２は，陸上あるいは水上を飛行するにも安全であるが，移動の際には，可能な限り水上を飛行する。

ｃ．２２時から６時までの間，ＭＶ－２２の飛行及び地上での活動は，運用上必要と考えられるものに制限される。夜間訓練飛行は，在日米軍に与えられた任務を達成し，又は飛行要員の練度を維持するために必要な最小限に制限される。部隊司令官は，できる限り早く夜間の飛行を終了させるよう最大限の努力を払う。合衆国政府は，シミュレーターの使用等により，ＭＶ－２２の夜間飛行訓練が普天間飛行場の周辺コミュニティに与える影響を最小限にする。

ｄ．ＭＶ－２２は，安全な飛行運用を確保するために，普天間飛行場における離発着の際，基本的に，既存の固定翼機及び回転翼機の場周経路並びに現地の運用手順の双方を使用する。

ｅ．ＭＶ－２２は，通常，ほとんどの時間を固定翼モードで飛行する。運用上必要な場合を除き，ＭＶ－２２は，通常，米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モード

で飛行し，転換モードで飛行する時間をできる限り限定する。

ｆ．ＭＶ－２２の沖縄への配備の後，既存の計画の一部として，また，日本国政府からの支援も得て，日米両政府は，日本国内の沖縄以外の場所で飛行訓練を行う可能性を検討する意向である。

６．訓練区域及びその他の空域におけるＭＶ－２２の飛行運用：

ａ．低空飛行を含む飛行運用の一部として，ＭＶ－２２の乗組員は，訓練区域や訓練航法経路沿いにおける障害物や危険物について，定期的に報告を行う。

さらに，情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため，乗組員は，訓練区域や訓練航法経路における変化についてスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。

ｂ．飛行運用の間，最大限の安全性を確保するため，ＭＶ－２２の乗組員は，訓練航法経路を定期的に見直し，検証する。したがって，安全性を確保し，住民に与える影響を最小限にするため，これらの経路の位置は，時間の経過とともに修正され得るものである。

ｃ．合衆国政府は，公共の安全に妥当な配慮を払ってＭＶ－２２の飛行運用を実施する。

ｄ．合衆国政府は，常に，週末及び日本国の祭日における低空飛行訓練を，米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。

ｅ．ＭＶ－２２は，時折，低高度で運用されることから，同機の乗組員は，日本国において低空飛行訓練を行う。ＭＶ－２２は，訓練航法経路を飛行する間，地上から５００フィート以上の高度で飛行する。ただし，ＭＶ－２２の運用の安全性を確保するために，その高度を下回る飛行をせざるを得ないこともある。低空飛行訓練の間，原子力エネルギー施設，史跡，民間空港，人口密集地域及び公共の安全に係る他の建造物（例えば，学校，病院等）といった場所の上空を避けて飛行することは，合衆国の航空機の標準的な慣行である。

資料33

（お知らせ）

３０．４．３
防　　衛　　省

ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場配備について

１　４月３日、在日米軍は、米空軍ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場への配備について発表しました。この発表及び米国政府からの説明によれば、米国政府は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成２９年に発表したスケジュールを変更し（※）、今年の夏頃に、５機のＣＶ－２２を横田飛行場へ配備する予定です。また、この配備に先立ち、今週後半に地域の安全保障の訓練のため、横田飛行場に一時的な立ち寄りを行うとしています。更に、今後数年間で段階的に計１０機のＣＶ－２２と約４５０人の人員を横田飛行場へ配備する予定です。

２　政府としては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有するＣＶ－２２が我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資すると考えています。

３　また、ＣＶ－２２の日本国内における飛行運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元に与える影響を最小限にとどめるよう日米で協力していく考えです。

※　ＣＶ－２２の横田飛行場への配備については、米側は平成２７年５月に、平成２９年後半より配備するとしておりましたが、平成２９年３月に、配備を２０２０米会計年度（平成３１年１０月～平成３２年９月）に延期する旨公表していました。

資料34

CV－22オスプレイの横田飛行場への配備について

平成30年4月3日
外務省・防衛省

1　経緯

- 平成27年5月、平成29年後半から横田飛行場に配備する旨、接受国通報。
- 平成29年3月、米空軍の他の運用との兼ね合いなどにより、配備を2020米会計年度（平成31年10月～平成32年9月）に延期する旨、公表。

2　配備の概要

【配備スケジュール】

- 太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成29年に公表したスケジュールを変更し、今年の夏頃に、5機のCV－22を横田飛行場へ配備する。
- この配備に先立ち、5機のCV－22 が、今週後半に地域の安全保障の訓練に参加するため、横田飛行場に一時的な立ち寄りを行った後、一度本邦を離れる。今年の夏頃に、配備のために横田飛行場に戻る。
- 今後数年間で、段階的に計10機のCV－22と約450人の人員を配備する。

【配備の意義】

- 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有するCV－22オスプレイが我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資するものと考えている。

【安全面への配慮】

- CV－22の日本国内における飛行運用に際しては、安全面に最大限の考慮を払うとともに、地元に与える影響を最小限にとどめるよう日米で協力していく考え。

（参考）CV－22について

- CV－22は、米空軍仕様のオスプレイ。米海兵隊仕様のMV－22と機体構造及び基本性能（エンジン、飛行システムの基礎）は同一。

※　従事する任務の違いに伴い、CV－22はMV－22にはない地形追随装置などを装備。



- 各種事態が発生した場合に、米軍の特殊作戦部隊を輸送する任務を担う。

資料 35

ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場配備に関する
横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会コメント

本日、ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場配備について国から公表があり、これに先立ち、防衛省北関東防衛局が横田飛行場の所在する東京都と５市１町を訪問し、説明がありました。国の公表及び説明によれば、米国政府は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するため、平成２９年に発表したスケジュールを変更し、今年の夏頃に、５機のＣＶ－２２を横田飛行場へ配備する予定であり、また、配備に先立ち、５機が今週後半に地域の安全保障の訓練のため、横田飛行場に一時的な立ち寄りを行う、とのことです。更に、今後数年間で段階的に計１０機のＣＶ－２２と約４５０人の人員を横田飛行場へ配備する予定である、とのことでした。

当協議会は、これまでも国に対し、ＣＶ－２２オスプレイの配備とＭＶ－２２オスプレイの飛来に対する要請を行っており、今般のＣＶ－２２オスプレイの配備等の説明を受け、国に対し、これまでの要請の趣旨を踏まえ、下記のとおり、口頭で要請しました。

＜ＣＶ－２２オスプレイの配備について＞
- 国の責任において、地元自治体や周辺住民に対して、配備に関する事項の早急な説明、迅速かつ正確な情報提供を行うなど、十分な説明責任を果たすとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を米国に働きかけること。

＜ＣＶ－２２オスプレイの一時的な立ち寄りについて＞
- 国の責任において、地元自治体や周辺住民に対して、迅速かつ正確な情報提供及び丁寧な説明を行うこと。
- 日米合同委員会合意の遵守はもとより、安全対策の徹底と騒音への配慮を行うこと。
- 上記について、貴職から米軍へ申し入れること。

これまで、横田飛行場に関する共通の諸問題については、横田飛行場の所在する東京都と５市１町で構成される横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を設置し、連携し対応してまいりました。

今後も、ＣＶ－２２オスプレイの配備について、国に対し、当協議会で協議の上、対応していく考えです。

平成３０年４月３日

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	福生市長	加藤　育男
	立川市長	清水　庄平
	昭島市長	臼井　伸介
	武蔵村山市長	藤野　勝
	羽村市長	並木　心
	瑞穂町長	杉浦　裕之

資料 36

横田基地へのＣＶ－２２オスプレイの配備について（要請）

平成３０年４月３日、在日米軍は、横田基地へのＣＶ－２２オスプレイの配備に関し、２０２０米会計年度としていた予定を１年以上前倒しし、今年の夏頃に配備すると発表した。さらに、４月５日には、５機のＣＶ－２２オスプレイが横田基地に一時的な立ち寄りのために飛来した。

オスプレイについては、平成２８年１２月の沖縄県におけるＭＶ－２２オスプレイの不時着水をはじめ、国内外での事故や緊急着陸などが続いており、安全性への懸念がぬぐえない状況にある中で、今回の突然の配備前倒しの発表により、基地周辺住民の不安が広がっている。

配備前倒しの発表を受け、既に国に対しては、迅速かつ正確な情報提供等を求めているが、基地周辺住民の不安を解消していくためには、詳細かつ丁寧な説明が行われる必要がある。

ついては、次のとおり要請する。

記

国の責任において、ＣＶ－２２オスプレイの配備に関し、以下の事項について具体的な情報提供を行うこと。

１　ＣＶ－２２の配備に関し、スケジュール、人員体制、新規施設整備等について
２　ＣＶ－２２の運用に関し、横田基地における訓練内容や飛行経路等について
３　安全の確保と生活環境への配慮に関し、これまでの日米合同委員会合意事項の遵守等について
４　その他必要な事項について

平成３０年４月２７日

防衛大臣　　小野寺　五典　殿

北関東防衛局長　　吉田　廣太郎　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	福生市長	加藤　育男
	立川市長	清水　庄平
	昭島市長	臼井　伸介
	武蔵村山市長	藤野　勝
	羽村市長	並木　心
	瑞穂町長	杉浦　裕之

資料37

CV－22オスプレイの横田飛行場への配備について

平成30年5月31日
北関東防衛局

CV－22の配備について

【背景、意義】

● CV－22は、我が国有事を始めとして各種事態が発生した場合に、米各軍の特殊作戦部隊を輸送することを主たる任務としています。

● また、我が国において、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合にも、迅速かつ広範囲にわたって、捜索救難などの人道支援・災害救援活動を行うことが可能となります。

● CV－22の配備先については、米側から、CV－22の任務や役割を踏まえた上で、

・ 運用や訓練上のニーズ

・ 機体整備のための施設が活用できること

・ 10機のCV－22及びその要員を受け入れるためのスペースを有していること

など、様々な点を総合的に勘案した結果、横田飛行場を選定したとの説明を受けています。

● 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、高い性能を有するCV－22が我が国に配備されることは、米国のアジア太平洋地域へのコミットメント及び即応態勢整備の観点から、日米同盟の抑止力・対処力を向上させ、日本の防衛及びアジア太平洋地域の安定に資すると考えています。

● なお、米側から、今回横田飛行場に配備される5機の機体は、フロリダ州ハルバート・フィールド空軍基地に所在していたものとの説明を受けています。

【昨年3月に公表された配備の延期の理由との整合性】

● CV－22の横田飛行場への配備については、当初2017（平成29）年後半から配備される予定でしたが、昨年3月に配備を2020米会計年度（平成31年10月～平成32年9月）に延期されることが公表されていました。

● この配備延期の理由について米側からは、

・ 必要な機体数の確保に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと、

・ パイロット及び整備士の訓練に当初の想定よりも時間を要することが判明したこと、及び

・ 米空軍の他の運用との兼ね合い

と説明を受けていました。

● 4月3日、在日米軍は、このスケジュールをさらに変更することを公表し、今年の夏頃から配備が行われる予定となりましたが、今般の配備について米側は、太平洋地域における安全保障上の懸念に対応するためとした上で、太平洋地域にアセットをシフトするという大統領の戦略を支援するものであり、日本の防衛に重要な役割を果たすものと説明しています。

● さらに、他の地域におけるCV－22の所要が低下したことにより、より効率的に戦力を再配置することが可能となり、機体の確保及びクルーの訓練・養成の機会を増加させることが可能となったと説明しています。

【スケジュール】

● 米側からは、5機のCV－22の配備開始の時期について今年の夏頃、残りの5機の配備については今後数年間で実施するとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【人員体制】

● 米側からは、計10機のCV－22の配備に伴い約450名の人員が配備されるとの説明を受けていますが、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【施設整備】

● 横田飛行場における施設整備については、米側から既存の施設の改修等を中心とする第1段階の整備は、2017（平成29）年9月までに完了している旨説明を受けています。

● また、2016米会計年度から2020米会計年度までの間で実施する予定の第2段階の施設整備については、2018（平成30）年10月から2021（平成33）年9月までの間に完了するとの説明を受けており、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

CV－22の運用について

【訓練内容】

● 横田飛行場周辺におけるCV－22の訓練については、米側から離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行う旨の説明を受けています。

● 今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【飛行経路】

● 米側からは、横田飛行場においては既存の飛行経路を飛行する旨の説明を受けています。

【飛行運用】

● 米側は、CV－22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、また、既に配備されているMV－22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

● 当該日米合同委員会合意では、運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードで飛行する時間をできる限り限定することとなっています。

● また、当該日米合同委員会合意では、周辺のコミュニティに及ぼす飛行運用による影響が最小限になるよう、米軍施設及び区域の上空及び周辺における飛行経路を設定し、この目的のために、MV－22を飛行運用する際の進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定されることとなっています。

安全の確保と生活環境への配慮について

【CV-22の安全性】

● 米空軍のCV－22は、米海兵隊のMV－22と機体構造や推進システムは同一であり、その機体の安全性はMV－22と同等であると考えています。

● MV－22は、2005（平成17）年に米側がその安全性・信頼性を確認した上で量産が開始され、我が国政府としても、2012（平成24）年、MV－22の普天間飛行場への配備に先立ち、分析評価チームを設置するなどし、独自に安全性を確認しました。これに加え、2014（平成26）年、我が国政府もオスプレイを導入することを決定しましたが、その検討過程において、改めて、各種技術情報を収集・分析し、安全な機体であることを再確認しています。

● 沖縄やオーストラリア等においてMV－22の事故が起きていますが、これまで米側は、事故について機体構造上の問題はないとしており、事故後も所要の再発防止策を講じていると承知しています。我が国政府としては、米側に対し飛行安全の確保について必要な申入れを行ってきているところです。

【日米合同委員会合意の遵守】

● 米側は、CV－22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV－22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

● 本年4月20日に米本国において開催された日米防衛大臣会談においては、小野寺大臣から、本年横田飛行場に配備されるCV－22や沖縄の米軍機も含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マティス長官から、安全な運用の確保は重要である旨の認識が示され、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致したところです。

【騒音】

● 米側からは、CV－22の騒音については、現在、横田飛行場に配備されている航空機と比較すると、C－12の騒音よりは大きいものの、多数を占めるC－130やUH－1の騒音とほぼ同程度であることから、同飛行場周辺における騒音に著しい影響はない旨説明を受けています。

その他

【情報提供】

● 横田飛行場周辺の住民の皆様が有する懸念や不安に対応するため、訓練等の情報について、米側から情報が得られた場合などには、速やかに御説明する考えです。

【騒音等への対応】

● 米側に対し、従来から、日米合同委員会で合意している騒音規制措置の遵守や、休日や地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行うとともに、住宅の防音工事を実施することにより、環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持するなどの措置を講じているところです。

● 防衛省としては、米側に対し、引き続き、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくなど適切に対応していく考えです。

資料 38

横田基地へのＣＶ－２２オスプレイの配備について（要請）

平成３０年４月３日、在日米軍は、横田基地へのＣＶ－２２オスプレイの配備に関し、２０２０米会計年度としていた予定を１年以上前倒しし、今年の夏頃に配備すると発表した。

さらに４月５日から１３日にかけて、ＣＶ－２２オスプレイ５機が横田基地に一時的に立ち寄り、５月２９日には、同５機が事前の通告なく飛来した。

オスプレイについては、平成２８年１２月の沖縄県におけるＭＶ－２２オスプレイの不時着水をはじめ、国内外での事故や緊急着陸などが続き、安全性への懸念がぬぐえない状況にあり、さらに、今回の突然の配備前倒しの発表や度重なる飛来により、基地周辺住民の不安が広がっている。

このため、配備に先立ち、基地周辺住民や地元自治体へ迅速かつ正確な情報提供がなされる必要があることから、本協議会は４月２７日に国に対し、ＣＶ－２２オスプレイの横田基地配備に関する具体的な情報を早期に提供するよう要請し、今般、国から一定の情報提供を受けたところである。

ついては、配備予定時期が間近に迫っていることを踏まえ、基地周辺住民の安全と生活環境を守るため、下記のとおり要請する。

記

ＣＶ－２２オスプレイの配備及び運用に当たっては、これまでの横田基地の騒音軽減措置やＭＶ－２２オスプレイの運用に関する日米合同委員会での合意事項（※１）を遵守するとともに、以下の１～３の事項についても対応すること。

１　ＣＶ－２２オスプレイの配備について
（１）今後の配備スケジュールを早期に明らかにすること。
（２）施設の整備について、工事の内容及びスケジュールを早期に明らかにすること。
（３）乗組員及び整備要員は、必要な資格及び十分な技術、経験を有する者を配置すること。
（４）新たに配属となる軍人、軍属等の赴任スケジュールを明らかにするとともに、配属に当たっては、教育訓練と規律の保持を徹底すること。

２　ＣＶ－２２オスプレイの運用について
（１） 基地及び周辺上空の飛行経路（進入・出発経路及び場周経路）は、既存の飛行経路を使用すること。また、転換モード（※２）での飛行は基地上空でのみ行うこと。
（２） 離着陸時を除き、地上から５００フィート以上の高度で飛行すること。
（３） ２２時から翌６時までの間及び土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日、盆、年末年始、入学試験時期等の特別な日にＣＶ－２２オスプレイを使用した訓練等を行

わないこと。

（４）　ＣＶ－２２オスプレイを使用した訓練の実施に当たっては、事前に情報提供を行うこと。

（５）　ＣＶ－２２オスプレイ配備後の基地全体の離発着回数は、基地周辺住民への影響を踏まえ、できるだけ増加させないこと。

３　その他

（１）ＣＶ－２２オスプレイの配備計画や運用の変更等を行う場合は、事前に情報提供を行うこと。

（２）ＣＶ－２２オスプレイの配備及び運用に伴う基地周辺住民の不安を取り除くため、安全対策や騒音の軽減等を含め、必要な取組みを行うこと。

平成３０年６月４日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官
ケネス　Ｅ．　モス 大佐 殿

防衛大臣　小野寺　五典　殿

外務大臣　河野　太郎　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	福生市長	加藤　育男
	立川市長	清水　庄平
	昭島市長	臼井　伸介
	武蔵村山市長	藤野　勝
	羽村市長	並木　心
	瑞穂町長	杉浦　裕之

（※１）

① 昭和３９年４月　横田飛行場の騒音規制措置

② 平成５年１１月　横田飛行場の騒音規制措置（改正）

③ 平成２４年９月　日本国における新たな航空機（MV-22）に関する合意

（※２）

回転翼から固定翼（または、その逆）へ転換する間の飛行モード

資料 39

ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場への配備日程公表に関する
「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」コメント

○本日、国は、在日米軍が５機のＣＶ－２２オスプレイを本年１０月１日に横田飛行場へ配備することを公表しました。

○「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」では、本年４月３日の配備計画の発表以降、国や米軍に対し、安全対策の徹底や生活環境への配慮等を求めるとともに、配備に当たっては、夜間等の飛行訓練を行わないことなどを要請してきました。

○この間、ＣＶ－２２オスプレイは複数回にわたって横田飛行場に飛来し、特に６月２３日以降については、現在に至るまで長期間留まり、地元への事前の情報提供も十分にないまま、飛行場周辺で飛行を繰り返しています。

○このような状況の中、配備日程が発表されたことを踏まえ、本日、国と米軍に対し、本協議会がこれまでに行ってきた配備・運用に関する要請内容を改めて確認し、真摯に対応するよう口頭要請しました。

○併せて、現在、一時的に立ち寄りしているＣＶ－２２オスプレイについて、横田飛行場周辺における飛行を最小限にすること及び飛行に当たっては事前の情報提供、安全対策や騒音等生活環境への配慮を行うことを要請しました。

○本協議会では、１０月１日のＣＶ－２２オスプレイの配備に向け、引き続き、国や米軍に対して必要な働きかけを行っていきます。

平成３０年８月２２日
横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小　池　百合子
副会長	福生市長	加　藤　育　男
	立川市長	清　水　庄　平
	昭島市長	臼　井　伸　介
	武蔵村山市長	藤　野　　勝
	羽村市長	並　木　　心
	瑞穂町長	杉　浦　裕　之

資料40

CV－22オスプレイの横田飛行場への配備について

平成30年9月19日
北関東防衛局

CV－22の配備について

【スケジュール】

● 米側からは、5機のCV－22を本年10月1日に配備し、残り5機については、具体的な配備の計画は未定ですが、2024年頃までに10機の配備を行う予定、6機目以降の配備情報については、適切に提供したい旨の説明を受けています。

● 今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【人員体制】

● 米側は、2024年頃までに段階的に計１０機のCV－22と約４５０人の人員を横田飛行場へ配備するとしており、具体的な時期については、その時の状況によって調整が必要となるため、日本政府と緊密に連携していきたいと説明しています。

● いずれにせよ、詳細については引き続き米側に確認し、米側から情報が得られれば、適切に地元の皆様に御説明したいと考えています。

【施設整備】

● 横田飛行場における施設整備については、米側から既存の施設の改修等を中心とする第1段階の整備は、2017（平成29）年9月までに完了している旨説明を受けています。

● また、2016米会計年度から2020米会計年度までの間で実施する予定の第2段階の施設整備については、2018（平成30）年10月から2021（平成33）年9月までの間に完了するとの説明を受けており、今後、米側からさらに詳細な情報が得られた場合には、御説明する考えです。

【乗組員及び整備要員】

● 米側は、以下の内容を含むMV－22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）を遵守する旨明言しています。

- 乗組員は、熟練しており、必要な資格を有する者で構成するとともに、練度維持等のため日本での訓練を継続
- 日本に着任する全ての乗組員は、日本での飛行を行う前に、運用上の所要（「飛行場規則」）及びその他の固有の特性（例えば、地形や気候等）を熟知する
- 整備要員は基準に従って徹底して訓練され、また最新の整備に関する情報や整備方法を取り入れる

CVー22の運用について

【日米合同委員会合意の遵守】

● 米側は、CVー22の日本国内における飛行運用に際しては、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MVー22に関する日米合同委員会合意（2012（平成24）年9月）の内容を含め、既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言しています。

● また、本年8月22日の配備時期の公表に伴い、北関東防衛局長から第5空軍副司令官及び第374空輸航空団司令官に対して、日米合同委員会合意の遵守等について申入れを行ったところです。

【情報提供】

● 配備後におけるCVー22の訓練の実施に当たっては、米側から訓練情報などが得られた場合など、速やかに御説明する考えです。

その他

【騒音等への対応】

● 米側に対し、従来から、日米合同委員会で合意している騒音規制措置の遵守や、休日や地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行うとともに、住宅の防音工事を実施することにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境を保持するなどの措置を講じているところです。

● 防衛省としては、米側に対し、引き続き、安全面に最大限の配慮を求めるとともに、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくなど適切に対応していく考えです。

【飛行運用に関する取り組み】

● 本年4月20日に米本国で開催された日米防衛相会談においては、小野寺大臣から、本年横田飛行場に配備されるCV-22や沖縄の米軍機も含め、引き続き米軍の安全な運用の確保を要請し、マティス長官から、安全な運用の確保は重要である旨の認識が示され、地元の理解を得る取組について協力していくことで一致したところです。

● その後も、本年5月29日にハワイ、及び6月29日に日本で開催された日米防衛相会談において、小野寺大臣からマティス国防長官に対し、米軍の安全な運用の確保に向けた協力を繰り返し要請しています。

資料 41

横田基地へのＣＶ－２２オスプレイの配備について（要請）

本年１０月１日に５機のＣＶ－２２オスプレイが横田基地に正式配備される。

本協議会では、４月３日の配備計画発表以降、国や在日米軍に対し、迅速かつ正確な情報提供を行うなど、十分な説明責任を果たすことや、配備に当たっては、夜間等の飛行訓練を行わないことなどを複数回に渡って要請してきた。

しかしながら、配備前にも関わらず、５機のＣＶ－２２オスプレイが横田基地に長期間留まり、事前の情報提供もなく飛行を繰り返すなど、基地周辺住民のＣＶ－２２オスプレイに対する不安は解消されたとは言えない状況にある。

ついては、１０月１日の正式配備を間近に控え、これまでの本協議会の要請や既存の日米合同委員会合意を遵守することはもとより、以下のことについて改めて要請する。

記

１　配備後も、ＣＶ－２２オスプレイの訓練等の情報や機体の安全性に関する情報について、迅速かつ正確に情報提供すること。

２　安全対策を徹底するとともに、騒音など基地周辺住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。また、運用に関する地元自治体からの要請等に対して真摯に対応すること。

３　上記を在日米軍に対し強く働き掛けるとととともに、配備に伴う基地周辺地域の負担増加に対する軽減策を講ずること。

平成３０年９月２５日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官　オーティス　Ｃ．　ジョーンズ大佐　殿

防衛大臣　小野寺　五典　殿

外務大臣　河野　太郎　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小　池	百合子
副会長	福生市長	加　藤	育　男
	立川市長	清　水	庄　平
	昭島市長	臼　井	伸　介
	武蔵村山市長	藤　野	勝
	羽村市長	並　木	心
	瑞穂町長	杉　浦	裕　之

資料42

（お知らせ）

３．７．２０
北関東防衛局

ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場配備について

ＣＶ－２２については、平成３０（２０１８）年に既に説明しているとおり、２０２４年頃までに段階的に計１０機のＣＶ－２２を横田飛行場に配備する計画となっており、２０１８年１０月から５機のＣＶ－２２が配備されています。今般、米側より、この計画に基づいて、既に配備されている部隊に追加されるものとして、ＣＶ－２２が１機、２０２１年７月６日、横田飛行場に到着したとの説明がありましたので、お知らせいたします。

資料 43　ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場配備について（要請）

令和３年７月２０日、既に配備されている部隊に追加されるものとしてＣＶ－２２オスプレイ１機が２０２１年７月６日に、横田飛行場に到着したとの説明が米側よりあった、と国が公表した。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、ＣＶ－２２オスプレイに関して、かねてから、今後のスケジュール等の配備計画について迅速かつ正確な情報提供を求めてきたが、これらは未だに示されていない。加えて、６機目以降の配備情報については適切に提供するとしていたにもかかわらず、今回の追加配備について事前の情報提供がなされなかったことは、基地周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねず、遺憾である。

ついては、基地周辺住民の平穏で安全な生活を守る観点から、下記のとおり要請する。

記

１　今回の６機目の配備に当たり、事前に情報提供がなされなかった理由及び正式な配備日を明らかにすること。

２　今後の７機目以降の配備計画等について、迅速かつ正確な情報提供を行うことを改めて強く求めるとともに、実際の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供すること。

３　ＣＶ－２２オスプレイの運用に伴い既に配属されている人員数について、情報提供すること。また、今回の配備により新たに人員が配属される場合には、その人員数を明らかにするとともに、それらの人員に対する教育訓練と規律の保持を徹底すること。

４　追加配備に伴う施設整備についても、その進捗等を迅速かつ正確に情報提供すること。

５　配備機数の増に伴い、これまで以上に安全対策を徹底するとともに、今回の配備によっても、ＣＶ－２２オスプレイの離着陸回数を、極力増加させないなど、騒音等基地周辺住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。また、運用に関する地元自治体からの要請等に対して真摯に対応すること。

６　以上の内容について、米軍に対し強く働きかけるとととともに、配備に伴う基地周辺地域の負担増加に対する軽減策を講ずること。

※ ６は国に対してのみ要請

令和３年７月２１日

在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官 アンドリュー J. キャンベル大佐殿

防衛大臣　岸信夫　殿　　外務大臣　茂木敏充　殿

北関東防衛局長　　扇谷　治　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	武蔵村山市長	山﨑　泰大
	立川市長	清水　庄平
	昭島市長	臼井　伸介
	福生市長	加藤　育男
	羽村市長	橋本　弘山
	瑞穂町長	杉浦　裕之

資料44

（お知らせ）

令和7年10月28日

北 関 東 防 衛 局

ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場への配備について

今般、米側より、

- ２０２５年６月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、２０２３年１１月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のＣＶ－２２オスプレイ１機の代わりとして配備されたものである。
- 今回の新たな１機の配備により、現在、横田飛行場には６機のＣＶ-２２オスプレイが配備されている。
- 残りの４機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計１０機のＣＶ-２２オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はない。

との説明がありましたので、お知らせいたします。

資料45

ＣＶ－２２オスプレイの横田飛行場への配備について（要請）

令和７年10月28日、防衛省北関東防衛局が、「2025年６月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、2023年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のＣＶ－２２オスプレイ１機の代わりとして配備されたものであるなどとの説明が米側よりあった」と公表した。

当協議会は、ＣＶ－２２オスプレイに関して、かねてから、今後の配備計画等について迅速かつ正確な情報提供を求めてきたが、未だに示されていない。また、配備に関する情報については適切に提供するとしていたにもかかわらず、今回も事前の情報提供がなく、飛来から４か月も経過したのちに配備となった事実が公表された。令和３年７月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、基地周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねず、遺憾である。

ついては、基地周辺住民の平穏で安全な生活を守る観点から、下記のとおり要請する。

記

１　今回の配備に当たり、事前に情報提供がなされなかった理由及び正式な配備日を明らかにすること。
２　今後の配備計画等について、迅速かつ正確な情報提供を行うことを改めて強く求めるとともに、実際の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供すること。
３　ＣＶ－２２オスプレイの運用に伴い配属されている人員数について、情報提供すること。また、今回の配備により新たに人員が配属される場合には、その人員数を明らかにするとともに、それらの人員に対する教育訓練と規律の保持を徹底すること。
４　追加配備に伴う施設整備についても、その進捗等を迅速かつ正確に情報提供すること。
５　配備機数の増に伴い、これまで以上に安全対策を徹底するとともに、今回の配備によっても、ＣＶ－２２オスプレイの離着陸回数を、極力増加させないなど、騒音等基地周辺住民の生活環境への影響を最小限にとどめること。また、運用に関する地元自治体からの要請等に対して真摯に対応すること。
６　以上の内容について、米軍に対し強く働きかけるとととともに、配備に伴う基地周辺地域の負担増加に対する軽減策を講ずること。

※　下線部は国のみに要請

令和７年 10 月 30 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官
リチャード　Ｆ．　マックエルハニー大佐　殿
防衛大臣　小泉　進次郎　殿
外務大臣　茂木　敏充　殿
北関東防衛局長　池田　眞人　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小　池	百合子
副会長	昭　島　市　長	臼　井	伸　介
	立　川　市　長	酒　井	大　史
	福　生　市　長	加　藤	育　男
	武蔵村山市長	山　﨑	泰　大
	羽　村　市　長	橋　本	弘　山
	瑞　穂　町　長	山　﨑	栄

【資料編】

Ⅴ　航空機

2　横田飛行場における航空機騒音

資料 46

横田飛行場における航空機騒音の軽減措置（抄）

（昭和 39 年 4 月 17 日日米合同委員会で承認）

2　分科委員会は、横田飛行場における騒音問題について、長期に渡り慎重な検討を実施した。この検討に当って分科委員会は、ジェット航空機の騒音を次の二種類に分類して考察した。

(1)　地上におけるジェット・エンジンの試運転及び調整作業に伴い発生する騒音

(2)　飛行活動に伴い発生する騒音

最近のジェット航空が飛行する場合は、必然的に相当の騒音を発生するが、この騒音は、通常は一時的な現象である。また、飛行活動に伴う騒音の量と強度は、その飛行方法および飛行高度より左右されるものである。さらに飛行活動に伴う騒音による影響は、その飛行時刻にも関連がある。即ち、昼間においては不快に感じられない程度の騒音であっても、夜間においては耐えられないような場合もありえる。この騒音は、飛行に伴い必然的に発生し、避けることのできないものであるが、騒音による不快感の程度については、飛行活動に或種の規制を加えることにより、これを軽減することが出来る。その方法としては、飛行時間の制限、飛行方法の規制および所定の飛行規則の遵守により規制することである。しかしながら、戦術的能力を麻痺させ、飛行の安全をおびやかすような一方的措置を行わないよう留意する必要がある。

横田飛行場周辺地域の住民に苦痛を与えている騒音の最大の原因としては、地上におけるエンジンの試運転および調整作業に伴い発生する騒音は、消音装置の設置および使用により、不快に感じられない程度にまで軽減されるものと思われる。

3　分科委員会は、前記の事情を勘案して、横田飛行場における航空機騒音の軽減に関する左記の規制措置につき同意した。また分科委員会は、次に掲げる規制措置が実施されることにより、横田飛行場における航空機騒音についての正当な苦情は著しく減少し、または除去されるであろうことを全員で確認した。

(1)　消音装置の設置および使用

横田飛行場に、効果的消音装置をできるだけ速やかに設置し、ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業に当り、これを使用すること。

(2)　ジェット・エンジンの試運転場および調整場における作業時間の規制

ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての作業は、効果的消音装置が使用されるまでの間は、緊急の場合または運用上やむを得ない場合を除き、左記の時間には実施しないこと。

ア　ジェット・エンジンの試運転場における作業の制限時間

（ア）Ｊ－57 型エンジンおよびより高出力のエンジン…17：00～07：00

（イ）その他のエンジン…18：00～07：00

（ウ）土曜日および日曜日には、ジェット・エンジンの試運転場および調整場におけるすべての試運転作業は実施しない。

イ　ジェット・エンジン調整場における作業の制限時間

すべてのエンジン…18：00～07：00

(3)　列線におけるジェット・エンジン整備出力の規制

列線におけるジェット機の整備出力は、日没後においては、エンジン出力の 60 パーセント以内で実施すること。

(4)　夜間飛行訓練の規制

夜間飛行訓練は、使命の達成及び乗組員の技能保持に必要とする最小限に制限し、かつ司令官は夜間飛行訓練をできるだけ早い時期に終了するよう最善の努力を払うこと。

(5)　アフター・バーナー使用の規制

アフター・バーナー装備のジェット機が、アフター・バーナーを使用して離陸する際は、できるだけ速やかに急上昇を行ない、使命達成のため必要とする場合、または運用上やむを得ない場合を除き、安全高度と安全速度に達した後、速やかにアフター・バーナーの使用を中止すること。

(6)　飛行方法の規制

ア　離着陸および計器進入の場合を除き、横田飛行場隣接地域の上空における最低飛行高度は、ジェット機については平均海面上2,000フィートとし、ターボ・プロップ機および在来機については平均海面上1,500フィートとすること。

イ　横田飛行場周辺地域の上空におけるすべてのジェット機の速力は、1マッハ未満に制限すること。

(7)　場周経路等の検討

ア　在日米軍は、人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、ターボ・プロップ機および在来機のより適切な場周経路、発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

イ　在日米軍は、人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機のより適切な発進経路および進入経路の設定について、引き続き検討を加えること。

(8)　統計資料の提供

在日米軍は、日本政府（防衛施設庁）の要請に基づき、毎年、横田飛行場における航空機離着陸平均回数（四半期単位）を示す統計資料を提供すること。

4　分科委員会は、横田飛行場において、飛行活動に対する騒音規制措置が、次の通り、すでに実施されていることを確認した。

(1)　人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ジェット機、および在来機の場周経路、発進経路および、進入経路を変更した。

(2)　人口ちゅう密地域の上空における飛行をできるだけ避けるため、ヘリコプター機の発進経路を設定したこと。

(3)　管制塔員は、操縦士に所定の場周経路の飛行および騒音抑制処理を確実に遵守させるため、横田飛行場周辺地域の上空を飛行する航空機を常時監視し、管制すること。

(4)　操縦士および整備員に対し、横田における騒音問題の重要性につき十分教育するとともに、各飛行に当っては、騒音抑制上遵守しなければならない事項を指示すること。

(5)　日曜日の飛行訓練を最小限に制限すること。

(6)　低空において高騒音を発する飛行を禁止すること。

(7)　横田飛行場周辺地域の上空における曲技飛行を禁止すること。

(8)　横田飛行場司令官およびその幕僚は、騒音問題およびその対策を常時留意検討するとともに、住民の理解を深め、日米双方の協力を推進するため、政府の地方機関および地方公共団体の代表者と密接な連絡を取ること。

5　勧告　日米合同委員会が本報告を承認することを勧告する。

資料 47

横田飛行場の騒音規制措置に関する日米合同委員会の合意

平成 5 年 11 月 18 日
外務省
防衛施設庁

本日、日米合同委員会は、1964 年（昭和 39 年）4 月 17 日の第 81 回日米合同委員会において承認された、「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」を一部改正する合意に達したことを発表した。改正内容は次の通りである。

「22 時から 6 時までの間の時間における飛行および地上における活動は、米軍の運用上の必要性に艦み緊急と認められるものに制限される。夜間飛行訓練は在日米軍の任務の達成および乗組員の練度維持のために必要とされる最小限に制限し、司令官は、夜間飛行活動をできるだけ早く完了するようすべての努力を払う。」

本件改正は、航空機騒音対策分科委員会が、1993 年（平成 5 年）10 月 25 日および 11 月 26 日に、横田飛行場における騒音規制措置について再検討を行ったことを受けて、同分科委員会より合同委員会に対し勧告されたものである。

これは在日米軍施設・区域周辺の住民の懸念に答えるために、日米両国が常々、いかに真剣に検討を行っているかを示す一例である。その他の例としては、米海軍によるＮＬＰのかなりの部分が本年 4 月に日本政府により提供された硫黄島の施設を使用して実施されていることや、米軍機のエンジンテストが提供施設整備予算で建設された「ハッシュハウス（消音装置）」内において行われていること等があげられる。更に、米国は、自主的に取っている諸措置の一環として、高性能航空機（ジェット戦闘機）のアフター・バーナーの使用を減らし、可能な限り人口のなるべく少ない地域の上空を飛行するよう軍用機に指示しており、また、日曜日、日本の祝日並びにその他何かの特別な日について、運用上の要請上必要でない場合には、訓練飛行を最小限にとどめるようにしている。両国政府は、安保条約に基づく米国のコミットメントを果たすことを可能ならしめるために、米軍が活動し訓練を行うことが必要であることを確認するとともに、在日米軍の活動の周辺住民に与える影響を軽減するために出来得る限りの努力を続けることを約した。

資料 48

横田飛行場の常駐機及び主な飛来機

横田飛行場に離着陸している航空機は輸送機が主体となっている。

［常駐機］

１　Ｃ－130 Ｊ（スーパーハーキュリーズ）
　ターボプロップ 4 発の軍用中距離輸送機で、第 374 空輸航空団第 36 空輸中隊の主力機。横田飛行場で年間を通じて離発着の多い機種である。

２　Ｃ－12（ヒューロン）
　小型の双発ターボプロップ機（汎用機）で、アメリカのビジネス用機として多く採用されている。

３　ＣＶ-22（オスプレイ）（第 353 特殊作戦航空団所属）
　回転翼軸の角度が変更できるティルトローター方式を採用し、飛行中でも固定翼機とヘリコプターの特性を切り替えることが可能な垂直離着陸機である。CV 型は米空軍仕様。

［飛来機］

１　ＫＣ－135（ストラトタンカー）
　空中給油・輸送機。大型輸送機ボーイング 707 の姉妹機。

２　Ｃ－17（グローブマスターⅢ）
　ジェット 4 発の大型輸送機で米空輸軍団（ＡＭＣ）の主力機。低騒音型エンジンを装備。

３　Ｃ－5（ギャラクシー）
　ジェット 4 発の世界最大級の輸送機。いわゆるジャンボジェット機（ボーイング 747）よりひと回り大きい。

　この他に米軍がチャーターした民間輸送機（ボーイング 747 など）のほか、他の基地の戦闘機なども飛来することがある。

横田飛行場の常駐機及び主な飛来機



Ｃ－１３０Ｊ　スーパーハーキュリーズ



ＣＶ－２２　オスプレイ



ＫＣ－１３５　ストラトタンカー



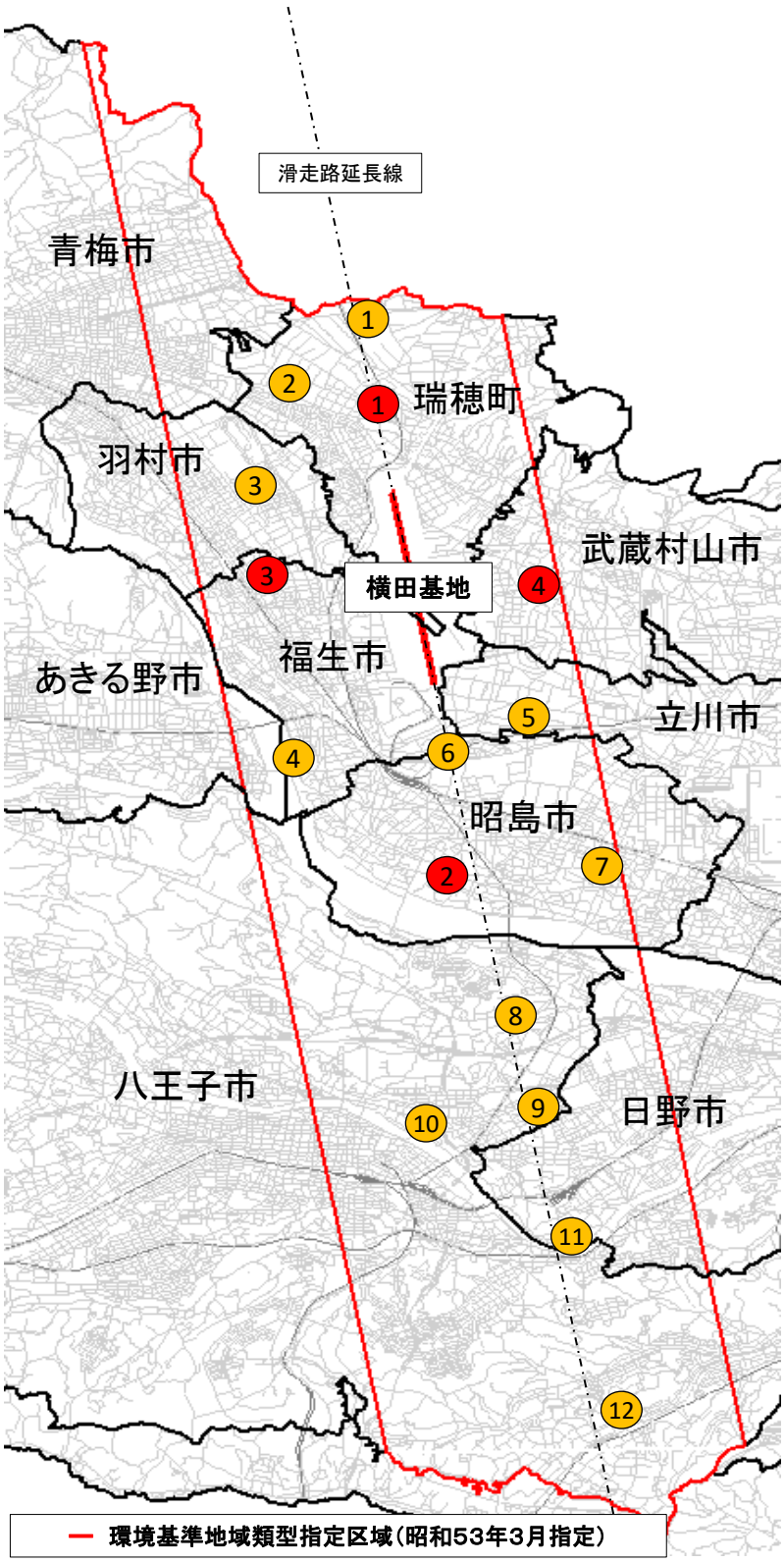
Ｃ－１７　グローブマスターⅢ



Ｃ－５　ギャラクシー

資料49

横田飛行場騒音調査地点図

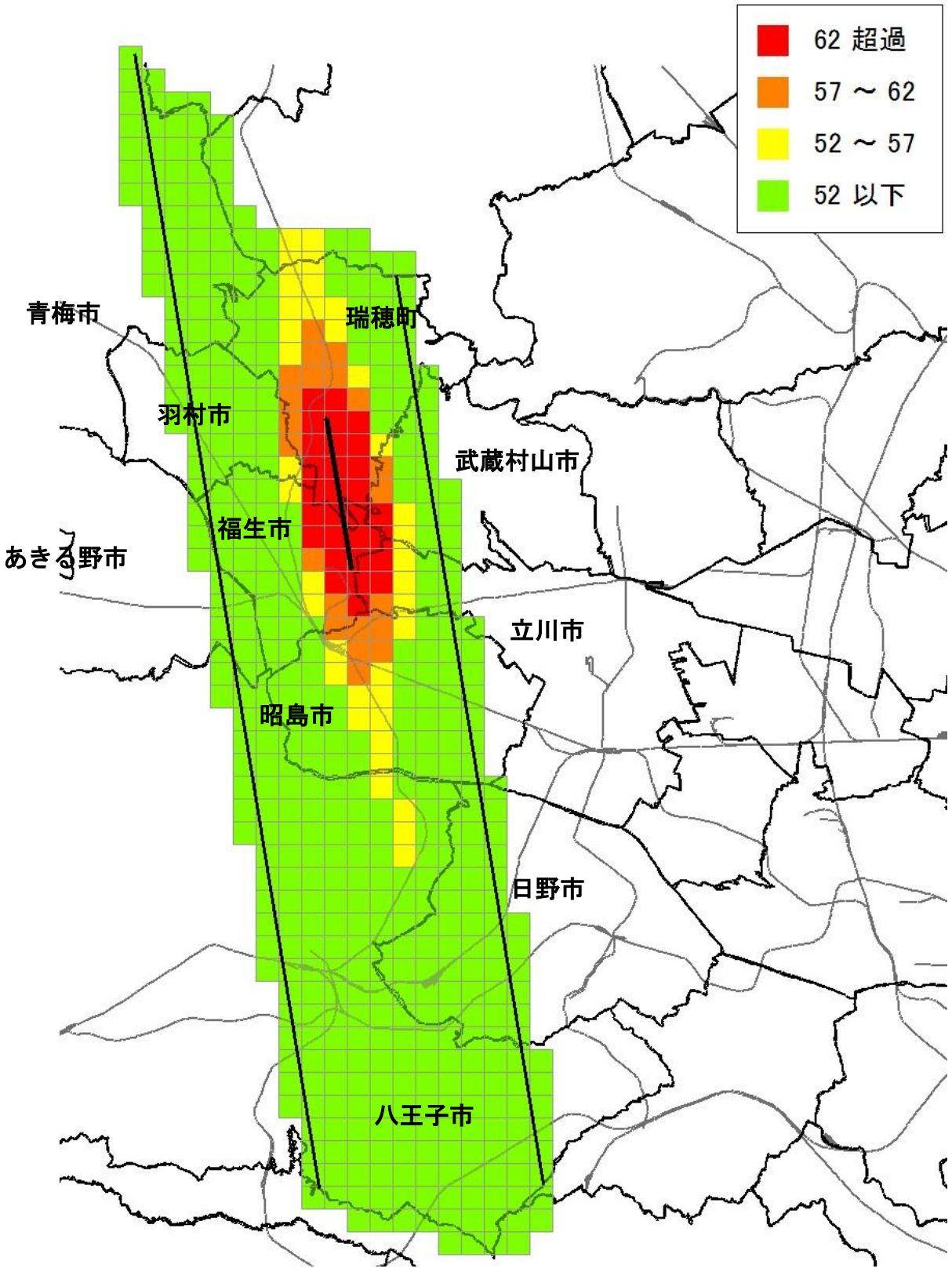


固定（通年）調査地点	
1	瑞穂(瑞穂町農畜産物直売所)
2	昭島(昭島市役所)
3	福生(福生第二中学校)
4	武蔵村山(第二老人福祉館)
分布（短期）調査地点	
1	事業所C
2	瑞穂町長岡会館
3	羽村第二中学校
4	福生第五小学校
5	西砂小学校
6	建設局昭島観測井
7	中神小学校
8	石川市民センター
9	都市づくり公社
10	大和田市民センター
11	滝合小学校
12	東京都立大学

この図は国土地理院の数値地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。

資料 50

横田飛行場周辺の騒音状況（Lden）



この図は国土地理院の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用したものである。

資料 51

令和６年度横田飛行場航空機騒音固定調査地点での航空機騒音の年間平均値

調　査　地　点	地域類型	Ｌｄｅｎ (dB)	ＷＥＣＰＮＬ	騒音発生回数		環境基準
				(回／日)	(回／年)	
瑞穂町農畜産物直売所	Ⅰ	６２	７８	26.6	9,708	×
昭島市役所	Ⅰ	５６	７０	17.1	6,248	○
福生第二中学校	Ⅰ	４７	６０	3.5	1,263	○
武蔵村山市立第二老人福祉館	Ⅰ	４５	５９	1.3	479	○

（注）１　環境基準（Ｌｄｅｎ）の基準値はⅠ類型（住居系地域）がＬｄｅｎ57dB 以下、Ⅱ類型（その他の地域）がＬｄｅｎ62dB 以下となっており、達成が○、未達成が×である。
２　WECPNL は参考値である。
３　騒音発生回数は、騒音が 70 デシベルを 5 秒間以上超えたものを集計した。

資料 52

横田飛行場固定調査地点のＬｄｅｎ及びＷＥＣＰＮＬの推移

調　査　地　点		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
Ｌｄｅｎ (dB)	瑞穂町農畜産物直売所	６２	６１	６５	６２	６２
	昭島市役所	５５	５６	５８	５５	５６
	福生第二中学校	４７	４７	４９	４６	４７
	武蔵村山市立第二老人福祉館	４３	４２	４６	４２	４５
WECPNL	瑞穂町農畜産物直売所	７８	７８	８０	７９	７８
	昭島市役所	６９	６９	７１	６９	７０
	福生第二中学校	６０	６０	６３	５９	６０
	武蔵村山市立第二老人福祉館	５６	５５	５９	５５	５９

（注）１　網かけは、環境基準超過を示す。
２　WECPNL は参考値である。

資料 53

横田飛行場分布調査地点でのＬｄｅｎ及びＷＥＣＰＮＬの実測値及び推定値の推移

Ｌｄｅｎの実測値及び推定値の推移

調 査 地 点	地域類型	２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
		実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値
事業場（C）	Ⅰ	58	56	56	55	66	56	57	57	54	56
瑞穂町長岡会館	Ⅰ	52	50	49	48	65	55	51	52	47	51
羽村第二中学校	Ⅰ	49	47	46	47	61	51	46	47	43	47
福生第五小学校	Ⅰ	48	46	46	47	58	47	47	48	43	47
西砂小学校	Ⅰ	50	50	50	50	63	53	49	51	49	54
建設局昭島観測井	Ⅰ	62	62	62	62	71	63	63	61	59	61
中神小学校	Ⅰ	44	45	44	45	44	46	44	44	44	46
石川市民センター	Ⅰ	51	53	51	54	52	54	53	53	51	53
都市づくり公社	Ⅱ	50	51	50	51	50	52	51	52	48	51
大和田市民センター	Ⅰ	42	43	42	43	42	44	43	43	42	44
滝合小学校	Ⅰ	47	49	47	49	48	50	50	50	47	49
東京都立大学	Ⅰ	47	48	47	48	47	49	49	49	46	48

（注）１　網かけは、環境基準超過を示す。

ＷＥＣＰＮＬの実測値及び推定値の推移

調 査 地 点	地域類型	２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
		実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値	実測値	推定値
事業場（C）	Ⅰ	72	71	74	71	80	71	71	72	68	71
瑞穂町長岡会館	Ⅰ	66	64	62	59	76	67	65	65	59	60
羽村第二中学校	Ⅰ	63	60	58	60	72	62	60	60	57	59
福生第五小学校	Ⅰ	61	58	60	61	70	60	61	61	56	58
西砂小学校	Ⅰ	62	60	63	62	75	65	62	62	61	68
建設局昭島観測井	Ⅰ	78	76	77	76	85	79	76	76	74	78
中神小学校	Ⅰ	58	59	55	58	57	60	55	57	56	59
石川市民センター	Ⅰ	64	65	54	66	64	68	66	67	64	67
都市づくり公社	Ⅱ	62	63	61	64	62	66	64	65	62	64
大和田市民センター	Ⅰ	55	55	54	56	54	57	54	56	54	57
滝合小学校	Ⅰ	59	59	59	61	59	62	61	63	59	61
東京都立大学	Ⅰ	59	59	58	61	58	61	62	63	58	61

「令和６年度　航空機騒音調査結果報告書」（東京都環境局）より

資料54

航空機騒音防止対策の推進について（要請）

東京都は、横田飛行場周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を行っております。

令和６年度の調査（別添）では、環境基準指定地域内の調査地点１６地点のうち、２地点で環境基準に適合しませんでした。このうち１地点については、環境基準指定地域に設定した昭和５３年から適合しない状態が続いています。

東京都は、周辺住民の生活環境を保全するため、貴職に対し、航空機騒音防止対策の推進を毎年要望しておりますが、このような状況が続いていることを踏まえ、下記事項について、より一層取組を強化するよう要請いたします。

記

１　日米合同委員会の合意事項の遵守等により、航空機騒音の軽減を図ること。
（１）２２時から６時までは飛行訓練等を行わないこと、及び１７時から８時まではエンジンテストを行わないことを徹底すること。また、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。
（２）土曜日・日曜日、日本の祝日、盆、年末年始、入学試験時期等の特別な日の飛行訓練等を極力行わないこと。
（３）市街地上空では低空飛行や旋回飛行を行わないなど、航空機の運用に当たっては騒音抑制に配慮すること。また、操縦士等に対し、騒音抑制のための十分な教育を行うこと。
（４）航空機の低騒音化を推進すること。
（５）人口が密集した市街地に所在する横田飛行場では、空母艦載機の着陸訓練、騒音が著しい戦闘機の離着陸を伴う訓練を実施しないこと。

２　訓練飛行等に関して、適切な情報提供を行うこと。
（１）騒音を伴う訓練及び航空機の飛行実態について、適切な情報提供を行うこと。
（２）騒音抑制のために米軍が講じている運用上の措置について明らかにすること。

令和８年１月 29 日

横田基地第３７４空輸航空団司令官
　リチャード　Ｆ．　マックエルハニー大佐　殿

東 京 都 知 事　　小　池　　百 合 子

資料55

令 和 8 年 1 月 29 日

防　衛　大　臣
　　小　泉　　進　次　郎　　殿

東　京　都　知　事
　　小　池　　百　合　子

航空機騒音防止対策の推進について（要請）

平素から、航空機騒音防止対策の推進について御尽力いただき感謝申し上げます。

東京都は、横田飛行場、厚木飛行場及び立川飛行場の周辺において、航空機騒音の実態を把握するため、継続的に調査を行っており、令和６年度の調査は別添のとおりです。

この調査結果によると、

① 横田飛行場については、環境基準指定地域内の調査地点１６地点のうち、２地点で環境基準に適合しませんでした。このうち１地点については、環境基準指定地域に設定した昭和５３年から適合しない状態が続いています。

② 厚木飛行場及び立川飛行場においては、全ての調査地点が環境基準に適合しました。

東京都は、周辺住民の生活環境を保全するため、横田飛行場においては、貴職のほか、在日米軍、外務省、環境省に対し、航空機騒音防止対策の推進を毎年要望しておりますが、このような状況が続いていることを十分踏まえ、貴職におかれましては、航空機騒音防止に向け、下記事項についてなお一層尽力くださいますよう要請いたします。また、厚木飛行場及び立川飛行場においては、航空機騒音に係る環境基準達成維持に一層御尽力くださいますようお願いいたします。

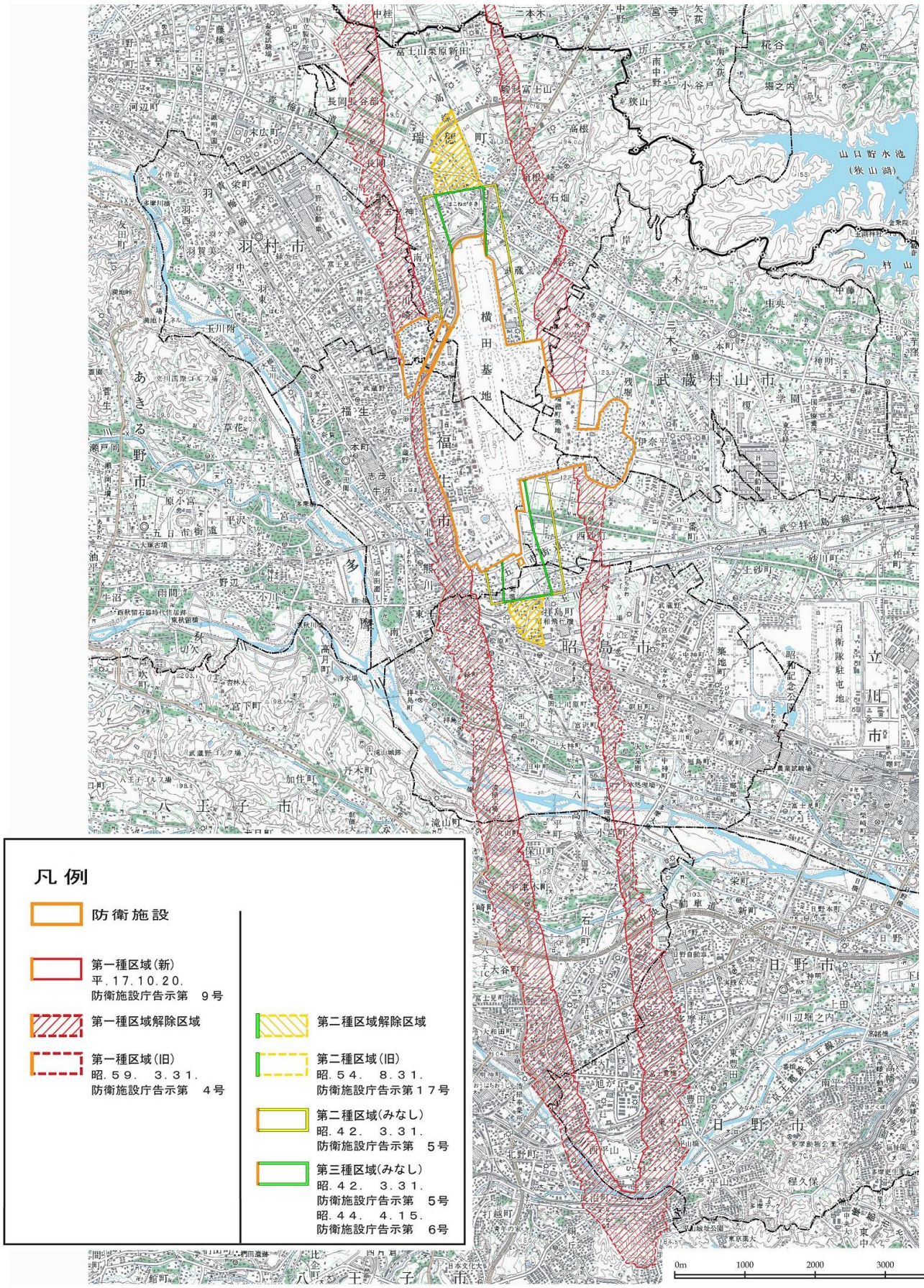
記

１　訓練飛行等による周辺住民の生活への影響の防止
２　航空機の低騒音化の推進
３　横田飛行場における住宅防音工事に係る対象区域及び補助対象施設の拡大
４　横田飛行場におけるエンジン試運転及び調整作業に伴い発生する騒音の防止対策の強化
５　周辺住民に影響を及ぼすような飛行等に関する情報提供の推進

※外務大臣及び環境大臣に対しても同様の主旨で要請

資料 56

横田飛行場周辺の住宅防音工事助成対象区域図（都内分）



この地図は、東京防衛施設局が国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図５００００（地図画像）を複製し、作成したものである。

資料57

横田基地周辺住宅防音工事補助事業実績

（単位：世帯）

市町名	種別	年度 S50～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	合　計
昭島市	新規	9,773	4	4	3	2		3		4	1		1	9,795
	追加	5,729	2	1	1	1	1	8	4	2			7	5,756
	特定新規	900	2	2	1	1	1	1	1	11	2	1		923
	特定追加	72		1					1	1				75
	建替	257	4	8	4	5	9	5	6	1	1	1		301
	防音区画改善	45	3	6	2	5	5	16	9	16	6	3	6	122
	外郭	527	7	3	18	7	1	6	3	26	6	1	13	618
	告示後	97	4	10	1	2	1	2	9	14	59	55	8	262
瑞穂町	新規	4,458	6	3	1	4	2	6	2	3	6	3		4,494
	追加	2,887		5	3		1			2	3			2,901
	特定新規	540	6	2	1		2		2	2	1		1	557
	特定追加	193												193
	建替	141	8	4	1	2	2	3	11	2	4		1	179
	防音区画改善	32	3	11	3	3		12	6	9	12	2	1	94
	外郭	255	3	1	1	1	1	2	2	1	1			268
	告示後	91	6		1			3	21	2	10	14	2	150
福生市	新規	2,248												2,248
	追加	963	3	1										967
	特定新規	223												223
	特定追加	2												2
	建替	214			1	1			4	1	1			222
	防音区画改善	6		1		1		2		1	1	1	1	14
	外郭	40	2						3					45
立川市	新規	571	1	1				1						574
	追加	378			1				1					380
	特定新規	13												13
	特定追加	3												3
	建替	6	1			1			2					10
	防音区画改善	9	1					1	5		1			17
	外郭	10												10
	告示後	1												1
八王子市	新規	6,661	2					2		3	1		1	6,670
	追加	3,689	2	1	1		1	1	1	2				3,698
	特定新規	169				1				5				175
	特定追加	8						1						9
	建替	37				2			8	2	2			51
	防音区画改善	28	2	2	4	3	7	4	4	10	5	1	1	71
	外郭	2								1				3
日野市	新規	6,716	2	1		1		1	2	1				6,724
	追加	2,719		1	1			1	1	1				2,724
	特定新規	174							1					175
	特定追加	3												3
	建替	39					1		1	2		1		44
	防音区画改善	20	1	3	3	7	3	2	4	14	3	1	3	64
	外郭										1			1
青梅市	新規	13												13
	追加	8												8
羽村市	新規	626												626
	追加	456												456
	特定新規	1												1
	建替	3												3
武蔵村山市	新規	105												105
	追加	75												75
	建替	1												1
合計	新規	31,171	15	9	4	7	2	13	4	11	8	3	2	31,249
	追加	16,904	7	9	7	1	3	10	7	7	3		7	16,965
	特定新規	2,020	8	4	2	2	3	1	4	18	3	1	1	2,067
	特定追加	281		1				1	1	1				285
	建替	698	13	12	6	11	12	8	32	8	8	2	1	811
	防音区画改善	140	10	23	12	19	15	37	28	50	28	8	12	382
	外郭	834	12	4	19	8	2	8	8	28	8	1	13	945
	告示後	189	10	10	2	2	1	5	30	16	69	69	10	413
		52,237	75	72	52	50	38	83	114	139	127	84	46	53,117

（注）
1　種別にないものは、実績がないことを示す。
2　新規とは、防衛省告示により区域指定された日に現に所在する住宅に対して初めて実施する防音工事で、5及び6を除く。追加とは、新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事で、5及び6を除く。
3　特定新規とは、第一種区域の指定基準値を段階的に拡大し区域指定してきたことにより生じた不均衡（外側の区域ほど内側の区域よりも新しい住宅まで対象になってしまう、いわゆるドーナツ現象）を是正するため、昭和55年9月10日までに告示された区域において、昭和59年3月31日までに建設された住宅を対象に実施する防音工事で、2、4、5及び6を除く。特定追加とは、特定新規を実施した住宅を対象に行う防音工事で、5及び6を除く。
4　建替とは、区域指定告示の際に所在していた住宅を区域指定告示日後に建て替えた又は建て替える住宅を対象とする防音工事
5　防音区画改善とは、バリアフリー住宅・フレックス対応住宅及びこれ以外の住宅で、身体障害者や要介護者等が居住する住宅を対象に、台所、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とする防音工事で、4及び7を除く。横田における実績は平成12年度から。
6　外郭とは、85WECPNL以上の区域において、世帯人員にかかわらず、原則として、家屋全体を一つの区画とする防音工事で、4及び7を除く。平成14年度から実施され、平成22年度からは、鉄筋コンクリート造の集合住宅で初めて防音工事を実施する場合、75WECPNL以上85WECPNL未満の区域まで対象が拡大されている。
7　告示後とは、平成17年の区域見直し後の85WECPNL以上の区域において、平成17年10月20日までに建設された住宅に対し実施する防音工事で、4を除く。

（北関東防衛局より情報提供）

【資料編】

Ⅴ　航空機

3　厚木飛行場における航空機騒音

資料 58

厚木海軍飛行場騒音規制（昭和３８年９月１９日合同委合意）

１　飛行時間の規制

（１）２２００時から０６００時までの間、厚木海軍飛行場におけるすべての活動（飛行及びグランド・ラン・アップ）は、運用上の必要に応じ、及び合衆国軍の態勢を保持する上に緊要と認められる場合を除き、禁止される。

（２）訓練飛行は、日曜日には最小限にとどめる。

２　規制されたアフターバーナーの使用

厚木海軍飛行場隣接区域の上空を高出力で長く低空飛行することを避けるため、アフターバーナー装備の航空機を操作する操縦士はすべて、厚木海軍飛行場空域内においてできるだけ速やかに離陸・上昇することが要求される。しかしながら、アフターバーナーは、安全飛行状態を持続するために継続して使用しなければならない場合、又は、運用上の必要性による場合を除き、飛行場の境界線に達する前に使用を停止しなければならない。

３　他の飛行場を使用する場合の規制

必要とされる空母着艦訓練及び反射鏡利用による着艦訓練の一部を実施するため、厚木海軍飛行場の付属飛行場を使用する場合は、現在厚木海軍飛行場で実施されている適当な諸規則が原則として適用される。

４　飛行方法の規制

（１）離陸及び着陸の間を除き、航空機は、人口稠密地域の上空を低空で飛行しない。

（２）航空機は、運用上の必要性がなければ、低空で、高音を発する飛行を行ったり、あるいは、他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦をしない。

（３）航空機は、厚木海軍飛行場周辺の空域において曲技飛行及び空中戦闘訓練を実施しない。ただし、年間定期行事として計画された曲技飛行のデモンストレーションは、その限りではない。上記は、合衆国海軍が指定された空対空訓練区域において空中戦闘訓練を実施する場合には適用しない。

（４）空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）及び反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）のための航空機は、（場周）経路にあっては２機に制限される。

（５）空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）或いは反射鏡利用による着艦訓練（ミラー・ランディング・プラクティス）の巡航速度は、１マッハ以下にとどめる。

５　飛行高度の規制措置

（１）離陸及び着陸の間を除き、空母着艦訓練（キャリア・ランディング・プラクティス）のための航空機は、平均海面８００フィート以下は通らない。

（２）管制塔員は、同飛行場の場周経路（トラフィックパターン）上の航空機の目視監視を行う。これは、管制塔員を有するすべての空港における標準的な運航方法である。

６　ジェットエンジン試運転時間の制限

運用能力又は態勢がそこなわれる場合を除き、ジェットエンジンは、１８００時から０６００時までの間、試運転されない。

７　消音器の使用

（１）ジェットエンジンテストスタンド又はテストセル地区におけるジェットエンジンテストの実施にあたっては、厚木海軍飛行場は、実行可能なできるだけ早い時期に効果的な消音器を装備し、それを騒音減衰のために使用する。

（２）エンジンテストを行うために、既存のジェットエンジンテストセル地区のほとんどが使用されることが望まれる。

８　ヘリコプター飛行区域の限定

ヘリコプターは、厚木海軍飛行場が設定した発着ルートを飛行する。ただし、この制限は、緊急の目的又は年間定期行事に際してデモンストレーションのため飛行する場合には適用しない。

９　操縦士の教育

すべての操縦士は、周辺社会に多くの影響を与えている航空機騒音問題について、できるだけ多くの機会に、十分な教育を受けるものとする。

１０　騒音対策委員会の設置

すべての可能な方法が検討されることを確保するため合衆国軍構成員からなる騒音対策委員会を設置する。

１１　広報活動

騒音抑制に関するすべての様相及び即応性のある軍隊の必要性について周辺の住民に知ってもらうよう、あらゆる機会を利用する。

１２　情報の提供

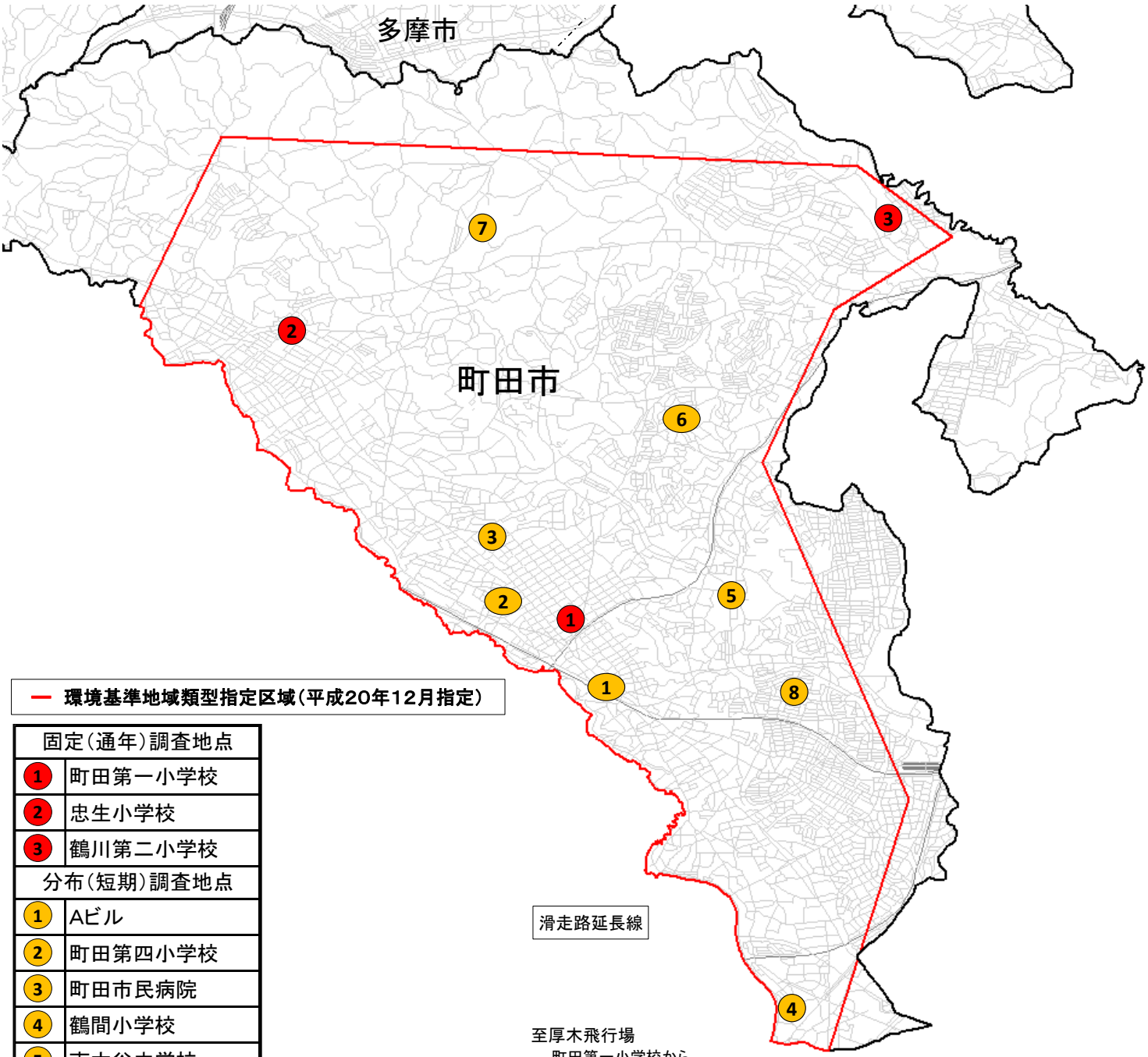
（１）厚木海軍飛行場司令官は、現地の騒音問題について地元当局又は地元住民と連絡をとる場合は、事前に座間防衛施設事務所に通報するよう努力する。

（２）今後、厚木海軍飛行場司令官と日本政府（防衛施設庁）の代表者は航空機騒音軽減のための新装置又は方法についての情報を入手次第交換することとする。

（３）年に１回、通常７月１日頃、厚木海軍飛行場司令官は、日本政府からの要請を受けた上で、過去１２カ月間の厚木海軍飛行場における四半期毎の平均月間離着陸回数を示す４つの数字を提供する。要求があれば、厚木海軍飛行場の付属飛行場についても同様な統計数字を提供する。

資料59

厚木飛行場騒音調査地点図



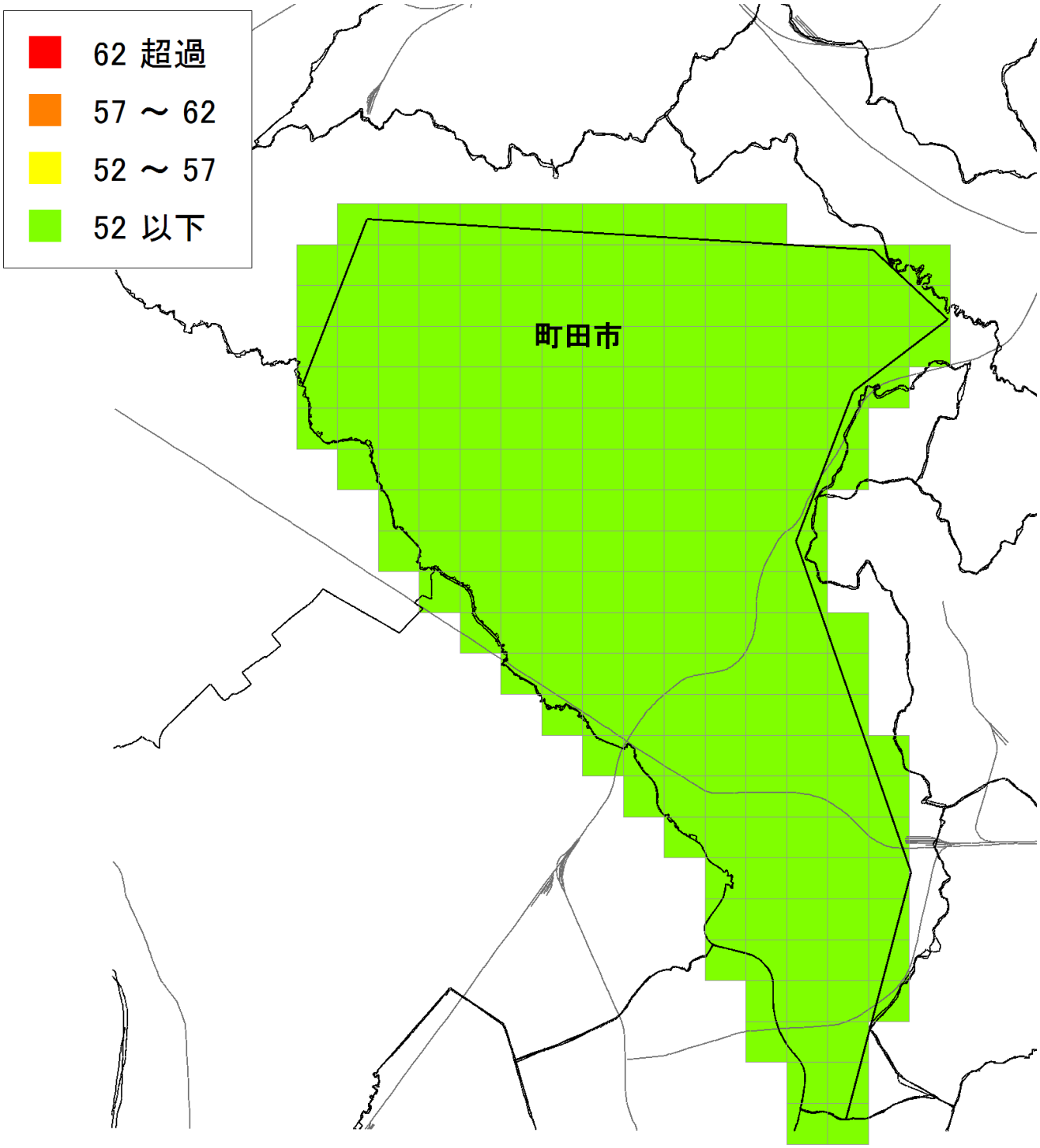
— 環境基準地域類型指定区域（平成20年12月指定）

固定（通年）調査地点	
1	町田第一小学校
2	忠生小学校
3	鶴川第二小学校
分布（短期）調査地点	
1	Aビル
2	町田第四小学校
3	町田市民病院
4	鶴間小学校
5	南大谷中学校
6	金井小学校
7	野津田高等学校
8	南成瀬小学校

この図は国土地理院の数値地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。

資料 60

厚木飛行場周辺の騒音状況（Lden）



この図は国土地理院の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用したものである。

資料 61

令和６年度町田市固定調査地点での航空機騒音の年間平均値

調査地点	地域類型	Ｌｄｅｎ (dB)	ＷＥＣＰＮＬ	騒音発生回数		環境基準
				(回／日)	(回／年)	
町田第一小学校	Ⅱ	４６	６０	３．３	1,208	○
忠生小学校	Ⅰ	４１	５４	１．２	420	○
鶴川第二小学校	Ⅰ	４０	５２	１．１	415	○

（注）１　環境基準（Ｌｄｅｎ）の基準値はⅠ類型（住居系地域）がＬｄｅｎ57dB 以下、Ⅱ類型（その他の地域）がＬｄｅｎ62dB 以下となっており、達成が○、未達成が×である。
２　WECPNL は参考値である。
３　騒音発生回数は、騒音が 70 デシベルを 5 秒間以上超えたものを集計した。

資料 62

町田市固定調査地点のＬｄｅｎ及びＷＥＣＰＮＬの推移

	調査地点	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
Ｌｄｅｎ（ｄＢ）	町田第一小学校	４６	４８	４７	４７	４６
	忠生小学校	４０	４２	４３	４２	４１
	鶴川第二小学校	４１	４１	４２	４２	４０
WECPNL	町田第一小学校	５９	６３	６１	６１	６０
	忠生小学校	５３	５５	５５	５５	５４
	鶴川第二小学校	５３	５４	５５	５５	５２

（注）１　WECPNL は参考値である。

資料 63

町田市分布調査地点でのＬｄｅｎ及びＷＥＣＰＮＬの実測値及び推定値の推移

Ｌｄｅｎの実測値及び推定値の推移

調　査　地　点	類型	２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
		実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	推定値
Ａビル	Ⅱ	48	48	47	49	48	48	44	48	45	47
町田第四小学校	Ⅰ	43	43	45	47	45	45	43	47	43	45
町田市民病院	Ⅰ	41	41	42	45	43	44	41	45	42	43
南大谷中学校	Ⅰ	41	41	41	44	43	44	41	45	40	42
金井小学校	Ⅰ	45	45	43	46	46	45	43	47	43	45
野津田高等学校	Ⅰ	39	39	41	42	40	40	40	44	40	41
南成瀬小学校	Ⅰ	39	39	39	41	39	39	38	42	38	39
鶴間小学校	Ⅰ	39	40	41	44	40	39	40	42	40	41

（注）１　網かけは環境基準超過を示している。

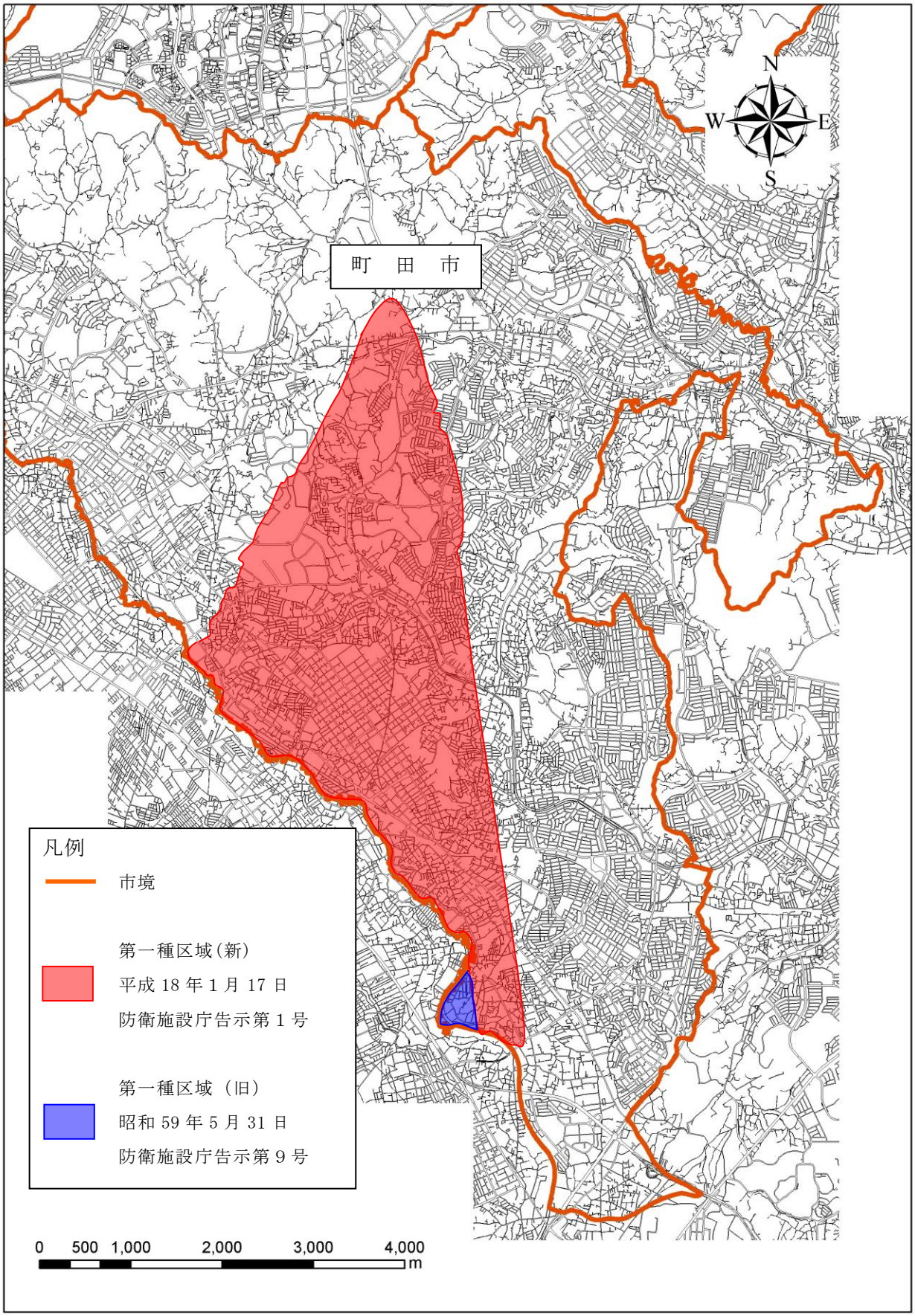
ＷＥＣＰＮＬの実測値及び推定値の推移

調　査　地　点	類型	２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
		実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	実測値	推定値	実測値	推定値
Ａビル	Ⅱ	62	62	61	65	61	62	58	62	59	61
町田第四小学校	Ⅰ	56	56	57	61	58	59	56	61	57	58
町田市民病院	Ⅰ	54	54	55	59	56	57	54	59	56	57
南大谷中学校	Ⅰ	53	53	53	57	54	55	54	59	53	55
金井小学校	Ⅰ	58	58	57	61	58	58	56	60	56	58
野津田高等学校	Ⅰ	52	52	52	54	54	54	52	57	52	54
南成瀬小学校	Ⅰ	50	51	51	55	51	51	52	56	51	53
鶴間小学校	Ⅰ	52	52	53	57	52	52	52	54	52	54

「令和６年度　航空機騒音調査結果報告書」（東京都環境局）より

資料 64

厚木飛行場周辺の住宅防音工事助成対象区域図（都内分）



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。

資料 65

町田市における住宅防音工事補助事業実績

（単位：世帯）

種　別	平成 2～令和元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合　計
新規	27,164	510	1,008	398	468	504	30,052
追加	137	3	4	248	2	6	400
特定新規	2	0	0	0	0	0	2
特定追加	0	0	0	0	0	0	0
建替	13	0	0	0	0	0	13
防音区画改善	970	104	43	14	15	31	1,177
合計	28,286	617	1,055	660	485	541	31,644

（注）

1 新規とは、防衛省告示により区域指定された日に現に所在する住宅に対して初めて実施する防音工事で、４を除く。追加とは、新規防音工事を実施した住宅を対象に行う防音工事で、４を除く。

2 特定新規とは、第一種区域の指定基準値を段階的に拡大し区域指定してきたことにより生じた不均衡（外側の区域ほど内側の区域よりも新しい住宅まで対象になってしまう、いわゆるドーナツ現象）を是正するため、昭和 59 年 5 月 31 日までに告示された区域において、昭和 61 年 9 月 10 日までに建設された住宅を対象に実施する防音工事で、１、３及び４を除く。特定追加とは、特定新規を実施した住宅を対象に行う防音工事で、４を除く。

3 建替とは、区域指定告示の際に所在していた住宅を区域指定告示日後に建て替えた又は建て替える住宅を対象とする防音工事

4 防音区画改善とは、バリアフリー住宅・フレックス対応住宅及びこれ以外の住宅で、身体障害者や要介護者等が居住する住宅を対象に、台所、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とする防音工事で、３を除く。厚木（町田市）における実績は平成 18 年度から。

（北関東防衛局より情報提供）

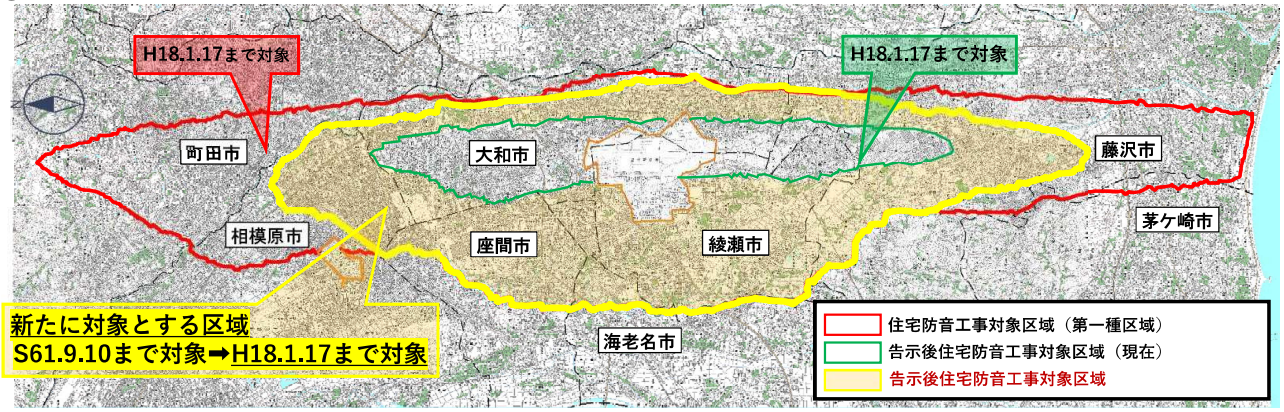
資料66

R7.12.22

厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について

厚木飛行場周辺における**７５W以上８５W未満の区域（下図の黄色の範囲）に所在する住宅に対する防音工事は**、これまで昭和６１年９月１０日までに建設された住宅を対象として実施していましたが、今般、**平成１８年１月１７日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施**することとしました。

○ 対象となる区域・住宅



対象となる区域	対象となる住宅	
町田市金森５丁目及び６丁目	旧	昭和６１年９月１０日までに建築された住宅
	新	**平成１８年１月１７日までに建築された住宅**

○ 希望届受付期間：令和８年２月２日（月）から開始

- 新たに対象となる告示後住宅の防音工事の実施は、希望届の先着順ではなく、一定の期間内に受付した希望届を建築年月が古い順に実施します。

※　希望届受付期間は、令和９年秋頃までを予定。

○ 防音工事を希望される方について

- 住宅防音工事を希望される方は、「住宅防音工事希望届」に必要事項を記入又は入力の上、郵送又は電子メールにて北関東防衛局企画部住宅防音課へ提出してください。

※　神奈川県所在自治体については、南関東防衛局企画部住宅防音第１・２課(TEL：045-211-7113)にお問い合わせください。

○ 住宅防音工事希望届について

- 当局ホームページからダウンロードできます。

(https://www.mod.go.jp/rdb/n-kanto/kichi-syuhen/sesaku/zyuubou)

【希望届の提出・問い合わせ先】

〒330-9721　さいたま市中央区新都心２－１
北関東防衛局　企画部　住宅防音課
ＴＥＬ：０４８－６００－１８２１

資料67

厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直し

令和７年１２月
防　　衛　　省

1. 経緯

○ 厚木飛行場においては、平成18年の第一種区域等の指定の後、米海軍空母艦載機部隊の岩国への移駐の完了（平成30年）等により、騒音状況が変化。

○ 令和4年、関係自治体へ説明の上、第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を開始し、騒音状況を反映した騒音コンターを作成。
（騒音度調査は令和6年12月まで実施）

2. 調査結果（騒音コンター）等





3. 今後の動き

関係自治体への説明を実施後、告示等を行い、令和9年度秋頃、新たな第一種区域等を指定（適用）予定。

R7’（2025’）	R8’（2026’）	R9’（2027’）
関係自治体説明～告示等手続き → 告示等	解除告示後、1年半の経過措置期間	新区域指定

◆調査結果の概要①

■第一種区域(住宅防音工事対象区域)(Lden62デシベル以上:WECPNL75以上)

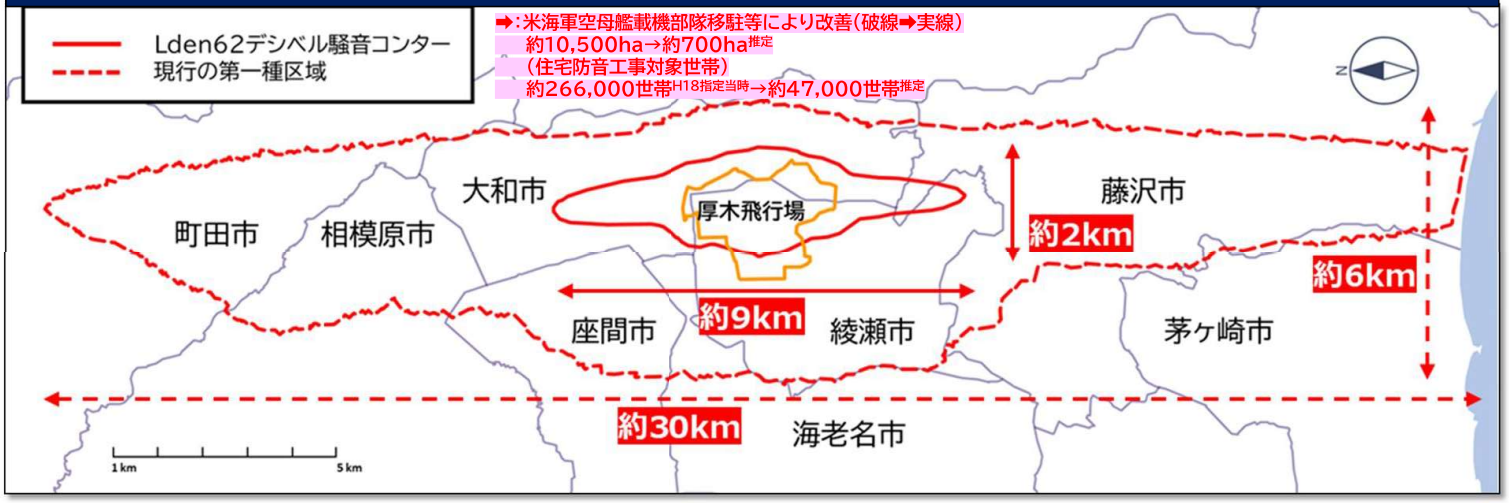
○ Lden62デシベル騒音コンターの範囲は、米海軍空母艦載機部隊移駐等の影響により、平成18年1月に告示した現行の第一種区域と比べて、南北が約30kmから約9kmへ減少、東西が約6kmから約2kmへ減少、面積は、約10, 500haから約700haへ縮小しています。

【対象区域面積及び世帯数】

・現行の第一種区域　　:約10, 500ha　　約266,000世帯※H18指定当時
（令和7年度待機世帯解消見込み）

・Lden62デシベル騒音コンター:約　700ha※推定　約　47,000世帯※推定

Lden62デシベル騒音コンターと現行の第一種区域(イメージ)



◆調査結果の概要②

■第二種区域（移転措置事業対象区域）（Lden73デシベル以上：WECPNL90以上）

○ Lden73デシベル騒音コンターの面積については、第一種区域と同様に米海軍空母艦載機部隊移駐等の影響により、平成18年1月に告示した現行の第二種区域と比べ、約460haから約0.5haへ縮小しています。

■第三種区域（緑地帯整備対象区域）（Lden76デシベル以上：WECPNL95以上）

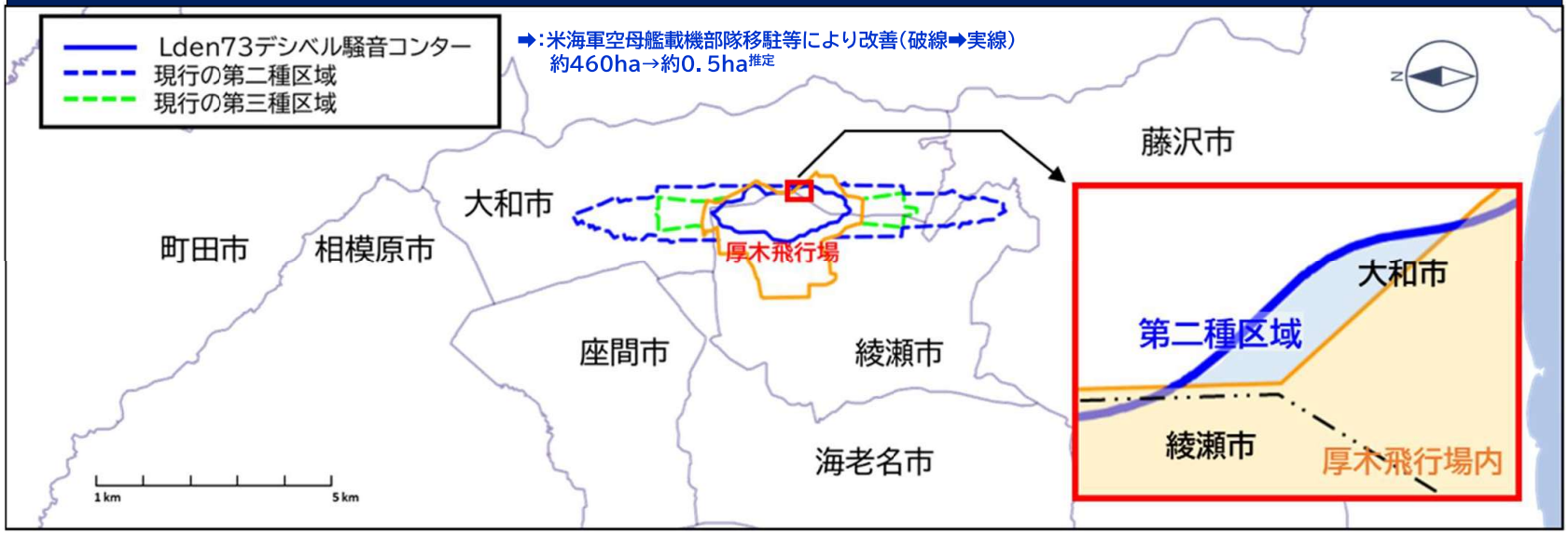
○ Lden76デシベル騒音コンターについては、すべて基地内に包含されています。

【対象区域面積】

・現行の第二種区域　　：約460ha
・Lden73デシベル騒音コンター：約 0.5ha ※推定

・現行の第三種区域　　：約113ha
・Lden76デシベル騒音コンター：基地内に包含

Lden73デシベル騒音コンターと現行の第二種区域及び第三種区域（イメージ）



◆第一種区域等の見直しにおける取組①

■指定再告示方式

○ 住宅防音工事は、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域の指定（告示）の際、現に所在する住宅を対象に実施しています。（移転措置事業も同様）

○ 今般の第一種区域等の見直しに当たっては、**現行の第一種区域等をすべて解除（廃止）し、新たな第一種区域等を指定する「指定再告示方式」を採用**します。

○ 指定再告示方式により、**新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてが住宅防音工事の対象**となります。（移転措置事業も同様）

○ なお、今般の区域見直しに併せて、旧法（旧防衛施設周辺の整備等に関する法律）により指定された、いわゆる「みなし区域」についても解除（廃止）します。（移転措置事業のみ）

■経過措置

○ 現行の第一種区域等の解除（廃止）に当たっては、**経過措置として、一定の期間（約1年6か月）の周知期間を設けて、現在、補助対象となっている住宅に対する防音工事の希望届を受け付け**ます。（移転措置事業も同様）

○ この期間中に希望届を受け付けた住宅については、現行の第一種区域が解除（廃止）された後も**現行の工事内容で防音工事を実施**します。（移転措置事業も同様）

■外郭防音工事

○ 現在、厚木飛行場周辺においては、騒音の著しい85W以上の区域において、外郭防音工事（居住人数に関わらず、住宅の家屋全体を対象に防音工事を行う工事）を実施しているところです。

○ 今般の第一種区域の見直し後においては、**新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日までに建設された住宅のすべてに対して、外郭防音工事（新工法）で実施**します。

◆第一種区域等の見直しにおける取組②

■放送受信事業の助成対象区域見直し

○ 放送受信事業は、厚木飛行場周辺の助成対象区域において、NHK放送の受信契約者に対し、放送受信料の半額相当を補助する事業です。

○ 今般の第一種区域等の見直しに合わせて、**現行の助成対象区域をすべて解除（廃止）し、新たな第一種区域と同じ区域に見直す**こととしています。

○ 放送受信事業については、新たな区域内に所在し、新たな告示の適用日において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結している者が対象（※）となります。

※　新たな区域の適用日以降に新たな区域に転入された放送受信契約者、また、新たな区域に所在し、過去に住宅防音工事を実施した住居に設置した受信機に係る放送受信契約者については、対象外となります。

○ 現行の助成対象区域の解除（廃止）に当たっては、**経過措置として、住宅防音工事と同様に一定の周知期間（約1年6か月）を設けて、その間は、現行の助成対象区域による補助を継続**します。

【資料編】

Ⅴ　航空機

4　米空母艦載機着陸訓練（FCLP）

資料

米空母艦載機着陸訓練の実施状況

年度	横田飛行場				硫　黄　島				厚木飛行場			
	通告回数	実施回数	実施日数	訓練飛行回　数	通告回数	実施回数	実施日数	訓練飛行回　数	通告回数	実施回数	実施日数	騒音測定回　数
平成19	3	0	0	0	3	3	25	約 8,720	4	2	4	248
20	0	0	0	0	1	1	2	約 350	1	0	0	0
21	1	0	0	0	2	2	12	約 5,140	2	0	0	0
22	1	0	0	0	1	1	8	約 3,210	1	0	0	0
23	0	0	0	0	1	1	9	約 2,780	1	0	0	0
24	0	0	0	0	1	1	9	約 2,780	2	1	3	782
25	0	0	0	0	1	1	16	約 4,060	1	0	0	0
26	0	0	0	0	1	1	11	約 3,450	1	0	0	0
27	0	0	0	0	1	1	9	約 3,020	1	0	0	0
28	0	0	0	0	2	2	21	約 4,870	1	0	0	0
29	1	0	0	0	1	1	11	約 3,100	2	1	4	754
30	0	0	0	0	1	1	18	約 4,170	1	0	0	0
令和元	0	0	0	0	1	1	9	約 2,100	1	0	0	0
2	1	0	0	0	1	1	14	約 4,080	1	0	0	0
3	1	0	0	0	1	1	11	約 3,090	1	0	0	0
4	1	0	0	0	1	1	12	約 3,730	1	0	0	0
5	1	0	0	0	1	1	10	約 3,030	1	0	0	0
6	1	0	0	0	1	1	10	約 2,270	1	0	0	0
7	1	0	0	0	1	1	11	約 2,490	1	0	0	0

（注）
1　令和7年度は、令和8年2月末日現在の実施状況である。
2　硫黄島の訓練は、平成3年8月からの暫定措置による実施である。
3　厚木騒音測定回数は、連続着陸訓練時のものであり、基地滑走路北1ｋｍ地点に設置した騒音計が70dB以上を5秒以上継続して計測した回数である。
4　北関東防衛局及び関係自治体から提供を受けた情報による。

資料

横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機着陸訓練に対する要請の経緯

平成3年度	平成3年7月3日	平成15年度	平成15年10月15日
	平成3年8月1日		平成16年1月27日
	平成3年10月7日	平成16年度	平成16年6月24日
	平成3年12月2日		平成17年1月14日
	平成4年2月3日	平成17年度	平成17年4月28日
	平成4年2月24日		平成17年10月6日
平成4年度	平成4年4月3日	平成18年度	平成18年5月9日
	平成4年10月27日		平成18年10月3日
	平成5年1月12日	平成19年度	平成19年4月27日
	平成5年2月2日		平成19年5月11日　（厚木飛行場のみ）
平成5年度	平成5年9月3日		平成19年10月9日
	平成5年11月4日		平成20年3月3日
平成6年度	平成6年5月13日	平成20年度	平成20年5月15日　（厚木飛行場のみ）
	平成6年7月20日	平成21年度	平成21年4月20日
	平成7年1月19日		平成21年9月16日　（厚木飛行場のみ）
	平成7年3月2日	平成22年度	平成22年4月28日
平成7年度	平成7年8月4日	平成23年度	平成23年5月25日　（厚木飛行場のみ）
	平成8年1月24日	平成24年度	平成24年4月24日　（厚木飛行場のみ）
平成8年度	平成8年4月18日		平成24年5月22日　（厚木飛行場のみ）
	平成8年8月22日		平成24年5月25日　（厚木飛行場のみ）
	平成9年1月31日	平成25年度	平成25年5月27日　（厚木飛行場のみ）
平成9年度	平成9年8月12日	平成26年度	平成26年4月28日　（厚木飛行場のみ）
	平成10年1月12日	平成27年度	平成27年4月30日　（厚木飛行場のみ）
平成10年度	平成10年6月24日	平成28年度	平成28年4月27日　（厚木飛行場のみ）
	平成10年9月17日	平成29年度	平成29年4月25日
	平成11年1月8日		平成29年9月1日　（厚木飛行場のみ）
	平成11年2月16日	平成30年度	平成30年4月27日　（厚木飛行場のみ）
平成11年度	平成11年10月7日	令和元年度	令和元年5月8日　（厚木飛行場のみ）
	平成12年2月8日	令和2年度	令和2年5月13日
	平成12年3月28日	令和3年度	令和3年5月4日
平成12年度	平成12年8月29日	令和4年度	令和4年5月4日
	平成13年2月15日	令和5年度	令和5年5月8日
平成13年度	平成14年3月4日　（厚木飛行場のみ）	令和6年度	令和6年5月2日
平成14年度	平成14年10月8日	令和7年度	令和7年5月16日
	平成15年1月8日		

・横田飛行場については、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」での要請を含む。
・平成13年9月18日に訓練の通告があったが、
　①9月11日に発生した米国における同時多発テロ事件の関係で急きょ実施されると推測される。
　②当年2月の同訓練がすべて硫黄島で実施された。
　③当該訓練通告も基本的には硫黄島で行うことから、
　　当該訓練については、文書による要請を行わないこととした。

資料 70

米軍の空母艦載機の着陸訓練について（要請）

本日、防衛省から、米空母ジョージ・ワシントン艦載機による着陸訓練について、硫黄島で令和７年５月 19 日から５月 31 日までの間に実施予定の所要の訓練が天候等の事情により実施できない場合は、横田基地、厚木基地等において訓練を実施する旨の通告を受けた。

横田基地周辺及び町田市など厚木基地周辺の住民は、日頃から航空機騒音に悩まされるとともに、事故に対する不安を抱えている。昼夜間にわたる米空母艦載機の着陸訓練が実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれる。

貴職におかれましては、このような状況を十分認識され、訓練は硫黄島で実施することとし、人口が密集する市街地にある横田基地及び厚木基地において、同訓練を実施することのないよう米軍に申し入れることを強く要請する。

令和７年５月 16 日

防　衛　大　臣　　中谷　元　　殿

北関東防衛局長　　森　　浩久　殿

東 京 都 知 事　　小　池　　百 合 子

資料 71

米軍の空母艦載機の着陸訓練について（要請）

平成２９年９月１日、防衛省から、米空母ロナルド・レーガン艦載機による着陸訓練について、平成２９年９月１日から同月６日まで（ただし、９月３日は除く。）の日中、厚木基地を使用して実施する旨の通告を受けました。

町田市など厚木基地周辺の住民は、日頃から航空機騒音に悩まされるとともに、事故に対する不安を抱えています。米空母艦載機の着陸訓練が実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれます。今回、厚木基地における訓練実施の通告があったことは極めて遺憾です。

貴職におかれましては、このような状況を十分認識され、厚木基地での訓練実施を再考し、それでもなお厚木基地で実施する場合には、周辺地域の住民生活に最大限配慮し、日米合同委員会合意の遵守に努め、安全対策の徹底と騒音への配慮、迅速かつ正確な情報提供を行うよう米軍へ申し入れることを強く要請します。

平成２９年９月１日

防衛大臣　　小野寺　五典　殿
北関東防衛局長　　吉田　廣太郎　殿

東京都知事　小池　百合子

【資料編】

Ⅴ　航空機

5　その他

資料 72

在日米軍による低空飛行訓練について（外務省公表文書）

平成 11 年 1 月 14 日
外　　務　　省

平成 11 年 1 月 14 日、日米合同委員会は、在日米軍による低空飛行訓練について別紙を公表することに合意した。

なお、日米両国政府は、今後、必要に応じ、低空飛行訓練について協議していくこととなっている。

（了）

（別紙）

日本において実施される軍事訓練は、日米安全保障条約の目的を支えることに役立つものである。空軍、海軍、陸軍及び海兵隊は、この目的のため、定期的に技能を錬成している。戦闘即応態勢を維持するために必要とされる技能の 1 つが低空飛行訓練であり、これは日本で活動する米軍の不可欠な訓練所要を構成する。安全性が最重要であることから、在日米軍は低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保する。同時に、在日米軍は、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にする。

1　最大限の安全性を確保するため、在日米軍は、低空飛行訓練を実施する区域を継続的に見直す。低空飛行の間、在日米軍の航空機は、原子力エネルギー施設や民間空港などの場所を、安全かつ実際的な形で回避し、人口密集地域や公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）に妥当な考慮を払う。

2　在日米軍は、国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）や日本の航空法により規定される最低高度基準を用いており、低空飛行訓練を実施する際、同一の米軍飛行高度規制を現在適用している。

3　低空飛行訓練の実施に先立ち、在日米軍は、訓練区域における障害物ないし危険物について、定期的な安全性評価の点検を行う。更に、情報伝達及び飛行計画チャートへの記載のため、パイロットは訓練区域における変化をスケジュール策定担当部局に継続的に報告する。

4　低空飛行を含む訓練飛行の実施に先立ち、飛行クルーは、標準的な運用手続き及びクルーの連携機能をレビューするため徹底したブリーフィングを実施し、計画された飛行経路を念入りに研究する。また、整備要員と飛行クルーは離陸に先立ち航空機を点検し、航空機が安全にその任務を遂行することを確保する。

5　在日米軍は、日本国民の騒音に対する懸念に敏感であり、週末及び日本の祭日における低空飛行訓練を、米軍の運用即応態勢上の必要性から不可欠と認められるものに限定する。

6　米軍政府は、低空飛行訓練によるものとされる被害に関する苦情を処理するための、現在の連絡メカニズムを更に改善するよう、日本政府と引き続き協力する。

【資料編】

VI　在日米軍に係る事件・事故等

資料 73

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

（連絡者の設置及びその任務）

第 2 条　各関係機関に別表 1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等という。）を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2　連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表 2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3　各関係機関は、別表 1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

（緊急連絡通報の内容）

第 3 条　前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
(2) 事故発生の日時、場所
(3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
(4) その他必要事項

（現地連絡所等の設置）

第 4 条　航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2　米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

（救急及び救援活動）

第 5 条　航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表 3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

（被災者救援の優先）

第 6 条　事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

（被害調査の協力）

第 7 条　関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

（要綱の改正）

第 8 条　この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第 5 条に定める会議において検討し改正するものとする。

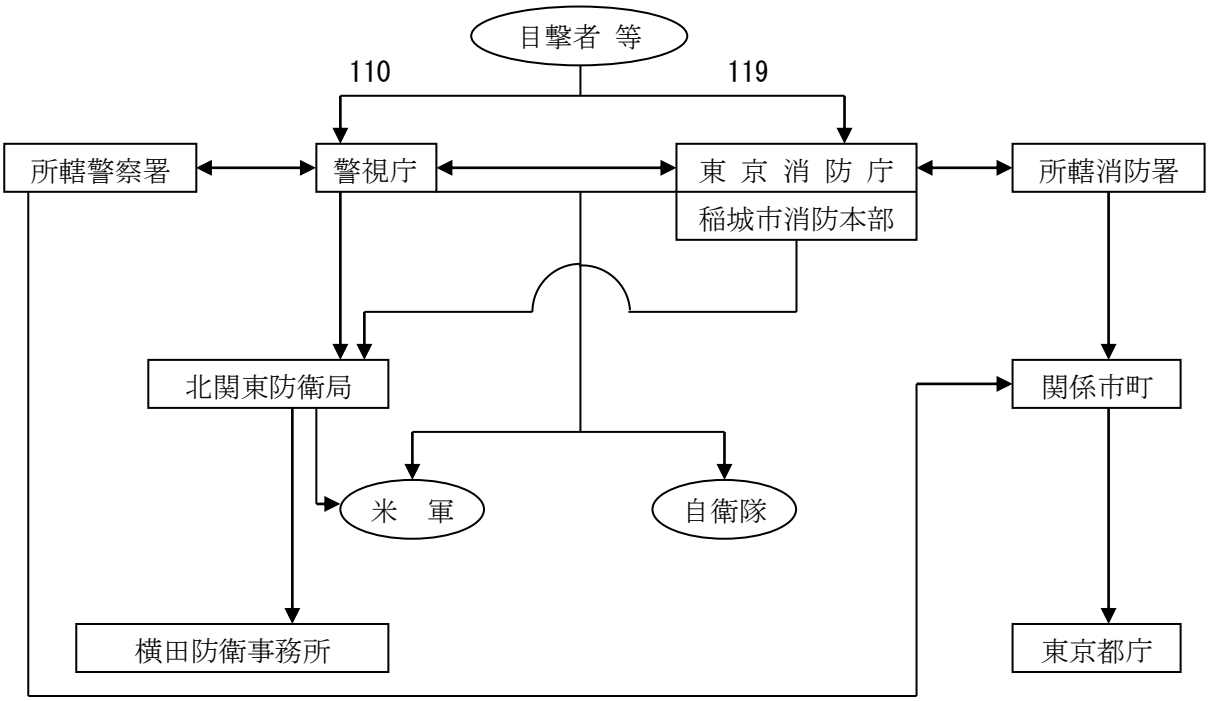
附則　　この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
附則　　この要綱は、昭和 62 年 6 月 26 日から施行する。
附則　　この要綱は、平成 2 年 7 月 20 日から施行する。
附則　　この要綱は、平成 19 年 9 月 3 日から施行する。
附則　　この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（別表１・３省略）

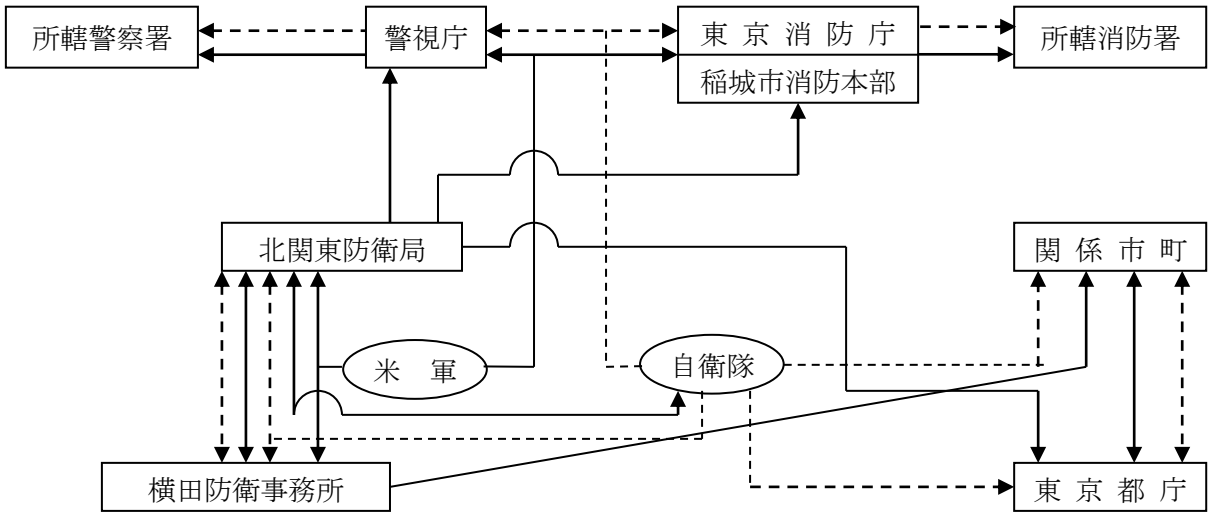
別表２

航空事故通報経路図

１　目撃者からの通報経路



２　米軍又は自衛隊からの通報経路



凡　例	
――	米軍航空事故等に係る通報経路
- - - -	自衛隊航空事故等に係る通報経路

資料 74

日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン

平成17年４月１日：策定
令和元年７月25日：改定

１．目的

日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域（以下「米軍施設・区域」という。）の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めることを目的とする。

２．適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域のすべての合衆国軍隊部隊並びに日米地位協定第１条及び第14 条に規定するすべての者に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域外での合衆国軍用航空機事故の調査に関する管轄権又は責任に係る既存の日米合同委員会合意に影響を与えない。

３．一般的方針

航空機は、意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない場合がある。このような場合、特に、航空機が墜落した場合又は負傷者を伴う場合には、すべての関係する機関が、関連の規則と役割を理解していることが必要である。被害者の救助に関係する地方の機関又は当局の間では、相互の緊密な連携及び調整が不可欠である。合衆国軍用航空機が着陸を余儀なくされた場合には、本ガイドラインの4(1)に規定する日本国の当局への通報が行われるとともに、時宜により本ガイドラインに規定する他の必要な手続がとられる。

(1)合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合には、日本国政府の職員又は他の権限ある者からの事前の承認なくして、合衆国軍隊の然るべき代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国財産を保護するために、当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。ただし、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、墜落現場又は余儀なくされた着陸の現場において、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行う。

(2)合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、事故現場を行政上管轄する地方当局は、救助、応急医療、避難、消火及び警察の業務を含む必要な業務を適宜行う。

４．手続

(1)通報

現地レベルでは、日米間の双方向の通報制度が活用され、これによって、米軍施設・区域と、地方防衛局、警察及び消防、並びに日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁との間で、米軍施設・区域外での航空機の墜落又は余儀なくされた着陸に関する緊急情報を交換することが可能となる。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、連絡担当者の電話番号を含む関連情報を定期的に更新することによって、通報の実効性の確保に努める。事故への対応に関係する場合は、次の情報が判明し次第提供される。

(イ)航空機の種類及び乗員数

(ロ)事故の場所（詳細な情報がしばしば現地の住民から提供される。）

(ハ)搭載燃料の概算量

(ニ)救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報（特に、有害物質に係る情報は、事故発生後、可能な限り速やかに日本国の当局に提供される。）

(ホ)被害者の数、国籍及び状態

(ヘ)必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(2)航空機が米軍施設・区域の外に着陸した場合、責任を有する職員は以下のとおりである。

(イ)日本国政府

警察業務について、現地警察署長若しくは現地警察署長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。消火及び救助活動について、現地消防本部の消防長若しくは消防長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海

上保安庁の代表者。
(ﾛ)合衆国軍隊
以下の者のうち、現地への到着順とする。
(a)墜落機又は着陸を余儀なくされた航空機に搭乗していた指揮官又は幹部であって、職務の遂行が不能となっていない者。
(b)緊急対応を担当する合衆国軍隊の要員又は米側の消防幹部（初動の現場指揮官として指名された場合）
(c)初動の対応が終了し、調査チームが組織された後にあっては、合衆国軍隊航空機事故調査官
(3)それぞれの責任を有する職員は、他方の国の責任を有する職員に対し、可能な限り早い時点で、自らの身分を知らせる。
(4)救助活動
乗務員、乗客及び地上で負傷した人の救助が最重要であることから、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員は、医療要員並びに消防及び救助の装備及び要員が事故現場に直ちに立ち入ることを許可する。
(5)事故現場への立入制限
立入りが制限されるべき事故現場の区域及び立入制限の期間に関して、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員の間で、共通の理解に到達する。このような共通の決定に至るに当たっては、次の要件が考慮される。
(ｲ)死傷者の移送
(ﾛ)消防その他の安全のためにとられる措置
(ﾊ)二次災害をもたらす有害物質の確認、及び、当該物質が存在する場合には、観測を円滑にし、汚染の拡大を防止するための汚染管理能力の確立
(ﾆ)機密の装備又は資材に係る機密漏洩防止
(ﾎ)航空機事故調査及び請求調査のための証拠保全
(ﾍ)見物人等の整理
(ﾄ)合衆国の財産及び他の公有又は私有の財産の保護の確保
(ﾁ)公衆及び合衆国軍隊の利益に最大限かなうこと
(ﾘ)上記(ﾆ)、(ﾎ)及び(ﾄ)の要件が満たされた後、可能な限り早期に残骸を撤去すること。機体の残骸の除去がその下にある財産の状態に重大かつ悪い影響を与える可能性がある場合には、合衆国軍隊は、状況により他の対応が必要な場合を除き、地方防衛局経由で土地所有者と調整を行う。
(ﾇ)状況を考慮しつつ、また、常識的な原則を用いて、事故現場を可能な限り小さく設定し、かつ、制限の期間を可能な限り短くすること
(6)事故現場の立入規制
最初に救助に対応する組織は、当初、現場への立入規制を行い、救助及び消火活動と両立可能な範囲で、事故調査チームが任務を果たすことが可能となるよう事故現場の保全を行う。現場管理・立入規制は、通常二つの規制線を伴う。第一は、安全性の観点から立ち入るべきではない距離に従って決定される、事故現場至近周辺の「内周規制線」であり、第二は、見物人の安全を確保し、かつ、円滑な交通の流れを促進するために設けられる「外周規制線」である（内周規制線の内側の区域を制限区域、外周規制線の内側の区域を規制区域という。）。日本国の法執行当局は、現場に到着次第、外周規制線を設定し、立入規制の責任を負う。内周規制線には、特別の場合を除き、日米共同で人員が配置される。内周規制線の制限区域への立入りは、合衆国及び日本国の責任を有する職員の相互の同意に基づき行われる。合衆国側は、全ての残骸、部分品、部品及び残渣物に対して、管理を保持し、資格を有する者のみに合衆国の機密の装備又は資材へのアクセスが付与されることを確保する責任を有する。
(ｲ)内周規制線には、制限区域への立入りを取り扱うため、立入規制点（Entry Control Point；以下「ECP」という。）が一カ所設けられる。その他の地点からの制限区域への立入りは認められない。内周規制線に配置されるすべての人員は、ECPの場所につき説明を受け、ECP以外の地点で立入りを要請してきた者に対し、ECP に赴きそれぞれ日本国政府又は合衆国の責任を有する職員と連絡をとるよう案内する。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、ECPに配置され、立入要請の処理及び調整を行う。立入規制の責任については以下のとおりとする。
(ﾛ)合衆国及び日本国の当局は、上記４．（６）に従って、立ち入り規制の任務の遂行にあたって緊密に調整する。一般的に、内周規制線/制限区域への立入りは、立入りを明らかに必要とし、責任を有するものに限定される。上記4.（５）で記載された要件に関連して迅速かつ早期の立入り

が行われ、有害物質の観測を含む事故現場における影響の軽減、航空機事故調査、又は請求調査に関連した責任を有する合衆国政府と日本政府の確認された代表者が優先される。合衆国軍隊関係者以外の者の立入り許可のための要請は、日本国の責任を有する職員又はその代理に付託され、合衆国軍隊関係者による要請は、合衆国の責任を有する職員又はその代理に付託される。立入りを要請する日本国又は合衆国の者は、可能な場合には、その者の属する国の政府の職員から当該要請の諾否を通知される。

(ハ)現場警備のため配属される合衆国軍隊の要員は、制限区域の範囲、見物人等への対応に当たっての外交的配慮と臨機応変な対応の必要性、立入要請を行う合衆国軍隊関係者が要請を付託すべき合衆国軍隊の職員の氏名及び配置場所、並びに立入要請を行う合衆国軍隊関係者以外の者が要請を付託すべき日本国政府の職員の氏名及び配置場所について、徹底した説明を受ける。この説明においては、日本国政府の当局が合衆国軍隊関係者以外のすべての者を規制する責任を有すること、及びそのような日本国政府の職員を通じて業務を行うことの重要性が強調される。

(ニ)合衆国の当局、日本国政府の当局、又は地方当局が環境調査を実施する場合、その結果は日米合同委員会の枠組みにおいて、合衆国政府と日本国政府の間で共有される。

(7)見物人等の整理

(イ)日本国の警察又は海上保安庁の職員は、事故現場又はその近傍にいる見物人等を整理する。これらの日本国政府の当局が到着するまでの間は、合衆国軍隊の要員が、その権限の範囲内で、当該見物人等を整理することができる。

(ロ)日本国の警察又は海上保安庁の職員がいる場合、合衆国軍隊の要員は、要請があるときは、見物人等の整理につき、これらの日本国政府の職員を支援することができる。

(ハ)合衆国の当局から日本国の当局に対して写真が撮影されないよう要請がある場合は、日本国の当局は、現場の写真撮影（ビデオ撮影を含む）を行おうとする報道関係者その他の者に対し事情の説明を行った上で、いかなる強制手段も用いることなく（ただし、日本国の法律によって認められる場合は、この限りでない。）、撮影の中止に係る合衆国の当局の要請を伝達する。

５．広報

報道関係者と政府職員との間の効果的な連絡を確立することは、これらの種類の事故の際に極めて重要である。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、記者説明、対外公表等の実施に当たって調整する。この調整には、取材場所や共同情報掲示板の設定その他同様の活動が含まれ得る。

６．訓練及び会合

合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、事故の際に迅速かつ的確に本ガイドラインを実施するため、定期的に訓練を行う。合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、相互の連絡を保つため、少なくとも年一回会合を持つ。詳細は現地レベルで調整される。

資料 75

在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続(外務省仮訳)

1. 目的

⑴ 合同委員会における日米双方の代表は、在日米軍に係る事件・事故に対する日本側関係当局の迅速な対応を確保し、かかる事件・事故が地域社会に及ぼす影響を最小限のものとするために、在日米軍に係る事件・事故の発生についての情報（以下「事件・事故発生情報」という。）を、日本側関係当局及び地域社会に対して正確にかつ直ちに提供することが重要であると認識する。この通報手続は、以上の認識を踏まえて、在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報基準、通報経路、通報様式を定める。

⑵ この通報手続は米軍と日本当局との間の既存の連絡経路を補完することを目的としており、他のいかなる連絡手続をも代替し又は取り消すものではない。

2. 事件・事故発生情報の通報基準

⑴ 公共の安全又は環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故が発生した場合の日本政府への通報については、米側は、中央レベルにおいて、これらの事件・事故について、事件・事故発生情報を得た後できる限り速やかに外務省日米安全保障条約課に通報するとともに、現地レベルにおいて、迅速に関係の防衛施設局に通報する。この通報の対象となる事件・事故の例は以下に掲げるとおりであるが、これらに限られない。

これらの事件・事故は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）の付託事項第３項ｄにおいて示される基準を満たすものでなければならない。

(a) 墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に係る事件。
(b) 衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件。
(c) 爆発又は爆発の相当な蓋然性がある弾薬に係る事件。
(d) 米国の施設・区域外への跳弾、日本人又はその財産の被弾等の訓練中の事件。
(e) 危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性。
(f) 米国の施設・区域外での飛行場施設以外への米国軍用航空機の着陸。
(g) 米国の施設・区域内における差し迫った若しくは既に発生した危険又は災害であって、日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性があるもの。
(h) 日本人又はその財産に実質的な傷害又は損害を与える可能性がある事件・事故。
(i) 米国の施設・区域の中で発生する又は施設・区域に対するテロ行為であって、米軍の人員若しくは施設・区域又は周辺地域社会の安全に影響し又は危険を及ぼすテロ行為の発生。

⑵ 上記 2、⑴の事件・事故が地域社会に対して急迫の危険をもたらす時には、米側は、従来と同様に、迅速に現地の関係当局（警察、消防、海上保安部等）へ通報する。

3. 事件･事故発生情報の通報経路

在日米軍に係る事件・事故発生情報の通報経路は、別紙１において示されたとおりとする。

4. 事件･事故発生情報の通報様式

事件・事故の通報様式には、以下の事項が含まれる。

(1) 事件・事故の発生日時
(2) 事件・事故の発生場所
(3) 事件・事故の概要
  (a) 経緯
  (b) 被害状況
  (c) 処理状況
  (d) 危険性残存の有無
  (e) 環境破壊の有無
(4) 日本側支援の必要性
(5) 案件の番号
(6) 通報者氏名
(7) 通報受領者氏名
(8) 現地への通報の有無と通報先当局

5. 留意事項

⑴ 日米双方は、時刻、曜日、日付に関わりなく、事件・事故通報を迅速に行う。

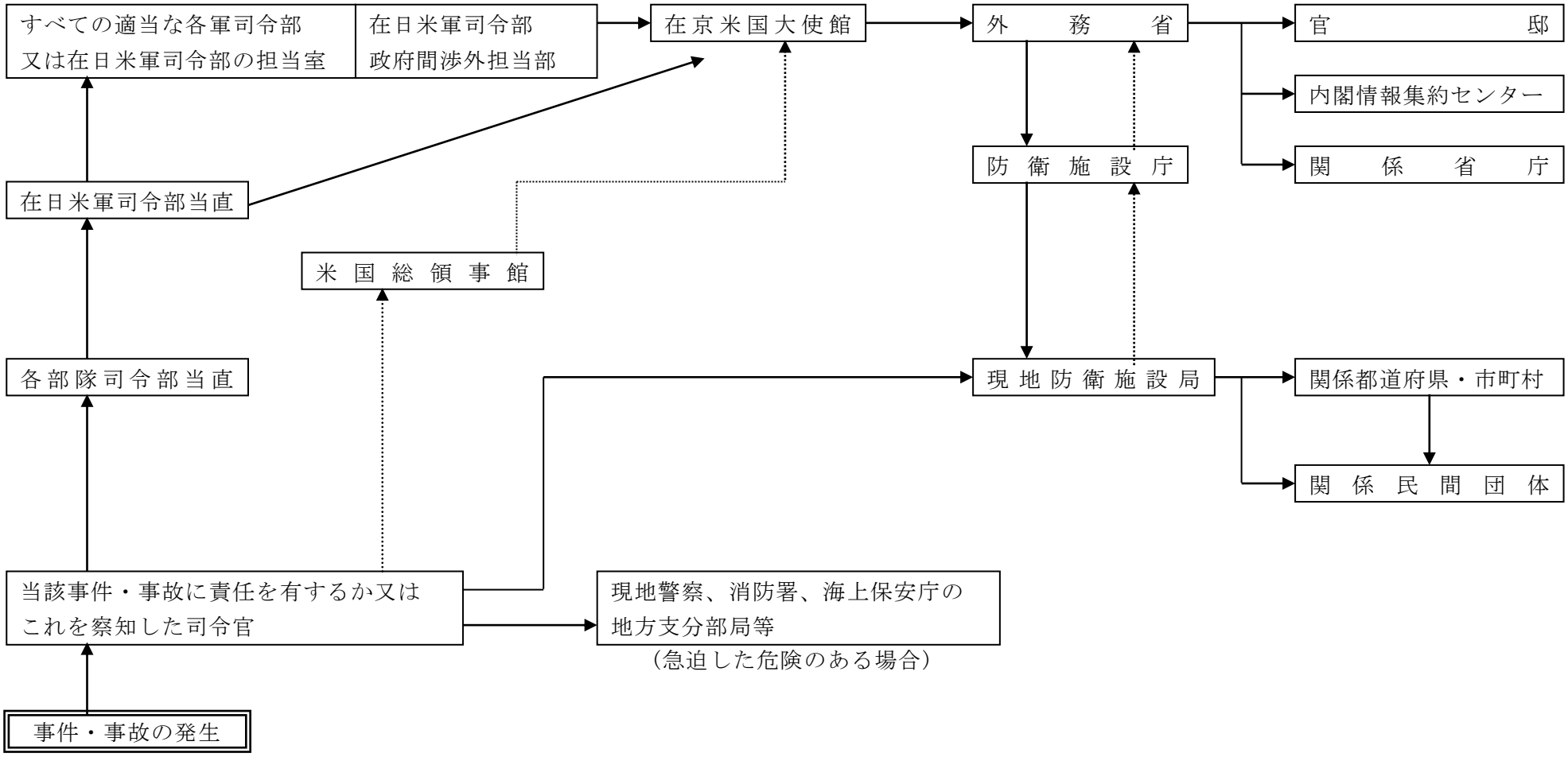
⑵ 双方の合同委員会事務局は、連絡担当者の電話番号を含め、通報が行われる経路を示す図表を編集し、定期的に更新することによって、別紙 1 に明記された通報経路の実効性の確保に努める。

⑶ 双方の合同委員会事務局は、直通 FAX 機器、通報担当者の専用携帯電話、ボイス・メール等の整備を通じ、通信設備の改善に努める。

⑷ この通報手続は、AWGON 付託事項に規定されているとおり、必要に応じ AWGON において見直される。

（了）

（別紙１）通　報　経　路（沖縄を除く）



＊　実線は、正規の通報経路を示す。破線は、補助的な通報経路を示す。

＊＊　米側からの情報を受けた後、外務省、防衛施設庁及び現地防衛施設局は、至急、相互に情報を確認する。

（外務省ホームページより）

資料76

横田基地所属機及び東京周辺での主な米軍機事故等一覧表

事故発生年月日	機　種	事　故　内　容
昭和40年2月2日	T 33	入間市へ墜落
2月16日	F 105	青梅市内の山林、農地へ墜落、農地4ヘクタールが被害
5月5日	F 105	相模原市内へ墜落、死者2名、負傷者8名、家屋損害4戸
42年2月1日	F 105	府中市の多摩川へ墜落
44年1月12日	F 4	入間市内の山林へ墜落、高圧送電線を切断したため、昭島市を始め立川市、府中市、日野市の一部が停電した。
46年8月24日	F 8 J	横浜市旭区に墜落、山林、家屋及び自動車一部破損
12月20日	H 46	横田基地滑走路南端附近へ厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員7名死亡
51年11月2日	GC1	厚木基地内ゴルフ場に墜落、死者6名（米軍人）
52年9月27日	RF－4B	横浜市内へ墜落、死者2名、負傷者7名、家屋損害2戸
53年4月21日	VHP	米軍ヘリコプターが世田谷区内に不時着
54年4月4日	中型ヘリ	横浜市内に不時着
58年5月24日	SH－2F	飯能市の中学校に不時着
59年10月17日	UH－1N	藤沢市へ墜落、乗員2名負傷
61年4月7日	EA－6B	三宅島沖東方約20㎞の海上に墜落
平成5年1月8日	UH－1N	米軍ヘリコプターが杉並区の中学校に不時着
8年4月19日	不明	横田基地内で物資投下訓練中に誤投下事故発生 15ポンドの砂袋が基地フェンスから30フィートの地点に落下
5月11日	C－141	横田基地内で米軍輸送機のブレーキ加熱による発煙事故発生
10年1月6日	SH－60	米軍ヘリコプターが江東区の若洲ゴルフ場に不時着
10月29日	C－9	横田基地所属機が、離陸後エンジン不調のため引き返し、着陸後の点検でエンジンカバーの一部紛失が判明
11年5月5日	C－130	横田基地所属機が訓練中に15ポンドの砂袋を誤投下 町田市の民家の屋根瓦を一部破損
13年9月24日	C－17	米軍機が羽村市内の工場に部品落下させ、工場の屋根を破損
16年5月6日	C－130	米軍機がテールパイプ(金属製)を落下、落下場所は不明
8月10日	S－3	米空母ステニスの艦載機が北硫黄島に墜落、乗員4名死亡
8月19日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、横浜みなとみらいのヘリポートに緊急着陸
8月21日	C－130	横田基地航空祭でデモンストレーション飛行中に、乗務員がヘルメットを瑞穂町内へ落下
11月2日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、沼津市の野球場へ緊急着陸
11月23日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターが計器異常のため、調布飛行場へ緊急着陸
17年1月29日	F/A18-F	厚木基地所属機が空母キティホークへの着艦に失敗し海に墜落、負傷者6名
4月14日	F/A18-F	厚木基地所属機が模擬弾のフィン(アルミ製)を落下、落下場所は不明

事故発生年月日	機　種	事　故　内　容
4 月 14 日	EA－6B	厚木基地所属機がはしご(アルミ製)を落下、落下場所は不明
5 月 7 日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターがエンジントラブルのため、山梨県のスキー場の駐車場に緊急着陸
6 月 16 日	KC－130	普天間基地所属機が着陸灯カバー(プラスチック製)を落下、横田基地到着時に判明したが落下場所は不明
10 月 20 日	C－130	横田基地所属機がエンジントラブルのため、福岡空港に緊急着陸
18 年 10 月 3 日	F－16	米国内基地所属機が嘉手納基地からヒッカム空軍基地に向かっていたところ、油圧系統に異常があったため硫黄島に緊急着陸
19 年 2 月 27 日	F/A18-F	厚木基地所属機が訓練飛行中にフラップパネルを落下、落下場所は不明
6 月 13 日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターがオイル漏れのため、横浜市の公園に予防着陸
12 月 19 日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターがトランスミッションの不具合により陸上自衛隊朝霞駐屯地へ予防着陸
20 年 6 月 11 日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターがトランスミッションの異常を示す警告ランプが点灯したため相模原市田名の相模川河川敷に予防着陸
7 月 10 日	UH－1N	横田基地所属のヘリコプターが同基地南3キロ付近でペットボトルを落下、具体的な落下場所は不明
7 月 14 日	C－130	横田基地所属機がＩＦＦアンテナを落下、具体的な落下場所は不明
22 年 2 月 5 日	F－16	米国内基地所属機がエンジントラブルのため硫黄島に予防着陸
9 月 13 日	ＵＨ－1N	横田基地所属ヘリコプターがエンジントラブルのため調布飛行場へ予防着陸
23 年 10 月 27 日	UH－1N	横田基地所属ヘリコプターが警告灯の点灯のため調布飛行場へ予防着陸
24 年 2 月 8 日	EA-6B	神奈川県大和市で厚木基地所属の航空機がパネルを落下させ、走行中の車を破損
25 年 7 月 30 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がバッテリーカバーを紛失（紛失場所は不明）
12 月 16 日	MH-60S	神奈川県三浦市の埋立地に厚木基地所属のヘリコプターが不時着し横転、乗組員２名が重傷
26 年 1 月 9 日	FA-18	神奈川県綾瀬市の住宅街で厚木基地所属の航空機が金属製部品を落下させ、民家の塀と車を破損
3 月 25 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がアルミ製パネルを紛失（紛失場所は不明）
3 月 26 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機がワイヤーアンテナを紛失（紛失場所は不明）
6 月 3 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が金属製ラッチ（掛け金）を紛失（紛失場所は不明）
11 月 25 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が金属製ラッチ（掛け金）を紛失（紛失場所は不明）
28 年 2 月 29 日	UH－1N	横田基地所属ヘリコプターが調布飛行場へ緊急着陸
9 月 15 日	KC-135	米国内基地所属KC-135が空中給油機が横田基地に緊急着陸
10 月 31 日	UH－1N	横田基地所属ヘリコプターが富山空港に緊急着陸
29 年 3 月 29 日	C-5	米国内基地所属の米空軍C-5輸送機が横田基地に緊急着陸
5 月 4 日	EA-18G	厚木基地所属EA-18Gが厚木基地と南方の訓練空域の間で金属製のプランジャ・キャップを遺失（遺失場所は不明）
5 月 24 日	E-2C	厚木基地所属E-2Cが着陸装置のブラケットを遺失（遺失場所は不明）
6 月 1 日	F-16	韓国空軍のF-16戦闘機6機が横田基地に緊急着陸
6 月 16 日	C-5	横田基地において米国内基地所属の米空軍C-5輸送機のパネル遺失が判明（遺失場所は不明）
7 月 12 日	C-130	横田基地所属C-130輸送機が、金属プレートを遺失（遺失場所は不明）

事故発生年月日	機　種	事　故　内　容
8 月 23 日	F/A-18E	横田基地を離着陸した厚木基地所属F/A18-Eがピボット・ボルト・アセンブリを遺失（遺失場所は不明）
11 月 15 日	C-130J	横田基地において物料投下訓練中に貨物の一つがパラシュートから外れて滑走路中央付近に落下。基地外に被害等なし。
12 月 3 日	C-130J	横田基地所属C-130J輸送機がフレアの一部を遺失（遺失場所は不明）
30 年 2 月 28 日	C-130J	横田基地所属のＣ-１３０輸送機が嘉手納基地に緊急着陸
4 月 10 日	C-130J	横田基地所属のＣ-１３０輸送機の人員降下訓練中に、パラシュートの一部が羽村第三中学校に落下
12 月 19 日	C-130J	横田基地所属のＣ－１３０輸送機の物資投下訓練中に、パラシュートが東富士演習場近隣の施設区域外に落下
31 年 1 月 8 日	C-130J	横田基地において人員降下訓練中に、機能しないメインパラシュートが基地内に落下
1 月 9 日	C-130J	横田基地において人員降下訓練中に、機能しないメインパラシュートが基地内に落下。予備パラシュートの収納袋は遺失
1 月 31 日	C-130J	横田基地所属のＣ-１３０輸送機の東富士演習場内における物資降下訓練中に、パラシュートのみが落下
令和 2 年 1 月 6 日	KC-135	米国内基地所属機ＫＣ－１３５空中給油機がエンジントラブルのため横田基地に緊急着陸
6 月 16 日	CV-22	横田基地所属のＣＶ-２２オスプレイが部品遺失（サーチライトドーム）
7 月 2 日	UH-60	横田基地において人員降下訓練中に、パラシュートの備品が立川市に落下
7 月 7 日	不明	横田基地において人員降下訓練中に、フィンが福生市に落下
3 年 6 月 14 日	CV-22	横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが山形空港に予防着陸
9 月 22 日	CV-22	横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが仙台空港に予防着陸
12 月 1 日	CV-22	横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが館山航空基地に予防着陸
4 年 8 月 17 日	ヘリ	厚木基地所属のヘリコプターが三宅空港に予防着陸
10 月 20 日	CV-22	横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが南紀白浜空港に予防着陸
5 年 4 月 19 日	C-12	横田基地所属のＣ-１２が部品遺失（翼端ライトレンズ）
8 月 11 日	UH－1N	横田基地所属ヘリコプターが調布飛行場へ予防着陸
11 月 29 日	CV-22	横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイが鹿児島屋久島沖合に墜落
6 年 4 月 17 日	UH－1N	横田基地所属ＵＨ－１ヘリコプターが福島県の空き地に予防着陸
8 月 3 日	MH53E	第15ヘリコプター機雷掃海飛行隊所属MH53Eが海老名市内に不時着
10 月 10 日	MH-60R	茅ヶ崎市の海岸に厚木基地所属MH-60Rが予防着陸
7 年 7 月 18 日	CV-22	横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイが大館能代空港に予防着陸
7 月 24 日	CV-22	横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイがいわて花巻空港に予防着陸
10 月 2 日	CV-22	横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイが航空自衛隊浜松基地に予防着陸
11 月 18 日	C-130	横田基地において人員降下訓練中に、兵士が予備降下傘で区域外（羽村市川崎）に降着。誘導傘（パイロットシュート）が羽村市神明台の歩道に落下
11 月 20 日	不明	横田基地において人員降下訓練中に、主降下傘が、福生市内熊川児童館に落下、誘導傘（パイロットシュート）が熊川児童館屋上に落下
12 月 15 日	CH53	米軍機がヘルメットを落下、落下場所は不明

（令和8年1月末現在）

資料77

東京都内で検挙された米軍人刑法犯の状況

年　次	凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		その他		合　計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
平成23年	0	0	1	1	1	1	0	0	2	2	4	4
平成24年	1	3	4	4	0	0	0	0	0	0	5	7
平成25年	0	0	3	3	0	0	0	0	2	2	5	5
平成26年	1	1	5	5	1	1	0	0	3	3	10	10
平成27年	3	3	8	9	2	2	0	0	3	3	16	17
平成28年	2	2	5	6	0	0	0	0	2	2	9	10
平成29年	0	0	0	0	2	2	4	0	2	2	8	4
平成30年	1	1	3	4	2	2	4	3	0	0	10	10
令和元年	2	1	2	2	5	5	0	0	9	8	18	16
令和2年	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
令和3年	1	1	5	5	0	0	0	0	5	4	11	10
令和4年	1	1	9	9	1	1	0	0	1	2	12	13
令和5年	1	1	4	5	1	1	0	0	0	0	6	7
令和6年	0	0	4	4	1	0	0	0	0	0	5	4

（警視庁提供資料）

【参　考】
凶悪犯～殺人、強盗、放火、不同意性交等
粗暴犯～凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
窃盗犯～窃盗
知能犯～詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造、汚職、背任
その他～賭博、不同意わいせつ、公務執行妨害、占有離脱物横領等
※　刑法の一部が改正(令和5年7月13日施行)され、罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に、それぞれ変更した。

資料 78

合同委員会への覚書（２０１３年１月２４日）
件名：在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（平成２５年９月）

平成２５年９月の日米合同委員会において、平成２５年１月２４日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「1．人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「重症熱性血小板減少症候群（ＳＦＴＳ）」を追加

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（平成２７年９月）

平成２７年９月の日米合同委員会において、平成２５年１月２４日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添1」を以下のとおり修正することが合意された。

「1．人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ）」、「鳥インフルエンザ（Ｈ７Ｎ９）」、「侵襲性髄膜炎菌感染症」及び「麻しん」を追加

「2．動物の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ）」及び「鳥インフルエンザ（Ｈ７Ｎ９）」を追加

在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について（修正）（平成２８年３月）

平成２８年３月の日米合同委員会において、平成２５年１月２４日付け日米合同委員会への覚書（件名：「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換について」）に関し、同覚書の「別添１」を以下のとおり修正することが合意された。

（修正事項）

「１．人の感染症」の項に掲げられている疾病に、新たに「ジカウイルス感染症」を追加。

１．　参照

ａ．　１９６６年８月４日の第１３０回合同委員会議事録のパラグラフ５．ｂ．に言及された合同委員会への１９６６年８月１日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換について」

ｂ．　１９６６年９月１日の第１３１回合同委員会議事録のパラグラフ７．ｇ．に言及された合同委員会への１９６６年９月１日付け覚書「日米衛生当局間における情報交換の要請に対する回答」

２．　日本国政府及び合衆国政府は、参照１．ａ．及び１．ｂ．に含まれた取決めの成立以降の感染症に関する状況の変化を反映するため、前記の取決めを次のとおり改めることを決定した。

「ａ．　日本国政府及び合衆国政府は、在日米軍の各病院又は各動物診療所の指揮官及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所長が、この覚書の別添１に特定する感染症につき、相互に通報することを確保する。当該通報は、この覚書の別添１に特定する手続に従って行われる。この覚書の別添１の修正が必要となった場合には、いずれの政府も、当該修正を合同委員会に対して提案し、その承認を求めることができる。

ｂ．　日本国政府及び合衆国政府は、特定の施設及び区域並びにその周辺にわたる広範な防疫措置が必要となった場合には、関係する施設及び区域を担当する在日米軍の病院又は動物診療所の指揮官と、当該地域を管轄する日本国の保健所長とが相互に緊密に協力し、必要な措置をとることを確保する。

ｃ．　在日米軍の各病院又は各動物診療所及び当該病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所は別添２に掲げられる。別添２の修正が必要となった場合には、当該修正は、一方の政府から他方の政府に対し、合同委員会を通じて修正内容を通知することによって行うことができる。」

３． この覚書は、１９９６年１２月２日に合同委員会によって承認された、１９９６年１２月２日付け合同委員会への覚書「人、動物及び植物の検疫に関する合意」に影響を及ぼすものではない。

４． いずれの政府も、この覚書及びその別添の内容を公表することができる。

別添１：通報手続

別添２： 在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

２０１３年1月２４日に合同委員会により承認された。

伊原 純一
合同委員会日本国政府代表

アンドリュー・W・オドンネル・ジュニア
合衆国海兵隊少将
合同委員会合衆国政府代表

（別添１）

通報手続き

１． 人の感染症

次に掲げる者を確認した場合は、可能な限り早期に通報する。

・次の1 から67 に掲げる疾病の患者

・次の 1 から 7、9、11、12、13、65 及び 66 に掲げる疾病の疑似症患者（65 及び 66 の疾病については患者が当該疾病にかかっているという十分な理由のある場合に限る。）

・次の1 から62、65、66 及び67 に掲げる疾病の無症状病原体保有者

・次の68 に掲げる疾病にかかっていると疑われる者

1. エボラ出血熱
2. クリミア・コンゴ出血熱
3. 痘そう
4. 南米出血熱
5. ペスト
6. マールブルグ病
7. ラッサ熱
8. 急性灰白髄炎
9. 結核
10. ジフテリア
11. 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。）
12. 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
13. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1及びH7N9であるものに限る。）
14. コレラ
15. 細菌性赤痢
16. 腸管出血性大腸菌感染症
17. 腸チフス
18. パラチフス
19. E型肝炎
20. A型肝炎
21. 黄熱
22. Q熱

23. 狂犬病
24. 炭疽(そ)
25. 鳥インフルエンザ（13.を除く。）
26. ボツリヌス症
27. マラリア
28. 野兎（と）病
29. ウエストナイル熱
30. エキノコックス症
31. オウム病
32. オムスク出血熱
33. 回帰熱
34. キャサヌル森林病
35. コクシジオイデス症
36. サル痘
37. ジカウイルス感染症
38. 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属ＳＦＴＳウイルスであるものに限る。)
39. 腎（じん）症候性出血熱
40. 西部ウマ脳炎
41. ダニ媒介脳炎
42. チクングニア熱
43. つつが虫病
44. デング熱
45. 東部ウマ脳炎
46. ニパウイルス感染症
47. 日本紅斑（はん）熱
48. 日本脳炎
49. ハンタウイルス肺症候群
50. Ｂウイルス病
51. 鼻疽（そ）
52. ブルセラ症
53. ベネズエラウマ脳炎
54. ヘンドラウイルス感染症
55. 発しんチフス
56. ライム病
57. リッサウイルス感染症
58. リフトバレー熱
59. 類鼻疽（そ）
60. レジオネラ症
61. レプトスピラ症
62. ロッキー山紅斑（はん）熱
63. 侵襲性髄膜炎菌感染症
64. 麻しん
65. 新型インフルエンザ*1
66. 再興型インフルエンザ*2
67. 指定感染症*3
68. 新感染症*4

---

*1 新型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもの。一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

*2 再興型インフルエンザとは、以下の全ての特徴を有するものをいう。かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているもの。一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

*3 指定感染症とは、既に知られている感染性の疾病（上記リストの1から66 に掲げる疾病を除く。）であって、以下の全ての特徴を有するものをいう。国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする。

*4 新感染症とは、以下の全ての特徴を有するものをいう。人から人に伝染するもの。既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもの。当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であるもの。当該疾病のまん延により人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。厚生労働大臣及び米国疾病管理予防センターがその発生を公表したもの。一方の国で公表され、他方の国では公表されていない場合には、直ちに両国政府間で調整することとする

２． 動物の感染症

次に掲げる動物に、次に掲げる疾病への感染が確認され、又は疑われる場合は、可能な限り早期に通報する。

1. エボラ出血熱（サル）
2. マールブルグ病（サル）
3. ペスト（プレーリードッグ）
4. 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）（イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン）
5. 細菌性赤痢（サル）
6. ウエストナイル熱（鳥類）
7. エキノコックス症（犬）
8. 結核（サル）
9. 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1及びH7N9であるものに限る。）（鳥類）
10. 新型インフルエンザ （鳥類）
11. 再興型インフルエンザ（鳥類）
12. 狂犬病（犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク）
13. 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
（ヒトコブラクダ）

（別添２）

在日米軍の病院又は動物診療所及び当該在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所のリスト

在日米軍の病院又は動物診療所	在日米軍の病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する日本国の保健所
U.S.A.F Hospital (35th Medical Group)	上十三保健所
U.S.A.F Hospital (374th Medical Group)	西多摩保健所
BG Crawford F.Sams US Army Health Clinic	厚木保健福祉事務所 相模原市保健所
Naval Regional Medical Center Japan Branch Dispensary Atsugi	大和保健福祉事務所
U.S. Naval Hospital Yokosuka	横須賀市保健所
Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Iwakuni	岩国健康福祉センター
U.S.A. Naval Regional Medical Center Branch Dispensary Sasebo	佐世保市保健所
U.S. Naval Hospital Okinawa	中部福祉保健所
U.S.A.F. Hospital(18th Medical Group)	中部福祉保健所

資料79

人、動物及び植物の検疫に関する合同委員会合意（1996年12月2日）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第５条及び第９条の実施上、以下に掲げる検疫の手続を適用する。

Ａ．人の検疫

（１）合衆国の船舶又は航空機とは、合衆国及び合衆国以外の船舶又は航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの、すなわち、合衆国公有船舶、合衆国公有航空機、合衆国被用船舶及び合衆国被用航空機をいう。一部用船契約によるものは、含まない。

（２）合衆国に提供された施設及び区域から日本国に入国する合衆国の船舶又は航空機は、乗船者又は搭乗者の国籍又は地位にかかわらず合衆国軍隊の実施する検疫手続の適用を受ける。

（Ａ）合衆国軍隊の医務部は、合衆国軍隊の実施する検疫業務について責任を負う。

（Ｂ）合衆国軍隊は、合衆国に提供された施設及び区域に係る港及び飛行場ごとに、一又は二以上の者（士官である必要はない。）を検疫官として任命する。所轄の日本国の検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、任命された検疫官の氏名、階級及び所属について通報を受ける。

（Ｃ）合衆国軍隊の医官は、必要なときは、前記の各港又は各飛行場において検疫措置を行う。

（Ｄ）合衆国軍隊の検疫官は、検疫伝染病の患者若しくはその死体又はペストに感染した若しくはそのおそれのあるねずみ族を船内又は機内において発見したときは、直ちに所轄の日本国の検疫所長に通報する。

（Ｅ）合衆国軍隊の検疫官は、当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が日本国に持ち込まれるおそれがないか、又はほとんどないと認めたときは、あらかじめ所轄の日本国の検疫所長が署名し、委託した検疫済証又は仮検疫済証に所要事項を記入し、担当検疫官の欄に署名の上、当該船舶又は航空機の長に交付する。合衆国軍隊の検疫官は、仮検疫済証を交付したときは、所轄の日本国の検疫所長に通報する。

（３）合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供されていない港又は飛行場に着くときは、日本国の当局による検疫を受ける。もっとも、搭乗している医官が当該船舶又は航空機を介して検疫伝染病が持ち込まれるおそれがない旨の証明書を提出したときは、検疫済証の交付を受けることができる。

（Ａ）合衆国の船舶又は航空機は、検疫の検査及び許可において優先的な取扱いを受けることができる。
（Ｂ）合衆国の船舶又は航空機が、合衆国に提供された施設及び区域以外の港又は飛行場に入るときは、当該船舶又は航空機の長は、検疫に先立って所轄の日本国の検疫所長に通報を行う。
（４）合衆国の船舶は、日本国において最初に港に入港したときから検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けるまでの間、検疫信号を掲げる。
（５）合衆国の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し検疫措置が必要となるときは、合衆国軍隊が、所轄の日本国の検疫所長と協議の上、当該措置を実施することができる。
（６）民間の船舶又は航空機により日本国に入国する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、命令により移動中であるときは、その者の要請により、日本国の検疫当局による許可において優先的な取扱いを受けることができる。
（７）合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が乗船又は搭乗している民間の船舶又は航空機に検疫伝染病が存在し、それらの者に対して検疫措置が必要となるときは、所轄の日本国の検疫所長は、合衆国軍隊に対し、実施した検疫措置を通報する。

Ｂ．動物の検疫

以下に定める動物の検疫検査は、動物疾病の日本国への侵入及び日本国におけるまん延を予防することを目的とする。

（１）合衆国軍隊が合衆国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国から日本国に輸入されるこれらの者の私有する動物（以下「私有動物」という。）（（４）の適用のあるものを除く。）は、合衆国政府の当局による検査及び承認を受け、かつ、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官により、書類審査及び疾病の有無に関する検査を受けたものに限る。当該審査及び検査は、動物及び畜産物を合衆国から日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。
（２）合衆国軍隊が合衆国以外の国から日本国に輸入する公用の動物及び畜産物（合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による公的に認められた使用に供されるものを含む。）並びに合衆国以外の国から日本国に輸入されるこれらの者の私有動物であって（４）に定めるものを除いたものは、日本国において合衆国軍隊の動物検疫官による書類審査及び疾病の有無に関する検疫検査を受ける。当該検査は、動物及び畜産物を合衆国以外の国から

日本国に輸入するとき、日本国の動物検疫所がとる手続に準ずる。
（３）合衆国軍隊の動物検疫官は、検査及び証明の結果についての報告をとりまとめ、四半期毎に日本国政府の動物検疫所長に対して提出する。日本国政府の動物検疫所は、合衆国軍隊の動物検疫官が行う検査に立ち会う権利を有する。
（４）合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が、これらの者の私用のために民間の船舶又は航空機により日本国に輸入する動物及び畜産物は、家畜伝染病予防法施行規則に定める港又は飛行場において日本国の家畜防疫官による検査を受け、かつ、同法施行規則及び犬の輸出入検疫規則に従って検疫を受ける。適切な書類が添付され、かつ、日本国の家畜防疫官が適当と認めた私有の犬については、狂犬病予防上必要な措置に関する日本国の家畜防疫官の指示に従うことを条件として、所有者によるけい留を認める。
（５）動物の伝染病の発生による緊急事態が発生した場合、合衆国軍隊は当該伝染病のまん延の防止のための合衆国軍隊の当局と日本国の当局との間の協議を通じて、（１）、（２）及び（４）の場合の動物及び畜産物の輸入の停止を含め必要な措置をとる。合衆国軍隊の獣医官は、農林水産省畜産局衛生課長に対し、家畜伝染病予防法により届出が義務付けられている動物の疾病を診断した場合は直ちに報告する。
（６）合衆国軍隊は、合衆国軍隊の権限ある医務職員が、病原学、治療及び疾病の予防の研究に必要な、動物の疾病の病原体を含む材料を公用のため日本国に輸入するときは、農林水産大臣の輸入許可を取得する。これらの材料は、日本国の一の動物検疫所に到着の後、日本国の動物検疫所の指示に従い、合衆国軍隊の受領機関に輸送する。
（７）輸出の場合は、この合意の規定を準用する。

C．植物の検疫

（１）輸入の禁止されるもの
（Ａ）植物防疫法施行規則別表１（同規則別表１をこの手続に添付する。）に定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、同規則別表１に定める植物。日本国政府の当局が同規則別表１を改正する毎に、同規則別表１の写しを、日米合同委員会出入国分科委員会を経て合衆国軍隊に提供する。
（Ｂ）有害動物又は有害植物
（Ｃ）土又は土の附着する植物
（Ｄ）前各号に掲げるものの容器包装
（２）輸入検査及び輸出国の発行する検査証明書を必要とするもの
合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族が輸入する

植物（顕花植物、しだ類、せんたい類（その部分、種子、果実及びむしろ又はこものような加工品を含む。主な例は以下のとおり。））、又はその容器包装であって、ハワイ諸島を含む合衆国又は植物防疫法施行規則別表１に掲げる地域に該当しない地域で生産され又は加工された植物。

（Ａ）植物、植物の部分及び種子又は球根であって繁殖又は栽植の用に供するもの

（Ｂ）生果実又は生野菜

（Ｃ）食糧、飼料又は油料用に供される穀類及び豆類並びにそれらの副産品で熱処理をされていないもの

（Ｄ）コーヒー豆、ココア豆、こしょう、葉たばこその他の、香辛料、調味料の原料

（Ｅ）乾果（あんず、いちじく、かき、しなさるなし、すもも、なし、なつめ、なつめやし、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ぶどう、マンゴウ、もも及びりゅうがんについては輸入検査及び検査証明書を免除する。）

（Ｆ）かます、なわその他のわら工品

（Ｇ）樹皮の付着した木材類

（３）（１）及び（２）の品目は、軍事郵便として取扱わない。これらの品目が軍事郵便として到着した場合は、検査のために日本国の植物防疫官に報告する。

（４）輸入検査は、合衆国軍隊と日本国政府の権限ある者とが共同して行い、追加費用及び生産物の損害が生じないようにできるだけ迅速に行う。検査により、有害動物又は有害植物の危険が判明した場合は、合衆国軍隊の代表者と日本国の植物防疫官との協力により速やかに処分する。

（５）（１）又は（２）に該当しない品目は、日本国の植物検疫の規定にかかわりなく、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族により日本国に輸入することができる。

（６）植物検疫を行う港及び飛行場

（２）により輸入される品目は、植物防疫法施行規則第６条に定める港又は飛行場を通じて輸入する。

（７）日本国の植物防疫官は、合衆国軍隊並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族による輸入により上記品目が到着したことについて通報を受ける。当該通報は、以下の日本国の植物防疫所のうちのいずれかに所在する適当な日本国の当局に行う。

横浜植物防疫所：

横浜植物防疫所（京浜港）

札幌支所　　塩釜支所

新潟支所　成田支所（新東京国際空港）
東京支所（京浜港）
川崎出張所（京浜港）　釧路出張所
留萌出張所　小樽出張所
室蘭・苫小牧出張所　函館出張所
青森出張所　八戸出張所
宮古出張所　釜石出張所
大船渡出張所　石巻出張所
小名浜出張所　秋田出張所（秋田・船川港）
酒田出張所　直江津出張所
羽田出張所（東京国際空港）　日立出張所
鹿島出張所　千葉出張所
晴海出張所（京浜港）　大井出張所（京浜港）

名古屋植物防疫所：
名古屋植物防疫所
伏木支所（伏木富山港）　清水支所
豊橋出張所　蒲郡出張所
衣浦出張所　小牧出張所（名古屋空港）
南部出張所（名古屋港）　西部出張所（名古屋港）
四日市出張所　富山出張所（伏木富山港）
金沢出張所　七尾出張所
敦賀出張所　田子の浦出張所
御前崎出張所

神戸植物防疫所：
神戸植物防疫所
大阪支所　関西空港支所（関西国際空港）
広島支所　坂出支所
姫路出張所　舞鶴出張所
岸和田出張所（阪南港）　和歌山出張所（和歌山下津港）
田辺出張所　境港出張所（境港）
浜田出張所　宇野出張所
水島出張所　尾道出張所
岩国出張所　平生出張所
小松島出張所　高松出張所
詫間出張所　今治出張所
松山出張所　高知出張所
須崎出張所

門司植物防疫所：

門司植物防疫所（関門港）	
福岡支所（博多港）	鹿児島支所
名瀬支所	
下関出張所（関門港）	若松出張所（関門港）
板付出張所（福岡空港）	伊万里出張所
長崎出張所	佐世保出張所
八代出張所	大分出張所
佐伯出張所	細島出張所
志布志出張所	溝辺出張所（鹿児島空港）

那覇植物防疫事務所：

那覇植物防疫事務所	
那覇空港出張所（那覇空港）	嘉手納出張所（嘉手納空港）
平良出張所	石垣出張所

（８）合衆国軍隊がいずれかの禁止品目について必要な量又は必要な品質のものを日本国の源泉から調達することができない場合は、合衆国軍隊と日本国の権限ある当局との間で相互に満足な解決を見いだすため協議する。

（了）

資料80

（お知らせ）

令和６年３月８日
防　　衛　　省

米軍オスプレイの運用停止措置の解除について

１．昨年１１月の米軍オスプレイ墜落事故に関しては、これまで米側との間で、事故の状況や安全対策等について確認作業を行ってきたところです。

２．このような中、本日、米軍は、オスプレイの運用停止措置を解除した旨発表したと承知しています。（別添１参照）

３．これまでの日米間の確認作業において、事故の原因となった部品の不具合は特定されたと認識しており、当該不具合に対する各種の安全対策の措置を講じることで、安全に運用を再開できると考えています。

４．また、本日、防衛省と在日米軍は共同プレスリリースを発表し、日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、引き続き、日米間で緊密に連携し調整していくことを確認しました。（別添２参照）

（別添１）

Naval Air Systems Command Press Release

Effective March 8, 2024, Naval Air Systems Command is issuing a flight clearance for the V-22 Osprey thereby lifting the grounding. This decision follows a meticulous and data-driven approach prioritizing the safety of our aircrews.

A U.S. Air Force investigation began following the tragic loss of eight Airmen during the November 29, 2023, mishap off Yakushima, Japan. In response to the preliminary investigation indicating a materiel failure of a V-22 component, the V-22 grounding was initiated on December 6, 2023. The grounding provided time for a thorough review of the mishap and formulation of risk mitigation controls to assist with safely returning the V-22 to flight operations.

In concert with the ongoing investigation, NAVAIR has diligently worked with the USAF-led investigation to identify the materiel failure that led to the mishap. Close coordination among key senior leaders across the U.S. Navy, U.S. Marine Corps, and U.S. Air Force has been paramount in formulating the comprehensive review and return to flight plan, and this collaboration will continue.

Maintenance and procedural changes have been implemented to address the materiel failure that allow for a safe return to flight. The U.S. Navy, U.S. Marine Corps, and U.S. Air Force will each execute their return to flight plans according to service specific guidelines.

NAVAIR remains committed to transparency and safety regarding all V-22 operations. The V-22 plays an integral role in supporting our Nation's defense and returning these vital assets to flight is critical to supporting our nation's interests. NAVAIR continuously monitors data and trends from all aircraft platforms, so service members are provided the safest, most reliable aircraft possible. The safety of our pilots, aircrew and surrounding communities remains of paramount importance.

（仮訳）

米海軍航空システム・コマンド・プレスリリース

米海軍航空システム・コマンドは、2024 年 3 月 8 日をもってオスプレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除する。本決定は、乗員の安全を優先し、細心の注意を払った、データに基づくアプローチによるものである。

2023 年 11 月 29 日に日本の屋久島沖で発生した航空事故により、8 名の乗員が死亡したことを受け、米空軍による調査が開始された。オスプレイの部品に不具合があることを示唆する事前調査を受け、2023 年 12 月 6 日、オスプレイが運用停止となった。この運用停止の間、事故の徹底的なレビューと、オスプレイの安全な運用再開に寄与するリスク軽減措置の策定を行った。

現在進行中の調査に合わせて、米海軍航空システム・コマンドは、事故を引き起こした部品の不具合を特定するための米空軍主導の調査に真摯に協力した。包括的なレビューと運用再開計画を策定するにあたり、米海軍、米海兵隊及び米空軍の主要幹部間の緊密な連携が最も重要であり、この連携は今後も継続する。

部品の不具合に対処し、安全な運用再開を可能にするため、整備及び手順の変更が実施された。米海軍、米海兵隊及び米空軍は、部隊の具体的なガイドラインに従って、それぞれ運用再開計画を実施する。

米海軍航空システム・コマンドは全てのオスプレイの運用に関する透明性及び安全性にコミットし続ける。オスプレイは、米国の防衛を支える上で不可欠な役割を果たしており、これらの重要なアセットを運用再開することは、米国の国益を支える上で極めて重要である。米海軍航空システム・コマンドは、すべての航空機プラットフォームのデータや動向を継続的にモニターし、軍人に対して可能な限り安全かつ信頼性の高い航空機を提供する。パイロット、乗員及び周辺コミュニティの安全が、引き続き最も重要である。

（別添２）

Joint Press Release between MoD and USFJ

Effective March 8, 2024, Naval Air Systems Command has issued a flight clearance for the V-22 Osprey thereby lifting the grounding. Return to flight timelines after the issuance of flight clearance for the V-22 are based on operational requirements unique to each service and mission profile. V-22 aircraft will only operate after all maintenance, safety and procedural changes have been implemented.　The timeline for the resumption of flight operations of V-22 operated by U.S. Forces and JGSDF in Japan continues to be closely coordinated between the Government of Japan and the Government of the United States.

（仮訳）

防衛省・在日米軍共同プレスリリース

米海軍航空システム・コマンドは、2024 年 3 月 8 日をもって、オスプレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除した。オスプレイの飛行許可が発出された後の運用再開のタイムラインは、それぞれの軍種及び任務の性質に固有の運用上の要請に基づく。オスプレイは、全ての整備、安全及び手順の変更が実施された後にのみ運用される。米軍及び陸上自衛隊が運用する日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、日本政府と米国政府の間で引き続き緊密に調整を行っていく。

（お知らせ）

令和６年３月１３日
防　　衛　　省

資料81

日本国内のオスプレイの段階的な運用再開について

・３月８日のオスプレイの運用停止措置の解除を受け、米軍の各軍は、それぞれの指針に従い、適時に運用再開を実行していくこととなりますが、日本国内においては、日米間において、運用再開のタイムラインについて緊密に調整を行ってきました。運用再開までの今後の進め方は、各部隊の任務、運用上の所要、各種安全対策の実施状況により、部隊によりそれぞれ異なってまいりますが、こうした差異を踏まえつつ、日米間で今後の進め方について調整を行ってまいりました。

・今後、陸上自衛隊のオスプレイ及び日本国内の米軍のオスプレイは、段階を経て、任務に対応する能力を回復していく計画です。具体的には、まず、今般の事故の再発防止のための安全対策として示された整備や教育を行います。

・これらの整備等を終えた機体から、順次、基本的な飛行を行い、技能の練度を回復していきます。この基本的な飛行は、必要な安全対策を講じ準備が整った上で、各部隊の指揮官の判断で行われますが、陸上自衛隊及び日本国内の米軍のオスプレイは、3 月 14 日以降、準備が整ったものから順次飛行を開始することを確認しました。

・基本的な技能の練度の回復期間は部隊ごとに差異があり、一定期間にわたるプロセスとなります。陸上自衛隊のオスプレイについては、初飛行後、当面の間、飛行場周辺空域での飛行を行い、必要な練度を回復した上で、次の段階の訓練に進む計画です。米側においても、段階を踏んで慎重に運用再開のプロセスを進めていくことを確認しています。加えて、このプロセスは、一度に全てのオスプレイが飛行を開始していくということではなく、整備等の準備を終えた機体から、段階的に行われる計画です。

・このような慎重なプロセスを経て、基本的な技能の練度を回復した部隊から、順次、基本的な任務やより高度な訓練を経て、求められる任務に対応する能力を回復していきます。

・防衛省と在日米軍司令部は、オスプレイの運用再開に当たっては、飛行の安全確保が最優先であることを再確認し、これらのプロセスを安全確保に万全を尽くしながら、慎重に進めていくとともに、南西地域を始めとする我が国の防衛のため、必要な措置を講じた上で段階的に任務に復帰していくことを確認しております。

資料82

令和６年８月２日
防　　衛　　省

屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書について

令和５年１１月２９日に屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイの墜落事故に関し、米国時間の令和６年８月１日（日本時間８月２日）、本件事故の事故調査報告書が米空軍事故調査委員会から公表されましたので、その概要について、別紙のとおりお知らせします。

（別紙）

屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書の概要

１．発生日時
令和５年１１月２９日午後２時４０分頃

２．発生場所
屋久島の東海岸沖合約２km 付近

３．事故の状況
- 事故機は、米空軍横田基地の第３５３特殊作戦群第２１特殊作戦中隊に所属。
- 令和５年１１月２９日午後１時９分、事故機は、演習のため岩国基地を離陸し、嘉手納基地に向けて飛行。
- 離陸から約４０分後、左側のプロップローター・ギアボックス(PRGB)内で、発生した金属片を燃焼した旨の警告灯（CHIP BURN advisory）が初めて表示（以後、計５回表示)。当該警告灯が３回表示された場合、「実施できる範囲で速やかに着陸する」とされていたが、事故機は計画通りの飛行を継続（ただし、規則上、飛行継続の可否は指揮権のある操縦士に決定権あり)。搭乗員は、その時点において最も近い飛行場であった鹿屋飛行場への着陸について議論しなかった上、操縦士は、任務の代替を依頼できる僚機に対して、自らそのまま任務を継続する旨伝達した。
- 離陸から約７１分後、PRGB 内の金属片を燃焼し切れなかった旨の警告灯（CHIPS caution）が表示。当該警告灯が表示された場合、最近傍の着陸できる場所に「可能な限り速やかに着陸する」とされており、黒島や硫黄島（鹿児島県）での着陸の選択肢があったにもかかわらず、これらについて議論することなく、屋久島空港に着陸しようとした。
- 屋久島空港へ接近し、操縦士は滑走路への着陸を要求。空港運用担当者から「エマージェンシー」かどうかの確認を求められるまで自ら

「エマージェンシー」を申告しなかったことに加えて、事故機には、「チップ探知機失敗（CHIP DETECTOR FAIL)」の警告灯が表示されたが、操縦士は、これまでの警告がチップ探知機の故障によるエラーと思い込み、もう心配はしていない旨コメントした。

・　午後２時４０分頃、屋久島空港への最終進入時、高度約８００フィート（約２４０メートル）の地点で左側の PRGB が故障した結果、事故機が左側に２回転し、海面に墜落。

※　ギアボックスの内部では、ギアが高速回転しているため、様々な部品が摩耗し、金属片が発生。金属片の状況に応じて、各種警告灯が表示。

４．事故の原因

（１）左側の PRGB が破損し、事故機の駆動システムの不具合が急激に生じたことによって事故が発生。左側 PRGB 内のハイスピード・ピニオンギアの１つにひびが入り、破断したギアの破片が、他のピニオンギアとサンギアの間に挟まり、サンギアの歯車が摩耗し、エンジンからの動力を伝達することができなくなった。

（２）CHIP BURN advisory が３回点灯し、「実施できる範囲で速やかに着陸する」の状況になったにもかかわらず、操縦士は任務を継続した。CHIPS caution が点灯し、最近傍の着陸できる場所に「可能な限り速やかに着陸」の状況になった後にも、より近い場所ではなく屋久島空港に着陸しようとした。こうした操縦士の意思決定も原因。

５．事故につながった要因

以下の要因により、最初の PRGB の警告灯の点灯から墜落まで約４９分という事故の全過程において、搭乗員の危機意識を不十分なものとした。

（１）不十分なリスク・マネジメント

・プログラムレベルでのリスク・マネジメント

PRGB は、複雑で非常に重要なシステムであり、その強度や信頼性に係るデータは非常に重要であるが、プログラムレベルで十分に取り扱われておらず、各軍種に適切に伝達されなかった。これに加え、プログラム・オフィスと各軍種との間の調整が不十分であったことにより、

PRGB のリスクに関する包括的な認知を妨げ、事故に寄与した。

・監督リスク・マネジメント

操縦士は、標準的ではないが、機長及び機上任務指揮官の両方を担当することが許可されていた。操縦士は、事故機の安全上の問題について搭乗員と内部で調整することよりも、演習に参加している外部の参加者との調整を優先しており、機長及び機上任務指揮官の兼務を許可した判断が事故に寄与した。

・リアルタイムでのリスク・マネジメント

操縦士は、「実施できる範囲で速やかに着陸する」の状況になった後も、搭乗員間でほとんど議論することなく、近くにダイバート先の選択肢があることを認知せず、任務を継続すれば嘉手納基地に到着するまでの３００マイル以上に及ぶ海上に着水することになりうるという事実を考慮せず、任務を継続することを決定した。また、操縦士は、最近傍の着陸できる場所に「可能な限り速やかに着陸」の状況になった後も、最近傍でないダイバート先を選択した。さらに、空港運用担当者から問いかけられるまで、操縦士は緊急事態にあると主張もせず、評価もしていなかった。こうした点で、操縦士によるリアルタイムでのリスク管理が不十分であったことが事故に寄与した。

（２）非効果的な搭乗員のマネジメント

操縦士は、搭乗員の様々な経験を活用し、同乗及び編隊機の他の搭乗員の意見を求めることをしなかった。副操縦士は、CHIP BURN advisory を受けて、対応姿勢を再考するよう、操縦士に対して何度も消極的に試みたが、進展していく問題に不安を抱いていることについて断定的な発言はしなかった。

こうした、非効果的な搭乗員のリソース管理が一連の事象を長引かせ、事故の大きな一因となった。

資料 83

横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出への対応について（要請）

令和５年７月４日、東京都からの問い合わせに対して、北関東防衛局より、「横田飛行場においては、2010 年から 2012 年までの間に３件の泡消火薬剤の漏出があったが、これら３件について、飛行場の外へ流出したとは認識していない、との説明を米側から受けている。米側から提供を受けた資料の内容を確認したところ、2010 年１月、格納庫における漏出、2012 年 10 月、ドラム缶から漏出、2012 年 11 月、保管されていた容器から漏出、の３件の泡消火薬剤の漏出があったことを確認した。」と東京都及び基地周辺自治体に情報提供された。

PFAS については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払拭する必要がある。

また、今回、情報提供のあった漏出は、発生からかなりの時間が経過しており、速やかに情報提供がなされなかったことは、基地周辺住民の不信感につながりかねず、極めて遺憾である。

ついては、貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

１　漏出場所や漏出量等の詳細な情報を東京都及び基地周辺自治体に迅速に提供するとともに、国の責任において基地内の PFAS 漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表する等必要な対応を行うこと。

２　PFAS の漏出等が判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

令和５年７月５日

防衛大臣　浜田　靖一　殿
北関東防衛局長　扇谷　治　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	羽村市長	橋本　弘山
	立川市長	清水　庄平
	昭島市長	臼井　伸介
	福生市長	加藤　育男
	武蔵村山市長	山崎　泰大
	瑞穂町長	杉浦　裕之

資料84

2023年7月21日
防　衛　省

横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について

１．２０１０年から２０１２年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出した３件について、２０１８年１２月の報道を受けて、２０１９年１月に、米側より当該３件に関する報告書を入手しました。
　その後、当該報告書の内容確認を行った上で、公表可能な内容や部外への漏出に関する米側の認識について、米側に照会を行い、２０２２年１２月に、
・２０１０年１月、格納庫における漏出、
・２０１２年１０月、ドラム缶から漏出、
・２０１２年１１月、保管されていた容器から漏出
したが、これら３件について、いずれも飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないとの回答を得て、本年６月３０日以降、関係自治体に対して、ご説明を行ったところです。
　その際、詳細な情報を迅速に提供するようご要望をいただいたことから、本日、添付資料のとおり、漏出場所や漏出量等の情報を、提供させていただきます。

２．また、本年６月の報道にあった、２０２０年に横田飛行場内で泡消火薬剤が漏出したとされる３件についても、米側に照会を行い、今月中旬に、
・２０２０年５月、消防車両から漏出
・２０２０年８月、消防車両から漏出
・２０２０年１１月、消防車両から漏出
したが、これら３件の泡消火薬剤は、原料にＰＦＯＳ等を含まないものであったこと、また、飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないとの回答を得て、本日 、添付資料のとおり、詳細情報を説明させていただきます。

３．今般の米側との調整に際しては、関係自治体からいただいたご要請も踏まえ、
①基地内の泡消火薬剤の適切な管理及び漏出の再発防止
②日米合意に基づく通報対象であるか否かにかかわらず、基地内でのＰＦＯＳ等を含む泡消火剤の漏出についての速やかな情報提供
③横田飛行場を含む日本国内の全ての在日米軍施設において、２０２４年９月までにＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の交換を完了する計画について、交換プロセスの加速
を要請したところであり、今後、関連情報を地元の皆様に速やかにお知らせできるよう努めてまいります。

４．その上で、関係自治体からは、詳細な情報提供に加え、国の責任において基地内のＰＦＡＳ漏出に係る地下水への影響について評価等を行うことも要望されているところ、環境省の専門家会議における検討等を踏まえ、防衛省としても、関係省庁で連携しつつ、対応してまいります。

米側から情報提供を受けた漏出の内容

【１】漏出日時：２０１０年１月１１日　１１：３９
排出量：５～１０ガロン（約１９～３８Ｌ）
場　所：格納庫（建物番号１５０３）
基地外への流出：（報告書に直接の記載はないが、米側は、横田飛行場の外へ泡消火薬剤が流出したとは認識していないと説明）

【２】漏出日時：２０１２年１０月１１日　１０：３０
排出量：２５ガロン（約９７Ｌ）未満
場　所：倉庫（建物番号９５３）
原因等：ポリエチレンドラム缶の劣化
基地外への流出：水路・基地外への流出なし（吸着パッドを使用し除去）

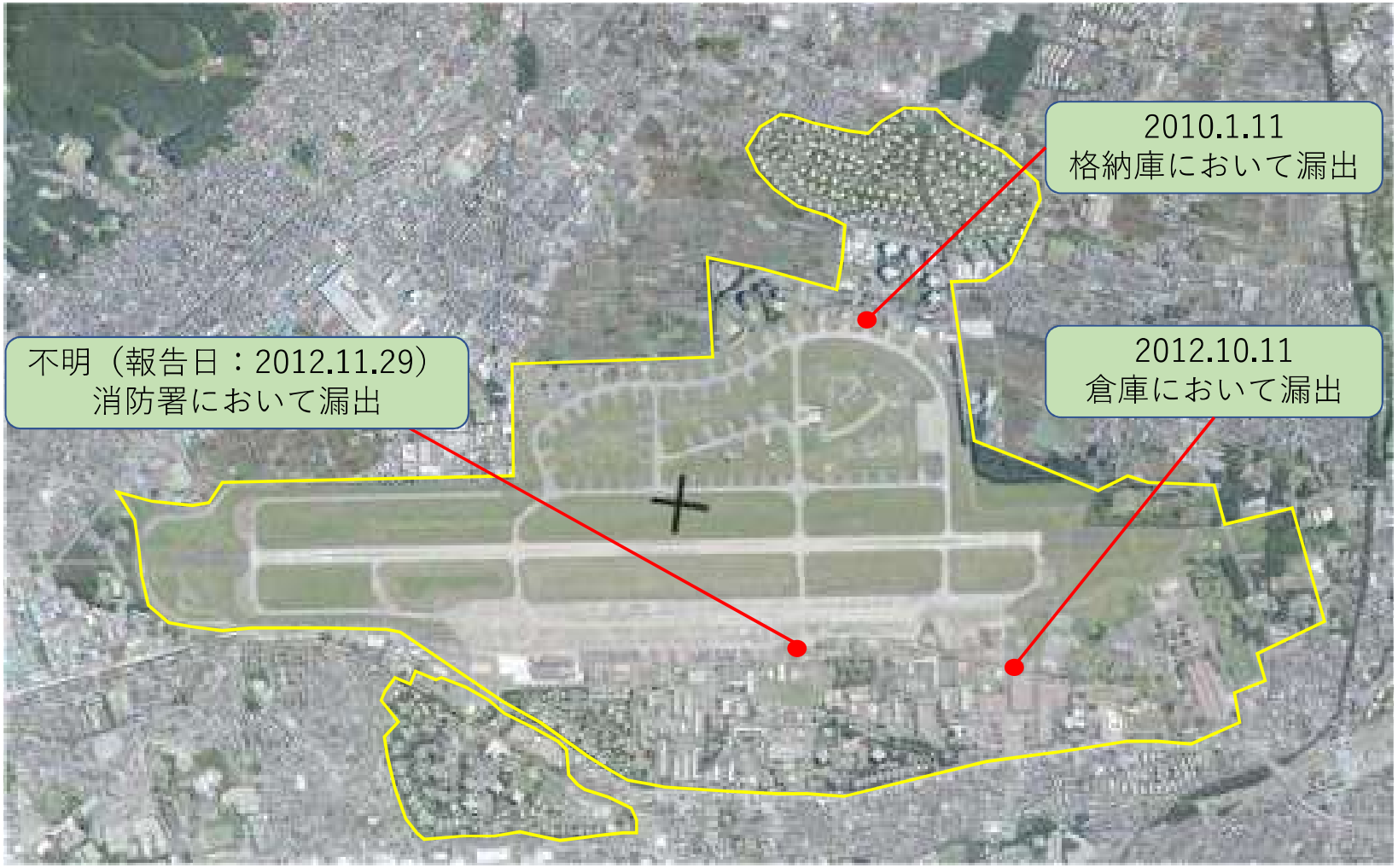
【３】漏出日時：不明（報告日：２０１２年１１月２９日）
排出量：約８００ガロン（約３０３０Ｌ）
場　所：横田消防署（建物番号５３０）
原因等：タンクから徐々に漏出し、コンクリート床版の間にある床の目地を通って吸収された模様
横田消防署（建物番号５３０）は、横田飛行場中央部に位置（近傍の基地境界からは約０．６ｋｍ離れた位置）しており、消防署の床面はコンクリートで舗装されている。
漏出報告書によれば、当該タンクから薬剤が徐々に漏れ出た模様であり、１年以上の期間をかけて発生した可能性がある。排水路や下水道に入った形跡はない。目地を通じて同物質の一部がコンクリートに吸収され、下の土壌に入った可能性を考慮した。建物外に染みがあったものの、この染みは最終的に本事案には関連づけられなかった。
基地外への流出：水路・基地外への流出なし

【４】漏出日時：２０２０年５月１日　１５：３０
排出量：１ガロン（約４Ｌ）
※漏出したのは原料にＰＦＯＳ等を含まない水成膜泡消火薬剤。
場　所：横田飛行場
原因等：年次の消防車両ポンプ試験において、泡消火薬剤のバルブを開口
基地外への流出：なし（吸着パッドを使用し除去）

【５】漏出日時：２０２０年８月２６日　０８：００
排出量：２５ガロン（約９５Ｌ）
※漏出したのは原料にＰＦＯＳ等を含まない水成膜泡消火薬剤。
場　所：横田飛行場
原因等：消防車両の日々点検の際、水ではなく混合泡を散布
基地外への流出：なし（コンクリート舗装面で発生。吸着パッドを使用し除去）

【６】漏出日時：２０２０年１１月３日　１４：４５
排出量：１ガロン（約４Ｌ）
※漏出したのは原料にＰＦＯＳ等を含まない水成膜泡消火薬剤。
場　所：横田飛行場
原因等：消防車両の封鎖された泡消火薬剤タンクの蓋部分から泡が漏出
基地外への流出：なし（アスファルトの道路、駐車場にて発生。吸着パッドを使用し除去）

横田飛行場における泡消火薬剤の漏出について



資料85

（お知らせ）

令和５年７月２５日
防　　衛　　省

横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について

７月２１日に報道があった、２０２２年６月の横田飛行場内における泡消火薬剤の漏出について、米側に確認したところ、以下の情報が得られ、関係自治体に情報提供を行いました。

・2022 年６月３０日、配管から泡消火薬剤が漏出した。
・原液タンク内の泡消火薬剤は交換されており、原料に PFOS 等は含まれていない。
・基地外への流出はなし。

資料86

令和７年６月１０日
北 関 東 防 衛 局

２０２３年１月に発生した横田飛行場におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水の漏出について

１．今般、本件について米側から回答を得たところ、以下のとおりです。

・　２０２３年１月２５日及び２６日、横田飛行場内の売店の搬入口の消火システムにおいて、寒冷な天候状況により凍結し、破裂した加圧型配管から、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水、約２５０ガロンが搬入口に漏出した。

・　この消火システムは、日本の設計による湿式泡消火システムであった。これらのシステムは、適切に機能するために配管内に水を必要とする。なお、漏出した水にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが含まれていたのは、旧式の泡消火薬剤が新式の泡消火薬剤に交換された際、（旧式の泡消火剤の一部が）配管から排水されなかったためである。

・　漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった。

・　漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した。

・　本事案を受けた再発防止策として、横田飛行場内の他の湿式泡消火システムの配管は、凍結温度にさらされないようにするか、減圧している。

２．防衛省としては、米側に対し、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの適切な管理及び漏出防止の徹底を求め、引き続き、関係省庁や関係自治体と連携し、地域の皆様の不安払しょくに努めてまいります。

３．なお、本年４月３０日付けで公表された米国防省の監査報告書の概要は、別紙のとおりです。

（別紙）

２０２５年４月３０日付け米国防省の監査報告書の概要

１．ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡで汚染された廃棄物の保管について

・　２０２３年１月２５日及び２６日、横田飛行場において、寒冷な天候状況により、消火システムから、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水（以下「ＰＦＯＳ等含有水」という。）、約２５０ガロンが漏出した。

・　当該ＰＦＯＳ等含有水について、第３７４空輸航空団は、２０２３年２月、横田基地内の売店裏に保管した。同航空団は、立入禁止と警告する英語と日本語の標識を掲示したが、保管されていた区域は、基地内の人間が容易にアクセス出来る場所であった。なお、保管された容器からのＰＦＯＳ等含有水の漏洩は確認されなかった。

・　日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）には、有害廃棄物保管区域への人の無許可のアクセスを防止しなければならないと記載されているが、第３７４空輸航空団は、指定された有害廃棄物保管場所が満杯であり、また、指定場所の外に適切に保管するための手順が整っていなかったため、ＰＦＯＳ等含有水を適切に保管しなかった。

・　本事案を受け、既存の有害廃棄物保管施設が満杯であった場合の有害廃棄物の保管計画の作成・実施について勧告がなされた。

・　なお、第３７４空輸航空団は、ＰＦＯＳ等含有水を有害廃棄物保管場所に移動させた後、同年７月７日、米国防兵站局（ＤＬＡ）処分サービスを通じて処分した。

２．低濃度ＰＣＢを含む変圧器の処分について

・　第３７４空輸航空団は、２０１９年１１月に発注した横田飛行場内の熱電併給プラントの新設工事に伴い解体した変電所内の低濃度ＰＣＢを含む変圧器２基を処分するため、省エネパフォーマンス契約（ＥＳＰＣ）による事業者に同変圧器の所有権を移譲した。

・　２０２０年の日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）では、ＰＣＢ廃棄物は、米国防兵站局（ＤＬＡ）処分サービスを通じて処分することとされ、ＪＥＧＳの要件の適用除外には在日米軍司令官による書面での承認が必要となっているが、第３７４空輸航空団は、今般のＰＣＢ廃棄物の処分に当たり、所定の手続を踏まなかった。

・　本事案を受け、２０２２年のＪＥＧＳでは、在日米軍司令官の承認を得ることなく事業者にＰＣＢ廃棄物の所有権を移譲することが禁止され、２０２４年のＪＥＧＳにも引き継がれている。

・　なお、今般のＰＣＢ廃棄物の輸送及び処分は、資格を有する事業者によって行われたことが確認された。

３　健康、生命及び安全に関する懸念事項に係る注意喚起

・　２０２３年７月、第３７４空輸航空団に対し、特に以下の問題に対する注意喚起を行ったところ、当該注意喚起を受けた３つの勧告への対応は完了している。

ア　熱電併給施設の安全な運用に必要な、運用及び維持管理に関する文書がなかった。この文書がないと、第３７４空輸航空団は、同施設の安全な運用及び維持管理に必要な職員の配置計画や雇用が出来ず、同施設で働く職員の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

　監査後、同航空団は、熱電併給施設の運用、維持管理、職員配属に係るすべての必要な文書を入手したことが確認された。よって、勧告への対応は完了している。

イ　第３７４空輸航空団には、水成膜泡消火薬剤（ＡＦＦＦ）の廃棄経路に係る漏出の防止及び対応計画がなかった。同航空団は、２０２３年１月２５日及び２６日に発生したＡＦＦＦを含む水の漏出を封じ込める方策を講じたものの、ＡＦＦＦの廃棄経路に係る漏出の防止及び対応について書面での計画がないと、将来他の漏出が発生した場合に、同航空団が漏出対応及び清掃を適切に実施することが保証されない。（日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）によれば、漏出の防止及び対応計画には、漏出の封じ込め及び清掃に係る責任、任務、手続、要員の具体的な規定が盛り込まれるべきである。）

　同航空団は、２０２５年２月、漏出対応チーム、現場の要員、周辺環境の生命、健康及び安全を保護するためのＡＦＦＦの廃棄経路に特化した複数の分野を含む基地の漏出防止及び対応に係る計画を更新した。よって、勧告への対応は完了している。

ウ　２０２２年１２月、第３７４空輸航空団は、横田飛行場内の９棟の建物におけるＡＦＦＦが含まれる消火システムを、給水機能と併せて停止した。これらの建物に給水機能を含む消火システムがないことにより、建物で勤務する又は建物を訪問する個人の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

　影響のある建物全てで給水機能が再び始動したため、消火安全上の欠陥はもはや存在せず、危機管理計画を作成する必要はない。よって、勧告への対応は完了している。

資料 87

令和５年１月に発生した横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出及び令和７年４月 30 日付け米国防省の監査報告書について（要請）

令和７年６月 10 日、防衛省北関東防衛局から、令和５年１月に発生した横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出及び令和７年４月 30 日付の米国防省の監査報告書について、東京都及び基地周辺自治体に情報提供があった。

令和５年１月に発生した PFOS 等を含む水の漏出事案に関しては、「漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった」、また、「漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した」としている。米国防省の監査報告書に関しては、同事案で発生した PFOS 等を含む水を「適切に保管しなかった」としており、また、PCB 廃棄物の処分に当たり、「所定の手続を踏まなかった」ものの、PCB 廃棄物は低濃度で、「輸送及び処分は、資格を有する事業者によって行われたことが確認された」としているほか、「注意喚起を受けた３つの勧告への対応は完了している」とのことである。

しかしながら、特に、令和５年１月に発生した事案について、当協議会は、これまでも事実関係を明らかにするよう繰り返し求めてきたにもかかわらず、情報提供がないまま公表や報道がなされたことや、事案発生から２年以上、かつ、公表後１か月以上経過してから都と基地周辺自治体に情報提供されたことは大変遺憾である。

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

１　本件以外に、PFOS 等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること。

２　過去の事案を含め、国の責任において、横田基地内で発生した PFOS 等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

３　環境に影響を及ぼす事故を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うことを米軍に要請すること。

４　基地内の環境に関する情報や環境対策への対応状況など、基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うとともに、地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍から情報を収集し、速やかに回答を行うこと。

※下線部は国のみに要請

令和７年６月 11 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官
リチャード　Ｆ．　マックエルハニー大佐　殿

防衛大臣　中谷　元　殿

北関東防衛局長　森　浩久　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会長	東京都知事	小池	百合子
副会長	昭島市長	臼井	伸介
	立川市長	酒井	大史
	福生市長	加藤	育男
	武蔵村山市長	山﨑	泰大
	羽村市長	橋本	弘山
	瑞穂町長	山﨑	栄

資料88

令和６年 10 月 30 日
環　　境　　局

横田飛行場周辺における公共用水域のＰＦＯＳ等調査結果
－全調査地点で暫定指針値を下回りました－

令和６年 10 月３日に北関東防衛局から、「８月 30 日に横田基地の消火訓練エリアから、ＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水があふれ出し、施設外へ出た蓋然性が高い」との情報が提供されました。

都は、この情報を受け、都民の不安を払拭するため、速やかに横田飛行場周辺の公共用水域の水質調査を実施し、このたび測定結果がまとまりましたので、お知らせします。

全ての調査地点の測定結果は、国が定める暫定指針値（ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計値で 50 ng/L）を下回っていました。

○測定結果（令和６年 10 月７日（月曜日）採水）

（単位：ng/L）

調査地点	ＰＦＯＳ等（ＰＦＯＳ＋ＰＦＯＡ）	ＰＦＯＳ	ＰＦＯＡ
下の川(福生市・福生南公園付近)	11	6.1	5.0
残堀川（立川市・新残堀橋付近）	9.4	4.9	4.5
残堀川（立川市・立川橋）	25	16	8.8

※有効数字２桁で表示

【問合せ先】
本調査に関すること　　環境局自然環境部水環境課　　電話 03-5388-3547

資料89

（お知らせ）

令和６年１１月１９日
北 関 東 防 衛 局

横田飛行場南西部の排水口付近における水質分析結果について

８月３０日に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからのＰＦＯＳ等を含む水の漏出事案に関して、北関東防衛局において、同飛行場南西部の排水口付近において水質の調査を行いました。ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの含有量に関する分析結果は別紙のとおりです。

防衛省としては、引き続き、在日米軍、関係省庁及び関係自治体と連携し、適切に対応してまいります。

（別紙）

１．分析結果

（単位：ng/L）

採水日	ＰＦＯＳ	ＰＦＯＡ	合算値
令和６年 １１月　５日	１９	９．２	２８

※１　数値は端数処理の関係で整合しない場合がある。

※２　水環境中の指針値（暫定）は、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合算値で５０ng/L。

なお、水環境中の指針値（暫定）は、人が生涯にわたり連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮して、環境省において設定したものである。

２．採水位置図



出典：国土地理院空中写真を加工して使用

資料90

横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出等について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、北関東防衛局から令和６年 10 月３日に連絡のあった横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出について、国に対して、10 月４日の要請に引き続き、同月 17 日及び 30 日に、国の責任において周辺環境への影響や米軍の取組を確認することなどを要請した。

これを受け、国からは、11 月 19 日に、横田飛行場の南西部にある排水口付近において採取した水の水質検査の結果、PFOS 及び PFOA の合計値が暫定指針値を下回っていたことが示された。また、横田飛行場においては、PFOS 等を含む旧式の泡消火薬剤の廃棄を本年５月末までに完了しており、置き換えられた新式組成の泡消火薬剤については、原料に PFOS、PFOA 及び PFHxS のいずれも含まれていない旨、米側から説明を受けたとの追加情報が提供された。

しかしながら、漏出から２か月以上が経過しているにも関わらず、基地内における漏出の状況や流出ルートの詳細、貯水池に溜まっている水の現在の状況や処分の実施状況、包括的かつ長期的な対応策の具体的内容などは示されていない。

PFOS 等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのためには、国の責任により、環境への影響や再発防止策の実施等を含めた米軍の取組状況を確認するとともに、国と米軍が連携して、東京都及び基地周辺自治体に、詳細かつ、わかりやすく伝えることが必要である。

また、過去の泡消火薬剤の漏出については、令和５年 12 月９日以降新たな情報提供がなく、こうしたことは基地周辺住民の不信を招くものであり、極めて遺憾である。

貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

１　国の責任において、貯水池の水が漏出した状況、貯水池の現況や水質、公共用水域等の環境への影響、再発防止対策等の詳細な情報について確認するとともに、東京都及び基地周辺自治体に現地で直接説明するよう、米軍に要請すること。

２　国の責任において、基地内で発生した PFOS 等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに必要な対応を行うこと。

３　令和５年 11 月３日の沖縄タイムスの記事にあった PFOS 等の漏出の有無を明らかにするとともに、事実関係についての詳細な情報を東京都及び基地周辺自治体に速やかに提供するよう、米軍に要請すること。

※下線部は国のみに要請

令和６年 11 月 20 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官
リチャード　Ｆ．　マックエルハニー大佐　殿

防衛大臣　中谷　元　殿

北関東防衛局長　森　浩久　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会長	東京都知事	小池	百合子
副会長	福生市長	加藤	育男
	立川市長	酒井	大史
	昭島市長	臼井	伸介
	武蔵村山市長	山﨑	泰大
	羽村市長	橋本	弘山
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料91

（お 知 ら せ）

令和６年１２月２０日
防衛省・外務省・環境省

横田飛行場への立入りについて

１０月３日に米側から通報を受けた、横田飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の漏出について、１１月２０日に関係自治体から提出された要請書も踏まえ、関係省庁と連携し米側と調整を行ってきたところ、本日９時から１０時の間、国（防衛省、外務省、環境省）、東京都及び周辺市町（福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）が横田飛行場への立入りを実施し、消火訓練エリア周辺を視察するとともに、米側から説明を受けました。

説明概要については、別紙のとおりです。

別　紙

米側からの説明概要（１２月２０日）

○令和６年８月３０日、短時間に降った豪雨により、横田飛行場の消火訓練エリアからＰＦＯＳ等を含む水が雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高いと考え、１０月３日に日本側に通報した。

○豪雨により約 12,600 ガロンが漏出したが、漏出の状況は土木工事部隊が目視により確認した。水は消火訓練エリアの訓練ピットから漏出し、訓練ピットを囲むアスファルトから周囲の側溝へ流れ、地下の排水管へと流れ出た。また、貯水池の水がアスファルトの表面まで風で吹き飛ばされた可能性がある。ただし、雨水排水溝を通らずに基地外へ流れた可能性は限りなく低い。

○コンクリート製の側溝に流れ出た水は、地下の雨水排水管へと流れ、基地を南下し、最終的には横田飛行場南西部に流れた。

○事案発生後、短期的な再発防止策として、１０月末までに約４万ガロン（約１５万１千Ｌ）の水を抜き取り、認可された施設において焼却処分した。

○現在の貯水池の水位を考慮すると、冬を迎え、今後しばらくは降雨が少ない季節であり、漏出のおそれは低い。

○残存している水については適切に管理する。新たな決定がなされた際には日本政府を通じ情報提供したい。

○貯水池のＰＦＯＳ等の値は、昨年１１月の調査時に 1,620ng/L。それ以降、ＰＦＯＳ等が貯水池に追加されるような消火訓練等は実施していないが、依然として濃度は日本政府の暫定目標値の 50ng/L を超えていると認識している。このように貯水池の数値に大きな変更が見込まれず、本日はサンプル採取は行わない。

以　上

資料92

（お 知 ら せ）

令和７年２月２１日
防　　衛　　省

横田飛行場への立入り時の質問事項について

令和６年１０月３日に米側から通報を受けた、横田飛行場におけるＰＦＯＳ等を含む水の漏出について、同年１２月２０日、国（防衛省、外務省、環境省）、東京都及び周辺市町（福生市、立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町）が横田飛行場への立入りを実施しました。

その際の米側への質問事項について、別紙のとおり回答がありましたのでお知らせいたします。

防衛省としては、引き続き、米側に対して恒久的な再発防止策等について確認しているところであり、米側から情報が得られましたら、速やかに関係自治体へ情報提供できるよう努めてまいります。

別　紙

米側への質問事項と回答

問１　漏出したとされる「約 12,600 ガロン」という数字はどのように計算したのか。
（回答）
消火訓練エリアから漏出した水の量として米側が示した約１万 2,600 ガロン（約４万８千リットル）という数字は、昨年８月３０日に横田飛行場の土木工事部隊が目視した訓練ピットから漏出した水の状況を踏まえ、見立てたものである。

問２　消火訓練エリアの訓練ピットの縁の高さと貯水池の縁の高さとに差はあるのか。
（回答）
貯水池の縁よりも訓練ピットの縁の高さの方が高い。
訓練ピットの水は、貯水池と接続する地下の配管を通じて重力により貯水池に排出されるように設計されている。しかし、昨年８月３０日は、大量の雨の影響により訓練ピットに大量の水が短時間に流れ込んだため、同ピットから貯水池への排出が間に合わず、同ピットに滞留した水が同ピットを囲むアスファルト上に漏出したものである。

問３　今後の水の除去に係る方法と時期を含め、具体的な再発防止策について教えていただきたい。
（回答）
横田飛行場では、短期的な再発防止策として、2024 年 10 月末までに約４万ガロン（約 15 万１千リットル）の水を抜き取り、認可された施設において焼却処分した。
現在の水位を考慮すると、今後しばらく降雨が少ない季節であり、漏出のおそれは低いと考える。中長期的な対策として、横田飛行場では、貯水池の水を処理するための問題解決に取り組んでいる。

問４　排水経路、漏出場所である消火訓練エリアの貯水池及び訓練ピットのそれぞれの位置を図示した図面を共有いただきたい。
（回答）
横田飛行場の土木工事部隊は、流出経路の点検を行ったが、それ以上の詳細については、横田飛行場の内部オペレーションに関連しているため、提供することはできない。

問５　漏出発生時、消火訓練エリアのアスファルト上は冠水していたのか。冠水していた場合、その水位はどの程度だったか。また、漏出の数日後に現地の状況を確認されたと思うが、それは何日後か、またその際の訓練ピット内の水位はどの程度だったか。
（回答）
消火訓練エリアから漏出した水の量として米側が示した約１万 2,600 ガロン（約４万８千リットル）という数字は、昨年８月３０日に横田飛行場の土木工事部隊が目視した訓練ピットから漏出した水の状況を踏まえ、見立てたものであり、これ以上の具体的な内容を示すことは差し控える。
なお、現時点で、訓練ピットの内部にいくらかの水が残存している。

問６　貯水池及び消火訓練エリアの訓練ピットの貯水容量について教えていただきたい。今回の説明の中で「10 月末までに約４万ガロン（約 15 万１千Ｌ）の水を抜き取り焼却処分した」としているが、その上で、ＰＦＯＳ等を含む水はどの程度の量が残存しているのか。

（回答）

消火訓練エリアの貯水池の貯水容量は約 29 万ガロン（約 110 万リットル）であり、2024 年 10 月末までに貯水池から約４万ガロン（15 万１千リットル）の水が抜き取られている。

消火訓練エリアは、訓練ピットに溜まった水が接続する配管を通じて重力により貯水池に排出されるように設計されている。そのような設計のため、訓練ピットには「貯水容量」なるものはない。

問７　貯水池と消火訓練エリアの訓練ピットは相互に繋がっているのか。

（回答）

訓練ピットと貯水池とは、地下の配管により接続されており、訓練ピットに溜まった水が重力により貯水池に流入するようになっている。

問８　消火訓練エリアの訓練ピットは、浸透しない構造となっているか。

（回答）

訓練ピットにも貯水池にも、地下への水の浸入を防ぐために、水を通さないシートが敷設されている。

問９　これまで処理した４万ガロンの水の処分に係る産業廃棄物管理票の写しをいただきたい、もしくは具体的な処理方法として、汲み上げ方法、運搬方法、処分場の場所及び焼却処分方法について教えていただきたい。

（回答）

水はポンプで汲み上げられ、認可された業者により、認可された処分施設へ焼却処分のために運ばれた。契約の詳細については、開示できない。

問 10　消火訓練エリアの範囲はどこからどこまでか。

（回答）

消火訓練エリアは、構造消火訓練機、車両救難訓練機、航空機救難訓練施設（訓練ピット及び大きな練習航空機）並びに関連する貯水池を含む幾つかの訓練施設からなる大きな「複合施設」である。

問 11　消火訓練エリアにおけるドレインシステム（側溝）において、土砂撤去等のメンテナンスは定期的に行われているのか。

（回答）

雨水排水路については目視点検を実施し、土砂や障害物がないことを確認するとともに、大雨時には横田飛行場の隊員が車両にて雨水排水路を点検し、障害物がないことを確認している。

以　上

資料93

【情報提供内容】

横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について

○　昨（令和６）年８月３０日に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからのＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水の漏出事案に関し、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示されたのでお知らせいたします。

○　米側からは、

・　貯水池の残水はＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを除去する効果がある粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、サンプル採取により同フィルターの効果を確認したうえで、浄化後の水は雨水排水路へ放流される
・　同フィルターの仕様は、２０２２年１０月に厚木海軍飛行場の調整池のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水を処理したものと同じである。当時、同フィルターは、調整池の濃度９１０ｎｇ／ＬのＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを浄化後に平均４．７ｎｇ／Ｌの値にまで低減させており、その除去効率は９９．５％であった
・　横田飛行場は、現在、消火訓練施設で同フィルターを稼働させるための最終段階に入っている
・　消火訓練施設を継続して使用するか、消火訓練を別の場所で実施するかについては、最終決定されていない。最終決定されるまで、空になった貯水池は、今後貯水池内に水が溜まらないよう、暫定措置として土で埋め立てられる
・　梅雨の時期が近づく中、本件にスピード感を持って取り組んでいる

との説明を受けております。

○　防衛省としては、低減されたＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの濃度を確認するため、環境補足協定に基づき、地元自治体の皆様方と横田飛行場へ立入り、浄化処理後の水のサンプル採取を行うことを米側に要請する。浄化後のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの濃度の合算値が５０ｎｇ／Ｌ（暫定目標値。令和８年４月以降、水道水については基準値にする予定）を下回っていれば、当該放流は許容されるものと環境省の確認を得ております。

資料94

横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、令和６年８月に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからのPFOS等を含む水の漏出事案に関し、国と米軍に対して、令和７年２月 21 日に、具体的な再発防止策や残存している水の処分時期などについて、早急に情報提供をすることなどを要請した。

これを受け、令和７年４月 16 日、北関東防衛局より、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示され、貯水池の残水は粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、浄化後の水は雨水排水路へ放流される、などと説明を受けている、との情報提供があった。

PFOS 等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのため、貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

１　今回の再発防止策及び処理方法の詳細について、都、基地周辺自治体及び関係する自治体への情報提供などを速やかに行い、住民の不安の解消に取り組むよう、米軍に要請すること。

２　環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整すること。

３　浄化処理後の水は、放流前に PFOS 等の濃度の低減を確認の上、放流するよう、米軍に要請すること。また、国においても濃度の低減を確認すること。

４　放流時には、国の責任において、放流先の河川等の PFOS 等の濃度を測定し、結果を速やかに公表すること。

５　処理装置の能力を確保するために維持管理を適切に行うとともに、使用済みの粒状活性炭フィルターについては適切に処分し、その処分方法についても情報提供するよう、米軍に要請すること。

６　貯水池を埋め立てる際には、埋立て前に泥の回収や貯水池の洗浄をするなど、適切に処置するよう、米軍に要請すること。

※下線部は国のみに要請

令和７年４月 17 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官
リチャード　Ｆ．　マックエルハニー大佐　殿

防衛大臣　中谷　元　殿

北関東防衛局長　森　浩久　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会長	東京都知事	小池	百合子
副会長	昭島市長	臼井	伸介
	立川市長	酒井	大史
	福生市長	加藤	育男
	武蔵村山市長	山﨑	泰大
	羽村市長	橋本	弘山
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料95

（お知らせ）

令 和 ７ 年 ５ 月 １ ４ 日
防衛省・外務省・環境省

環境補足協定に基づく横田飛行場への立入りについて

横田飛行場におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む貯水池の残水の処理に関し、本日、国及び関係自治体は、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを採取するとともに、米側からの説明を聴取したところ、米側からの説明の概要は別紙のとおりです。

今後の対応については、関係自治体の御要請やサンプル分析の結果も踏まえつつ、米側との間で確認でき次第、速やかに関係自治体の皆様に対して丁寧に御説明してまいります。

（別紙）

横田飛行場への立入り時の米側説明の概要

・　現在、貯水池には約３０万ガロン（約１１４万リットル）の水が、また、消火訓練施設には約１０万ガロン（約３８万リットル）の水が残っており、粒状活性炭フィルター（略称：ＧＡＣ）２基を用いて浄化する予定。

・　各ＧＡＣには、２千キログラムの活性炭が充填されており、発電機とポンプを使って水を取り込み、毎分７０～８０ガロン（約２６５～３０３リットル）、１日当たり８～１０時間稼働させ、１０稼働日程度かけ水を浄化する。

・　横田飛行場の水質技術者は、稼働時間中、流量を継続的に監視・記録する。

・　貯水池の水に含まれる浄化前のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合算値は、約１，２４０ｎｇ／Ｌである。米側としては、ＧＡＣにより、５０ｎｇ／Ｌ未満（理想的には検出下限値）にまで低下すると予想している。

・　ＧＡＣから排出された水のサンプル分析の結果が、５０ｎｇ／Ｌ未満であると確認された際には、隣接する雨水排水路に放流され、最終的には基地南西部から流れ出る。

・　浄化作業完了後、活性炭は、ＧＡＣから取り除かれ、容器に封入される。廃棄する活性炭は、サンプル採取された上で焼却処分される。

・　貯水池及び消火訓練施設から全ての水が取り除かれた後、両区域の接続部分は切り離され、閉栓される。その後、両区域は、雨水の集積を防ぐため、土で埋め立てられる。

以　上

資料96

（お知らせ）

令 和 ７ 年 ５ 月 ３ ０ 日
防衛省・外務省・環境省

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における浄化後の水サンプルの分析結果について

１．横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における残水に関し、粒状活性炭フィルターによる浄化後のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの濃度を確認するため、令和７年５月１４日、環境補足協定に基づき、国及び関係自治体が横田飛行場に立ち入りサンプル採取を行ったところ、今般、分析結果が判明しましたので、下記のとおりお知らせします。

２．分析の結果、防衛省、東京都及び在日米軍の全てのサンプルにおいて、浄化後の水に含まれるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの濃度の合算値が１リットル当たり５０ｎｇ（ナノグラム）（※）を大幅に下回ることが確認されたため、米側の準備が整い次第、浄化後の水は、順次、雨水排水路に放流される予定です。

※　人が一生涯にわたって摂取し続けても健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定された、公共用水域・地下水における指針値（暫定）及び水道水における暫定目標値に共通の値。水道水については、令和８年４月以降、基準値となる予定。

記

１　分析結果（令和７年５月１４日採水）

	PFOS	PFOA
防衛省	2ng/L 未満	2ng/L 未満
東京都	2ng/L 未満	2ng/L 未満
在日米軍	4ng/L	2ng/L 未満

２　採水場所



資料97

（お知らせ）

令和７年７月１４日
北 関 東 防 衛 局

横田飛行場外における水質調査結果について

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水は、粒状活性炭フィルターを用いて浄化した上で、５月３０日に放流が開始され、６月１７日に放流が完了したところです。

当該放流に伴い、横田飛行場外の公共用水域におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの濃度を確認するため、当局において、以下のとおり水質調査を実施したところ、分析結果は別紙のとおりです。

１．調査日：５月２９日（放流前）
６月　２日（放流開始後）
６月１０日（放流完了前）
６月２６日（放流完了後）

２．調査場所：①横田飛行場南西部の排水口付近
②下の川（福生南公園付近）

（別紙）

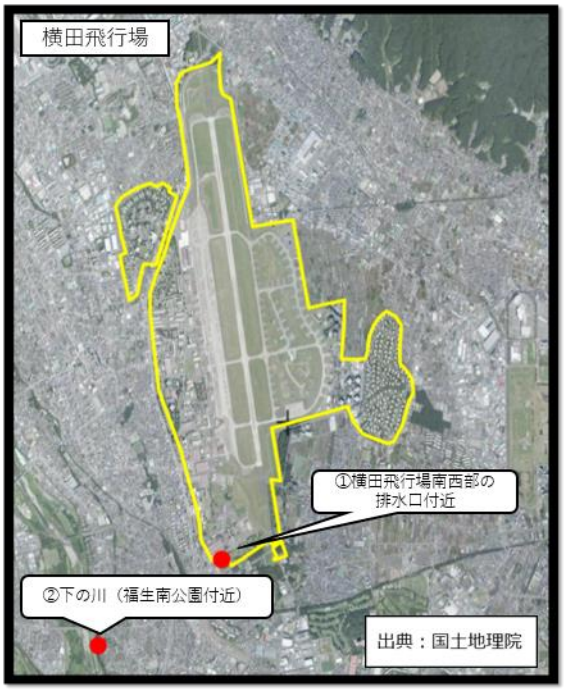
１．水質調査の結果

（単位：ng/L）

採水日		横田飛行場南西部 排水口付近	下の川 （福生南公園付近）
令和７年５月２９日 （放流前）	ＰＦＯＳ	０．３	７．２
	ＰＦＯＡ	１２	４．４
	合算値	１３	１１
令和７年６月　２日 （放流開始後）	ＰＦＯＳ	８．９	６．７
	ＰＦＯＡ	１．６	４．３
	合算値	１０	１１
令和７年６月１０日 （放流完了前）	ＰＦＯＳ	２１	７．２
	ＰＦＯＡ	８．３	４．７
	合算値	３０	１２
令和７年６月２６日 （放流完了後）	ＰＦＯＳ	２５	５．９
	ＰＦＯＡ	３．５	４．２
	合算値	２８	１０

※１　数値は端数処理の関係で整合しない場合がある。
※２　公共用水域・地下水における指針値及び水道水における暫定目標値（令和８年４月１日より水道水質基準値）は、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合算値で５０ng/L。

２．採水場所



資料98

令和７年７月１４日
環　　境　　局
都　市　整　備　局

横田飛行場周辺における公共用水域のＰＦＯＳ等分析結果について

横田飛行場の貯水池等におけるＰＦＯＳ等を含む水は、粒状活性炭フィルターを用いて浄化した上で、令和７年５月３０日に雨水排水路に放流が開始され、６月１７日に放流が完了しました。

都は、都民の不安を払拭するため、横田飛行場周辺の公共用水域において水質調査を実施し、分析結果がまとまりましたのでお知らせします。

また、防衛省も公共用水域における水質調査を実施しており、その分析結果等については、別添のとおり防衛省北関東防衛局のホームページに公表されましたので、併せてお知らせします。

１　調査地点　下の川（福生市・福生南公園付近）

２　分析結果　（単位 ng/L）

採水日	ＰＦＯＳ等（ＰＦＯＳ＋ＰＦＯＡ）	ＰＦＯＳ	ＰＦＯＡ
５月２９日　（放流前）	７．４	４．２	３．２
６月　２日（放流開始後）	８．５	４．６	３．８
６月１１日（放流完了前）	１１	７．４	４．２
６月２７日（放流完了後）	６．３	３．４	２．８
指針値	５０	―	―

※有効数字２桁で表示

※小数点の端数処理の関係で合計値が合わない場合があります

問合せ先
（都による分析結果について）
環境局 自然環境部 水環境課
（直通）03-5388-3547

（都による分析結果以外の事項について）
都市整備局 基地対策部 基地対策担当
（直通）03-5388-2146

資料99

令和７年８月２０日
北 関 東 防 衛 局

横田飛行場におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水の浄化及び放流後の米側対応について

横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを含む水の浄化及び放流後の対応に関し、今般、米側から以下のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

・ 粒状活性炭フィルターは、５月３０日から６月１７日まで稼働し、浄化・放流された水の量は約３５万ガロン（約１３２万リットル）であった

・ 浄化に用いた粒状活性炭フィルター内の活性炭は、日本環境管理基準（JEGS）に従い、日本国内の処理施設で適切に処分される

・ 空になった貯水池は土で埋め立てられた

・ 消火訓練施設は土で埋め立てられ、アスファルトで覆われた

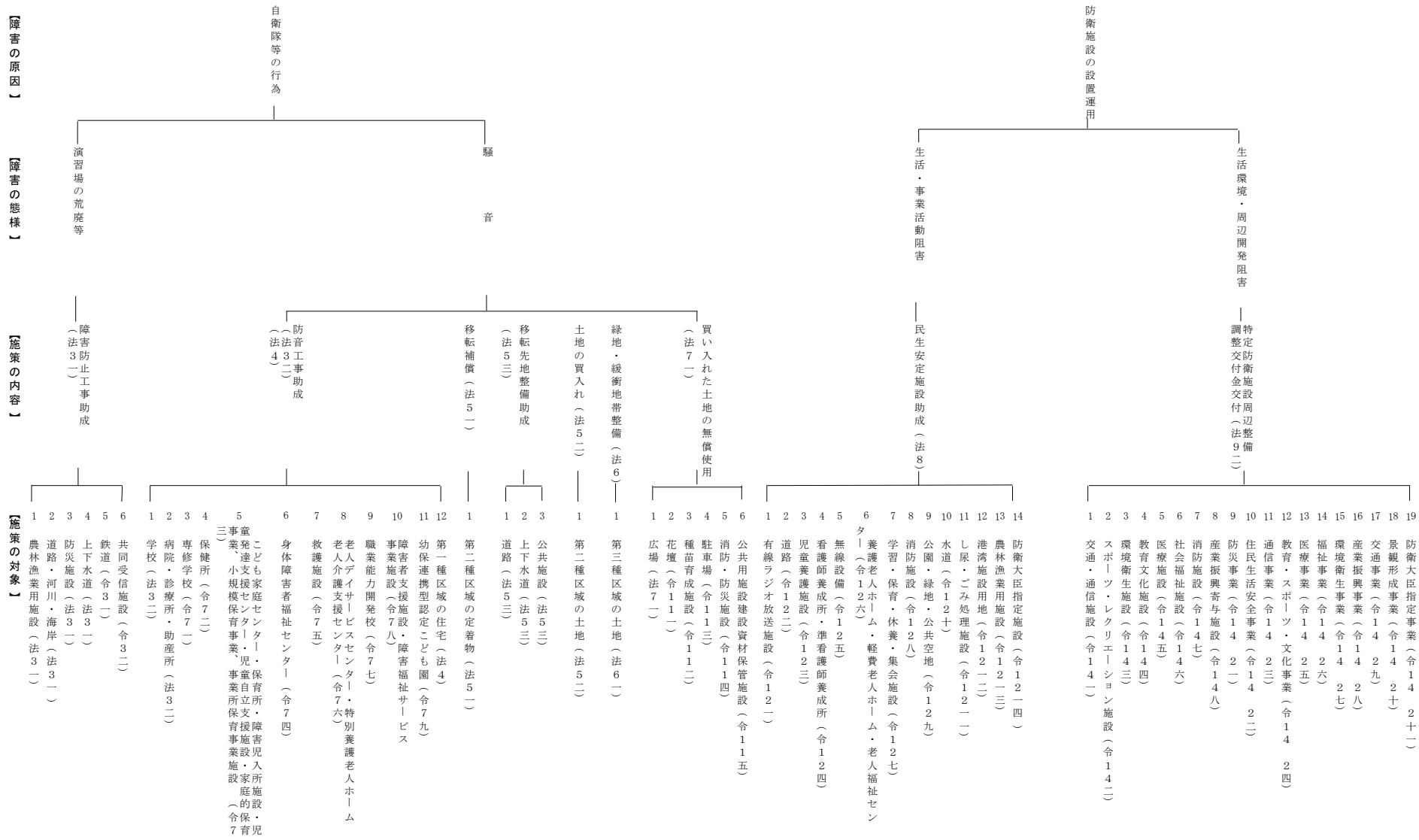
以 上

【資料編】

Ⅶ　基地関係の交付金等

資料100

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策一覧



資料

基地交付金・調整交付金交付額一覧（都内分）

単位：千円

年度	区市町村	特別区	八王子市	立川市	府中市	昭島市	福生市	清瀬市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	瑞穂町	新島村	小笠原村	合計
3	基地交付金	33,027	0	423,037	4,009	14,199	1,498,705	40,099	426,905	21,184	226,146	206,671	796,229	18,761	80,794	3,789,766
	調整交付金	2,251	0	2,082	493	0	215,888	0	34,335	4,470	7,580	57,257	25,488	0	41,056	390,900
	計	35,278	0	425,119	4,502	14,199	1,714,593	40,099	461,240	25,654	233,726	263,928	821,717	18,761	121,850	4,180,666
4	基地交付金	40,660	0	233,383	0	15,833	1,529,545	43,027	434,520	22,626	240,234	212,066	817,681	19,811	87,323	3,696,709
	調整交付金	2,632	0	4,618	0	0	223,233	0	37,772	4,489	7,742	62,625	32,377	0	41,126	416,614
	計	43,292	0	238,001	0	15,833	1,752,778	43,027	472,292	27,115	247,976	274,691	850,058	19,811	128,449	4,113,323
5	基地交付金	40,528	0	224,540	0	15,914	1,521,947	43,900	432,121	22,485	239,943	210,454	825,794	19,684	94,289	3,691,599
	調整交付金	2,634	0	4,996	0	0	221,940	0	38,403	4,493	7,748	62,672	34,024	0	42,140	419,050
	計	43,162	0	229,536	0	15,914	1,743,887	43,900	470,524	26,978	247,691	273,126	859,818	19,684	136,429	4,110,649
6	基地交付金	40,922	0	229,662	0	9,500	1,512,813	43,764	424,645	22,651	241,621	207,959	817,047	19,565	93,244	3,663,393
	調整交付金	2,626	0	5,770	0	0	224,328	0	38,571	4,476	7,719	62,464	37,314	0	42,078	425,346
	計	43,548	0	235,432	0	9,500	1,737,141	43,764	463,216	27,127	249,340	270,423	854,361	19,565	135,322	4,088,739
7	基地交付金	43,140	0	240,484	0	9,501	1,536,066	46,330	432,872	23,110	247,832	212,752	832,602	19,641	97,224	3,741,554
	調整交付金	2,628	0	6,399	0	0	244,952	0	41,327	4,481	7,728	64,529	43,200	0	46,348	461,592
	計	45,768	0	246,883	0	9,501	1,781,018	46,330	474,199	27,591	255,560	277,281	875,802	19,641	143,572	4,203,146

注１　国有提供施設所在市町村助成交付金は、米軍に提供している土地、建物、工作物及び自衛隊使用の飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する土地、建物、工作物について、固定資産税との均衡等を考慮して財政措置されるものである。
注２　施設等所在市町村調整交付金は、米軍所有の米軍資産（ドル資産）について基地交付金との均衡上交付されるものである。

資料102

年度別基地対策関係国庫支出金一覧(都内分)

(単位：百万円)

区分 年度	障害防止 (第3条第1項)	道路改修 (第3条第1項・第8条)	防音事業 (第3条第2項･第8条)	住宅防音 (第4条)
平成17	0	69	1,206	3,742
18	0	67	1,794	5,908
19	0	168	2,768	3,577
20	0	223	1,737	9,668
21	0	151	1,317	8,468
22	0	211	1,092	12,406
23	0	172	2,245	6,956
24	0	278	911	7,234
25	0	124	1,143	7,702
26	0	91	844	6,968
27	0	183	725	9,089
28	0	86	614	7,067
29	65	20	876	6,118
30	59	7	907	4,057
令和元	7	0	1,223	5,187
2	55	16	1,088	3,146
3	302	3	652	5,116
4	233	12	742	4,529
5	239	0	939	4,118
6	216	4	1,070	6,500

区分 年度	移転措置 (第5条)	民生安定(一般助成) (第8条)	騒音用電話機 (交付要綱)	特定防衛施設周辺整備調整交付金(第9条)
平成17	41	552	0	864
18	57	302	0	867
19	326	166	0	850
20	1,152	135	0	926
21	57	30	0	903
22	0	79	0	922
23	0	212	0	1,306
24	0	405	0	1,263
25	0	636	0	1,249
26	28	268	0	1,270
27	87	600	0	1,315
28	31	1,401	0	1,329
29	44	1,174	0	1,574
30	0	1,276	0	1,607
令和元	0	1,877	0	1,703
2	24	509	0	1,934
3	0	384	0	2,049
4	0	589	0	2,057
5	0	579	0	2,158
6	52	2,914	0	2,215

(計数は北関東防衛局資料による)

上記の支出金は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく。

資料103

横田飛行場周辺自治体の「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」関係補助金一覧

（単位：千円）

	事業名	根拠条文	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
立川市	障害防止対策及び教育施設等騒音防止	第3条	24,652	0	0	0	0
	民生安定施設整備助成	第8条	16,345	0	11,644	0	3,714
	特定防衛施設周辺整備	第9条	216,678	231,593	232,305	232,305	234,697
	整備統合事業	第3条、第8条	0	0	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	同交付要綱	4,071	4,271	7,320	8,116	8,255
	計		261,746	235,864	251,269	240,421	246,666
昭島市	障害防止対策及び教育施設等騒音防止	第3条	173,812	109,578	3,617	41,664	214,963
	民生安定施設整備助成	第8条	45,968	97,873	90,150	270,372	14,768
	特定防衛施設周辺整備	第9条	420,027	457,298	458,687	473,689	485,456
	整備統合事業	第3条、第8条	0	0	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	同交付要綱	25,426	18,633	24,343	26,281	25,759
	計		665,233	683,382	576,797	812,006	740,946
福生市	障害防止対策及び教育施設等騒音防止	第3条	162,748	507,955	479,645	457,677	647,266
	民生安定施設整備助成	第8条	104,583	75,490	266,228	380,442	15,771
	特定防衛施設周辺整備	第9条	618,980	639,097	642,173	691,555	713,695
	整備統合事業	第3条、第8条	0	0	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	同交付要綱	6,832	6,006	6,580	7,310	7,436
	計		893,143	1,228,548	1,394,626	1,536,984	1,384,168
武蔵村山市	障害防止対策及び教育施設等騒音防止	第3条	122,779	0	0	0	0
	民生安定施設整備助成	第8条	0	42,900	225,000	19,046	2,829,464
	特定防衛施設周辺整備	第9条	150,728	152,530	152,995	157,604	161,077
	整備統合事業	第3条、第8条	0	0	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	同交付要綱	201	226	598	568	558
	計		273,708	195,656	378,593	177,218	2,991,099
羽村市	障害防止対策及び教育施設等騒音防止	第3条	0	3,568	0	133,065	45,199
	民生安定施設整備助成	第8条	100,089	163,313	2,887	71,569	2,988
	特定防衛施設周辺整備	第9条	133,563	142,779	143,217	148,946	152,247
	整備統合事業	第3条、第8条	0	0	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	同交付要綱	8,305	7,451	12,913	11,220	12,462
	計		241,957	317,111	159,017	364,800	212,896
瑞穂町	障害防止対策及び教育施設等騒音防止	第3条	33,137	0	0	18,018	63,402
	民生安定施設整備助成	第8条	177,652	27,260	6,847	48,380	0
	特定防衛施設周辺整備	第9条	394,277	426,646	427,936	447,949	458,969
	整備統合事業	第3条、第8条	0	0	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	同交付要綱	5,138	5,625	6,061	9,010	7,406
	計		610,204	459,531	440,844	523,357	529,777
合計	障害防止対策及び教育施設等騒音防止	第3条	517,128	621,101	483,262	650,424	970,830
	民生安定施設整備助成	第8条	444,637	406,836	602,756	789,809	2,866,705
	特定防衛施設周辺整備	第9条	1,934,253	2,049,943	2,057,313	2,152,048	2,206,141
	整備統合事業	第3条、第8条	0	0	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	同交付要綱	49,973	42,212	57,815	62,505	61,876
	計		2,945,991	3,120,092	3,201,146	3,654,786	6,105,552

（各市町村提供資料）

資料104

横田基地周辺市町再編交付金交付額一覧（平成19年度～28年度）

単位：円

	立川市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町
19年度	25,958,000	25,958,000	51,917,000	25,958,000	25,958,000	38,923,000
20年度	69,204,000	69,204,000	138,437,000	69,204,000	69,204,000	103,835,000
（一次分）	48,290,000	48,290,000	96,602,000	48,290,000	48,290,000	72,456,000
（二次分）	20,914,000	20,914,000	41,835,000	20,914,000	20,914,000	31,379,000
21年度	69,204,000	69,204,000	138,437,000	69,204,000	69,204,000	103,835,000
22年度	69,204,000	69,204,000	138,437,000	69,204,000	69,204,000	103,835,000
23年度	103,835,000	103,835,000	207,641,000	103,835,000	103,835,000	155,723,000
24年度	103,835,000	103,835,000	207,641,000	103,835,000	103,835,000	155,723,000
25年度	103,835,000	103,835,000	207,641,000	103,835,000	103,835,000	155,723,000
26年度	103,835,000	103,835,000	207,641,000	103,835,000	103,835,000	155,723,000
27年度	77,876,000	77,876,000	155,723,000	77,876,000	77,876,000	116,800,000
28年度	51,888,000	51,888,000	103,776,000	51,888,000	51,888,000	77,876,000
合計	778,674,000	778,674,000	1,557,291,000	778,674,000	778,674,000	1,167,996,000

※　再編交付金は、平成19年度から28年度の10年間交付された。

資料105

米軍の演習等による漁業補償状況

（単位：千円）

地域	制限水域（㎢）	対象組合	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
米軍 チャーリー水域	野島崎南方、 大島東方 3,712.62 （R1.7.17まで） 4,191.57 （R1.7.18から）	神津島 1組合	0	0	0	0	0
米軍制限水域	硫黄島周辺 74.01	小笠原 2組合	0	0	0	0	0
合　計	4265.58	3組合	0	0	0	0	0

（計数は北関東防衛局提供）

資料106

農耕阻害補償状況

市町名	区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
瑞穂町	人数（人）	126	124	117	107	108
	面積（a）	2,356	2,286	2,147	1,903	1,939
	金額（千円）	1,817	1,378	1,441	1,343	1,659
立川市	人数（人）	21	20	20	20	20
	面積（a）	1,009	972	990	986	977
	金額（千円）	1,318	989	1,118	1,153	1,357
合　計	人数（人）	147	144	137	127	128
	面積（a）	3,365	3,258	3,137	2,889	2,916
	金額（千円）	3,135	2,367	2,559	2,496	3,016

（計数は北関東防衛局提供）

資料107

在日米軍駐留経費負担の推移

（単位：百万円）

区　分		令和3年度予算額	4年度予算額	5年度予算額	6年度予算額	7年度予算額
提供施設の整備		21,753	26,713	29,752	39,140	35,639
（うち東京都分）		540	1,696	1,560	3,003	4,050
特別協定	労務費	129,397	128,124	129,571	125,247	141,395
	光熱水料等	23,422	23,400	23,400	15,100	13,300
	訓練資機材調達費	－	1,042	1,688	6,500	7,500
	訓練移転費	1,012	1,069	1,295	1,289	1,296
小計		153,831	153,636	155,955	148,137	163,491
基地従業員対策等		26,141	25,241	25,434	25,149	28,283
合　計		201,725	205,590	211,140	212,426	227,414

注1：計数は四捨五入によっているので符合しないことがある。
注2：労務費、光熱水料等、訓練資機材調達費及び訓練移転費は、在日米軍に一括して提供されているため、東京都分の内訳は分からない。
注3：予算額は成立予算額（事務費を除く）である。

資料108

東京都内における提供施設の整備状況

施　設　名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
横田飛行場	ユーティリティ等の整備	ユーティリティ、格納庫等の整備	ユーティリティ、格納庫等の整備	ユーティリティ、格納庫等の整備	ユーティリティ、格納庫等の整備
硫黄島通信所					
赤坂プレス・センター	保安施設の整備				
都内分の予算額（億円）	5	17	16	30	41

（計数は北関東防衛局提供）

【資料編】

Ⅷ　東京都等の基地対策

1　国への提案要求等

資料109　令和８年度　国の予算編成に対する東京都の提案要求（令和７年 11 月）

提案要求先　内閣府・内閣官房・総務省・防衛省・外務省・財務省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・環境省・出入国在留管理庁

都所管局　都市整備局・総務局・環境局・保健医療局・産業労働局・水道局

（最重点事項）

１　有機フッ素化合物対策の推進

（１）有機フッ素化合物（以下「ＰＦＯＳ等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。
（２）健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
（３）「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和６年 11 月更新）」について、ＰＦＯＳ（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びＰＦＯＡ（ペルフルオロオクタン酸）が局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。
（４）土壌中のＰＦＯＳ等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
（５）ＰＦＯＳ等の農畜産物等への影響を速やかに明らかにするとともに、必要な対応を行うこと。
（６）現在も使用されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。
（７）横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

＜現状・課題＞

ＰＦＯＳ等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境及び水道水中について目標値等を設定し、その目標値を超過した場合の対応を参考情報として「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する対応の手引き（令和６年 11 月更新）」（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はＰＦＯＳ等に関する専門家会議等を新たに設置する等、ＰＦＯＳ等に係る総合的な対応について検討を進め、令和５年７月に「ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡに関するＱ＆Ａ集（令和６年８月更新）」（以下「Ｑ＆Ａ集」という。）及び「ＰＦＡＳに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではＰＦＯＳ等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Ｑ＆Ａ集において、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが人の健康に及ぼす影響及び地下水等の環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

令和６年６月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の食品健康影響評価書」では、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの耐容一日摂取量（ＴＤＩ）を設定し、今回設定したＴＤＩを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされ、また、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の

確かさは強いとされたが、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としており、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、手引きにおいて、各地方公共団体が行う地域住民の健康状態の把握及び健康影響に関する調査・研究について言及されているが、評価の方法等が示されていないなど、対応可能な内容となっていない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壌に浸透したＰＦＯＳ等に関しては、国が令和５年７月に土壌中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壌で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壌調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

なお、国は、令和７年８月に国内流通する農畜水産物 14 品目に含まれるＰＦＡＳの含有実態調査の結果を公表したが、実態把握は依然不十分である。

国は、今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。このＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤について、令和５年 12 月に都内の駐車場から漏出する事案が発生し、周辺の河川において暫定指針値を超えるＰＦＯＳ等が検出された。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、ＰＦＯＳ等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。横田基地においては、平成 22 年から平成 24 年までの間に３件のＰＦＯＳ等を含有する泡消火薬剤の漏出があったほか、令和５年１月にはＰＦＯＳ等を含む水の漏出があったことが確認されている。また、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報もあったことなどから、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等を評価・公表等することが求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）ＰＦＯＳ等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、ＰＦＯＳ等が人の健康に及ぼす影響及び地下水や土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。

（２）人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。

（３）手引きについては、都内のようにＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。

（４）土壌中のＰＦＯＳ等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。

（５）地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を速やかに明らかにするとともに、安全性に関する基準の早期策定や対策の提示等必要な対応を行うこと。

（６）今後も使用が継続される可能性があるＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財

政的支援をはじめ必要な措置を講じること。

（7）国の責任において、横田基地内で発生したＰＦＯＳ等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、ＰＦＯＳ等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

（以上、環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局
→農林水産省・環境省・防衛省）

２　横田基地の軍民共用化の推進

横田基地の軍民共用化に関する日米協議を進め、早期実現を図ること。

＜現状・課題＞

都は、基地周辺地域住民の生活の利便性の向上や経済の活性化に資するよう、軍民共用化を促進してきた。

共用化に関する日米協議については、「再編実施のための日米のロードマップ」に位置付けられ、日米のスタディグループによる検討が行われてきたが、現在まで合意に至っていない。国内については、政府関係省庁と都との「連絡会」を設け、日米協議促進のための協議が行われてきたが、会議は平成 28 年６月以降開かれていない。

国土交通省の審議会では、横田共用化も含めた首都圏空港機能強化策の検討が行われ、平成 26 年７月に発表された「中間取りまとめ」において、「その他の空港の活用等」として横田基地が取り上げられた。

横田基地の民間航空利用は、空港容量の拡大や首都圏西部地域の航空利便性の向上など、首都圏の空港機能を補完し、多摩の振興はもとより、首都圏ひいては日本経済の発展にも資するものである。長期的な航空需要の増加に対応するため、横田基地でのビジネスジェットの受入れを含めた民間航空の利用を実現する必要がある。

＜具体的要求内容＞

横田基地の軍民共用化については、長期的な航空需要の増加に対応するため、政府関係省庁と都との「連絡会」を早期に開催し、着実に日米協議を進め、ビジネスジェットの受入れを含めて、その早期実現を図ること。

（以上、都市整備局→内閣官房・出入国在留管理庁・外務省・財務省・厚生労働省・農林水産省
・国土交通省・防衛省）

（重点事項）

１　米軍基地の整理・縮小・返還の促進

（１）米軍基地の整理・縮小・返還が促進されるよう必要な措置を講ずること。
（２）多摩サービス補助施設及び赤坂プレス・センターについて、直ちに返還されるよう必要な措置を講ずること。

＜現状・課題＞

都内には、現在７か所の米軍基地があるが、基地の存在は、都民生活に様々な影響を与えるだけでなく、地域のまちづくりの障害にもなっている。このため、基地の整理・縮小・返還に向けて取り組む必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）日米地位協定（第２条第３項）では、合衆国は、米軍施設及び区域が必要でなくなった場合は日本国

に返還しなければならず、そのために必要性を絶えず検討する旨定められている。これを受けて、基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重の上、基地の整理・縮小・返還に取り組むこと。

（２）多摩サービス補助施設については、市街地に隣接する貴重な緑地であり、広く都民に開放するため、直ちに返還されるよう取り組むこと。

また、赤坂プレス・センターについても同様に取り組むこと。

（以上、都市整備局→外務省・防衛省）

２　横田飛行場におけるＣＶ－２２オスプレイに係る対応

（１）機体の安全性や運用について、基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。
（２）安全対策の徹底と生活環境への配慮等を米国に働きかけること。
（３）今後の配備に当たっては、必ず、事前に地元自治体に情報を提供するなど、地元自治体や基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。

＜現状・課題＞

オスプレイについては、国内外での事故や予防着陸などがたびたび発生している。

令和４年には、ハード・クラッチ・エンゲージメントの発生を契機に、CV-22 オスプレイの飛行運用の一時停止、地上待機措置が取られ、令和５年２月に、予防措置として、一定の飛行時間を経過したオスプレイについて、一部の部品を交換することが公表された。

また、令和５年８月にはオーストラリアで、パイロットの操縦ミス等を原因とした MV-22B オスプレイの墜落事故が発生し、さらに、同年 11 月には鹿児島県屋久島沖で、機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士の意思決定を原因とした CV-22 オスプレイの墜落事故が発生した。加えて、令和６年 11 月に米国で発生した CV-22 オスプレイの予防着陸を受け、飛行を一時的に見合わせ、機体の点検を行った上で、飛行を再開したものの、令和７年７月以降３回の予防着陸が発生していることなどもあり、基地周辺住民にあっては、オスプレイの安全性に対する不安を募らせている。

CV-22 オスプレイについては、平成 30 年 10 月に５機が横田飛行場に配備され、令和３年７月には地元自治体に対する事前の情報提供がなく１機が追加配備された。また、令 和７年６月に、１機が横田飛行場に飛来し、同年 10 月に令和５年 11 月に墜落した機体の代わりとして配備された、残りの４機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計 10 機を横田飛行場に配備する計画に変更はないと国が発表した。 令和３年７月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、基地周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねない。

＜具体的要求内容＞

（１）令和５年11月に発生した鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属CV-22オスプレイの墜落事故について、二度とこのような事故を起こすことのないよう、安全対策の徹底を国の責任において米国に要請すること。
（２）機体の安全性や運用に関する基地周辺住民の不安が解消されるよう、十分な説明責任を果たすこと。
（３）運用に際しては、常に日米合同委員会合意を遵守するなど、安全対策を徹底するとともに、騒音軽減など生活環境への配慮等を米国に働きかけること。
（４）今後の配備にあたっては、国の責任において、必ず事前に、都をはじめ地元自治体や基地周辺住民に対して迅速かつ正確な情報を提供するなど、十分な説明責任を果たすこと。

また、今後の配備計画について、明らかにすること。

（以上、都市整備局→外務省・防衛省）

3 横田空域及び管制業務の返還

横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

＜現状・課題＞

在日米軍が管理する横田空域は、一都九県にわたる広大なエリアに広がっている。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については平成 20 年９月に返還され、羽田空港の容量増加に対応した管制が可能となったほか、平成 31 年１月に羽田の新飛行経路運用のため横田空域を一時的に通過することについて在日米軍と合意し、令和２年より正式運用が開始されたが、依然、民間航空機の運航の支障となっている。

より安全で効率的かつ騒音影響の少ない航空交通を確保していくためには、横田空域を全面返還させ、首都圏の空域を再編成し、我が国が一体的に管制業務を行うことが不可欠である。

そこで、既に平成 22 年５月に検討が完了した“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにし、それを踏まえ、日米協議を着実に進展させることが必要である。

＜具体的要求内容＞

日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”の結果を明らかにすること。それを踏まえた具体的協議を進め、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するとともに、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図ること。

（以上、都市整備局→外務省・国土交通省・防衛省）

（一般事項）

1 日米地位協定及びその運用の見直し

（１）基地周辺の生活環境の保全及び安全の確保に係る国内法令（条例を含む。）を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。
（２）施設及び区域の運用に当たっては、基地周辺住民の安全確保を優先し、細心の配慮と安全対策を徹底すること。
（３）米軍構成員等の規律の保持及び犯罪等の再発防止に努めること。
（４）基地周辺の防疫対策に万全を期するため、日本国内と同様の対策が実施できるよう調整すること。
（５）災害時の被害を最小限に抑えるため、基地を活用できるようにするとともに、米軍による支援を速やかに受けられるよう、国、自治体及び米軍による連携の枠組みを確立すること。

＜現状・課題＞

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会経済環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和 35 年に締結されて以来一度も改定されておらず、日米地位協定及びその運用については、社会状況の変化に対応した見直しを行う必要がある。平成 30 年７月及び令和２年 11 月の全国知事会議においては、日米地位協定の抜本的な見直しを含めた「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議された。

施設及び区域の運用は都民生活に様々な影響を与えており、運用にあたっては、基地周辺住民の生活への

最大限の配慮が必要である。基地周辺の生活環境を保全し安全を最大限確保することで、地元に与える影響を最小限にとどめることが求められる。

また、米軍構成員等による犯罪等は、都民の米軍への不信に繋がりかねないため、規律の保持が求められる。しかしながら、令和６年に、米軍構成員等による複数の性犯罪事件について、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになった。さらに、令和７年４月に沖縄県で発生した横田基地所属の米軍人による不同意性交等事件については、報道で明らかになり、捜査当局による事件処理が終了しているにもかかわらず、地元自治体に情報提供がなく、また、令和６年７月から開始された情報共有体制に係る新たな運用に基づく、国による都への個別の相談もなされなかった。

これらに加え、基地周辺の防疫対策に万全を期すことも求められている。

さらに、災害時においては、米軍との円滑な連携が求められている。

＜具体的要求内容＞

（１）基地周辺の生活環境の保全及び安全を確保するため、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などの国内法令を施設及び区域に適用する旨を協定上、明記すること。

平成 27 年９月に締結された環境補足協定については、通報の有無に関わらず立入調査を行えるよう、改善を図ること。

また、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続（外務省仮訳）」において「危険物、有害物又は放射性物質の誤使用、廃棄、流出又は漏出の結果として実質的な汚染が生ずる相当な蓋然性」とされているが、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

（２）施設及び区域の運用に当たっては、基地周辺住民の安全確保を優先し、住民に不安を与えることのないよう、細心の配慮と安全対策を徹底するとともに、下記取組を進めること。

① 米軍機の飛行について、平成 11 年１月 14 日の日米合同委員会合意（日本の航空法により規定された最低高度基準を用いる）の遵守はもとより、特例法により適用除外とされている航空法第 81 条の規定（飛行時の最低安全高度）を適用すること。

② 航空機や装備品等使用機材の万全な整備点検、危険物の輸送管理、訓練時の安全対策の徹底を協定上、明記すること。

③ 横田基地など都内の基地を離発着する米軍機の運用において、事故を防止し、安全を確保するための適切な措置を講ずること。

④ 横田基地においては、同基地所属以外の部隊による訓練を極力行わないことはもとより、行う場合には当該部隊の隊員への安全対策に関する指導を徹底すること。（都市整備局→外務省・防衛省）

（３）米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律保持や教育・研修などの事件・事故を防止するための取組を徹底するとともに、警らの強化等、抜本的かつ適切な措置を講ずること。特に飲酒運転については、令和元年度以降 12 回 も発生していることを踏まえ、一定期間の飲酒の禁止等を含め、飲酒運転の根絶に向けた取組の強化を図ること。

あわせて、再発防止策の徹底を行うとともに、地元自治体の意向も踏まえながら、引き続き、日米両国政府において更なる再発防止策を講ずること。

また、軍属の範囲を明確化するため平成 29 年１月に締結された軍属に関する補足協定について、第５条で定める、通報及び定期的な報告等に関する情報を、公表すること。

さらに、性犯罪等の重大事件について、日米両国政府で連携のうえ、被害者のプライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への情報提供を徹底すること。（都市整備局→外務省・防衛省）

（4）基地周辺の防疫対策に万全を期するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を施設及び区域に適用する旨を、日米地位協定上、明記すること。また、基地内における既知の感染症の集団発生や新興感染症の発生など状況が変化した場合に対応するため、日米地位協定の見直しまでの間、特別協定を締結するなど、迅速に対策を講ずること。（都市整備局・保健医療局→外務省・厚生労働省）

（5）都の防災訓練に米軍が参加してきた実績及び東日本大震災において実証された災害時の米軍の有用性を踏まえて、災害時における基地の活用や米軍の資機材及び人員の支援など、米軍との円滑な連携を図るための実効性のある仕組みづくりを行うこと。（都市整備局・総務局→内閣府・外務省・防衛省）

2 基地周辺の生活環境整備対策

（1）基地周辺の航空機騒音について、日米合同委員会の合意事項の厳守などにより、その軽減を図ること。
（2）基地周辺の生活環境整備対策を拡充すること。

＜現状・課題＞

都内の基地の多くは人口が密集した市街地に所在しており、横田飛行場及び厚木飛行場については、基地周辺住民の騒音被害の軽減のため、航空機騒音の規制に関する日米合同委員会合意がなされている。

しかし、基地周辺住民は、依然として航空機の騒音による負担を強いられており、また、都が実施している航空機騒音調査によると、横田飛行場周辺においては、環境基準を達成していない地域がある。

国は、基地の設置・運用により生じる障害の防止等のため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を講じているが、基地周辺の生活環境整備や民生安定を図る上で十分とはいえない。

都内の他の基地周辺においても、生活環境整備の取組を進める必要がある。

＜具体的要求内容＞

（1）基地周辺の航空機騒音の軽減を図るため、以下の取組を進めること。

① 横田飛行場及び厚木飛行場については、航空機騒音に関する日米合同委員会の合意事項の厳守を米軍に申し入れること。特に、22 時から６時まで飛行訓練等を行わないことを徹底するとともに、夜間・早朝において制限時間の拡大を図ること。また、土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、盆、年末年始、入学試験時期等特別な日の飛行訓練等を極力行わない等の対策を講ずること。（都市整備局・環境局→環境省・防衛省）

② 横田飛行場においては、住宅が密集した市街地に所在していることを踏まえ、騒音が著しい戦闘機の離着陸を伴う訓練を行わないこと。（都市整備局→防衛省）

③ 都内の基地においては、以下の取組を進めること。

- 市街地上空での低空飛行や旋回飛行を回避すること。（都市整備局→防衛省）
- 航空機の点検等に伴い発生する騒音について必要な防音措置を講ずること。
（都市整備局・環境局→環境省・防衛省）
- 航空機の低騒音化技術開発及び低騒音機の使用を促進するよう、米軍に申し入れること。
（都市整備局・環境局→環境省・防衛省）

（2）基地周辺の生活環境整備対策を拡充するため、以下の取組を進めること。

① 横田飛行場及び厚木飛行場については、以下の取組を進めること。

- 住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。
また、新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。特に、

第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。（都市整備局・環境局→財務省・環境省・防衛省）

・ 障害防止工事及び民生安定施設における防音助成の採択基準の見直しや補助対象の拡大等、基地周辺対策を充実強化するとともに、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額等、基地周辺対策関係予算を拡充すること。（都市整備局→財務省・環境省・防衛省）

② 都内の基地については、以下の取組を進めること。

・ 地元自治体が実施する騒音測定器購入等の費用について、国の助成制度を設けること。（都市整備局→防衛省）

・ 基地が密集した市街地にあることによる住民への負担を考慮し、新しい交付金制度の創設を検討すること。（都市整備局→財務省・環境省・防衛省）

３ 基地における環境対策の推進及び情報提供

基地における環境対策を推進するとともに、地元自治体への適切な情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

米軍基地の環境管理に関しては、米軍が定める「日本環境管理基準」が適用され、日米合同委員会の環境分科委員会で協議されることとなっているが、米側のデータについては自治体に提供されていない。

しかし、航空機の排ガスによる大気汚染などの防止のためには、汚染物質の排出状況等の情報提供が必要である。

また、基地ではこれまで度々燃料等の漏出事故が発生している（横田基地：平成 19 年に約 1,480 ガロンの燃料漏れ、平成５年に約 18,000 ガロンの燃料漏れ、平成 11 年から平成 18 年までの間に 90 件の有害物質漏れなど）。こうした事故や汚染物質の排出は、基地周辺住民等の生命、健康に重大な影響を与える可能性があるため、国及び米軍は、自治体へ情報提供を行うとともに、適切な環境対策を講ずる必要がある。

令和５年には横田基地において平成22年から平成24年までの間に３件の泡消火薬剤の漏出があったほか、令和５年１月にはＰＦＯＳ等を含む水の漏出事案があったことが確認されている。また、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報が提供されるなど、都内の基地周辺の住民に不安を与えている。

これらに加え、海外からの特定外来生物の侵入、定着を防止する必要がある。

さらに、基地の運用に当たり、地球温暖化防止対策を推進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）基地周辺の大気汚染などの防止を図るため、基地内に設置されている関連施設の設置概要や汚染物質等の排出状況について、情報提供を行うとともに、地元自治体職員が立入りを希望した場合は、速やかに応ずるなど環境対策の推進を図ること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

（２）基地内での燃料等の漏出を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うこと。

また、漏出事故発生の際は、米軍から提供された情報を含め、地元自治体に速やかに情報提供を行うとともに、基地周辺住民の安全確保を優先し、適切な対策を講ずること。

（都市整備局→外務省・防衛省）

（３）基地内の泡消火薬剤については、有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ等）を含まないものに早急に交換するとともに、交換が終わるまでの間、適切に保管、点検すること。また、交換後、保管されている泡消火薬剤は、適切な方法により早急に処分するとともに、処分までの間、使用しないこと。

（都市整備局→外務省・防衛省）

（４）基地の運用に当たっては、地球温暖化防止の観点から、効果的な二酸化炭素排出削減対策を講ずること。（都市整備局・環境局→外務省・防衛省）

４　地元自治体への財政支援

地元自治体への財政措置を強化すること。

＜現状・課題＞

国は基地の所在する市町村に基地交付金及び調整交付金を交付しているが、予算措置等が十分でない。また、新たに国有提供施設の資産が増えた場合には、日米合同委員会における提供合意を早期に行い、基地交付金の対象資産として実態に即して算定されるようにする必要がある。

さらに、再編交付金の横田基地周辺自治体への交付は平成 28 年度で終了したが、基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、引き続き財政措置を講ずる必要がある。

これらに加え、CV-22 オスプレイの配備に伴う財政措置を講ずる必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）は、対象資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に 100 分の 1.4 を乗じた額）が交付できるよう、また、調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）は、米軍資産に対する固定資産税相当額（対象資産価格に 100 分の 1.4 を乗じた額）及び地方税非課税相当額が交付できるよう、予算を増額すること。なお、地方税の代替措置という性格や基地対策という特殊性に鑑み、一般行政施策と同列視することなく取り扱うこと。

（２）基地交付金について、国が買い入れた飛行場周辺の指定区域の土地等を対象資産とすること。

（３）財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。（以上、都市整備局・総務局→総務省・財務省）

（４）新たに国有提供施設の資産が増えた場合（既に米軍が使用している場合を含む。）は、日米合同委員会における提供合意を早急に行うこと。（都市整備局→外務省・防衛省）

（５）「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づく再編交付金の横田基地周辺自治体への交付は平成２８年度で終了したが、基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる財政措置を講ずること。（都市整備局→防衛省）

（６）平成 30 年 10 月に横田基地へ CV-22 オスプレイが５機配備、令和３年７月には１機が追加された。また、令和７年６月には、１機が令和５年 11 月に墜落した機体の代わりとして配備された。段階的に計 10 機及び約 450 人の人員の配備が計画されており、航空機騒音の増大や米軍人口の増加に伴い基地周辺住民への負担や地元自治体への影響が一層増加するため、現行制度の充実や制度の創設による財政措置を講ずること。（都市整備局→防衛省）

５　米空母艦載機着陸訓練

横田飛行場及び厚木飛行場において米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。また、予備飛行場にも指定しないこと。

＜現状・課題＞

米空母艦載機着陸訓練（ＦＣＬＰ）は、航空機の騒音や事故への不安など、周辺住民の平穏で安全な生活

を妨げている。

平成３年から、暫定措置として硫黄島で実施されているが、天候等の事情により実施できない場合、厚木飛行場等を使用して実施する旨の通告を受けている。

横田飛行場においては平成 13 年度以降ＦＣＬＰは行われていないが、厚木飛行場においては平成 29 年９月にＦＣＬＰが行われ、激しい騒音が発生した。

また 、令和７年５月には、横田飛行場が予備飛行場に６年連続で指定された。

＜具体的要求内容＞

航空機騒音や事故に対する住民の不安を解消するため、今後、横田飛行場及び厚木飛行場における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

また、予備飛行場にも指定しないこと。

（以上、都市整備局→外務省・防衛省）

６　意見聴取及び情報提供

（１）施設の新・増設など基地機能の大幅な変更等に際しては、十分な情報提供を行うとともに、あらかじめ地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。
（２）基地の管理及び運用等に伴い、基地周辺住民に影響を与える事柄については、地元自治体への情報提供等を適切に行うこと。

＜現状・課題＞

米軍基地の設置、管理及び運用等については、基地周辺住民に大きな影響を与える可能性があるため、地元自治体からの意見聴取、地元自治体への十分な情報提供等により、基地周辺住民や自治体の理解を得ることが不可欠である。

＜具体的要求内容＞

（１）施設の新・増設など基地機能の大幅な変更や、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」第 9 条に基づく協力要請、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の運用等に伴い地元自治体に多大な影響を与える事柄については、事前に地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。

（２）基地の管理及び運用等に伴い、基地周辺住民に影響を与える以下の事柄については、地元自治体への情報提供等を適切に行うこと。

① 人員降下訓練や編隊飛行の実施に関する情報、飛行高度・飛行経路等航空機の飛行実態に関する情報については、事前に地元自治体に情報を提供するとともに、国の責任において速やかに公表すること。
また、航空機の飛行実態等、基地の運用に関し地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍等から情報を収集し、速やかに回答を行うこと。

② 米軍施設・区域内外に居住する米軍構成員等に関する情報は、基地対策を含む施策の基礎となる重要な情報である。このため、その実態が把握できるよう、軍種別、軍人・軍属・家族別、区市町村別の人数内訳など詳細な情報を自治体に提供すること。

③ 在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードについて、国の責任において、在日米軍の統合軍司令部への移行に伴う要員に関し、概要及び意義、派遣に伴う周辺への影響、見通しなどの情報を提供するとともに、その他、基地周辺住民に影響を与える事柄についても、情報提供等を適切に行うこと。

④ 日米合同委員会の合意事項については、速やかに公表すること。

（以上、都市整備局→外務省・防衛省）

7 米軍基地における新興感染症等に係る対応

基地内において新興感染症が発生した場合は、実効性のある感染防止対策を講じるよう、米側へ働きかけを行うとともに、地元自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。

＜現状・課題＞

これまでも新型コロナウイルス感染症などの新興感染症が在日米軍基地内で発生しており、今後このような感染症が発生した場合には、周辺住民が安心して暮らせるような対策が必要である。

＜具体的要求内容＞

新興感染症について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染防止対策の徹底、検査・医療提供体制の確保・充実、及びゲノム解析の実施や変異株の検出状況等の病原体情報の提供等について継続的な確認や働きかけを行うとともに、地元自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。

また、 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、他県で地元自治体に十分な情報提供が行われなかった事例があったことを踏まえ、国内法を適用し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく発生届を義務づけるなど、全ての米軍人等の感染状況について確実に情報提供を行うこと。

加えて、駐留軍等労働者等の感染防止対策にも、万全を期すこと。

さらに、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。

（以上、都市整備局・保健医療局→外務省・防衛省）

【資料編】

Ⅷ　東京都等の基地対策

２　横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

資料 110

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会規約

（名称）
第１条　この会は、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）
第２条　協議会は、東京都と横田基地が所在する周辺市町が密接に連携し、基地に起因する問題の解決に向け、基地の整理・縮小・返還を含めた協議を行うことにより、住民福祉の向上を図ることを目的とする。

（組織）
第３条　協議会は、東京都及び立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町をもって組織する。

（事業）
第４条　協議会は、目的達成のため、次の事業を行う。
（１）基地に関する問題の解決策の検討
（２）国、在日米軍への要請
（３）基地問題に関する情報の収集等
（４）その他協議会の目的達成に必要なこと

（役職員）
第５条　協議会に次の役職員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　　１名

（役職員の選任）
第６条　役職員の選任は、次の方法による。
（１）会長は都知事とする。
（２）副会長は横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事市町長とする。

（会議）
第７条　協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。
２　定例会は、都知事及び関係市町長による会議として、年１回の開催とする。
３　臨時会は、必要に応じて開催する。

（幹事会）
第８条　協議会の下に幹事会を置く。
２　幹事会は、協議会の運営に関する調整事項を処理する。
３　幹事は、東京都都市整備局の理事級職及び関係市町の基地対策担当部長をもって充て、幹事長は東京都都市整備局の理事級職とする。

（事務局）
第９条　協議会の事務局は、東京都に置く。

（会計）
第 10 条　協議会の会計は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
２　協議会の活動に必要な経費は、加入都市町の負担とする。
３　協議会の予算の決定及び決算の承認は、幹事会において行う。

（補足）
第 11 条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会にはかって会長が定める。

付　則　この規約は、平成８年１１月１１日から施行する。
付　則　この規約は、平成１３年４月１日から施行する。
付　則　この規約は、平成１６年４月１日から施行する。
付　則　この規約は、平成２３年７月１６日から施行する。
付　則　この規約は、平成２４年７月１日から施行する。
付　則　この規約は、平成２５年５月２７日から施行する。
付　則　この規約は、平成２６年７月１６日から施行する。

令和７年度 横田基地対策に関する要望書（関係省庁宛）

（令和８年１月１９日）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

宛先：内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、北関東防衛局長

横田基地の存在は、住民の生活に様々な影響を及ぼすばかりでなく、広域的都市活動やまちづくりの阻害要因となるなど、東京都、立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町（以下「地元自治体」という。）の行財政運営にも大きな影響を与えています。

そこで、東京都及び横田基地が所在する周辺市町は、平成８年に「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を設立し、基地の整理・縮小・返還を含めた多岐にわたる協議を行い、同基地に起因する諸問題の解決に努めてきました。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は航空機の騒音に悩まされ続け、航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会合意があるにもかかわらず、同基地周辺の環境基準は依然として達成されていません。

これまで横田基地では、航空機の緊急着陸や部品及びパラシュートの落下、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生し、令和５年４月には、Ｃ－１２の部品遺失、令和７年１１月には、降下訓練における米陸軍兵士の場外降着により建物の一部を破損させ、当該兵士が使用していたパラシュートの一部が落下する事故、さらに、この２日後にもパラシュートの落下事故が発生しています。事前の情報提供がない中での多数の戦闘機の度重なる飛来や編隊飛行訓練、頻繁な人員降下訓練なども行われています。

令和４年５月に実施された複数の三沢基地所属戦闘機が参加する訓練では、周辺住民からは、騒音被害や事故の危険性への懸念について、多くの苦情が寄せられました。

横田基地日米友好祭においては、日米の永続的なパートナーシップを祝い、基地と地域社会との絆を深める目的であるものの、戦闘機の飛行展示による騒音に対し、周辺住民からは、多くの苦情が寄せられる事態となっています。

また、ＣＶ－２２オスプレイは平成３０年１０月に横田基地に正式配備されましたが、令和２年６月に部品遺失事故が、令和３年６月、９月、１２月及び令和４年１０月には予防着陸が発生しました。これらに加えて、令和４年８月には、ＣＶ－２２オスプレイの地上待機措置がとられ、その後、各種情報を分析し、様々な任務におけるＣＶ－２２オスプレイの運用手順の確認等を継続的に行うことにより飛行の安全が確保できることを確認したとし、同年９月に、地上待機措置が解除されました。さらに、令和５年２月には、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象（ＨＣＥ：ハード・クラッチ・エンゲージメント）の発生を予防するための措置の一環として、一定の使用時間を経過した一部の部品を交換することとしたとの説明がありました。加えて、令和５年１１月には鹿児島県屋久島沖合で機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士の意思決定を原因としたＣＶ－２２オスプレイの墜落事故が発生しました。令和６年８月に事故調査報告書が公表されましたが、その後も、令和６年１１月に米国で発生したＣＶ－２２オスプレイの予防着陸を受け、飛行を一時的に見合わせ、機体の点検等を行った上で、飛行を再開しました。また、令和７年７月以降３回の予防着陸が繰り返し発生していることなどもあり、基地周辺住民にとっては、オスプレイの安全性等に対する不安解消には至っていません。

他方、高高度滞空型無人偵察機であるＲＱ－４グローバル・ホークは、令和５年度も一時展開され、現在も継続しています。平成２９年度以降、横田基地への一時展開は６回目であり、令和元年度以降５年連続かつ、今回の一時展開は２年以上継続していることから、横田基地への常駐化を含む今後の運用が懸念されます。

そして、令和６年１１月には在日米宇宙軍の新編が、令和７年３月には在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始が発表され、横田基地を取り巻く状況は日々変化しております。

そのほかにも、基地に対するテロの可能性及び諸外国や基地間での往来による感染症の拡大への懸念があります。また、飲酒運転は、人命に係わる重大な事故につながる、非常に危険かつ悪質なものですが、令和元年度以降、横田基地所属軍人・軍属等の飲酒運転による交通事故が１２回も発生しています。事故発生後、事故内容に関する情報が提供されるまでに時間を要することもあり、基地周辺住民の不安は、これまでになく高まっています。加えて、関係者への厳正な処分を含む事故の再発防止に対する過去の

取組が十分ではなかったという疑念を抱かざるを得ません。

さらに、米軍関係者による複数の性犯罪事件について、国から地元自治体に情報提供がなされておらず、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになりました。特に、令和７年４月に沖縄県で発生した横田基地所属の米軍人による不同意性交等事件については、報道で明らかになり、捜査当局による事件処理が終了しているにもかかわらず、地元自治体に情報提供がなく、また、令和６年７月から開始された情報共有体制に係る新たな運用に基づく、国による都への個別の相談もなされませんでした。こうした事態は、横田基地周辺住民の不信につながりかねません。

また、令和５年７月には、横田基地内で過去に３件のＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の漏出が発生していたことが判明しました。さらに、同年１１月にも漏出に関する報道がありましたが、国から地元自治体に情報提供されたのは事案発生から２年以上が経過してからでした。加えて、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があるなど、多くの基地周辺住民が不安を抱いており、早急に払拭する必要があります。

国においては、周辺住民の生活環境の整備や民生安定などの様々な施策を推進されていますが、横田基地が人口の密集した市街地にあることや、民間飛行場とは異なる不規則な飛行実態であること等を考慮し、新たな交付金制度の創設や基地交付金・調整交付金及び基地周辺対策予算の一層の拡充を図る必要があります。

また、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転に伴い設置された、共同統合運用調整所の運用等に当たっては、周辺住民に不安を与えることのないよう、引き続き適時適切な情報提供を行うことが不可欠です。

日米地位協定については、これまでも、平成２７年９月に環境補足協定、平成２９年１月に軍属に関する補足協定が締結されるなど、同協定の運用改善に向けた取組がなされていますが、犯罪防止や安全運航の観点から、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの取組の徹底に加え、安全飛行の確保、点検整備の強化等の措置を講ずるほか、基地に関する諸問題を解決するため、同協定の適切な見直しを図るとともに、国が責任を持って日米合同委員会における合意事項の遵守状況の確認や改善について取り組んでいくことが必要です。

周辺住民がおかれている耐え難い実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう要望いたします。

要　望　事　項

１　基地問題の解決のために基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。また、横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、航空機による騒音被害及び事故に対する不安等が住民生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっている。

周辺住民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進するため、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。

また、硫黄島で実施される米空母艦載機着陸訓練の予備飛行場に横田基地が令和２年度から６年連続で指定された。横田基地において、米空母艦載機の着陸訓練がひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれるため、今後も横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないことはもとより、予備飛行場にも指定しないこと。

２　騒音防止対策を推進すること。

（1） 周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和３９年及び平成５年の日米合同委員会の合意事項を厳守し、さらに以下の項目については早急に対策を講ずるよう、米軍に申し入れること。

（ア）２２時から６時までは、航空機の飛行等を行わないことを徹底するとともに、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。

（イ）周辺地域に影響のある航空機のエンジンテストについては、１７時から８時までの間は行わないこと。

（ウ）土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行

及びエンジンテスト等による騒音を発生させないこと。

（エ）横田基地周辺市街地上空での低空飛行及び旋回飛行を行わないこと。

（オ）航空機による編隊飛行訓練等においては、横田基地外に影響を及ぼさないよう配慮すること。

（カ）ヘリコプターによる飛行訓練については、原則として横田基地の上空で実施すること。やむを得ず横田基地外で行う場合は、人口密集地域上空での飛行を避けること。

（キ）航空機の点検等に伴い発生する騒音について、必要な防音措置を講ずること。

（ク）ヘリコプター及びオスプレイ特有の騒音の軽減策について検討を行うこと。特に、基地周辺の住宅に近い場所でのアイドリング及びホバリングは、極力行わないこと。

（ケ）住宅が密集した市街地に所在する横田基地では、騒音が著しい戦闘機の離着陸を伴う訓練を行わないこと。

（コ）横田基地所属以外の部隊による飛行訓練を極力行わないこと。

（2） 住宅防音工事等周辺対策の充実及び強化を図ること。特に住宅防音工事については、以下の項目を実施すること。

（ア）助成対象となっている住宅の防音工事を早期に完了すること。

（イ）令和３年４月に防音工事の助成対象となる住宅の条件が一部緩和されたものの、区域指定告示以降の新築住宅の全てについて、防音工事の助成対象とすること。また、従来と異なる地域からも航空機騒音等の苦情が増加しているように、区域の見直し時の飛行実態からの変化が見られるため防音工事対象区域の拡充を図ること。

（ウ）防音工事対象区域の指定値を、住宅の騒音被害の実態及び地形等を十分に考慮し、航空機騒音に関する住居系地域の環境基準に合わせ、Ｌｄｅｎ５７デシベルに改正すること。

（エ）空気調和機器の機能復旧工事を速やかに行うとともに、全額補助とすること。

（オ）防音工事に伴う維持管理費を全世帯に補助すること。

（カ）節電に対応するため、太陽光発電システムの設置を住宅防音工事事業として実施できるよう制度を改正すること。

（3） 航空機の低騒音化技術の開発及び低騒音機の使用の促進を図ること。

（4） 地元自治体が実施する騒音測定器の維持及び更新並びに測定に要する費用について、国の助成制度を設けること。

（5） パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等の使用に当たっては、設置場所や使用する時刻、音量に配慮するなど、横田基地の外に影響を与えないよう引き続き必要な措置を講ずること。

（6） 飛来機も含め航空機のエンジンテストは専用施設で実施すること。

（7） 米軍再編に伴い、航空自衛隊航空総隊司令部が移駐し運用されているが、自衛隊機の飛来については周辺の平穏な生活に配慮し、必要最小限にとどめること。

３　基地運用の安全対策を徹底し、航空機事故を防止すること。

横田基地においては、航空機の緊急着陸や部品落下、訓練中のパラシュート落下事故、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生しており、再発防止のため、以下の項目について米軍に申し入れること。

（1） 軽飛行機を含む全ての航空機の運用について、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。

（2） 万一、事故等の不測の事態が発生した際は、原因究明及び航空機の整備点検の徹底により、安全性が確認されるまで、運用を再開しないことはもとより、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導や訓練等を行うなど、再発防止に万全の措置を講ずること。また、必要に応じて現場説明を行うことなどを含め、正確な情報を迅速かつ的確に提供すること。

（3） 人員降下訓練や物料投下訓練の実施に当たっては、訓練開始直前や当日、あるいは、訓練が終了してからの情報提供という事例や、情報提供がなかった事例もあったことから、訓練情報の早期提供を徹底するとと

もに、訓練規模の大小にかかわらず詳細な訓練情報を提供すること。また、人口密集地で行う訓練の危険性を十分考慮の上、これまでに発生したパラシュートやフィンの基地外への落下事故や場外降着と同様の事故を防止し、基地周辺地域に影響を及ぼさないこと。加えて、横田基地所属以外の部隊による人員降下訓練や物料投下訓練を行わないこと。

（4） 基地の運用に当たっては、基地外への影響を最小限に止め、周辺住民に不安を与えることのないよう細心の配慮をし、安全対策を徹底すること。

4　自衛隊の運用に当たり、周辺住民に配慮すること。

米軍再編に伴い移転した航空自衛隊航空総隊司令部の運用については、適時適切な情報提供に努めるとともに、周辺住民への影響を増大させるような基地機能の強化を行うことのないよう、地元自治体の意見を聴取し、意向を尊重すること。

5　オスプレイの配備・運用等について最大限の配慮を行うこと。

オスプレイについて、周辺住民から安全性や運用への懸念が十分に解消されていないとの声があることから、以下の項目について実施すること。また、平成３０年４月以降当協議会が行った要請内容について、真摯に対応すること。さらに、令和５年１１月に発生した鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイの墜落事故について、二度とこのような事故を起こすことのないよう、安全対策の徹底を国の責任において米国に要請すること。

（1） ＣＶ－２２オスプレイに関する説明責任について

令和４年８月のＣＶ－２２オスプレイの地上待機措置及び同年９月の解除、令和５年１１月に発生したプロップローター・ギアボックスの不具合及び操縦士の意思決定を原因とした墜落事故、令和７年７月及び１０月の予防着陸等を受け、機体の安全性や運用に対する基地周辺住民の不安は一層高まっている。

これらの不安を解消するため、国は基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。

（2） ＣＶ－２２オスプレイの運用について

横田基地に配備されているＣＶ－２２オスプレイの運用について、目視等により迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、ホームページ等による公表に努めること。

また、国の責任において、以下のことを米国に働きかけること。

（ア）既存の日米合同委員会合意事項を遵守すること。

（イ）飛行高度や飛行経路などの飛行実態及び訓練や機体の安全性等に関して、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（ウ）安全対策を徹底すること。

（エ）生活環境への配慮を行うこと。

（オ）令和３年６月、９月、１２月、令和４年１０月、令和７年７月１８日及び２４日、令和７年１０月２日の７回にわたり発生した予防着陸について、当協議会は、トラブルの原因究明を行い再発防止を図ることや、航空機の点検整備の強化等を、要請してきたが、断続してこのような予防着陸が発生したことは、多くの住民に不安を与えるものである。飛行中、機体にトラブルが発生することは、人命に関わる重大な事故につながりかねないことから、これまで以上に安全確保の徹底を図ること。

（カ）令和４年６月及び令和５年５月に事前の情報提供がない中、機体のローテーションを行うために横浜ノース・ドックにＣＶ－２２オスプレイが着陸した。機体のローテーションについて、地元自治体に迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（3） ＣＶ－２２オスプレイの今後の配備等について

ＣＶ－２２オスプレイは令和６年頃までに合計１０機が横田基地に配備される予定としているところ、既に配備されている部隊に追加されるものとして、１機が、令和３年７月６日に、横田基地に到着した旨米側から説明があったと、国は同年７月２０日に公表したが、事前の情報提供がなされず、令和４年１１月になって、６機目のＣＶ－２２が令和３年７月に横田飛行場に配備されたものと整理している旨の説明がされるなど、時機を逸したものとなっている。また、令和７年１０月２８日、令和７年６月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和５年１１月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のＣＶ－２２オスプレイ１機の代わりとして配備されたもの

である、残りの４機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計１０機のＣＶ－２２オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はないなどとの説明が米側よりあったと国が公表した。飛来から４か月も経過したのちに配備となった事実が公表され、令和３年７月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、周辺住民の国や米軍に対する不信感につながりかねない。

ＣＶ－２２オスプレイの今後の配備については、実際の配備に当たっての事前の情報提供を必ず行うこと。また、これまでにＣＶ－２２オスプレイ配備に伴い横田基地内に配属された人員数や追加配備に伴い配属された人員数、施設整備について、詳細な情報提供を行うこと。さらに、今後の配備計画等について地元自治体へ更なる具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（４） 横田基地所属以外の米軍オスプレイの飛来について

横田基地への飛来については、国の責任において迅速かつ正確な情報提供及びホームページ等による公表に努め、地元自治体や周辺住民に対し事前に情報提供を行い、十分な説明責任を果たすこと。

同様に、米国に対しても、周辺住民の不安を解消するため、十分な情報提供を行うとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を、引き続き働きかけること。

（５） オスプレイの運用に係る日米合同委員会合意事項の遵守状況の確認について

既存の日米合同委員会合意事項の遵守状況を確認し、地元自治体や周辺住民に対して説明を行うこと。

（６） 低周波音の調査について

オスプレイについては、低周波音による健康影響等を懸念する声があることから、国の責任において、低周波音に関する調査検討を引き続き実施し、必要な対策を講ずること。

６　感染症の拡大防止措置及び情報提供を行うこと。

在日米軍について、感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染防止対策の徹底、検査・医療提供体制の確保・充実及びゲノム解析の実施や変異株の検出状況等の病原体情報の提供等について継続的な確認や働きかけを行うとともに、地元自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、他県で地元自治体に十分な情報提供が行われなかった事例があったことを踏まえ、国内法を適用し、感染症法に基づく発生届を義務づけるなど、全ての米軍人等の感染状況について確実に情報提供を行うこと。

また、駐留軍等労働者等の感染防止にも万全を期すとともに、在日米軍によりワクチン接種を受けた駐留軍等労働者が、自治体等において接種を受けた場合と比して不利益を被ることのないよう、適切に対応すること。

さらに、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。

７　地元自治体へ適切に情報を提供すること。

横田基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うとともに、地元自治体から国に照会を行った事項については国の責任において米軍から情報を収集し、速やかに回答を行うこと。

さらに、以下の項目については、報道等で発表される前に、迅速に詳細情報を提供すること。また、地元自治体に多大な影響を与える事柄については、事前に意見を聴取し、意向を尊重すること。なお、令和４年９月に全面施行された（１３）の「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」については、特に留意すること。

これらに加え、周辺住民に早急に伝達する必要がある事件及び事故が発生した際には、横田基地自らプレスリリースを行うよう、米軍に働きかけること。

（１） 航空機の離着陸回数等に関する統計資料

（２） 米空母艦載機飛行訓練の実施予定及び訓練内容の報告

（３） 航空機の飛行高度や飛行経路などの飛行実態に関する情報

（４） パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・

バースト・シミュレーター等を使用した訓練及び人員降下訓練等の実施に関する情報

（５） 米軍構成員等が関係する事件及び事故に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）

（６） 基地に起因する事件及び事故等に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）

（７） 基地内の施設整備計画及び変更に関する事前情報（目的、内容及び時期等）

（８） 日米合同委員会での合意事項等に関する情報

（９） 周辺住民に影響を及ぼすような我が国及び米国政府の動向に関する情報

(10) 横田基地内の環境に関する情報及び環境対策への対応状況（周辺住民に影響を与えるバードコントロール、雨水流出の防止、下水道管の整備及び維持・管理、廃棄物等の種類・処理方法、廃棄物処理施設・ボイラー施設等からの排煙、特定外来生物の侵入防止、燃料等流出時の土壌対策・流出後の土壌や地下水の調査方法・結果及びＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤について実施した調査・対策の内容・基地内の井戸水における検出状況等）

(11) 米軍再編に関する情報（航空自衛隊航空総隊司令部及び自衛隊機の運用状況を含む。）

(12) 重要影響事態安全確保法第９条に基づく協力要請に関する情報

(13) 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づく各種調査、規制措置に関する情報及び同法律の運用等に関する情報

８　基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策予算等の充実を図ること。

基地交付金、調整交付金及び基地周辺対策予算等については、制度の目的に沿った増額措置がなく、自治体の財政を圧迫している状況であるため、所要の予算を確保し、以下の項目について一層の充実を図ること。

（１） 基地交付金及び調整交付金について

（ア）国有財産台帳価格に固定資産税の税率（対象資産価格の１００分の１．４）を乗じた額（固定資産税相当額）を交付すること。

（イ）財源超過団体に対する減額措置を廃止すること。

（ウ）対象資産について

・特定飛行場周辺の指定区域内において、国が買い入れた土地についても対象資産とするなど、対象範囲を拡大すること。

・新たに国有提供施設等の資産が増えた場合には、日米地位協定に基づく提供合意を速やかに行うこと。

・対象資産の資産価格等、交付金の具体的な算出根拠を明らかにすること。

・基地交付金に係る資産評価については、近傍類似地域と格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。

・自衛隊と米軍の共同運用施設については、対象資産とすること。

（２） 基地周辺対策予算について

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」関係

（ア）障害防止事業及び民生安定助成事業について、地元自治体の意向を十分に尊重し、採択基準及び適用基準の見直しや、補助対象拡大を早急に行うとともに、補助率の引上げを行うこと。

特に騒音防止事業及び防音助成事業については、米軍の飛行実態や基地の運用形態、及び公共施設の利用時間帯を考慮し、採択基準の見直しを行うこと。（３条及び８条関係）

（イ）防音工事（空調復旧工事を含む。）により設置した空調機の維持管理費については、対象施設や工事種別に関わらず、補助対象とすること。

（ウ）第一種区域及び防衛施設周辺放送受信事業の助成対象区域指定基準の見直しは、基地周辺住民に多大な影響を及ぼすことから、航空機騒音の実態及び世帯のテレビ視聴環境の実態に即して適切に対応すること。見直しを行う場合は、その内容や時期等に係る情報について、地元自治体に速やかに提供するとともに、国の責任において、対象世帯等への説明や問合せ対応を行うこと。また、対象となる住宅防音工事の早期実施により、良好なテレビ視聴環境の整備を図ること。さらに、基地に起因する受信障害については、万全な防止策を講ずること。

（エ）緑地帯及びその他緩衝地帯について、周辺住民

の生活環境を損なわないよう、草刈り及びせん定等の実施回数及び時期を見直すなど、適正な管理を図るとともに、住民の要望に沿った柔軟な対応ができる仕組みづくりを検討すること。（６条関係）

（オ）特定防衛施設周辺整備調整交付金については、ＣＶ－２２オスプレイの配備や、グローバル・ホークの一時展開、米海軍無人偵察機トライトンの展開による短期間使用の可能性、戦闘機の離着陸を伴う訓練の実施など、基地の運用による負担を大きく受けている実態や在日米宇宙軍の新編や在日米軍の統合軍司令部へのアップグレード開始といった横田基地の態様が変化していることを十分踏まえて着実な増額を行うとともに、地元自治体の実情を十分認識し、更なる適用基準の緩和や手続きの簡略化及び効率化を図ること。また、交付金の内示は年度当初に一括で行うこと。やむを得ず２期に分ける場合は内示の早期化を図ること。（９条関係）

（カ）施設区域取得等事務地方公共団体委託費の大幅な増額及び充当範囲の拡大を図ること。

（キ）まちづくりにおいて、基地の影響により所要経費が増加する場合、その増加分に対して新たな財政支援を検討すること。

（ク）横田基地が市街地に所在することによる住民への負担を考慮した新しい交付金制度の創設を検討すること。

（ケ）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産の処分手続等については、社会経済情勢の変化への対応や、既存ストックの効率的な活用の観点から、一層の弾力化を図ること。

「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」関係

（コ）農耕阻害損失補償について補償の充実を図ること。

（３） 再編交付金の交付終了に伴う財政措置について

横田基地に係る再編交付金の交付は終了したが、終了後も基地周辺住民に与える影響は変わらないことから、これに代わる財政措置を講ずること。

（４） ＣＶ－２２オスプレイ配備に伴う財政措置について

平成３０年１０月に横田基地へＣＶ－２２オスプレイが５機配備され、令和元年７月からは第２１特殊作戦中隊及び第２１特殊作戦航空機整備中隊により運用されている。平成３０年の配備計画では令和６年頃までには計１０機のＣＶ－２２オスプレイ及び約４５０人の人員の配備が計画されている中、令和７年１０月、現在、横田飛行場には６機のＣＶ－２２オスプレイが配備されている。残りの４機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計１０機のＣＶ－２２オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はないなどの説明が米側よりあったと国が公表した。航空機騒音の増大や新たな施設の整備、米軍人口の増加に伴い周辺住民への負担や地元自治体への影響が一層増加するため、現行制度の充実や制度の創設による財政措置を講ずること。

（５） 横田基地と関係する蓋然性が高いと地元自治体が判断した環境汚染に対しては、日米で連携し、国の責任において原因究明に努め、必要に応じて原因に即した対策を講じるとともに、原因が明らかになるまでの間も、やむを得ず地方公共団体が実施する対策に要する費用は、国が負担すること。

９　航空機に関する環境調査を実施すること。

（１） 実状を踏まえ、航空機騒音の測定場所を適切に増設すること。また、待機中の航空機による騒音を調査し、対策を講ずること。

（２） 航空機の排気ガスによる大気汚染に関し、基地の実態を反映した調査を実施すること。

（３） 航空機騒音等による健康被害調査を実施すること。

（４） 航空機の飛行高度について、日米合同委員会の合意事項の遵守状況を確認するための調査を実施すること。

１０　泡消火薬剤【有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ等）】の漏出に係る必要な対応を行うこと。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは国内での製造等が原則禁止されており、基地内で、ＰＦＯＳ等が含まれる泡消火薬剤の漏出等の事故が発生すれば、基地外の環境にも影響を及ぼしかねないことから、徹底した安全対策を

講ずる必要がある。

こうした中、令和５年７月には、平成２２年から平成２４年の間にかけて基地内で３件のＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の漏出があったことが明らかになった。また、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があった。令和５年１月に発生したＰＦＯＳ等を含む水の漏出事案に関しては、事案発生から２年以上、かつ、米国防省の監査報告書の公表後１か月以上経過してから情報提供があった。これらの漏出は、基地周辺住民に対し速やかに情報提供がなされなかったことへの不信感とともに、健康への影響などへの不安をもたらしている。これらのことを踏まえ、国の責任において基地内のＰＦＯＳ等の漏出に係る地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。さらに、令和６年５月をもって、横田基地においてはＰＦＯＳ等が含まれる泡消火薬剤の廃棄を完了したと承知しているが、ＰＦＯＳ等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること。加えて、米国等における有機フッ素化合物の規制強化の動きに対し、米軍の対応状況を情報提供すること。

１１　日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。

日米地位協定とその運用について、以下の項目の適切な見直しを行い、改善を図ること。

（1）　１条関係

平成２９年１月に締結された日米地位協定の軍属に関する補足協定について、その運用について透明性を確保するため、同協定第５条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。

（2）　２条関係

定期的に基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、検討に際しては、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。

（3）　３条関係

（ア）施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のために、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の国内法を、施設及び区域へ適用する旨を明記し、法律等に基づく報告を行うこと。

また、平成２７年９月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、立入調査を行えるよう、改善を図ること。

さらに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続き（外務省仮訳）」のうち、環境補足協定と関連する事項について、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

あわせて、施設及び区域において排出されるガス、排煙等の調査の実施及び結果並びに改善の内容について公表すること。

（イ）基地内の廃棄物処理施設について、毎年度、実地調査を実施するとともに、調査結果を提供すること。

（ウ）施設及び区域の運用に当たっては、安全確保を優先し、施設の改修工事等を実施する際には、騒音の軽減及び粉塵の飛散防止に適切な措置を講じ、周辺住民の生活や農作物に影響を与えることのないよう、細心の配慮をすること。

特に航空機の万全な整備点検による事故の未然防止策の徹底、危険物の輸送・管理及び訓練時等の安全対策の徹底を明記すること。

（エ）施設及び区域内への緊急車両等の立入手続きの簡素化に努めること。

（オ）横田基地と関係する蓋然性が高いと地元自治体が判断した環境汚染に対しては、日米で連携し原因究明に努め、必要に応じて原因に即した対策を講じること。

（4）　９条関係

施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のため、人及び動植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の国内法を適用する旨を明記す

ること。

特に、日本国外から民間空港を経由して入国する場合と同様に、米国から直接基地に入国する場合においても、原則として検疫が国内法令において定める基準に従って行われるよう、検討を進めるとともに、基地内における既知の感染症の集団発生や新興感染症の急増など状況が変化した場合に対応するため、日米地位協定の見直しまでの間、人の保健衛生に関して特別協定を締結するなど、迅速に対策を講ずること。

また、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、地元自治体へ速やかに情報提供の上、連携して対処すること。

（5） １３条関係

米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

（6） １６条関係

米軍構成員等による交通事故や犯罪を防止するとともに、施設及び区域外における迷惑行為を行わないよう、更なる規律の保持及び教育の徹底等の措置を講ずる旨を明記すること。

とりわけ、飲酒運転は、人命に係わる重大な事故につながる、非常に危険かつ悪質なものであるが、この飲酒運転による交通事故が繰り返し発生し、地元自治体と横田基地との信頼関係が損なわれ、かつ、周辺住民の不信と不安がこれまでになく高まっている状況を踏まえ、飲酒運転の根絶に向けた取組を強化・徹底すること。

また、日米両国政府で連携のうえ、米軍関係者が関わる重大事件・事故について、被害者のプライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への情報提供を徹底すること。

（7） １７条関係

日本側が第１次裁判権を有する場合、被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

（8） １８条関係

（ア）公務外の米軍構成員等又は米軍構成員等の家族により被害を受けた場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう明記すること。

（イ）米軍構成員等の私有車両の任意保険（対人・対物）及び自転車損害賠償保険等の加入率（家族が被保険者であることを含む）を把握し、全件加入を求めること。

（9） ２５条関係

日米合同委員会の場で、施設及び区域の運用等に関して地元自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。あわせて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記すること。

(10) 航空機の騒音軽減措置及び飛行運用関係

（ア）航空機の飛行等について、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等を禁止すること。

（イ）米空母艦載機による飛行訓練を全面的に禁止すること。

（ウ）米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、現在、航空法第８１条の最低安全高度の規定が特例法により適用除外とされているため、これを見直し、航空法第８１条を適用すること。

(11) 災害対応関係

（ア）災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

（イ）平成１９年４月の日米合同委員会合意（「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて」）に基づき、基地司令官と地元自治体との災害対応のための現地実施協定が円滑かつ速やかに締結されるよう、働きかけること。

令和７年度 横田基地対策に関する要望書（米軍宛）

（令和８年１月２２日）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

宛先：在日米軍兼第５空軍司令官、在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官

横田基地の存在は、住民の生活に様々な影響を及ぼすばかりでなく、広域的都市活動やまちづくりの阻害要因となるなど、東京都、立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市及び瑞穂町（以下「地元自治体」という。）の行財政運営にも大きな影響を与えています。

そこで、東京都及び横田基地が所在する周辺市町は、平成８年に「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を設立し、基地の整理・縮小・返還を含めた多岐にわたる協議を行い、同基地に起因する諸問題の解決に努めてきました。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は航空機の騒音に悩まされ続け、航空機騒音の軽減措置に関する日米合同委員会合意があるにもかかわらず、同基地周辺の環境基準は依然として達成されていません。

これまで横田基地では、航空機の緊急着陸や部品及びパラシュートの落下、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生し、令和５年４月には、Ｃ－１２の部品遺失、令和７年１１月には、降下訓練における米陸軍兵士の場外降着により建物の一部を破損させ、当該兵士が使用していたパラシュートの一部が落下する事故、さらに、この２日後にもパラシュートの落下事故が発生しています。事前の情報提供がない中での多数の戦闘機の度重なる飛来や編隊飛行訓練、頻繁な人員降下訓練なども行われています。

令和４年５月に実施された複数の三沢基地所属戦闘機が参加する訓練では、周辺住民からは、騒音被害や事故の危険性への懸念について、多くの苦情が寄せられました。

横田基地日米友好祭においては、日米の永続的なパートナーシップを祝い、基地と地域社会との絆を深める目的であるものの、戦闘機の飛行展示による騒音に対し、周辺住民からは、多くの苦情が寄せられる事態となっています。

また、ＣＶ－２２オスプレイは平成３０年１０月に横田基地に正式配備されましたが、令和２年６月に部品遺失事故が、令和３年６月、９月、１２月及び令和４年１０月には予防着陸が発生しました。これらに加えて、令和４年８月には、ＣＶ－２２オスプレイの地上待機措置がとられ、その後、各種情報を分析し、様々な任務におけるＣＶ－２２オスプレイの運用手順の確認等を継続的に行うことにより飛行の安全が確保できることを確認したとし、同年９月に、地上待機措置が解除されました。さらに、令和５年２月には、オスプレイのクラッチを原因とする特有の現象（ＨＣＥ：ハード・クラッチ・エンゲージメント）の発生を予防するための措置の一環として、一定の使用時間を経過した一部の部品を交換することとしたとの説明がありました。加えて、令和５年１１月には鹿児島県屋久島沖合で機体左側のプロップローター・ギアボックスの不具合と操縦士の意思決定を原因としたＣＶ－２２オスプレイの墜落事故が発生しました。令和６年８月に事故調査報告書が公表されましたが、その後も、令和６年１１月に米国で発生したＣＶ－２２オスプレイの予防着陸を受け、飛行を一時的に見合わせ、機体の点検等を行った上で、飛行を再開しました。また、令和７年７月以降３回の予防着陸が繰り返し発生していることなどもあり、基地周辺住民にとっては、オスプレイの安全性等に対する不安解消には至っていません。

他方、高高度滞空型無人偵察機であるＲＱ－４グローバル・ホークは、令和５年度も一時展開され、現在も継続しています。平成２９年度以降、横田基地への一時展開は６回目であり、令和元年度以降５年連続かつ、今回の一時展開は２年以上継続していることから、横田基地への常駐化を含む今後の運用が懸念されます。

そして、令和６年１１月には在日米宇宙軍の新編が、令和７年３月には在日米軍の統合軍司令部へのアップグレードの開始が発表され、横田基地を取り巻く状況は日々変化しております。

そのほかにも、基地に対するテロの可能性及び諸外国や基地間での往来による感染症の拡大への懸念があります。また、飲酒運転は、人命に係わる重大な事故につながる、非常に危険かつ悪質なものですが、令和元年度以降、横田基地所属軍人・軍属等の飲酒運転による交通事故が１２回も発生しています。事故発生後、事故内容に関する情報が提供されるまでに時間を要することもあり、基地周辺住民の不安は、これまでになく高まっています。加えて、関係者への厳正な処分を含む事故の再発防止に対する過去の

取組が十分ではなかったという疑念を抱かざるを得ません。

さらに、米軍関係者による複数の性犯罪事件について、国から地元自治体に情報提供がなされておらず、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになりました。特に、令和７年４月に沖縄県で発生した横田基地所属の米軍人による不同意性交等事件については、報道で明らかになり、捜査当局による事件処理が終了しているにもかかわらず、地元自治体に情報提供がなく、また、令和６年７月から開始された情報共有体制に係る新たな運用に基づく、国による都への個別の相談もなされませんでした。こうした事態は、横田基地周辺住民の不信につながりかねません。

また、令和５年７月には、横田基地内で過去に３件のＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の漏出が発生していたことが判明しました。さらに、同年１１月にも漏出に関する報道がありましたが、国から地元自治体に情報提供されたのは事案発生から２年以上が経過してからでした。加えて、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があるなど、多くの基地周辺住民が不安を抱いており、早急に払拭する必要があります。

また、「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく、航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転に伴い設置された、共同統合運用調整所の運用等に当たっては、周辺住民に不安を与えることのないよう、引き続き適時適切な情報提供を行うことが不可欠です。

日米地位協定については、これまでも、平成２７年９月に環境補足協定、平成２９年１月に軍属に関する補足協定が締結されるなど、同協定の運用改善に向けた取組がなされていますが、犯罪防止や安全運航の観点から、米軍構成員等の規律保持や教育・研修などの取組の徹底に加え、安全飛行の確保、点検整備の強化等の措置を講ずるほか、基地に関する諸問題を解決するため、同協定の適切な見直しを図る必要があります。

周辺住民がおかれている耐え難い実情を十分に理解され、下記の事項について速やかに実現されるよう要望いたします。

要　望　事　項

１　基地問題の解決のために基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。また、横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないこと。

横田基地は人口が密集した市街地に所在しており、航空機による騒音被害及び事故に対する不安等が住民生活に様々な影響を与えるとともに、地域のまちづくりの障害になっている。

周辺住民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進するため、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置を講ずること。

また、硫黄島で実施される米空母艦載機着陸訓練の予備飛行場に横田基地が令和２年度から６年連続で指定された。横田基地において、米空母艦載機の着陸訓練がひとたび実施されれば、その影響は甚大であり、周辺地域の平穏な住民生活は著しく損なわれるため、今後も横田基地における米空母艦載機着陸訓練を実施しないことはもとより、予備飛行場にも指定しないこと。

２　騒音防止対策を推進すること。

（１） 周辺住民の騒音被害の軽減のため、昭和３９年及び平成５年の日米合同委員会の合意事項を厳守し、さらに以下の項目については早急に対策を講ずること。

（ア）２２時から６時までは、航空機の飛行等を行わないことを徹底するとともに、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。

（イ）周辺地域に影響のある航空機のエンジンテストについては、１７時から８時までの間は行わないこと。

（ウ）土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等による騒音を発生させないこと。

（エ）横田基地周辺市街地上空での低空飛行及び旋回飛行を行わないこと。

（オ）航空機による編隊飛行訓練等においては、横田基地外に影響を及ぼさないよう配慮すること。

（カ）ヘリコプターによる飛行訓練については、原則として横田基地の上空で実施すること。やむを得ず横田基地外で行う場合は、人口密集地域上空での飛行を避けること。

（キ）航空機の点検等に伴い発生する騒音について、必要な防音措置を講ずること。

（ク）ヘリコプター及びオスプレイ特有の騒音の軽減策について検討を行うこと。特に、基地周辺の住宅に近い場所でのアイドリング及びホバリングは、極力行わないこと。

（ケ）住宅が密集した市街地に所在する横田基地では、騒音が著しい戦闘機の離着陸を伴う訓練を行わないこと。

（コ）横田基地所属以外の部隊による飛行訓練を極力行わないこと。

（２） 航空機の低騒音化技術の開発及び低騒音機の使用の促進を図ること。

（３） パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等の使用に当たっては、設置場所や使用する時刻、音量に配慮するなど、横田基地の外に影響を与えないよう引き続き必要な措置を講ずること。

（４） 飛来機も含め航空機のエンジンテストは専用施設で実施すること。

３　基地運用の安全対策を徹底し、航空機事故を防止すること。

横田基地においては、航空機の緊急着陸や部品落下、訓練中のパラシュート落下事故、大規模な火災及び燃料漏出事故等、大惨事につながりかねない事故が度々発生しており、再発防止のため、以下の項目について対応すること。

（１） 軽飛行機を含む全ての航空機の運用について、安全確保の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。

（２） 万一、事故等の不測の事態が発生した際は、原因究明及び航空機の整備点検の徹底により、安全性が確認されるまで、運用を再開しないことはもとより、航空機の運用に携わる全ての者に対し徹底した指導や訓練等を行うなど、再発防止に万全の措置を講ずること。また、必要に応じて現場説明を行うことなどを含め、正確な情報を迅速かつ的確に提供すること。

（３） 人員降下訓練や物料投下訓練の実施に当たっては、訓練開始直前や当日、あるいは、訓練が終了してからの情報提供という事例や、情報提供がなかった事例もあったことから、訓練情報の早期提供を徹底するとともに、訓練規模の大小にかかわらず詳細な訓練情報を提供すること。また、人口密集地で行う訓練の危険性を十分考慮の上、これまでに発生したパラシュートやフィンの基地外への落下事故や場外降着と同様の事故を防止し、基地周辺地域に影響を及ぼさないこと。加えて、横田基地所属以外の部隊による人員降下訓練や物料投下訓練を行わないこと。

（４） 基地の運用に当たっては、基地外への影響を最小限に止め、周辺住民に不安を与えることのないよう細心の配慮をし、安全対策を徹底すること。

４　オスプレイの配備・運用等について最大限の配慮を行うこと。

オスプレイについて、周辺住民から安全性や運用への懸念が十分に解消されていないとの声があることから、以下の項目について実施すること。また、平成３０年４月以降当協議会が行った要請内容について、真摯に対応すること。さらに、令和５年１１月に発生した鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイの墜落事故について、二度とこのような事故を起こすことのないよう、安全対策の徹底を図ること。

（１） ＣＶ－２２オスプレイに関する説明責任について

令和４年８月のＣＶ－２２オスプレイの地上待機措置及び同年９月の解除、令和５年１１月に発生したプロップローター・ギアボックスの不具合及び操縦士の意思決定を原因とした墜落事故、令和７年７月及び１０月の予防着陸等を受け、機体の安全性や運用に対する基地周辺住民の不安は一層高まっている。

これらの不安を解消するため、基地周辺住民に対して十分な説明責任を果たすこと。

（２） ＣＶ－２２オスプレイの運用について

横田基地に配備されているＣＶ－２２オスプレイの運用について、迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、ホームページ等による公表に努めること。

（ア）既存の日米合同委員会合意事項を遵守すること。

（イ）飛行高度や飛行経路などの飛行実態及び訓練や機体の安全性等に関して、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（ウ）安全対策を徹底すること。

（エ）生活環境への配慮を行うこと。

（オ）令和３年６月、９月、１２月、令和４年１０月、令和７年７月１８日及び２４日、令和７年１０月２日の７回にわたり発生した予防着陸について、当協議会は、トラブルの原因究明を行い再発防止を図ることや、航空機の点検整備の強化等を、要請してきたが、断続してこのような予防着陸が発生したことは、多くの住民に不安を与えるものである。飛行中、機体にトラブルが発生することは、人命に関わる重大な事故につながりかねないことから、これまで以上に安全確保の徹底を図ること。

（カ）令和４年６月及び令和５年５月に事前の情報提供がない中、機体のローテーションを行うために横浜ノース・ドックにＣＶ－２２オスプレイが着陸した。機体のローテーションについて、地元自治体に迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（3） ＣＶ－２２オスプレイの今後の配備等について

ＣＶ－２２オスプレイは令和６年頃までに合計１０機が横田基地に配備される予定としているところ、既に配備されている部隊に追加されるものとして、１機が、令和３年７月６日に、横田基地に到着した旨米側から説明があったと、国は同年７月２０日に公表したが、事前の情報提供がなかった。また、令和７年１０月２８日、令和７年６月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和５年１１月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のＣＶ－２２オスプレイ１機の代わりとして配備されたものである、残りの４機がいつ配備されるのかは現時点で決まっていないが、段階的に計１０機のＣＶ－２２オスプレイを横田飛行場に配備する計画に変更はないなどとの説明が米側よりあったと国が公表した。飛来から４か月も経過したのちに配備となった事実が公表され、令和３年７月と同様に、事後的に情報が示されており、こうした対応が繰り返されていることは、周辺住民の米軍に対する不信感につながりかねない。

ＣＶ―２２オスプレイの今後の配備については、実際の配備に当たっての事前の情報提供を必ず行うこと。また、これまでにＣＶ―２２オスプレイ配備に伴い横田基地内に配属された人員数や追加配備に伴い配属された人員数、施設整備について、詳細な情報提供を行うこと。さらに、今後の配備計画等について地元自治体へ更なる具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

（4） 横田基地所属以外の米軍オスプレイの飛来について

横田基地への飛来については、周辺住民の不安を解消するため、十分な情報提供を行うとともに、安全対策の徹底と環境への配慮等を行うこと。

５　感染症の拡大防止措置及び情報提供を行うこと。

感染状況等の変化に応じ、地域の不安を払拭する実効性のある対策を講じるため、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での感染防止対策の徹底、検査・医療提供体制の確保・充実及びゲノム解析の実施や変異株の検出状況等の病原体情報の提供等を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際、他県で地元自治体に十分な情報提供が行われなかった事例があったことを踏まえ、国内法を適用し、感染症法に基づく発生届を義務づけるなど、全ての米軍人等の感染状況について確実に情報提供を行うこと。

また、駐留軍等労働者等の感染防止にも万全を期すとともに、在日米軍によりワクチン接種を受けた駐留軍等労働者が、自治体等において接種を受けた場合と比して不利益を被ることのないよう、適切に対応すること。

さらに、日米合同委員会の下に設置された検疫・保健分科委員会の協議内容を公表すること。

６　地元自治体へ適切に情報を提供すること。

横田基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うこと。

さらに、以下の項目については、報道等で発表される前に、迅速に詳細情報を提供すること。また、地元自治体に多大な影響を与える事柄については、事前に意見を聴取し、意向を尊重すること。

これらに加え、周辺住民に早急に伝達する必要がある事件及び事故が発生した際には、横田基地自らプレスリリースを行うこと。

（1） 航空機の離着陸回数等に関する統計資料
（2） 米空母艦載機飛行訓練の実施予定及び訓練内容の報告
（3） 航空機の飛行高度や飛行経路などの飛行実態に関する情報
（4） パブリック・アドレス・システム及びグラウンド・バースト・シミュレーター等を使用した訓練及び人員降下訓練等の実施に関する情報
（5） 米軍構成員等が関係する事件及び事故に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）
（6） 基地に起因する事件及び事故等に関する情報（内容、原因、処理経過及び再発防止策等）
（7） 基地内の施設整備計画及び変更に関する事前情報（目的、内容及び時期等）
（8） 横田基地内の環境に関する情報及び環境対策への対応状況（周辺住民に影響を与えるバードコントロール、雨水流出の防止、下水道管の整備及び維持・管理、廃棄物等の種類・処理方法、廃棄物処理施設・ボイラー施設等からの排煙、特定外来生物の侵入防止、燃料等流出時の土壌対策・流出後の土壌や地下水の調査方法・結果及びＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤について実施した調査・対策の内容・基地内の井戸水における検出状況等）
（9） 米軍再編に関する情報

７　泡消火薬剤【有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ等）】の漏出に係る必要な対応を行うこと。

ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡは国内での製造等が原則禁止されており、基地内で、ＰＦＯＳ等が含まれる泡消火薬剤の漏出等の事故が発生すれば、基地外の環境にも影響を及ぼしかねないことから、徹底した安全対策を講ずる必要がある。

こうした中、令和５年７月には、平成２２年から平成２４年の間にかけて基地内で３件のＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の漏出があったことが明らかになった。また、令和６年８月にＰＦＯＳ等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報提供があった。令和５年１月に発生したＰＦＯＳ等を含む水の漏出事案に関しては、事案発生から２年以上、かつ、米国防省の監査報告書の公表後１か月以上経過してから情報提供があった。これらの漏出は、基地周辺住民に対し速やかに情報提供がなされなかったことへの不信感とともに、健康への影響などへの不安をもたらしている。さらに、令和６年５月をもって、横田基地においてはＰＦＯＳ等が含まれる泡消火薬剤の廃棄を完了したと承知しているが、ＰＦＯＳ等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか確認するとともに、その結果を情報提供すること。加えて、米国等における有機フッ素化合物の規制強化の動きに対し、米軍の対応状況を情報提供すること。

８　日米地位協定とその運用について適切な見直しを行うこと。

日米地位協定とその運用について、以下の項目の適切な見直しを行い、改善を図ること。また、在日米軍横田基地第３７４空輸航空団においても、要望の趣旨を踏まえた運用を行うこと。

（1） １条関係

平成２９年１月に締結された日米地位協定の軍属に関する補足協定について、その運用について透明性を確保するため、同協定第５条で定める通報及び軍属に関する定期的な報告等の内容に関する情報を公表すること。

（2） ２条関係

定期的に基地の使用目的や返還の可能性を検討するとともに、検討に際しては、地元自治体の意見を聴取し、その意向を尊重すること。

（3） ３条関係

（ア）施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のために、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の国内法を、施設及び区域へ適用する旨を明記し、法律等に基づく報告を行うこと。

また、平成２７年９月に締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす可能性がある場合には、通報の有無に関わらず、立入調査を行えるよう、改善を図ること。

さらに、通報の基準については、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続き（外務省仮訳）」のうち、環境補足協定と関連する事項につ

いて、環境に影響を及ぼす可能性がある事件・事故等が発生した場合及び発生した疑いがある場合にまで拡大すること。

あわせて、施設及び区域において排出されるガス、排煙等の調査の実施及び結果並びに改善の内容について公表すること。

（イ） 基地内の廃棄物処理施設について、毎年度、実地調査を実施するとともに、調査結果を提供すること。

（ウ） 施設及び区域の運用に当たっては、安全確保を優先し、施設の改修工事等を実施する際には、騒音の軽減及び粉塵の飛散防止に適切な措置を講じ、周辺住民の生活や農作物に影響を与えることのないよう、細心の配慮をすること。

特に航空機の万全な整備点検による事故の未然防止策の徹底、危険物の輸送・管理及び訓練時等の安全対策の徹底を明記すること。

（エ） 施設及び区域内への緊急車両等の立入手続きの簡素化に努めること。

（オ）横田基地と関係する蓋然性が高いと地元自治体が判断した環境汚染に対しては、日米で連携し原因究明に努め、必要に応じて原因に即した対策を講じること。

（4） ９条関係

施設及び区域周辺の生活環境の保全並びに安全の確保のため、人及び動植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の国内法を適用する旨を明記すること。

特に、日本国外から民間空港を経由して入国する場合と同様に、米国から直接基地に入国する場合においても、原則として検疫が国内法令において定める基準に従って行われるよう、検討を進めるとともに、基地内における既知の感染症の集団発生や新興感染症の急増など状況が変化した場合に対応するため、日米地位協定の見直しまでの間、人の保健衛生に関して特別協定を締結するなど、迅速に対策を講ずること。

また、米軍構成員等の感染症に関する情報を的確に把握し、地元自治体へ速やかに情報提供の上、連携して対処すること。

（5） １３条関係

米軍構成員等の私有車両に対する自動車税及び軽自動車税の優遇制度を是正すること。

（6） １６条関係

米軍構成員等による交通事故や犯罪を防止するとともに、施設及び区域外における迷惑行為を行わないよう、更なる規律の保持及び教育の徹底等の措置を講ずる旨を明記すること。

とりわけ、飲酒運転は、人命に係わる重大な事故につながる、非常に危険かつ悪質なものであるが、この飲酒運転による交通事故が繰り返し発生し、地元自治体と横田基地との信頼関係が損なわれ、かつ、周辺住民の不信と不安がこれまでになく高まっている状況を踏まえ、飲酒運転の根絶に向けた取組を強化・徹底すること。

また、日米両国政府で連携のうえ、米軍関係者が関わる重大事件・事故について、被害者のプライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への情報提供を徹底すること。

（7） １７条関係

日本側が第１次裁判権を有する場合、被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずる旨を明記すること。

（8） １８条関係

（ア）公務外の米軍構成員等又は米軍構成員等の家族により被害を受けた場合であっても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう明記すること。

（イ）米軍構成員等の私有車両の任意保険（対人・対物）及び自転車損害賠償保険等の加入率（家族が被保険者であることを含む）を把握し、全件加入を求めること。

（9） ２５条関係

日米合同委員会の場で、施設及び区域の運用等に関して地元自治体の意向を聴取し、それを協議することを明記すること。あわせて、日米合同委員会合意事項を速やかに公表することを明記すること。

(10)　航空機の騒音軽減措置及び飛行運用関係

（ア）航空機の飛行等について、夜間及び早朝において制限時間の拡大を図ること。土曜日、日曜日、日本の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行及びエンジンテスト等を禁止すること。

（イ）米空母艦載機による飛行訓練を全面的に禁止すること。

（ウ）米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む。）については、現在、航空法第８１条の最低安全高度の規定が特例法により適用除外とされているため、これを見直し、航空法第８１条を適用すること。

(11)　災害対応関係

（ア）災害時における在日米軍との相互応援が実施できるよう明記すること。

（イ）平成１９年４月の日米合同委員会合意（「都道府県又は他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への立入りについて」）に基づき、基地司令官と地元自治体との災害対応のための現地実施協定を円滑かつ速やかに締結すること。

資料 113

横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故について（要請）

令和６年４月 15 日、北関東防衛局から、「４月 13 日午前３時半ごろ、福生市内で横田基地関係者が自損事故（四輪車）を起こし、飲酒運転として現在捜査を行っています。なお、道路わきのフェンスを破損しましたが、人身事故ではありません。」との情報が東京都及び基地周辺自治体に提供された。

その後、４月 17 日、北関東防衛局から、福生警察からの情報提供として「発生場所：福生市大字福生 1980 番地付近道路、被害状況：上記道路脇のガードレール及び目白第二病院駐車場フェンスを損壊、飲酒運転の事実が確認され、引き続き捜査の上、立件の予定」との情報が東京都及び基地周辺自治体に提供された。

飲酒運転は、人命に係わる重大な事故に繋がるもので、非常に危険かつ悪質であり、基地周辺住民に不安を生じさせるだけでなく、住民感情の悪化を招きかねない。

また、飲酒を伴う交通事故に関してはこれまで幾度となく、根絶に向けた取組を要請してきたところである。

この度の横田基地関係者による飲酒を伴う交通事故は、誠に遺憾であり、本協議会は、本件に対して、強く抗議するとともに、下記のとおり要請する。（※）

記

１　事故の経緯、背景、今回の事故を防止できなかった要因等について明らかにするとともに、飲酒運転根絶に向けた対策を直ちに講ずること。

２　米軍関係者に対する教育の徹底及び関係者への厳正な処分を含む綱紀粛正を基地全体で図るとともに、今回の飲酒を伴う交通事故に対する処分の内容について、個人が特定されない範囲で明らかにすること。

３　以上の対策を速やかに実施するとともに、その内容について関係自治体に情報提供すること。

※　国に対しては、「貴職から米軍に抗議し下記のとおり申し入れることを要請する。」と要請

令和６年４月 19 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官
アンドリュー　L.　ラダン大佐　殿
北関東防衛局長　二又　知彦　殿
横田防衛事務所長　中村　敦　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池	百合子
副会長	福生市長	加藤	育男
	立川市長	酒井	大史
	昭島市長	臼井	伸介
	武蔵村山市長	山﨑	泰大
	羽村市長	橋本	弘山
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料114

横田基地内での火災事故について（要請）

令和６年５月４日、北関東防衛局から「５月２日夜、横田基地内の建物において火災が発生した」との連絡を受けた。

この火災では、幸いにも負傷者を出すことはなく、基地外への延焼もなかったものと認識している。

しかし、弾薬庫などの施設もある基地内での火災は、近隣住民に大きな不安を与えるものである。

また、基地周辺には人口が密集した市街地があり、延焼が拡大すれば人命に関わる惨事につながりかねない。こうした環境にあるにもかかわらず火災事故が発生するという事態は、極めて遺憾である。

貴職におかれては、このような状況を十分認識され、下記のとおり対応するよう要請する。（※）

記

１　今回の火災事故について、被害状況等に関する情報を直ちに提供するとともに、徹底した原因究明を行い、再発防止のための対策を講じ、速やかに関係自治体に情報提供すること。

２　今回のような近隣住民に影響を及ぼす事故や事件が発生した場合は、直ちにその事実について、第一報の情報提供を行うこと。また、事故の詳細やその後の対応状況等についても、逐次、迅速かつ正確な情報提供を行うこと。

※　国に対しては、「下記のとおり米軍に申し入れるよう要請する。」と要請

令和６年５月８日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
アンドリュー　L.　ラダン大佐　殿
北関東防衛局長　二又　知彦　殿
横田防衛事務所長　中村　敦　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池	百合子
副会長	福生市長	加藤	育男
	立川市長	酒井	大史
	昭島市長	臼井	伸介
	武蔵村山市長	山﨑	泰大
	羽村市長	橋本	弘山
	瑞穂町長	杉浦	裕之

資料 115

降下訓練における場外（羽村市）降着について（要請）

令和７年 11 月 18 日及び 19 日、防衛省北関東防衛局から「11 月 18 日夕方、米陸軍兵士が横田基地所属のＣ－１３０輸送機による降下訓練において、区域外（羽村市）に着地した。当該兵士は、主降下傘が作動しなかったため、緊急手順に従い予備降下傘を展開したもの。作動しなかった主降下傘については、ジャンパーとともに降りたとのこと。」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

降下訓練における場外降着等は、一歩間違えれば人命に関わる重大な事故につながりかねず、基地周辺住民に多大な不安を与えるものである。

また、当協議会は、人員降下訓練に当たっては、訓練情報の早期提供を徹底するとともに、訓練規模の大小にかかわらず詳細な訓練情報を提供することなどを再三にわたり求めてきたが、今回も事前の情報提供がない中で人員降下訓練が実施された。さらに、人口密集地で行う訓練の危険性を十分考慮の上、これまでに発生したパラシュートやフィンの基地外への落下事故と同様の事故を防止すること等を要請してきたにもかかわらず、こうした事態が発生したことは、遺憾である。

貴職においては、このような状況を十分認識され、原因究明を行い、再発防止と安全確保に努めるよう、下記のとおり要請する。（※）

記

１　今回の場外降着の原因究明と、他の落下物の有無の確認を速やかに行うとともに、再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練は行わないこと。
２　訓練を再開する場合は、事前の情報提供及び安全確保について、更なる徹底を図ること。
３　横田基地所属以外の部隊による同様の訓練は行わないこと。
４　以上に関する情報を関係自治体に速やかに提供すること。

※国に対しては、「貴職においてはこのような状況を十分認識され、下記のとおり米軍に申し入れを行うよう要請する。」と記載

令和７年 11 月 21 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官
リチャード　Ｆ．　マックエルハニー大佐　殿
北関東防衛局長　池田　眞人　殿
横田防衛事務所長　佐々木　輝男　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小　池	百合子
副会長	昭島市長	臼　井	伸　介
	立川市長	酒　井	大　史
	福生市長	加　藤	育　男
	武蔵村山市長	山　﨑	泰　大
	羽村市長	橋　本	弘　山
	瑞穂町長	山　﨑	栄

資料116

東京都福生市内に落下したパラシュートについて（要請）

令和７年 12 月８日、防衛省北関東防衛局から「12 月１日 、熊川児童館屋上で熊川児童館職員により米軍のものと思われるものが発見された」、「米軍に確認したところ、これは米軍のものであり、11 月 20 日に 米軍兵士が空挺降下訓練中に主降下傘を切り離した後、予備降下傘を使用して横田基地に着地した。切り離した主降下傘は風によりコースを外れ、横田基地外に落下した。当該降下傘については、米軍が同日夜に福生市内熊川児童館敷地内で回収した。また、熊川児童館屋上で発見されたものは、この着地に関連する誘導傘（パイロットシュート）であった」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

降下訓練における落下物等は、一歩間違えれば人命に関わる重大な事故につながりかねず、特に今回は、子どもたちが集う児童館の敷地に落下しており、基地周辺住民に多大な不安を与えるものである。

また、当協議会は、これまでに発生した基地外への落下事故と同様の事故を防止すること等を要請してきたにもかかわらず、こうした事態が発生したことや、令和７年 11 月 18 日に発生した場外降着を受け、再発防止策を講ずるまで、同様の訓練は行わないことを要請している中、訓練が再開され落下事故が発生したこと、事案の発生について自治体からの照会があるまで情報提供がなされなかったことは、極めて遺憾である。

貴職においては、このような状況を十分認識され、原因究明を行い、再発防止と安全確保に努めるよう、下記のとおり要請する。（※）

記

１　今回のパラシュート落下の原因究明と、他の落下物の有無の確認を速やかに行うとともに、再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練は行わないこと。
２　訓練を再開する場合は、事前の情報提供及び安全確保について、更なる徹底を図ること。
３　横田基地所属以外の部隊による同様の訓練は行わないこと。
４　以上に関する情報を関係自治体に速やかに提供すること。

※国に対しては、「貴職においてはこのような状況を十分認識され、下記のとおり米軍に申し入れを行うよう要請する。」と記載

令和７年 12 月９日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官
リチャード　Ｆ．　マックエルハニー大佐　殿
北関東防衛局長　池田　眞人　殿
横田防衛事務所長　佐々木　輝男　殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会　長	東京都知事	小池　百合子
副会長	昭島市長	臼井　伸介
	立川市長	酒井　大史
	福生市長	加藤　育男
	武蔵村山市長	山﨑　泰大
	羽村市長	橋本　弘山
	瑞穂町長	山﨑　栄

【資料編】

Ⅷ　東京都等の基地対策

3　渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）

資料 117

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会規約

（名　称）

第１条　この会は、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　この協議会は、米軍提供施設等が所在する都道府県（別表に掲げる都道府県。以下「都道府県」という。）相互間の連絡協調を密接にし、政府等に対して、基地問題の適切かつ迅速な措置について要望等を行い、これらの問題の効果的な解決を図ることを目的とする。

（組　織）

第３条　この協議会は、都道府県の知事を会員として組織する。

（事　業）

第４条　この協議会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）問題の解決策を図るための関係会議の開催

（２）情報の収集及びその伝達

（３）関係機関への要望等

（４）広報活動及び情勢分析

（５）その他協議会の目的を達成するために必要な事業

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長１人及び副会長３人を置く。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（役員の任期等）

第６条　会長及び副会長（以下「役員」という。）は会員の互選により定める。

２　役員の任期は２年とする。

ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、再任されることができる。

（会　議）

第７条　　会議は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年１回、臨時総会は必要のつど開催する。

２　総会は、要望書の採択、役員の改選、規約の改正、その他重要な事項を決議する。

３　会議は、会長が招集し会員の定数の３分の２以上が出席しなければ開会することができない。

４　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

５　会議の議事は、出席会員の過半数で決する。

（幹　事）

第８条　　協議会にその事務を処理させるため、幹事を置く。

２　幹事は、都道府県の渉外事務主管部長または都道府県知事の指名する者をもってあてる。

３　幹事のうち、会長の属する都道府県の幹事を幹事長とする。

（幹事会）

第９条　予算・決算等協議会の運営に関する事項、総会に提出すべき事項、総会から付議された事項及び緊急を要する事項を審議させるため、協議会の下に幹事を会員とする幹事会を置く。

２　予算の決定及び決算の承認は、幹事会において行う。

３　幹事会は、定例会及び臨時会とし、定例会は年１回、臨時会は必要のつど開催する。

４　第７条第３項から第５項までの規定は幹事会の会議に準用する。この場合において「会長」とあるのは「幹事長」と読みかえるものとする。

（会計監事）

第 10 条　協議会の会計を監査するため幹事のうちから２人を会計監事とし、会長が任命する。

２　会計監事の任期は２年とする。

（庶　務）

第 11 条　この協議会の事務は会長都道府県において処理する。

（経　費）

第 12 条　協議会の経費は、会員の分担金をもって支弁する。

２　分担金の金額は別に定める。

（会　計）

第 13 条　協議会の会計は、毎年４月１日に始まり、翌

年３月３１日に終る。

附　則

１　この規約は、昭和 37 年１月 12 日から施　行する。

２　この規約施行の日後最初に選任された役員の任期は、第６条の規定にかかわらず、昭和 38 年３月 31 日までとする。

附　則

この規約は、平成２年８月８日から施行する。

附　則

この規約は、平成７年７月 28 日から施行する。

附　則

この規約は、平成８年７月 24 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 12 年７月 27 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 20 年８月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成 23 年７月 29 日から施行する。

附　則

この規約は、平成 28 年７月 25 日から施行する。

（別　表）

北海道　青森県　茨城県　埼玉県
千葉県　東京都　神奈川県　山梨県
静岡県　京都府　広島県　山口県
福岡県　長崎県　沖縄県

資料 118

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の令和７年度「基地対策に関する要望」

日米地位協定に基づき提供されている「施設及び区域」（米軍基地（水域を含む）。以下「基地」という。）を抱える地方公共団体は、基地の存在及びその運用に伴う諸問題によって地域の生活環境の整備・保全や産業振興等に様々な障害を受けており、その対策に日夜腐心しているところであります。

近年相次ぐオスプレイに関する事故をはじめとする航空機事故、原子力艦等の艦船の事故や弾薬等による事故への不安、航空機等の騒音による被害の増大、環境汚染、米軍の構成員及び軍属並びにそれらの家族（以下「米軍構成員等」という。）による事故や犯罪の発生、駐留軍等労働者の諸問題など、基地に起因する問題も広範多岐にわたります。

特に、米軍、米軍構成員等による事件・事故を抑止するための取組みについては、日米地位協定の改定を含め、実効性のある抜本的な再発防止策が確実に講じられることが重要であると考えております。

また、近年では、新型インフルエンザ等の新興感染症についても、その対策に万全を期すことが必要となっています。

国におかれましては、基地周辺の生活環境の整備や民生安定のために種々の施策が講じられているところでありますが、今日の多様化した住民ニーズに応えた内容とはいえず、基地周辺対策予算や基地交付金などについても制度の目的に沿った増額措置がなされておりません。

このことは、本来、国民全体で担うべき基地負担を担い、長年にわたって生活環境の改善を求めてきた基地周辺住民や地方公共団体の切実な願いに背くものであり、また、基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらすものとなっております。

これまで、在日米軍の再編や日米地位協定の運用改善などが図られてきましたが、基地を抱える地方公共団体は、さらなる基地問題の解消、とりわけ米軍基地の整理、縮小及び早期返還並びに日米地位協定の抜本的見直しに大きな期待を寄せております。

また、平成 30 年７月及び令和２年 11 月には、全国知事会において、日米地位協定の見直しなどに関する「米軍基地負担に関する提言」が取りまとめられるなど、基地問題の解消は、全国共通の課題でもあります。

よって、国におかれましては、基地周辺住民、地方公共団体のこうした状況を十分に理解され、基地対策に関する別記の施策・制度・予算に関する諸事項を速やかに実現されるよう強く要望いたします。

令和７年７月３０日

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（略称：渉外知事会）

会　長　神奈川県知事　黒　岩　祐　治
副会長　青　森　県知事　宮　下　宗一郎
副会長　長　崎　県知事　大　石　賢　吾
副会長　沖　縄　県知事　玉　城　デニー
北　海　道知事　鈴　木　直　道
茨　城　県知事　大井川　和　彦
埼　玉　県知事　大　野　元　裕
千　葉　県知事　熊　谷　俊　人
東　京　都知事　小　池　百合子
山　梨　県知事　長　崎　幸太郎
静　岡　県知事　鈴　木　康　友
京　都　府知事　西　脇　隆　俊
広　島　県知事　湯　﨑　英　彦
山　口　県知事　村　岡　嗣　政
福　岡　県知事　服　部　誠太郎

渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の令和７年度「基地対策に関する要望」の主な項目

１　基地の整理、縮小及び早期返還の促進

２　日米地位協定の改定

(1)　基地使用の可視化

(2)　環境条項の新設

(3)　騒音軽減及び飛行運用の制限等に係る条項の新設

(4)　国内法適用の拡充

(5)　基地内の安全管理及び基地の外における活動の制限に関する条項の新設

(6)　米軍、米軍構成員等による事件・事故の防止と措置の充実

(7)　地元意見の聴取に係る仕組みの新設

３　国による財政的措置等の新設・拡充

(1)　基地交付金等の増額等

(2)　地域振興策の新設・拡充

(3)　基地跡地の返還に係る支援

(4)　駐留軍等労働者対策及び離職者対策の拡充・強化

(5)　環境汚染対策費の新設

資料 119

米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請

令和６年７月 24 日

外 務 大 臣 上 川 陽 子 殿
防 衛 大 臣 木 原 稔 殿

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会
（略称：涉外知事会）
会　長 神奈川県 知 事 黒 岩 祐 治
副会長 青 森 県 知 事 宮 下 宗一郎
副会長 長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾
副会長 沖 縄 県 知 事 玉 城 デニー
北 海 道 知 事 鈴 木 直 道
茨 城 県 知 事 大井川 和 彦
埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕
千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事 小 池 百合子
山 梨 県 知 事 長 崎 幸太郎
静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友
京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊
広 島 県 知 事 湯 﨑 英 彦
山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政
福 岡 県 知 事 服 部 誠太郎

昨年 12 月、沖縄県で米空軍兵による 16 歳未満の少女に対するわいせつ誘拐、不同意性交等事件が発生し、今年５月に米海兵隊員による女性に対する不同意性交等致傷事件が発生しました。また、詳細は不明ですが、この他にも同県では、昨年以降、３件の性的暴行事件があったことが明らかになっています。

同県では、平成７年には米軍人による女児暴行という痛ましい事件があり、その後も、全国で米軍人等による事件・事故が度々発生する中、本協議会では、繰り返し、事件・事故防止を求めてきました。しかし、再び、このような事件が起きたことは極めて遺憾です。

これまでも、国からは、在日米軍は、犯罪防止に向けて研修の実施等に取り組んでいるとの説明を受けてきましたが、今回の事件を踏まえれば、十分なものではなかったと言わざるを得ません。

また、これらの事件については、国から関係自治体に対する情報提供が一切なく、その結果、関係機関、地域が連携した安全確保の取組等、事件後の対応をとることができませんでした。

速やかな対応等を図るため、米軍人等が関わる重大事件については、被害者のプライバシー等に十分配慮したうえで、関係自治体等が適時適切な情報提供を受ける必要があります。

国は情報共有体制の見直しを明らかにしましたが、引き続き検証のうえ事件が発生した自治体に対する必要な措置を講じるべきです。

ついては、日米両国政府で連携のうえ、次の措置を実施するよう強く求めます。

記

１　在日米軍が実施している研修などが実効性のあるものとなるよう不断に検証を行い、これを徹底するなど、事件・事故の再発防止に向けて必要な体制を構築すること。

また、米軍人等による事件・事故防止のため、地域の求めに応じて、国・関係自治体・米軍等が協力し対策を協議・調整する場を新たに設けること。

２　今回の事件を踏まえ、リバティ制度における外出制限措置の更なる厳格化等、再発防止の徹底を図るとともに、被害者に対する適切な補償を遅滞なく実施すること。

３　米軍人等が関わる重大事件について、引き続き、プライバシー等への配慮も含め、情報提供のあり方を検証し、必要な措置を講じるとともに、関係自治体への通報を徹底すること。

４　日米地位協定を改定し、日本側が米軍人等の身柄の引き渡しを求める場合には確実に引き渡しが行われるようにするなど、これまでの涉外知事会の要請を踏まえ、日米地位協定の司法手続き全般について見直しを図ること。

また、改定までの間も、平成７年の刑事裁判手続に係る日米合同委員会合意を見直し、起訴前の拘禁移転の対象である「強姦」を「不同意性交等罪」に改めるなど、不同意性交等罪の扱いを明確化すること。

資料 120

航空機事故後の対応等に関する特別要請

令和６年７月 24 日

外 務 大 臣 上 川 陽 子 殿
防 衛 大 臣 木 原 稔 殿

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会
（略称：涉外知事会）
会　長 神奈川県 知 事 黒　岩　祐　治
副会長 青 森 県 知 事 宮　下　宗一郎
副会長 長 崎 県 知 事 大　石　賢　吾
副会長 沖 縄 県 知 事 玉　城　デニー
北 海 道 知 事 鈴　木　直　道
茨 城 県 知 事 大井川　和　彦
埼 玉 県 知 事 大　野　元　裕
千 葉 県 知 事 熊　谷　俊　人
東 京 都 知 事 小　池　百合子
山 梨 県 知 事 長　崎　幸太郎
静 岡 県 知 事 鈴　木　康　友
京 都 府 知 事 西　脇　隆　俊
広 島 県 知 事 湯　﨑　英　彦
山 口 県 知 事 村　岡　嗣　政
福 岡 県 知 事 服　部　誠太郎

航空機事故が発生した際の対応について、当協議会として、日米間で連携して徹底した安全対策に取り組むとともに、事故後の十分な情報提供を行うよう、繰り返し求めてきました。また、日米合同委員会において、これまで、日本側が要請した際は、原則として６か月以内に米軍航空機の事故調査報告書の写しを提供すること（平成８年 12 月合意）や、航空機事故が発生した際に通報する事項等（平成９年３月合意）が合意されてきました。

一方で、令和５年 11 月に発生したオスプレイ墜落事故後の対応においては、当初、日本側が安全確認後の飛行を求めたにもかかわらず、一部機種の飛行が継続され、また、日本側が国内でのオスプレイの運用再開前の丁寧な説明を行いたいとの意向を示したにもかかわらず、日米両国政府間での調整を踏まえた、国の説明が運用再開の前日となるなど、米軍が講じる安全確保策等に日本側の意向が反映されなかったと考えざるを得ません。さらに、その間の日米間の協議内容が明らかでなかったことや、運用再開時に、事故原因や再発防止策等の具体的な内容が、関係自治体に対して情報提供されなかった点も課題でありました。

今後は、二度とこのような事故が起きないよう、徹底した安全対策に取り組むことが重要でありますが、併せて、万が一、航空機事故が発生した際に備え、今回の事故で明らかになった課題の解決に取り組むべきです。

そこで、日米両国政府で連携のうえ、次のことを実現するよう強く求めます。

１　重大な航空機事故が発生した際に、米軍が講じる安全確保策に日本側の意向が十分に反映されるよう、日米合同委員会の下に設置されている事故分科委員会の拡充や、日米地位協定の見直しを含め、必要な体制を構築すること。

また、日米間での事故後の安全対策に関する協議状況について、速やかに関係自治体に対して情報提供するよう、日米間で取り決めること。

２　日本側から、基地周辺住民の不安解消のため、同型機の飛行停止の申入れがあった際は、安全が確認され、関係自治体に対して事故原因や安全対策等の十分な情報提供を行うまでは飛行を停止するよう、日米間で取り決めること。

３　航空機事故が発生した際に、事故原因や再発防止策の具体的な内容、飛行停止や飛行再開の判断根拠などの航空機の安全性に関する情報を早期に関係自治体に示すことができるよう、日米間で必要な調整を行うこと。

特に、最終的に事故調査報告書が提供されるまでの間においても関係自治体に対して情報提供できるよう、情報提供事項について可能な限り事前に日米間で取り決めること。

４　特に、オスプレイについては、令和５年 11 月に発生した墜落事故を踏まえ、今後とも、安全対策を徹底するとともに、その安全対策に関する事項について、適時適切に関係自治体に対して情報提供すること。

資料 121

日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請

令和７年７月 30 日

外 務 大 臣 岩 屋 毅 殿
防 衛 大 臣 中 谷 元 殿

涉外関係主要都道府県知事連絡協議会
（略称：涉外知事会）
会　長 神奈川県 知 事 黒　岩　祐　治
副会長 青 森 県 知 事 宮　下　宗一郎
副会長 長 崎 県 知 事 大　石　賢　吾
副会長 沖 縄 県 知 事 玉　城　デニー
北 海 道 知 事 鈴　木　直　道
茨 城 県 知 事 大井川　和　彦
埼 玉 県 知 事 大　野　元　裕
千 葉 県 知 事 熊　谷　俊　人
東 京 都 知 事 小　池　百合子
山 梨 県 知 事 長　崎　幸太郎
静 岡 県 知 事 鈴　木　康　友
京 都 府 知 事 西　脇　隆　俊
広 島 県 知 事 湯　﨑　英　彦
山 口 県 知 事 村　岡　嗣　政
福 岡 県 知 事 服　部　誠太郎

日米地位協定については、当協議会として、早急な改定を行うよう、繰り返し求めてきました。

しかしながら、日米地位協定は、我が国を取り巻く安全保障環境や我が国の社会経済環境の変化にも関わらず、60年以上改定されていない状況にあります。

その間、事件・事故、航空機騒音など基地から派生する様々な基地問題が生じており、近年では、新型コロナウィルス感染症、PFOS 等の環境問題等が発生しました。

これまで基地問題が発生する都度、日米両国政府は運用改善で対応してきましたが、問題の抜本的解決のためには、米軍の活動に国内法を適用するなど、地位協定改定が不可欠です。

石破総理大臣は日米同盟強化のためにも日米地位協定の改定が必要であるとの考えであり、昨年 10 月以降、地位協定改定を含めた「アジアにおける安全保障の在り方」について国内での検討が進められていると承知しています。検討を加速するとともに、早期に日米間での協議を開始するなど、改定に向けた取組を進める必要があります。

当協議会は、日米安全保障体制の必要性は理解しており、これまで実施してきた要望事項は、在日米軍の駐留に伴う諸問題を解決し、より望ましい日米安全保障体制を構築する上で重要なものであると考えます。

我々地方公共団体の意見を聴取した上で、基地周辺住民の意向を踏まえ、現状に即した日米地位協定の在り方を日米で連携し検討すべきです。

そこで、日米両国政府で連携し、次の措置を実施するよう強く求めます。

1　日米地位協定改定に向け、現在行われている国内での検討を加速するとともに、早期に日米間での協議を開始すること。
2　地位協定改定にあたっては、本協議会のこれまでの要望事項を踏まえ、米軍の活動に国内法を適用するなど、基地が所在する地域の意向に沿ったものとすること。
3　特に、地位協定改定にあたっては、基地に関係する地方公共団体の意見を聴取する機会を設けること。

【資料編】

Ⅷ　東京都等の基地対策

4　全国知事会

資料 122

令和８年度　国の施策並びに予算に関する提案・要望（政策要望）（令和７年７月24日）
※　「基地対策の推進について」の箇所を抜粋

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計６回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきた。

研究会終了後の平成30年７月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきた。

また、令和元年７月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところであり、その後、令和２年11月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、同年12月に改めて国に対して要請を行った。

一方、国では、令和元年７月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われている。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、全国知事会の提言内容が実現したとは言い難い状況である。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国においては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組んでいただきたい。

（１）米軍機の飛行等について

飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。

ア 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。

イ 米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。また、実効性ある再発防止策を講じること。

ウ 民間航空機の安全と円滑な運航を確保するため、米軍管理となっている空域の航空交通管制業務の見直しを進めること。

エ 米軍機による事故を防止するため、航空機の整備点検、パイロット等の安全教育や規律保持の徹底、住宅地域及び工場地帯上空での飛行制限並びに夜間連続離着陸訓練の中止等、徹底した安全対策を講じること。

オ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。

（2）日米地位協定について

日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。

（3）米軍人等による事件・事故防止について

米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること。

とりわけ米軍人等の事件・事故防止対策などについて協議するために、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者が参加する「地域特別委員会」を設置するとともに、平成29年１月に日米両政府間で締結された軍属に関する補足協定を的確に運用し、事件・事故の防止に向けた取組を進めること。

（4）基地周辺における措置等について

ア 飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

イ 米軍基地に配備されているヘリコプター等の米軍機から発生する低周波音について、周辺住民の健康への影響等が懸念されることから、航空機による低周波音に係る環境基準を策定し、その基準が遵守されるよう措置すること。

ウ 基地周辺及び演習に際しての住民の安全確保・環境保全対策を推進するとともに、基地周辺の生活環境の整備事業を拡充すること。

エ 平成27年９月に日米両政府間で締結された環境補足協定については、環境に影響を及ぼす事故が現に発生した場合の迅速な情報提供、円滑な立入りや、返還前の早期の立入りの実現など、実効性のある運用を通じて基地内の環境対策の強化が着実に図れるよう努めること。

オ 基地対策に関する経費が地元に転嫁されることによって各地方公共団体の財政の圧迫をもたらさないよう、地方公共団体の意向を踏まえ新たな制度の創設を含め適正な措置を講ずること。

（5）基地の整理・縮小・返還について

ア 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

イ 返還後の基地跡地利用について、国有財産の無償譲渡や無償貸付けなどの積極的な支援措置を講じること。

（6）重要影響事態安全確保法等について

重要影響事態安全確保法等の運用に当たっては、適時・的確な情報提供に努めるとともに、地方公共団体の意向を十分尊重すること。

資料 123

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成２８年１１月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、これまで６回にわたり開催してきました。
研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

その結果、
① 日米安全保障体制は、国民の生命・財産や領土・領海等を守るために重要であるが、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負　担を強いている側面がある。
② 基地周辺以外においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期・内容などについて、関係の自治体への事前説明・通告が求められている。
③ 全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の７割を占め、依然として極めて高い。
④ 日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって、依然として十分とは言えない現況である。
⑤ 沖縄県の例では、県経済に占める基地関連収入は復帰時に比べ大幅に低下　し、返還後の跡地利用に伴う経済効果は基地経済を大きく上回るものとなって おり、経済効果の面からも、更なる基地の返還等が求められている。

といった、現状や改善すべき課題を確認することができました。
米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

１ 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、**訓練ルートや訓練が行われる時期**について**速やかな事前情報提供**を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと

２ **日米地位協定を抜本的に見直し**、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること

３ 米軍人等による**事件・事故**に対し、**具体的かつ実効的な防止策**を提示し、継続的に取組みを進めること
また、飛行場周辺における**航空機騒音規制措置**については、**周辺住民の実質的な負担軽減**が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと

４ 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

平成３０年７月２７日

全 国 知 事 会

資料 124

米軍基地負担に関する提言

全国知事会においては、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成２８年１１月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置、計６回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深めてきました。

研究会終了後の平成３０年７月開催の全国知事会議では、「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対して要請を行ってきました。

また、令和元年７月開催の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があったところです。

一方、国では、同年７月、日米両政府間で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」の改正について合意し、迅速かつ早期の制限区域内への立入り等をガイドラインに新たに規定することなども行われております。

しかしながら、このガイドラインの改正により、日米地位協定における運用面の一部改善は行われたものの、平成３０年７月の提言内容が実現したとは言い難い状況です。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要であり、国におかれては、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、引き続き一層積極的に取り組まれることを提言します。

記

１ 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること

米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行い、人口密集地域等の上空の飛行回避、深夜、早朝など住民への影響が大きい時間帯や土曜日、日曜日、祝日等および重要な地元行事や学校行事等を避けるなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと

また、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること

２ 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること

３ 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること

また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと

４ 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

５ 在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること

令和２年１１月５日

全 国 知 事 会

【資料編】

IX　その他

資料125

首都圏におけるビジネス航空の受入れ体制強化に向けた取組方針

平成２２年１１月　東京都

＜骨子＞

小型ジェット機等を用いたビジネス航空は、グローバルな企業活動に不可欠なビジネスツールとして欧米で広く活用され、近年では中東・アジアにおいても急速に利用が拡大している。海外からは首都圏への乗入れ要望が強いものの、羽田・成田空港の受入れ体制は立ち遅れており、極めて限定的な利用となっている。このままの状態が続けば、ビジネスチャンスが他国に奪われることになり、今後の国際的なビジネスにおける東京ひいては我が国の地位低下が懸念される。国も先ごろ、ビジネス航空に対して一定の対応策を打ち出したが、未だ十分と言えない状況である。

このため、都は、以下のように、ビジネス航空の受入れ体制強化に向けた考え方を提示し、国と連携して、具体的な推進が図られるよう取り組んでいく。

１　今後の取組の方向

(1)　将来的には欧米並みの利用を目指しつつ、当面、アジアにおけるビジネス航空の拠点である香港を上回り、アジアでトップの発着回数を実現。

(2)　ビジネス航空利用者が、一般旅客とは別の専用動線によって、迅速に入国手続きなどができる受入れ体制を確保。

２　羽田空港における取組

羽田空港は、ビジネス航空の利用が最も便利で海外からも要望が強く、国も一定の受入れ拡大を図ったが、まだ十分でない。そこで、

(1)　都心との近接性を活かし、発着枠の拡大と合わせ、専用動線の確保、ＣＩＱ体制の充実、スポットの増設を実施し、迅速で便利な対応を実現。

(2)　新国際線旅客ターミナルの増床（平成25年度に見込む国際線増枠への対応）の際に、上記を実施するよう国に要請。

３　横田基地における取組

羽田空港や成田空港での対応を図っても十分とはいえないため、比較的利用されていない横田基地の活用が必要である。そこで、

(1)　横田基地において、既存施設の活用あるいは必要な施設整備により、ビジネス航空の受入体制を確保。また、既に米軍関係者のために整備されているＣＩＱ体制や運航支援事業者なども活用し、利便性の高いサービスを提供。

(2)　軍民共用化を国と連携して推進し、上記を米国関係機関等へ働きかけ。

(3)　国道16号や中央環状線、外環、圏央道などの整備を国と連携して推進し、都心からのアクセスを一層強化。

資料126

基地対策連絡調整会議設置要綱

（設　　置）
第１　東京都内の米軍基地について、都民の平穏で安全な生活を守り、地域のまちづくりを推進する観点から、基地の整理・縮小・返還の促進を図り、合せて地域のまちづくりとの調整、騒音問題など基地全般にかかわる諸問題を解決するため、「基地対策連絡調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。
（調整事項）
第２　調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。
⑴　まちづくりと基地の調整に関すること。
⑵　基地騒音、環境対策など基地にかかわる諸問題の調整に関すること。
⑶　上記に伴う基地の整理、縮小、返還に関すること。
⑷　返還までの対策としての基地の共同使用に関すること。
（構　　成）
第３　調整会議は、別表１に掲げる職にある者をもって構成する。
（座　　長）
第４　調整会議に、座長を置く。
②　座長は、都市整備局の理事級職をもって充てる。
③　座長は、調整会議の会務を総理する。
（招　　集）
第５　調整会議は、座長が招集する。
②　座長は、必要に応じて第３に掲げる以外の者に対して会議の出席を求め、意見を聞くことができる。
（部　　会）
第６　座長は、個別の課題について調整を図るため、必要に応じて部会を設置することができる。
②　設置する部会、協議事項及び部会の構成員は別表２に定めるものとする。
（庶　　務）
第７　調整会議の庶務は、都市整備局基地対策部において処理する。
（その他）
第８　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。（７都市対基第７号）

別表　１
⑴　都市整備局理事級職員のうち、基地対策にかかる事務を担任する者
⑵　都市整備局基地対策部長
⑶　都市整備局横田基地共用化推進担当部長
⑷　都市整備局景観・プロジェクト担当部長
⑸　都市整備局都市基盤部長
⑹　都市整備局航空政策担当部長
⑺　総務局行政部長
⑻　総務局多摩島しょ振興担当部長
⑼　総務局総合防災部長
⑽　環境局環境改善部長
⑾　保健医療局感染症危機管理担当部長
⑿　建設局公園緑地部長
⒀　建設局道路建設部長

別表　２
◆　基地対策連絡調整会議５部会の協議事項
⑴　基地対策関係事業調整部会
ア　東京都内の米軍基地問題に関する各局事業の連絡調整に関すること。
イ　基地問題に関する国等への要望に関すること。
ウ　その他必要な事項
⑵　横田基地航空燃料漏出対策部会
ア　横田基地における航空燃料漏出事故対策に関すること。
イ　その他必要な事項
⑶　横田基地軍民共用化検討部会
ア　横田基地における軍民共用化に関すること。
イ　その他必要な事項
⑷　多摩サービス補助施設返還・共用検討部会
ア　多摩サービス補助施設における返還・共用に関すること。
イ　その他必要な事項
⑸　赤坂プレスセンター・ヘリポート使用調整部会
ア　赤坂プレスセンター・ヘリポートの緊急時及び災害時の使用に関すること。
イ　その他必要な事項

◆　部会構成
⑴　基地対策関係事業調整部会［19名］：
都市整備局　基地対策部基地対策担当課長
基地対策部横田基地共用化推進担当課長
都市づくり政策部緑地景観課長
多摩まちづくり政策部多摩まちづくり戦略担当課長
都市基盤部航空政策担当課長

総　務　局　行政部多摩振興担当課長
　　行政部島しょ振興担当課長
　　行政部小笠原振興担当課長
　　行政部区政課長
　　行政部市町村課長
　　総合防災部防災計画課長
主　税　局　税制部税制改正担当課長
環　境　局　環境改善部大気保全課長
　　自然環境部計画担当課長
建　設　局　公園緑地部計画課長
　　道路建設部計画課長
保健医療局　感染症対策部防疫課長
港　湾　局　離島港湾部島しょ空港整備推進担当課長
教　育　庁　都立学校教育部高等学校教育課長

⑵　横田基地航空燃料漏出対策部会［5 名］：
都市整備局　基地対策部基地対策担当課長
環　境　局　環境改善部化学物質対策課長
保健医療局　健康安全部環境保健衛生課長
水　道　局　浄水部水質担当課長
消　防　庁　予防部危険物課長

⑶　横田基地軍民共用化検討部会［14 名］
都市整備局　都市整備局理事級職員のうち、基地対策にかかる事務を担任する者（座長）
　　横田基地共用化推進担当部長
　　景観・プロジェクト担当部長
　　都市基盤部長
　　航空政策担当部長
　　市街地整備部長
総　務　局　行政部長
　　多摩島しょ振興担当部長
環　境　局　環境改善部長
産業労働局　産業企画担当部長
建　設　局　道路保全担当部長
　　道路計画担当部長
港　湾　局　離島港湾部長
　　島しょ・小笠原空港整備担当部長

⑷　多摩サービス補助施設返還・共用検討部会［7 名］：
都市整備局　基地対策部基地対策担当課長
　　都市づくり政策部緑地景観課長
　　多摩まちづくり政策部多摩まちづくり戦略担当課長
総　務　局　行政部多摩振興担当課長
　　行政部市町村課長
建　設　局　公園緑地部計画課長
教　育　庁　地域教育支援部管理課長

⑸　赤坂プレスセンター・ヘリポート使用調整部会［6 名］：
都市整備局　基地対策部基地対策担当課長
総　務　局　総合防災部防災計画課長
環　境　局　環境改善部大気保全課長
保健医療局　医療政策部救急災害医療課長
地方独立行政法人東京都立病院機構
　　戦略推進室 整備事業担当課長
消　防　庁　企画調整部企画課長

資料 127

基　地　年　表

年 月 日	事　　項
昭 20. 8.15	終戦
8.28	連合軍進駐
22. 5. 3	憲法施行
25. 6.25	朝鮮戦争勃発
27. 4.28	平和条約発効　旧安保条約及び行政協定発効(35.6.23 失効)
7. 7	第一生命ビル返還(旧 GHQ)
7.26	米軍提供施設区域協定調印
28. 7.28	朝鮮休戦協定調印
8.25	特別損失補償法施行
29. 5. 1	日米相互防衛援助協定(MSA 協定)発効
7. 1	防衛庁設置
30. 5. 8	砂川基地闘争始まる
32. 6.21	在日米軍削減、日米安全保障委員会設置決定(岸、アイク会談)
8. 6	日米安全保障委員会設置(35.1.19 解消)
34. 3.30	砂川事件判決(東京地裁)(38.12.25 最高裁確定)
35. 1.19	日米安全保障協議委員会設置
6.23	安保条約及び地位協定発効
37. 1.12	渉外関係主要都道県知事連絡協議会設置
11. 1	防衛施設庁設置
38.12.31	日米共同声明(在日米軍縮小)
39. 8.12	ワシントンハイツ返還
10.10	東京オリンピック開催
40. 2. 7	米機北ベトナムドンホイ爆撃
41. 7.26	防衛施設周辺整備法施行(49.6.27 廃止)
43. 6.26	小笠原返還、硫黄島通信所及び南鳥島通信所提供
12.23	基地縮小計画合意(第９回日米安全保障協議委員会)
44.10.28	昭和住宅地区返還
12. 1	米軍、立川飛行場業務停止
12.15	都総務局基地返還対策室設置(51.7.31 廃止)
45. 6.23	安保条約及び地位協定自動延長(10 年間)
10.31	米、北爆停止を声明
12.21	在日米軍縮小・基地整理計画合意(第 12 回日米安全保障協議委員会)
46. 6.30	立川飛行場の一部共同使用(陸上自衛隊)
10.15	キャンプ王子及び羽村学校地区返還
47. 1.10	関東地区基地集約化計画発表(福田、ロジャース会談)
3. 7	自衛隊立川飛行場強行移駐
4.16	米、北爆再開(ハノイ、ハイフォン爆撃)
4.18	知事は横田、立川基地視察、基地関係市町長と懇談
5.15	沖縄返還
9.22	横田基地都有地明渡し請求訴訟提起(原告　都　被告　国)
48. 1.23	在日米軍基地統合計画(関東計画)発表(第 14 回日米安全保障協議委員会)
1.25	武蔵野住宅地区返還
1.27	ベトナム和平協定調印(1.28 発効)
48. 3.31	調布飛行場返還
6.20	キャンプ朝霞返還
6.30	和空軍施設返還
48. 8. 1	東京通信所返還

48. 9.30	グラントハイツ住宅地区返還
49. 6.27	防衛施設周辺生活環境整備法施行
49.12.10	関東村住宅地区返還
50. 4.30	ベトナム戦争終結
6.30	府中空軍施設の大部分返還
51. 4.28	横田飛行場基地公害住民訴訟提訴(第1次)
6.21	国有財産中央審議会は「三分割、有償処分案」を大蔵大臣に答申
8. 1	都庁機構改革により基地返還対策事務は都市計画局に移管
52.10. 6	「多摩弾薬庫」を「多摩サービス補助施設」と名称変更
〃	「府中空軍施設」を「府中通信施設」と名称変更
11.17	横田基地騒音公害訴訟提訴(第2次)
11.30	立川飛行場返還
54.10. 8	横田基地内都有地明渡し訴訟取下げ
12.24	「返還財産の処分条件について」大蔵省通達
55. 4.10	羽田郵便取扱所返還
57. 7.21	横田基地騒音公害訴訟提訴(第3次)
58. 7.16	ニューサンノー米軍センター提供
10.15	山王ホテル士官宿舎返還
62. 6.12	国有財産中央審議会は「留保地の取扱い」を大蔵大臣に答申
7.15	第1次・第2次横田基地騒音公害訴訟控訴審判決(夜間飛行差し止め却下、損害賠償積み増し)(5.2.25最高裁確定)
平 2.10. 3	東西ドイツ統一
3.12.	ソビエト連邦解体
5.10. 1	南鳥島通信所返還
6. 3.30	第3次横田基地騒音訴訟東京高裁判決
12.12	横田基地公害住民訴訟提訴(第4次)
7. 9. 4	沖縄において米兵による少女暴行事件発生
9.27	「在日米軍駐留経費新特別協定」署名 (8.4.1発効)
9.28	沖縄県知事、米軍用地使用の代理署名拒否
10.25	日米特別行動委員会発足
11.19	日米首脳会談で「沖縄に関する特別行動委員会 (SACO)」設置につき合意
12. 7	首相、代理署名拒否で沖縄県知事を提訴
8. 4.10	横田基地公害訴訟提訴(第5次、新横田第1次)
4.17	「日米安全保障共同宣言」発表
5.27	知事が横田基地、多摩サービス補助施設周辺を視察
7.16	政策報道室に基地対策担当を設置
8.28	最高裁、代理署名訴訟判決(沖縄県知事敗訴)
11.11	「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」発足
12. 2	SACO最終報告、2プラス2で合意
9. 2.10	劣化ウラン弾誤射事故発覚
2.14	横田基地公害訴訟提訴(第6次、新横田第2次)
4.23	駐留軍用地特別措置法の改正
9.27	「新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)」発表
10. 2.26	川崎街道の拡幅に伴う多摩サービス補助施設の一部土地の返還について日米合同委員会で合意
4.20	横田基地公害訴訟提訴(第7次、新横田第3次)
11. 5.24	新ガイドライン関連法成立
6. 2	知事が横田基地を視察
9.17	知事が多摩サービス補助施設を視察
12. 8.24	横田基地公害訴訟提訴(第8次、新横田第4次)
12.21	川崎街道拡幅用地として多摩サービス補助施設の一部返還(約23,000㎡)
13. 3.～	横田滑走路の改修工事開始(～14.7)工事終了予定
9. 1	平成13年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターへリポートを

	訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
13.9.11	米国同時多発テロ事件の発生
10. 8	対テロ軍事行動として、米軍が空爆開始
10.29	自衛隊法の改正(自衛隊等の警護出動)
10.29	テロ対策特別措置法の成立(自衛隊戦時派遣)
14. 6.	横田飛行場滑走路の改修工事終了
9. 1	平成 14 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場を訓練会場として使用、知事が視察
15. 3.20	米軍がイラク攻撃を開始
5. 1	米大統領がイラクでの主要戦闘終了を宣言
5.23	日米首脳会談で横田飛行場の共用化について検討することで合意
6. 6	武力攻撃事態対処関連三法成立
6.24	財政制度等審議会は「大口返還財産の留保地の今後の取扱い」を財務大臣に答申
7. 2	「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」財務省通達
16. 9. 1	平成 15 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場を訓練会場として使用、知事が視察
12.17	政府関係省庁と都は横田飛行場の共用化について実務レベルで協議する「連絡会」を設置
9. 1	平成 16 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターへリポートを訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
17. 9. 1	平成 17 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターへリポートを訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
10.29	在日米軍再編協議の中間報告発表
11.28	多摩地域商工会・商工会議所 26 団体が「横田基地軍民共用化推進協議会」を設立
18. 5. 1	在日米軍再編の最終取りまとめ「再編実施のための日米のロードマップ」合意
5.25	JAL と ANA が国と都に「横田飛行場の軍民共同使用に関する要望書」提出
9. 1	平成 18 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターへリポートを訓練会場として使用、米海軍艦船が初参加、知事が横田会場を視察
10.12	横田基地の軍民共用化に関する日米両政府の協議組織（スタディグループ）の立ち上げ
19. 1. 5	米第 13 空軍第 1 分遣隊が横田飛行場に設置
4.23	都と在日米軍との間で、赤坂プレス・センターの緊急時使用にかかる現地実施協定を締結
5.18	横田ラプコン施設へ自衛隊管制官を配置
5.29	第 5～7 次(新横田第 1～3 次)横田基地騒音訴訟最高裁判決
5.30	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法成立
9. 1	平成 19 年度東京都総合防災訓練において、横田飛行場及び赤坂プレス・センターへリポートを訓練会場として使用、知事が横田会場を視察
9. 8	総理大臣が米大統領に横田飛行場の軍民共用化の実現に向けた検討について協力を要請
11.12	国連後方司令部がキャンプ座間から横田飛行場に移転
20. 4. 1	都は、赤坂プレス・センターを使用した救急患者搬送を開始
7.17	第 4 次・第 8 次横田基地騒音公害訴訟東京高裁判決
8.31	平成 20 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターへリポートを訓練会場として使用
9.25	横田空域の一部返還が実現
9.25	原子力空母ジョージ・ワシントンが、空母キティーホークに代わり米海軍横須賀基地に配備
11.10	都と在日米陸軍との間で、赤坂プレス・センターの災害時使用に係る現地実施協定を締結
12.22	都は厚木飛行場の環境基準指定地域の見直しを実施
21. 4.	第 4 次横田基地騒音公害訴訟上告棄却（判決確定）
8.30	平成 21 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターへリポートを訓練会場として使用
22. 8.29	平成 22 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
23. 3.11	東日本大震災発生
	米軍が「トモダチ作戦」を展開（横田基地に作戦司令部が設置される）
7.29	赤坂プレス・センター一部土地(約 4,700 ㎡)が米側から日本へ返還
10.29	平成 23 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
24. 2. 3	都の帰宅困難者対策訓練において、米海軍及び陸軍が海上輸送訓練に参加

24. 3.26	航空自衛隊航空総隊司令部が横田基地へ移転完了。運用開始
4.30	総理大臣が米大統領に横田飛行場の軍民共用化の検討を要請
9. 1	平成 24 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用。米軍機が防災訓練として初めて羽田空港に着陸
11. 1	平成 24 年度東京都・神津島合同防災訓練において、米軍艦船が初参加
12.12	横田基地公害住民訴訟提訴（第 9 次）
25. 3.26	横田基地公害住民訴訟提訴（第 2 次新横田 第 1 陣）
7.31	横田基地公害住民訴訟提訴（第 2 次新横田 第 2 陣）
11.23	平成 25 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用
26. 5.21	第 4 次厚木基地騒音訴訟横浜地裁判決
7.16	組織再編により基地対策業務が都市整備局に移管
7.	国土交通省 交通政策審議会 首都圏空港機能強化技術検討小委員会の「中間とりまとめ」の中で、「その他の空港の活用等」として横田飛行場を議論
8.30	平成 26 年度都総合防災訓練において、横田基地、赤坂プレス・センターヘリポートを訓練会場として使用
27. 2. 2	多摩地域商工会・商工会議所 28 団体が「多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会」を設立
4.27	新「日米防衛協力のための指針」を日米安全保障協議委員会で了承
5.12	米国防省は 2017 年後半から 2021 年までに CV-22 オスプレイ計 10 機を横田基地に配備する計画を発表
7.30	第 4 次厚木基地騒音訴訟東京高裁判決
8. 6	都と横田基地第 374 空輸航空団は、日米合同委員会合意に基づく災害準備時基地立入りに係る協定を締結
9.19	平和安全法制関連 2 法が成立
9.28	日米両政府が日米地位協定の環境補足協定を締結
10. 1	原子力空母ロナルド・レーガンが、原子力空母ジョージ・ワシントンに代わり米海軍横須賀基地に配備
10.28	東京都・三宅村・御蔵島村合同防災訓練において、米軍艦船及びヘリが参加
28. 4.14	熊本地震発生 在日米軍が災害救援活動を実施（横田基地第 374 空輸航空団が航空機を派遣）
7. 1	由木通信所返還
9. 4	平成 28 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
11.28	東京都・大島町・利島村合同防災訓練において、米軍ヘリが参加
12. 8	第 4 次厚木基地騒音訴訟上告棄却（判決確定）
29. 1.16	日米両政府が日米地位協定の軍属に関する補足協定を締結
3.14	米国防省は CV-22 オスプレイの配備を 2020 米会計年度（2019 年 10 月～2020 年 9 月）に延期することを発表
5.～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（～10.26）
8. 9	厚木基地から岩国基地への空母艦載機移駐開始
8. 4	第 5 次厚木基地騒音訴訟提訴
8.31	多摩サービス補助施設一部返還（約 8,800 ㎡）
9. 3	平成 29 年度都総合防災訓練において、横田基地を訓練会場として使用
10.11	第 2 次新横田基地公害訴訟第一審判決
10.26	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開終了
11. 5	東京都・八丈町・青ヶ島村合同防災訓練において、米軍ヘリが参加
30. 3.30	米空母艦載機の岩国移駐が完了 硫黄島民有地一部返還（約 630 ㎡）
4. 3	在日米軍が CV-22 オスプレイの横田飛行場配備について発表
7.27	全国知事会で日米地位協定の抜本的な見直し等を求めた「米軍基地負担に関する提言」を決議
9. 1	東京都・中央区・港区合同総合防災訓練（悪天候のため、米軍機による物資搬送訓練は中止）
10. 1	5 機の CV-22 オスプレイが横田飛行場に配備

30.11.30	第9次横田基地公害訴訟第一審判決
令 1. 6. 6	第2次新横田基地公害訴訟第二審判決
7.25	日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空事故に関するガイドラインの改正
8.～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（10.20に帰投）
8.31	東京都・多摩市合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
2. 1.23	第9次横田基地公害訴訟第二審判決
4. 6	在日米軍司令官が関東平野における在日米軍施設・区域に係る公衆衛生緊急事態宣言
4. 7	第374空輸航空団指令官が公衆衛生緊急事態における保護政策を公表
. 5.30頃～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（令和2年10月まで）
7.10	民間ビルの建物の一部を羽田郵便管理事務所として使用することについて日米合同委員会で承認
7.29	新型コロナウイルス感染症拡大対策として、在日米軍関係者への日本入国後14日間の移動制限とその間のPCR検査の義務付け、関連各施設等は新規感染事案が発生するごとに対外公表を行うこと、などを日本政府及び在日米軍が共同で公表
11.21	東京都・北区合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
11. 5	全国知事会で日米地位協定の抜本的な見直し等を求めた「米軍基地負担に関する提言」を決議
11.21	第2次新横田基地公害訴訟上告棄却（判決確定）
12. 9	第9次横田基地公害訴訟上告棄却（判決確定）
3. 5.下旬～	横田基地への米空軍グローバルホーク一時展開開始（令和3年10月まで）
6.10	在日米軍による在日米軍従業員へのワクチン接種を実施する旨を発表
7. 6	横田基地にCV-22オスプレイ1機が到着
7.20	7月6日に、既に配備されている部隊に追加されるものとしてCV-22オスプレイ1機が横田飛行場に到着した旨米側から説明があったと、国は公表
8.23	東京都・東村山市合同総合防災訓練（米軍参加予定）の中止決定（新型コロナウイルス感染症状況等を鑑みて）
9.30	府中通信施設返還
4. 6.20	横田基地公害住民訴訟提訴（第3次新横田）
9. 2	東京都・品川区合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
9. 3	東京都・東村山市合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
6. 8.31	東京都・板橋区合同総合防災訓練（米軍参加予定）の中止決定（台風第10号等の状況を踏まえ）
12. 4	横田飛行場に在日米宇宙軍が新編
7. 5.14	横田飛行場におけるPFOS等を含む貯水池の残水の処理に関し、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを採取するとともに、米側からの説明を聴取
6. 7	横田基地にＣＶ－22オスプレイ1機が到着
8.30	東京都・羽村市・日の出町合同総合防災訓練において、米軍ヘリが参加
10.28	令和7年6月に横浜ノース・ドックから横田飛行場へ飛来したオスプレイは、令和5年11月に屋久島の沖合に墜落した横田飛行場所属のＣＶ－22オスプレイ1機の代わりとして配備されたなどとの説明があったと、国は公表